

平成 30 年 3 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 問 内 容 （通告要旨）

【3月6日】

代表質問

1 宮崎勝郎（緑風会） 44～59ページ

平成30年度施政及び予算編成方針について

- 1 「展開の年」としての思いを聞く
- 2 長期財政見通しについてどのように考えているのか
- 3 平成30年度予算の目玉となる施策は何か
- 4 新たな施策を遂行していく中で、困難を伴う事業にはどのように対峙していくのか

平成30年度の施策・事業について

- 1 亀山市都市マスタープランの見直しについて
- 2 亀山環状線完成の見通しについて
- 3 亀山市地域公共交通計画と高齢者タクシー料金助成事業について
- 4 地震対策について
- 5 亀山市ジュニア救命士育成事業と消防団の組織再編について
- 6 農業施策について
- 7 コミュニティソーシャルワーカーの配置について

基金について

- 1 各種基金の活用状況について
- 2 新たに設置する文化振興基金について
- 3 新たに設置する病院事業基金について
- 4 各種基金の必要性について

代表質問

2 中村嘉孝（新和会） 60～71ページ

平成30年度施政及び予算編成方針について

- 1 予算編成方針の基本的な考え方について
- 2 「展開の年」と位置付けたことについて
- 3 市政経営において特に必要な視点について
- 4 第2次行財政改革大綱の取り組みについて
- 5 長期財政見通しについて

福祉行政について

- 1 社会福祉協議会による亀山地域包括支援センターの運営について
- 2 障がい者福祉について

代表質問

3 福沢美由紀（日本共産党） 71～86ページ

平成30年度施政及び予算編成方針について

- 1 命と暮らしを守る施策について
 - (1) 防災について
 - (2) 子どもの貧困について
 - (3) 生活保護について
 - (4) 障がい者施策について
 - (5) 子ども施策について
 - (6) 高齢者施策について
 - (7) 地域公共交通について
 - (8) 農林業について

職員雇用について

- 1 非正規率が高いことについて

平和と人権の取り組みについて

- 1 憲法第9条の考え方について
- 2 性的マイノリティ（LGBT）に対応する取り組みについて

代表質問

4 森 美和子（公明党） 86～99ページ

平成30年度施政及び予算編成方針について

- 1 平成30年度の市政運営について
 - (1) 平成29年度の総括について
 - (2) 「展開の年」とされた理由について
 - (3) 行財政改革について
 - (4) 今後の財政見通しについて
- 2 組織機構改革について
 - (1) 移住・定住施策の窓口の在り方について
 - (2) 子ども施策の窓口の在り方について
- 3 子育て世代包括支援センターについて
- 4 安心・安全なまちづくりについて
 - (1) 防災・減災対策について

代表質問

5 櫻井清蔵（勇政） 100～113ページ

平成30年度の予算編成について

- 1 平成30年度当初予算は、前年度当初予算と比較して、1.1パーセント増となっているが、亀山駅周辺整備事業に9億7千万円が計上されていることから、市民生活向上のための予算は減額になっているといえる。予算編成における基本的な考え方を知りたい

乗合タクシー制度について

- 1 平成30年10月から実施を予定している乗合タクシー制度について検証する
 - (1) 市長は担当部署にどのような指示を与えたのか
 - (2) 年間利用者をどの程度見込んでいるのか
 - (3) 当該事業に対する提案について

農業振興地域について

- 1 農業振興地域の今後の在り方について、市長の考えを知りたい
- 2 能褒野地区における農用地区域除外の申請に対する今後の対応について

質 疑 内 容 （通告要旨）

【3月7日】

1 新 秀隆（公明党） 117～124ページ

議案第25号 平成30年度亀山市一般会計予算について

- 1 予算編成の基本的な考え方について
- 2 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費、基本構想策定等委託料について

2 今岡翔平（勇政） 124～134ページ

議案第1号 亀山市病院事業基金条例の制定について

- 1 医療センターに対する寄附の状況について
- 2 基金化することによるメリット・デメリットについて
- 3 今後の基金の積み立てについて

議案第9号 亀山市運動施設等条例の一部改正について

- 1 利用料金の額の算出根拠と受益者負担率について
- 2 大会以外での空調設備の利用について

議案第10号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

- 1 改正内容について
- 2 改正の時期について
- 3 改正後の窓口における手続の変更について

3 宮崎勝郎（緑風会） 134～143ページ

議案第3号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

- 1 改正内容について
- 2 検討内容について

議案第9号 亀山市運動施設等条例の一部改正について

- 1 改正内容について
- 2 利用料金の基準について
- 3 避難所として利用する場合について

議案第12号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

- 1 改正内容について

議案第15号 亀山市水道事業給水条例及び亀山市公共下水道条例の一部改正について

- 1 改正内容について
- 2 クレジット収納に対する市民意識について

議案第19号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

- 1 今回の補正の考え方について
- 2 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第13目 災害対策費、木造住宅補強事業の減額補正について
- 3 第3款 民生費、第2項 児童福祉費について
 - (1) 第2目 児童措置費、施設型給付・地域型保育事業の増額補正について
 - (2) 第3目 保育所費、一般管理費の臨時雇賃金の増額補正について

4 服部孝規（日本共産党） 143～152ページ

議案第25号 平成30年度亀山市一般会計予算について

- 1 第8款 土木費、第4項 都市計画費、亀山駅周辺整備事業について
 - (1) 事業が成り立つかどうか未定の時点での予算計上について
 - (2) 財源のうち、国庫支出金4億9,071万円について
 - (3) 都市計画決定後の市街地再開発組合の設立について
 - (4) 昨年3月の計画案と今回のプロポーザルの提案が大きく異なることについて
 - (5) 狹隘道路（御幸7号線）をそのままにして御幸8号線の拡幅工事を進めることについて

5 伊藤彦太郎（勇政） 152～157ページ

議案第8号 亀山市基金条例の一部改正について

- 1 寄附金の取り扱いの考え方について

議案第3号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び

議案第4号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

- 1 特別職報酬等審議会への諮問の内容について

6 福沢美由紀（日本共産党） 157～166ページ

議案第3号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

- 1 人事院勧告に準じなければならない法的根拠について

議案第4号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

- 1 人事院勧告に準じなければならない法的根拠について

議案第6号 亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正について

- 1 退職金引き下げの理由と内容について

議案第26号 平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

- 1 歳入 第1款 国民健康保険税について
- 2 医療費の見込みについて
- 3 保険事業費について
- 4 基金について

議案第1号 亀山市病院事業基金条例の制定について

- 1 寄附金については、速やかに寄附をされた方の意向に沿った活用を図るべきと思うが、なぜこのような基金条例を制定する必要があるのか

議案第6号 亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正について

- 1 平成25年4月から3年間、段階的に職員の退職金は減額されているが、再度このような減額改正をする必要があるのか

議案第16号 亀山市立医療センター使用料及び手数料条例の一部改正について

- 1 改正内容について
- 2 特別室の今後の利用方法について

質 問 内 容 （通告要旨）

【3月9日】

1 服部孝規（日本共産党） 180～191ページ

「学力テスト日本一」の福井県の県議会が可決した教育行政の根本的見直しを求める意見書について

- 1 この意見書に対する教育長の見解について
- 2 亀山市での学力テストの実態について
- 3 福井県議会の意見書を教訓として学力テストの見直しをすべきだということについて

保育園の待機児童をいつまでに、どのようになくすのかについて

- 1 現在の待機児童の実態と定義について
- 2 待機児童がなくなる原因は何かについて
- 3 いつまでに、どんな対策を講じて待機児童をなくす決意なのかについて

2 新 秀隆（公明党） 191～200ページ

子育てと子どもの成長を支える環境の充実について

- 1 放課後児童クラブについて
 - (1) 設置場所について
 - (2) 危機管理について
 - (3) 今後の考え方について

快適さを支える生活基盤の向上について

- 1 空き家、空き地対策について
 - (1) 空き地の管理について
 - (2) 空き家の敷地管理について
 - (3) 重要伝統的建造物群保存地区内の空き家管理について
- 2 緊急輸送道路について
 - (1) 関の山車会館南側の道路整備について

3 今岡翔平（勇政） 201～215ページ

能褒野地区における農用地区域除外について

- 1 地域の方とのこれまでの情報交換について
- 2 地域の方の要望をどのように捉えているのか
- 3 除外の判断をしているのは市か
- 4 除外しないのは住宅を建てさせないためか
- 5 農業振興のための対策を何か行なっているのか

市内小中学校の空調整備について

- 1 特別教室に空調設備を設置しない理由は
- 2 川崎小学校の理科室に空調設備が必要でない理由は
- 3 市内小中学校の空調設備の整備状況の差異について

昼生小学校に新設される放課後児童クラブについて

- 1 新設される放課後児童クラブは公設か民設か
- 2 今後の他の放課後児童クラブの整備は

城東地区コミュニティセンターについて

- 1 施設の取り壊し費用を来年度予算に計上したのか
- 2 まちづくり協議会の催しや活動について

4 高島 真（緑風会） 215～222ページ

リニア中央新幹線について

- 1 リニア中央新幹線亀山駅誘致の状況について
- 2 関西本線及び紀勢本線の複線電化について

新たな観光資源の創出について

- 1 鈴鹿山系の代表的な山々を結ぶトレイルルートについて
 - (1) 取り組みの概要について
 - (2) 市民団体との協働について
- 2 その他の新たな観光資源の創出について

運転免許証の自主返納について

- 1 高齢者の運転免許証自主返納の状況について
- 2 運転免許証自主返納による優遇制度について
- 3 高齢者の移動手段の確保に対する市の考え方について

5 伊藤彦太郎（勇政） 222～234ページ

地域公共交通について

- 1 乗合タクシーの在り方について
- 2 自主運行バスへの支援策について

子育てをめぐる環境について

- 1 放課後児童クラブについて
- 2 コミュニティ・スクールについて

質 問 内 容 (通告要旨)

【3月12日】

1 前田 稔 (勇政) 236～250ページ

亀山駅周辺整備事業について

- 1 組合成立の条件について
- 2 権利変換について
- 3 事業が経営破たんした場合の責任の所在について

空家等対策事業について

- 1 条例制定後の状況について

新庁舎建設準備事業について

- 1 新庁舎建設基本構想について

リニア中央新幹線について

- 1 飯田市視察内容について
- 2 駅誘致に向けた市の対応について
- 3 経済効果について

2 鈴木達夫 250～261ページ

教育行政について

- 1 就学経費の負担軽減について
- 2 就学困難者への対応について
- 3 小・中学校、幼稚園の空調設備について
- 4 教育功労者に対する表彰制度について
- 5 教育支援員の配置について

3 前田耕一 262～271ページ

平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催について

- 1 大会の概要について
- 2 本市で開催する競技種目について
- 3 開催に向けての準備状況について
- 4 開催に向けての広報・啓発活動について

質 疑 内 容 （通告要旨）

【3月27日】

1 森 美和子（公明党） 298～299ページ

議員提出議案第1号 核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書の提出について

1 核保有国と非保有国との間で日本が果たすべき役割について

2 小坂直親（緑風会） 301～303ページ

議案第39号 亀山市副市長の選任同意について

1 副市長人事の判断の時期について

3 櫻井清蔵（勇政） 303～306ページ

議案第39号 亀山市副市長の選任同意について

1 副市長人事の考え方について

平成30年2月23日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

平成30年2月23日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 平成30年度施政及び予算編成方針の説明
- 第 5 平成30年度教育行政一般方針の説明
- 第 6 議案第 1号 亀山市病院事業基金条例の制定について
- 第 7 議案第 2号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 3号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 4号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第 5号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 第 11 議案第 6号 亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正について
- 第 12 議案第 7号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第 13 議案第 8号 亀山市基金条例の一部改正について
- 第 14 議案第 9号 亀山市運動施設等条例の一部改正について
- 第 15 議案第10号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第 16 議案第11号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 17 議案第12号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 18 議案第13号 亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第 19 議案第14号 亀山市都市公園条例の一部改正について
- 第 20 議案第15号 亀山市水道事業給水条例及び亀山市公共下水道条例の一部改正について
- 第 21 議案第16号 亀山市立医療センター使用料及び手数料条例の一部改正について
- 第 22 議案第17号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 第 23 議案第18号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第 24 議案第19号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について
- 第 25 議案第20号 平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 26 議案第21号 平成29年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 27 議案第22号 平成29年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第 28 議案第23号 平成29年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 29 議案第24号 平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第4号）について
- 第 30 議案第25号 平成30年度亀山市一般会計予算について
- 第 31 議案第26号 平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 32 議案第27号 平成30年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

- 第 33 議案第28号 平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
 - 第 34 議案第29号 平成30年度亀山市水道事業会計予算について
 - 第 35 議案第30号 平成30年度亀山市工業用水道事業会計予算について
 - 第 36 議案第31号 平成30年度亀山市公共下水道事業会計予算について
 - 第 37 議案第32号 平成30年度亀山市病院事業会計予算について
 - 第 38 議案第33号 損害賠償の額を定めることについて
 - 第 39 議案第34号 市道路線の認定について
 - 第 40 議案第35号 市道路線の変更について
 - 第 41 議案第36号 市道路線の変更について
 - 第 42 議案第37号 市道路線の廃止について
 - 第 43 議案第38号 専決処分した事件の承認について
 - 第 44 報告第 1号 専決処分の報告について
 - 第 45 報告第 2号 専決処分の報告について
 - 第 46 報告第 3号 専決処分の報告について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1 番	今 岡 翔 平 君	2 番	西 川 憲 行 君
3 番	高 島 真 君	4 番	新 秀 隆 君
5 番	尾 崎 邦 洋 君	6 番	中 崎 孝 彦 君
7 番	福 沢 美由紀 君	8 番	森 美和子 君
9 番	鈴 木 達 夫 君	10 番	岡 本 公 秀 君
11 番	伊 藤 彦太郎 君	12 番	宮 崎 勝 郎 君
13 番	前 田 耕 一 君	14 番	中 村 嘉 孝 君
15 番	前 田 稔 君	16 番	服 部 孝 規 君
17 番	小 坂 直 親 君	18 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長 櫻 井 義 之 君	副 市 長 広 森 繁 君
企画総務部長 山 本 伸 治 君	市民文化部長 坂 口 一 郎 君
健康福祉部長 佐久間 利 夫 君	環境産業部長 西 口 昌 利 君
危機管理局長 井 分 信 次 君	文化振興局長 嶋 村 明 彦 君

関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	宮崎哲二君	財務部参事	落合浩君
市民文化部参事	深水隆司君	健康福祉部参事	水谷和久君
建設部参事	亀淵輝男君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長兼消防署参事	平松敏幸君
地域医療統括官	伊藤誠一君	医療センター事務局長兼地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君
選挙管理委員会事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局長	草川博昭	議事調査室長	渡邊靖文
書記	村主健太郎		

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長(西川憲行君)

おはようございます。

ただいまから平成30年3月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

1番 今岡翔平 議員

11番 伊藤彦太郎 議員

のご両名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月27日までの33日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西川憲行君)

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から3月27日までの33日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

なお、上田財務部長及び松本建設部長は病気休暇のため、本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

次に、市長から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第6項の規定により、亀山市国民保護計画の変更について報告がありました。

また、監査委員から例月出納検査結果報告書4件、平成29年度財政援助団体等監査結果報告書及び指定管理者監査結果報告書が、亀山市土地開発公社、社会福祉法人亀山市社会福祉協議会、公益財団法人亀山市地域社会振興会及び公益社団法人亀山市シルバー人材センターから、平成30年度事業計画書及び収支予算書がそれぞれ提出されておりますので、ごらんおきください。

次に日程第4、平成30年度施政及び予算編成方針の説明を行います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成30年亀山市議会3月定例会の開会に当たり、市政運営に対する所信の一端を申し上げます。

現在、我が国は、少子・高齢社会の進展による本格的な人口減少社会の到来や、長年の円高・デフレ経済からの脱却等大きな課題への対応が求められております。

こうした中、昨年末に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、最大の課題である少子・高齢化の克服に向けて、人づくり革命として、3歳から5歳までの子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用の無償化や待機児童の解消に向けた32万人分の受け皿整備、高等教育の無償化のための給付型奨学金の拡充等が、生産性革命としては、中小企業、小規模事業者の投資促進と賃上げのための環境整備等が盛り込まれております。

政府は、これらを実現していくため、平成30年度予算編成の基本方針においても、財政健全化への着実な取り組みを進める一方、重点的に予算措置を講じることとしております。

こうした動きは、市民生活及び本市の行財政運営にも影響を及ぼすことから、引き続き迅速な情報収集と的確な対応を図ってまいります。

さて、本市は、本年1月、新市合併からはや14年目を迎えました。また、あのリーマンショックからも10年がたとうとしております。この間、地域経済の低迷や少子・高齢社会の進展等、激動の社会経済情勢の中を持続可能なまちづくりに努めてまいりました。一方、本年は明治元年から150年の節目であるとともに、来年には改元が行われるなど新しい時代を迎えることとなりますことから、本市を持続可能な成長への新しい段階へと進めたいと決意するところであります。

また、現在進められております民間産業団地の造成の完成が本年度末に見込まれるとともに、新年度には、新名神高速道路の県内区間の整備完了が予定されております。こうした環境が整うことにより、本市の地域ポテンシャルはさらに高まるとともに、景気の緩やかな回復に合わせて企業活動の活性化も見られますことから、新年度はより一層の産業集積やそれに伴う雇用の創出等、本市の将来を見据える上で重要な年となってまいります。

このような状況を踏まえ、昨年4月に始動した第2次総合計画の取り組み、2年目となります新

年度につきましては、行政経営の重点方針において、展開の年と位置づけ、総合計画を次の段階へと進めてまいります。

そのため、組織機構におきましては、前期基本計画に掲げた施策を着実に推進する体制とするとともに、職員のマネジメント能力を育成・強化する仕組みを構築することを目的として、これまでの部・室の2層体制から、部・課・グループの3層体制に再編してまいります。

また、第2次行財政改革大綱20の取り組みを着実に実践することで、施策推進と行財政運営との両立を図り、「緑の健都 かめやま」の実現を目指してまいります。

また、来る8月2日から6日にかけて、西野公園体育館を競技会場として、高校生の若さあふれる競技が繰り広げられる平成30年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）ウエートリフティング競技大会が開催されます。市民がスポーツを観戦することでスポーツへの関心を持つきっかけとなり、さらには各地からの大会参加者を温かく迎え入れることで、本市の魅力あふれる地域文化を全国へ情報発信できるものと考えております。

一方、今回新たに策定した長期財政見通しでは、市税において今後も緩やかな減少傾向が続くとともに、普通交付税では平成31年度に合併算定がえによる増額措置が終了することなどから、歳入全体として長期的な減少が見込まれております。

歳出につきましては、障がい者サービスの充実等による扶助費の増加や、既に着手いたしております亀山駅周辺整備事業や野村布気線整備事業のほか、今後予定されております認定こども園整備事業等の大規模事業費の増加を見込んでおります。このことから、平成30年度末の財政調整基金残高は、約30億円減少した約10億円となると見込んだところでありますが、一方でリニア中央新幹線亀山駅の整備や新庁舎の建設を見据えた各基金の積み立てを継続することとしていることから、平成37年度末でリニア中央新幹線亀山駅整備基金、庁舎建設基金それぞれ約20億円の基金残高となると見込んでおります。

このような状況の中、第2次総合計画を着実に推進するため、徹底した行財政改革の実践に取り組むこととし、事業の優先順位を踏まえた中で予算計上を行うとともに、財源確保の観点から基金や合併特例債等の特定財源の活用を行い、持続可能な行財政運営の確立を目指し、新年度の予算編成を行ったところであります。

なお、新年度の各会計別の予算額は、一般会計予算が前年度比1.1%増となる213億100万円といたしました。また、国民健康保険事業特別会計は45億330万円、後期高齢者医療事業特別会計は10億900万円、農業集落排水事業特別会計は4億8,550万円、水道事業会計は17億9,950万円、工業用水道事業会計は8,580万円、公共下水道事業会計は22億4,850万円、病院事業会計は20億2,550万円、一般会計、特別会計、企業会計を合わせまして、前年度比2.1%減の334億5,810万円の当初予算額といたしております。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、都市づくりの推進のうち、基本構想における都市空間形成方針の具現化に向けた亀山市都市マスタープランの見直しにつきましては、本年度の庁内検討や市民協議会での議論を踏まえ、新年度において素案を作成し、都市計画審議会へ諮ってまいります。新たに策定する計画につきましては、本市の特徴ある地形や現状の

都市空間の利用状況から、住みやすさの向上に重点を置いた土地利用の促進等、都市づくりの指針となるよう策定を進めてまいります。

また、地籍調査事業につきましては、新たに中町3及び本町1地区において現地確認調査を実施し、計画的に市内の地籍の明確化を図ってまいります。

一方、亀山駅周辺整備事業につきましては、中心市街地における拠点性向上と亀山駅周辺の再生に資するにぎわいづくりを目指し、引き続き市街地再開発組合設立認可への支援を行ってまいります。また、来月には、都市計画決定を行う見込みであることから、駅前広場や街路等の詳細設計を進めるとともに、学びと交流の場となる新しい図書館を含めた基本設計や事業計画等の作成を進めてまいります。

次に、住環境の向上につきましては、これまで県外からの移住者を対象として空き家リフォームに対する助成を行ってまいりましたが、さらなる空き家の活用による移住促進を図るため、県内からの移住者へも対象範囲を拡大するとともに、住宅金融支援機構による借入金の金利優遇制度についても、支援機構との連携を図ることで空き家活用事業の制度拡充に努めてまいります。

次いで、上下水道の充実のうち、上水道事業につきましては、より充実した水道サービスを提供するため、亀山市新水道ビジョンに基づき、老朽管路や施設の更新、耐震化に取り組んでまいります。新年度におきましては、川崎北部地域の水量・水圧低下の解消を図るため、川崎加圧ポンプ施設の整備工事に着手いたします。さらに、改定した水道料金により持続可能な事業運営に努めてまいります。

一方、公共下水道事業につきましては、公共下水道事業整備計画に基づき、能褒野町、川崎町、川合町、住山町、阿野田町、天神二丁目、天神四丁目等で管渠布設工事及び舗装復旧工事を行ってまいります。

また、新年度から平成28年度末に認可された区域の第7負担区の整備工事に着手し、平成31年3月末に一部供用開始する予定であることから、同負担区における受益者負担金を決定するため、本議会に関係条例の一部改正を提案いたしております。

さらに、農業集落排水事業では、施設の長寿命化対策や適切な維持管理のため、最適整備構想策定事業として市内13施設の機能診断調査に着手してまいります。

また、水道料金と下水道料金につきましては、利用者の利便性向上を図るため、クレジットカードによる納付サービスの導入について、本議会に関係条例の一部改正を提案いたしております。

次に、道路の保全・整備のうち、和賀白川線整備事業につきましては、用地測量を再開するとともに、国道1号亀山バイパスから北側200メートル区間の用地買収と関連する市道亀山市斎場線の整備工事に着手し、亀山環状線の早期完成を目指してまいります。

また、野村布気線整備事業では、引き続き長田池の池部工事等を進め、新年度における供用開始を目指してまいります。

一方、道路施設の適切な管理を行うため、社会資本整備総合交付金を活用しながら、老朽化の進む路線の舗装改修工事を進めるとともに、橋梁耐震化補強事業計画及び長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の耐震化、長寿命化に取り組んでまいります。

次いで、公共交通の拡充につきましては、亀山市地域公共交通計画に基づき、本市に係る全ての地域公共交通が一体となって機能する持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ってまいります。

新年度におきましては、人口減少や超高齢社会の進展を見据え、コミュニティ系バス路線の再編にとどまらず、新たな交通手段として乗合タクシー制度の導入により、公共交通の効率化と充実を図り、地域の交通手段の確保に努めてまいります。

次に、安心・安全なまちづくりの推進のうち、地震対策・木造住宅補強事業につきましては、発生が危惧される南海トラフ地震等の被害を最小限に食いとめるため、引き続き木造住宅の耐震化や啓発等を行い、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

また、流下能力が低く、冠水等により営農に支障を来しております出屋排水路につきましては、本年度中に用地買収が完了する見込みでありますことから、新年度から整備工事に着手し、周辺農地と下庄駅構内の冠水解消に努めてまいります。

さらに、防災重点ため池が破堤した場合の影響範囲を地図化する、ため池ハザードマップ作成事業では、本年度、先行して3カ所の作成を進めてまいりました。新年度におきましても、引き続き残る10カ所の防災重点ため池について作成を行い、情報提供に努めてまいります。

一方、消防力の充実強化につきましては、災害等の緊急時に的確に対応できるよう、救助に関する知識・技術を習得した職員が連携して活動を行える救助体制を構築し、災害対応力の向上を図ってまいります。

また、救命率の向上を図るため、誰もが適切な応急手当ができるよう、小学生を対象とした救急講習を行う亀山市ジュニア救命士育成事業を展開してまいります。

さらに、消防団の充実強化では、車両の更新を初め、装備資機材の充実強化を図るとともに、組織の再編や施設の見直しについて具体的な検討を進めてまいります。

次いで、低炭素・循環型社会の構築につきましては、環境負荷の少ない社会づくりに向けて、市民の省エネ行動、省資源活動の推進を図るため、新たな環境活動ポイント制度を実施してまいります。この制度を展開することにより、市域全体の省エネ行動率を向上させ、二酸化炭素排出量の削減に取り組んでまいります。

また、廃棄物処理施設の適正管理を図るため、引き続きごみ溶融処理施設大規模整備事業として、耐用年数を迎える老朽化した設備機器の更新を計画的に行うとともに、ごみ溶融処理施設及び衛生公苑の管理委託につきましては、複数年契約を締結し、経費節減と安定的な維持管理に努めてまいります。

なお、刈り草コンポスト化センターの運営につきましては、関衛生センターし尿処理施設の解体跡地を一体的に利用することとしておりますが、同センターの民間事業者への運営移譲の諸手続きに時間を要することから、移譲時期を1年延期させ、平成31年4月の運営開始に向け準備を進めてまいります。

次に、自然との共生につきましては、本市の有する豊かな自然資源を保全し、次世代へ引き継いでいくため、鈴鹿川等の源流域である誇りと責任を明らかにする条例の制定に取り組むとともに、源流域の保全活用を図るため、産学民官による組織づくりに取り組んでまいります。

また、森林の持つ水源涵養や土砂災害防止等の公益的機能を持続的に維持・発揮するため、森林環境創造事業やみえ森と緑の県民税市町交付金事業を活用し、荒廃した環境林を間伐により整備してまいります。

一方、農地の保全につきましては、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮と、耕作放棄地

の発生防止に資するため、農地や農道、水路等の地域資源を保全する農家や地域の活動への支援を行ってまいります。

また、持続的な農村景観と田園環境の保全を図るため、田園環境保全事業として一団の農地に景観作物を作付する農家や営農組織等の取り組みを支援してまいります。

さらに、里山公園みちくさにつきましては、引き続き身近な自然に触れ合い、自然が果たす役割を学ぶ里山塾を管理運営協議会との協働により実施し、市民の自然との触れ合いの機会を提供するとともに、民間活力の推進にもつなげてまいります。

次いで、歴史的風致を生かしたまちづくりの推進では、関の山車の保存・展示と祭りばやし等の伝承活動の拠点となる関の山車会館の平成31年度の開館を目指し、施設の整備工事及び展示製作等を着実に進めてまいります。

次に、歴史・文化の継承・活用のうち、国史跡指定を目指す鈴鹿関跡につきましては、本年度設置いたしました亀山市鈴鹿関跡学術調査専門委員会から指導・助言をいただきながら、学術的な調査研究を進めてまいります。

また、歴史博物館においては、春の企画展において、亀山高校郷土クラブに関する展示、秋には明治150年を記念して、ペリーが来航した幕末から明治の廃藩置県の時期にかかわる亀山の歴史を取り上げてまいります。さらに、学校での学習の展開といたしましては、新しく追加した学習テーマごとに資料をパッケージ化した貸し出しユニットの活用促進と、市内小・中学校での移動展示を行い、子供たちが地元の歴史や文化を学ぶ機会づくりを進めてまいります。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」についてご説明申し上げます。

まず、地域福祉力の向上につきましては、きめ細やかな地域福祉活動の展開を図るため、亀山市社会福祉協議会にコミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）を配置し、地域の福祉課題を地域住民の助け合い、支え合いによって解決できる仕組みづくりの促進に努めてまいります。

また、貧困が社会問題となっている中、貧困の連鎖の防止に向け、本市の子育て世代の現状を把握し、取り組むべき課題や施策の方向性等を分析するため、子供の貧困に関する実態調査を実施してまいります。

次に、健康づくり・地域医療の充実のうち、がん検診の推進につきましては、胃がん、肺がん等6種のがん検診の受診率向上に努めるとともに、新年度におきましては、新たに市内中学校の生徒を対象に亀山医師会、鈴鹿亀山薬剤師会と連携しながら、学校検診での尿検査の機会にあわせてピロリ菌の検査を行ってまいります。

また、国民健康保険の特定健診の受診者のうち、生活習慣病の発症リスクがある方には、特定保健指導を行い、生活習慣病の予防につながる生活習慣の改善を促してまいります。一方で、特定保健指導に参加されない方については、電話勧奨を行うなどの工夫をしながら特定保健指導への参加促進に努めてまいります。

一方、医療センターにつきましては、訪問看護ステーションを開設するとともに、地域包括ケア病床を増床させるなど、地域包括ケアシステムの充実に努めてまいります。なお、地域包括ケア病床の個室につきましては、入院期間が長期間になることが予想されることから、患者等の負担軽減を図るため、病室使用料の改定を行うべく本議会に係る条例の一部改正を提案いたしております。

また、本市ならではの在宅医療連携システムである「かめやまホームケアネット」につきましては

は、新年度から利用者の病歴や家族等の情報を医師や看護師、ケアマネジャー等が共有し活用するため、地域医療連携システムを稼働させることで、在宅医療の充実を図ってまいります。

さらに、医療センターの健全経営を図るため、亀山市病院事業基金について、本議会に係る条例の制定と関係経費の予算補正を提案いたしております。

一方、国民健康保険事業につきましては、新年度から県がその財政運営の責任主体となります。これにより県に一元化されることとなりますが、県との連携を十分に図ってまいりますとともに、これまでと変わらない被保険者へのきめ細やかな対応に努めてまいります。また、国民健康保険税率の改正に向けた検討を進めるなど、新制度のもと国民健康保険事業の運営を適切に実施してまいります。

次に、高齢者の地域生活支援の充実につきましては、本年度策定いたします亀山市高齢者福祉計画に基づき、高齢者の多様な生活スタイルを適切に支える仕組みを強化することにより、地域包括ケアシステムを深化させ、地域共生社会の実現を目指してまいります。

このような中、市と亀山市社会福祉協議会の共通の方向性として、多様で複合的な悩みや困りごとに丸ごと対応できる相談体制の確立を目指すこととし、地域の中核的な機関である社会福祉協議会において、一貫した相談体制を構築していくこととしております。

このことから、高齢者の相談窓口を社会福祉協議会に一元化するため、鈴鹿亀山地区広域連合から受託している地域包括支援センターの運営については、新年度から社会福祉協議会において実施することとしております。今後につきましても、社会福祉協議会との連携を強化するとともに必要な支援を行ってまいります。

また、高齢者タクシー料金助成事業では、平成30年10月から開始する新たな地域公共交通サービス、乗合タクシー制度の運用状況を検証しながら、当該制度への移行の周知に努めてまいります。

さらに、徘徊高齢者の見守り支援につきましては、認知症等で行方不明となった高齢者の早期発見・保護のために、QRコードを活用した見守りシールを交付するなど対策の強化に努めてまいります。

次いで、障がい者の自立と社会参加の促進につきましては、障がいのある人の自立と社会参加への支援を総合的かつ計画的に推進していくため、本年度策定いたします第2次亀山市障がい者福祉計画に基づき、障がい者が生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまちづくりを進めてまいります。

このような中、障がい者の自立支援につきましては、障がい者の状況や相談内容に応じた情報提供や助言、福祉サービスを利用するための支援など、障害者総合相談支援センター事業の実施により、障がいのある人が自立して生活できるよう相談支援体制の充実を図ってまいります。

さらに、自立支援のための環境整備につきましては、地域の社会資源を生かし、相談、緊急時の受け入れと対応、体験機会や場所、専門的人材の確保や養成、地域の体制づくりの5つの機能を備えた面的整備型の地域生活支援拠点の整備について、鈴鹿市との協議を進めてまいります。

次に、文化芸術の振興と文化交流の促進のうち、文化芸術の振興につきましては、本年度開催いたしました、かめやま文化年2017の検証を行うとともに、本年度策定いたします文化振興ビジョンに掲げる亀山市文化振興条例（仮称）の制定に向けた検討に取り組んでまいります。

また、今月、中央コミュニティセンターにおいて開催いたしました名誉市民の中村晋也氏、文化大使の上田秀洋氏の特別展は、郷土が生んだ芸術家の質の高い作品に触れていただく貴重な機会となったものと考えております。今後もこうした事業を含め、長期的な芸術・文化の振興を図れるよう財源の一部とするべく、文化振興基金新設のため、関係条例の一部改正について本議会に提案いたしております。

一方、文化の拠点施設である文化会館の利用環境の向上を図るため、老朽化した大ホールの空調設備の大規模改修を行うことで市民の施設利用を促進してまいります。

次いで、スポーツの推進につきましては、平成33年度の第76回国民体育大会（三重とこわか国体）の開催に向け、実行委員会の設立等の準備に着手してまいります。こうした大規模大会の開催を契機として、スポーツ文化の浸透を図ってまいります。

また、西野公園体育館の空調設備工事が完了いたしましたことから、新たに空調設備の利用料金を定めるため、関係条例の一部改正について本議会に提案いたしております。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」についてご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進、働く場の充実につきましては、安定した雇用や地域経済を活性化するため、本年度、制度拡充を図りました産業振興奨励制度を活用することにより、企業立地に向けた積極的な誘致活動を展開してまいります。

また、新たな産業団地への企業立地を促進するため、開発事業者と連携を図りながら、全国的な企業立地フェアや産業展等に出店し、亀山・関テクノヒルズ並びに本市のPRを幅広く行ってまいります。

一方、企業活動の促進に伴う雇用の創出につきましては、雇用対策協議会、ハローワーク、亀山商工会議所等の関係機関と連携した雇用の促進、就労者の働きやすい環境づくりに向けた取り組みや、市内企業を対象とした合同就職面接会の開催等の支援を行ってまいります。

次に、地域に根差した商工業の活性化につきましては、市内商業団体や亀山商工会議所と連携し、市内事業者が地域に根差した活動が行えるよう、引き続きまちゼミ、大市、100円商店街等の取り組みへの支援を行ってまいります。

また、多様な主体による取り組みとして、市内の小学生を対象とした職業体験イベント、カメジョブキッズ開催への支援を行い、地元の仕事に関心を持つ機会とすることで、長期的視野を持った商工業の活性化につなげてまいります。

さらに、空き店舗活用促進のための新制度導入や、創業支援制度の充実に向けた検討を行い、にぎわいのある商業地域の形成を進めてまいります。

一方、市内特産品の周知を図るため、本年度、大阪府泉佐野市と青森県五所川原市において開催されました特産品フェアに参加し、市内特産品や市のPRを行ってまいりました。新年度におきましては、来る4月30日に亀山サンシャインパークにおいて、本市と交流のある7自治体を招き、亀山市交流自治体特産品フェアを開催し、交流自治体と本市の特産品や観光資源等の情報発信を行ってまいります。

次いで、農林業の振興のうち、農業経営につきましては、農業生産力・経営力の向上を図るため、三重県、JA等の関係機関と連携し、継続して認定農業者等への農地の利用集積を推進するとともに、担い手農家や営農組織、新規就農者等の取り組みを支援してまいります。

また、主食用米の生産調整につきましては、国が平成30年産米から生産数量目標の配分を行わないとしていることから、地域農業の振興を目的とした亀山市農業再生協議会から生産量の目安を情報提供することで、需要に応じた生産に取り組めるよう進めてまいります。

さらに、農作業の効率化と農業用施設の維持保全を図るため、地域の実情に合った農業基盤の整備を進めてまいります。

また、農家にとって深刻な問題となっております獣害対策につきましては、引き続き関係機関と連携し、有害鳥獣捕獲活動等の支援に努めてまいります。さらに、有害鳥獣被害防止対策事業補助金につきましては、一定規模以上の防護柵設置に対する奨励加算金制度を新設し、支援を行ってまいります。

一方、林業の振興につきましては、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるための森林環境税及び森林環境譲与税（仮称）の創設が、去る12月に閣議決定されましたことから、今後の国の動向を注視するとともに引き続き林業事業者による施業の集約化や利用間伐、路網整備など林業生産活動を支援してまいります。

次に、まちづくり観光の推進につきましては、一般社団法人亀山市観光協会の運営支援を行うとともに、組織力の強化に向けて事務所移転や組織体制について亀山市観光協会と協議を行ってまいります。

また、新たな観光資源の創出につきましては、鈴鹿山系のすばらしさを広く理解していただき、貴重な観光資源として次世代へ継承するため、鈴鹿山系の代表的な山々を結ぶトレイルルートの開発や利用者への情報発信、啓発・育成等を鈴鹿高校山岳スキー部を初めとする市民団体と協働して取り組んでまいります。

次いで、広域的な交通拠点性の強化のうち、高速交通促進事業につきましては、引き続きリニア中央新幹線の整備促進に向け、リニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議を通じた取り組みや、三重県や沿線自治体等の関連機関との連携を図りながら、市内停車駅誘致に向けて取り組んでまいります。

また、リニア品川・大阪間の全線開業を最大8年間前倒しする方針が示され、リニア実現に向けた動きが新たなステージへと進んでおりますことから、来るべき時期に備え、リニア中央新幹線亀山駅整備基金を着実に積み立ててまいります。

続きまして、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」についてご説明申し上げます。

まず、子供たちの豊かな学びと成長につきましては、新年度からの組織機構再編に伴い、幼稚園に関する事務の一部を市長部局において補助執行することとしており、施設の利用等に関する事務や幼稚園の管理運営などを行ってまいります。これにより就学前の教育・保育に関する窓口等を一元化することで、市民の利便性が高まるものと考えており、引き続き教育委員会と連携しながら、就学前の子供の教育・保育施策の充実を図ってまいります。

また、学習生活環境の整備を図るため、全ての幼稚園における保育室等への空調機設置に向け、設計業務に着手してまいります。

次いで、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を充実させるため、母子の相談支援を行う母子保健コーディネーターを配置した子育て世代包括支援センターを新設いたします。さらに、産婦健康診査や新生児聴覚スクリーニング検査費用の助成等をはじめなど、新たに子育て世代包括支援

事業として拡充し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行ってまいります。

また、子ども医療費助成につきましては、さらなる子育て支援の充実を図るため、平成30年9月からの市内医療機関における未就学児を対象とした医療費の窓口無料化の実施に向け、本議会に関係条例の一部改正を提案いたしております。

さらに、子育てが孤立しない環境づくりにつきましては、本年度、小規模児童養護施設及び児童短期入所の運営事業者の決定をしたところであり、新年度におきましては、早期の開設に向け、運営事業者とともに準備を進めてまいります。子供に関する相談につきましては、三重県立こども心身発達医療センターの市町療育支援事業を活用した専門スタッフの派遣等により、療育に対する質の向上や内容の充実に努め、子育てに関する不安解消に努めてまいります。

一方、待機児童対策につきましては、本年度開設されました小規模保育事業所「かめ愛こどもの家」が定員を増員いたしますことから、待機児童の解消につながるものと期待するところであります。

また、放課後児童クラブにつきましては、昼生小学校区における施設が老朽化していることから、新たな施設整備を行うとともに、引き続き市内の放課後児童クラブを運営する地域組織等に支援を行い、子供たちの居場所の充実に取り組んでまいります。

さらに、長期休暇子どもの居場所事業につきましては、引き続き長期休暇中における子供の居場所を確保し、保護者が安心して就労等ができる環境を整備してまいります。

続きまして、「市民力・地域力の活性化」についてご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進につきましては、新年度において市内全ての地域まちづくり協議会の地域まちづくり計画の策定が予定されておりますことから、引き続き地域担当職員及び地域まちづくり推進アドバイザーを派遣し、計画に基づく活動を支援するとともに、地域予算制度による財政的な支援を行い、地域が主体となったまちづくり活動を促進してまいります。

また、地域活動の担い手の発掘・育成を目的とするまちづくり研修や、新たに地域まちづくり協議会の取り組みの発表等を行う交流会を開催することで、組織強化や活性化を図ってまいります。

次に、市民参画・協働の推進と多様な交流活動の促進のうち、市民活動応援制度の内容や応援券の使い方等について、市民へ周知を行い、活用を促進することによって市民活動団体の活性化を図ってまいります。また、協働事業提案制度では、市民への制度に対する周知を行うとともに、職員への協働に関する研修等を行い、多様な主体との協働によるまちづくりを進めてまいります。

また、若者交流の推進につきましては、若者世代の積極的なまちづくりへの参画を促進するとともに、地域の活性化を図るため、かめやま若者未来会議を交流基盤として活動を行ってまいります。新年度におきましては、まちづくり先進地への視察交流等を通じて学びを深めるとともにメンバー主催によるイベント等の開催や製作アイデアの発表に向けた検討を進めてまいります。

一方、移住交流の促進につきましては、本市での暮らしの魅力を発信し、本市への移住・定住を促進するため、都市部での移住フェアや県と連携した移住相談会等の活動を行ってまいります。また、より本市での暮らしを実感していただくため、移住体験ツアーを開催するなど、交流人口の増加を図ることにより、本市が移住定住先として選ばれるまちとなるよう取り組んでまいります。

次いで、共生社会の推進のうち、人権の尊重につきましては、市民一人一人の人権に関する認識を高め、人権の視点を広げられるよう人権週間に開催されます「ヒューマンフェスタ in 亀山」等

を通じて啓発活動を行ってまいります。

また、新年度におきましても亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間を設け、講演会等を開催し、個人や市内事業所等に対して啓発活動を行うとともに、働き方改革に向けた取り組みを行ってまいります。

一方、多文化共生の推進につきましては、かめやまニュースやポケットメールによる情報提供や日本語教室を充実させることにより、外国人住民の生活利便性の向上に努めてまいります。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

まず、財産・情報の適正な管理・活用のうち、現在、庁内事務等に使用しております職員用パソコンにつきましては、導入から8年が経過し機器が老朽化していることから、亀山市ICT利活用計画に基づき更新を行い、事務の効率化・迅速化を図ってまいります。

また、公の施設の適切な管理・運営のため導入しております指定管理者制度につきましては、新年度において多くの施設が指定管理期間の終了を迎えますことから、これまでの実績等を検証の上、次期指定管理者の選定に向けた準備を進めてまいります。

一方、新庁舎の整備につきましては、機能や規模等に関する基本的な考え方を明らかにする基本構想を策定してまいります。

次に、持続性を保つ健全な財政運営のうち、公平・公正な賦課につきましては、新年度が固定資産税の評価がえの基準年度であることから、都市計画区域内のその他宅地評価適用区域におきまして、準路線価評価を導入し、課税標準の評価の見直しを実施してまいります。

また、滞納市税の徴収体制の強化といたしましては、引き続き三重地方税管理回収機構に職員を派遣し、市税の徴収強化に努めてまいります。

さらに、ふるさと納税につきましては、本年度、制度本来の趣旨に沿いつつ寄附者のご厚意に対して、より一層の感謝の意を伝えるための制度へと見直しを行ったところであります。新年度におきましては、多様な主体と連携しながら寄附者の思いに応えることができるよう、本市らしい取り組みを進めてまいります。

一方、第1次総合計画策定時から実施しております行政評価につきましては、第2次総合計画の策定に伴い、評価システムの検証と見直しを行ったところであります。新年度からは、新たな評価システムの運用を通じ、行政の透明性の確保と市民への説明責任を果たすとともに前期基本計画に掲げる施策の効率的・効果的な推進を図ってまいります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、昨年11月16日から2月10日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約、並びに同期間における負担つきでない100万円以上の寄附受納の状況は、別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、施政及び予算編成方針についてご報告申し上げます。

私は、議員各位並びに市民の皆様のご鞭撻を得つつ、市政に全力を尽くす覚悟でございますので、皆様の深いご理解と一層のご支援を心よりお願い申し上げます。

○議長（西川憲行君）

市長の施政及び予算編成方針の説明は終わりました。

次に日程第5、平成30年度教育行政一般方針の説明を行います。

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

おはようございます。

平成30年亀山市議会3月定例会の開会に当たり、教育行政の方針についてご説明申し上げ、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、国の情勢であります。教育基本法に示された理念の実現と我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、計画期間を平成30年度から平成34年度とする第3期教育振興基本計画の策定が進められています。2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策のあり方について、今後5年間の目指すべき方向性及び主な施策の内容が近く公表される予定です。

また、昨年12月、中央教育審議会が教員の働き方改革に係る提言の中間まとめを公表し、それを受けて文部科学省は、「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめました。教員の勤務時間の上限や、学校、教員が担う業務の明確化、適正化等をガイドラインで示す方針が掲げられております。

さらに、平成30年度からの新学習指導要領先行実施や、学校における働き方改革に向けて、外部人材の積極的導入など、学校の指導・運営体制の強化・充実が図られようとしています。

次に、県の情勢であります。教育公務員特例法の一部改正を踏まえ、公立学校教員の資質向上を期するために、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」が策定されました。

また、三重県におけるいじめの防止、早期発見・早期対応のための対策を総合的に推進する三重県いじめ防止条例（仮称）の制定に向けた検討も進められております。

さらに、県教育委員会は、本年度中に部活動ガイドラインを取りまとめることとしており、新年度からの運用を目指しております。

なお、三重県教育ビジョンは、新年度において4年間の計画期間の折り返し地点を迎えることとなりますが、県教育委員会は、引き続き8つの重点取り組みに注力し、各施策を推進しているところであります。

こうした国や県の動向・施策を見きわめつつ、教育委員会といたしましては、引き続き亀山市教育大綱の基本理念、「学びあふれる教育のまち かめやま」を念頭に置き、亀山市学校教育ビジョン、亀山市生涯学習計画及び亀山市子どもの読書活動推進計画の具体的実践を着実に推進してまいります。また、これら計画の施策を確実に推進していくため、教育委員会事務局組織の改編をいたします。新年度は、新たな組織体制のもと、学校や関係諸機関との連携を一層密にしながら、教育行政のさらなる充実に努めてまいります。

一方、本市の教育行政は、これまで多くの市民の皆様のご尽力に支えていただきながら推進してまいりました。その功績に対しまして感謝の意を表するため、教育功労者としての表彰を行う制度を導入してまいります。

それでは、教育行政の各部門にわたり、新年度の取り組み及び事業計画をご説明申し上げます。

初めに、学校教育関係についてご説明申し上げます。

まず、学校体制の充実につきましては、新年度も引き続き学校経営研修を充実させるとともに、本市独自の少人数教育推進教員の効果的配置による、きめ細やかな教育の推進に努めてまいります。

また、個の学びの保障や特別支援教育の充実に向けては、学習生活相談員の効果的な配置や介助員等の適正配置に引き続き努力してまいります。加えて、新たに加太小学校における1・2年複式学級解消教員や部活動指導充実に向けた部活動指導員の配置、コミュニティ・スクール対象校の拡大に伴う事務補助員の増員を行ってまいります。

次に、児童・生徒の安心・安全な環境整備につきましては、引き続き児童・生徒がみずから危険を予見したり、回避したりする力を高める取り組みはもちろん、保護者や地域住民の皆様のお力添えをいただきながら、防災・防犯等の教育の充実に努めてまいります。

次いで、学校給食につきましては、「かめやまっ子給食」など地産地消の取り組みを継続するとともに、中学校の完全給食や給食費の公会計化に向けた研究に努めてまいります。

次に、一昨年度から取り組みを始めました学習支援事業につきましては、受講生徒数の拡大等を図りながら、さらなる充実に努めてまいります。

最後に、教職員の働き方改革の取り組みといたしまして、外部人材の活用や学校閉校日の拡大を進めるとともに、時間外労働削減に向けた教職員の意識改革を促し、業務改善等の進捗状況を把握しながら、総勤務時間縮減を推し進めてまいります。

続きまして、教育研究関係についてご説明申し上げます。

まず、亀山市学校教育ビジョンにつきましては、学校、家庭、地域、行政が相互に連携し一体となって、希望に輝く心豊かな亀山の子供たちを育成するため、その進捗管理を進めてまいります。

次に、新学習指導要領につきましては、その改訂スケジュールに基づき、主体的・対話的で深い学びの実現と充実に向けた取り組みを計画的に実行してまいります。新年度は、全ての小学校におきまして、特別の教科、道徳に加え、英語科の学習を先行的に実施してまいります。また、カリキュラム・マネジメントに関する調査研究の2年目として、短時間学習の年間指導計画の作成や検討、教材の開発や指導の充実に努めてまいります。そして、中学校道徳の教科書採択にも取り組んでまいります。

次いで、学力向上につきましては、書く力の育成を軸とする学力向上の取り組みを市内小・中学校の全教職員が共通理解をし、今後も一層徹底した取り組みを進めてまいります。一方、亀山市における外国語教育充実の一環としまして、小・中学生が楽しく英語になれ親しむ機会を創出するため、夏季休業期間を利用して英語キャンプ（仮称）を実施し、グローバル社会に適応できる人材の育成を図ってまいります。

また、体力向上につきましては、引き続き体育・保健体育の授業改善や運動の日常化に取り組んでまいります。

次に、豊かな心を育む教育につきましては、これまでの体験活動の場を一層工夫し、命の大切さや仲間を思いやる心の醸成を図ってまいります。さらに、市立図書館や博物館、文化会館等との連携を深めながら、読書や文化芸術等に係る体験を通して豊かな感性や人間性を育ててまいります。

また、人権教育につきましては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）など、差別解消を目指す3つの法律の施行を受け、今般、亀山市人権教育基本方針を改訂いたしました。児童・生徒一人一人が人権問題を正しく理解し、不当な差別をなくし、人権尊重に真摯に向き合うことができるよう一層の取り組みを推進してまいります。

次いで、生徒指導につきましては、子供たちが確かな規範意識を持ってさまざまな生活の場面で

主体的に判断・行動ができるよう指導方法の工夫改善に取り組んでまいります。また、いじめ問題への取り組みでは、ささいなことも見逃さず、いじめの積極的な認知と早期対応に努めるとともに、各学校においては、いじめアンケートや教育相談などを活用し、関係機関等とも連携しながらいじめへの適切な対応を図ってまいります。

次に、情報教育につきましては、教育の質の向上を目指し、新学習指導要領に示された小学校におけるプログラミング教育の必修化も視野に入れ、指導者用タブレット端末のさらなる導入を進めてまいります。

次いで、コミュニティ・スクールにつきましては、新年度からこれまでの3校に神辺小学校、白川小学校、野登小学校を加えた計6校に学校運営協議会の設置が予定されております。さらに、その他の学校におきましても、設置に向けた研究と準備を進めてまいります。

次に、就学前教育につきましては、新たに健康福祉部との兼務指導主事を配置し、保幼小の密なる連携とスムーズな接続を促進し、途切れのない教育支援に取り組んでまいります。

最後に、学校及び地域における教育の充実・発展を図るため、来月、鈴鹿大学と連携協定を締結する予定をしております。キャリア教育や外国人児童・生徒教育を初め、子供たちの学びの充実に向けた取り組みを推進してまいります。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

まず、川崎小学校改築事業につきましては、新年度は継続事業の最終年度に当たり、新校舎の完成は9月を予定しております。その後、外構工事や既存校舎の解体を行い、事業の完成は来年2月を予定しております。今後も安全管理に十分注意するとともに、学校運営に支障がないよう配慮しつつ事業の完成に向け鋭意取り組んでまいります。

次に、普通教室等空調機整備事業につきましては、中学校の設置工事を来月に着手する予定であり、本年夏季には空調機が使用できるように取り組んでいるところであります。

また、小学校につきましては、新年度に設計を、31年度に設置工事を予定しており、中学校に続いて計画的に整備を進めてまいります。

その他各学校施設の実情を見きわめ、計画的に工事・修繕を実施し、児童・生徒の学習環境の整備を進めてまいります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

亀山市生涯学習計画の推進につきましては、基本目標であります「学びの成果が活かされ、一人ひとりが輝く亀山市」の具現化に向けて、公民館や家庭教育、読書活動などさまざまな地域の学びの仕組みづくりについて再編を進めてまいります。

この方策の一つとして、市民大学（仮称）の平成31年度からの本格開講に向け、中央公民館講座等と一元化したカリキュラムの策定、プレ講座の開講に取り組んでまいります。

次に、図書館の整備につきましては、現在、策定作業を進めております亀山市立図書館整備基本計画に基づき、亀山駅周辺整備事業と緊密な連携を図りつつ慎重に進めてまいります。また、引き続き図書館市民ワークショップを継続し、新図書館における管理運営や、学校・地域との連携のあり方等について検討を重ねてまいります。

一方、市立図書館では、先般、乳幼児を連れた親子が気兼ねなく来館できる「あかちゃんタイム」を設けるとともに、館内に昼食休憩や水分補給をするための飲食可能なスペースを設置いたし

ました。

今後も、市民の皆様にも少しでも本を身近に感じていただける環境の創出を進めてまいります。

以上、平成30年度教育行政の方針についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川憲行君）

教育長の教育行政一般方針の説明は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時08分 休憩）

（午前11時18分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第6、議案第1号から日程第46、報告第3号までの41件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第1号亀山市病院事業基金条例の制定についてでございますが、昨年11月、医療センターに市民から500万円のご寄附いただきました。この寄附金につきましては、寄附者のご意向を踏まえて、病院事業が健全な経営を行えるよう、医療センターの施設整備、器械備品の購入等に充てていく予定であります。

そこで基金を設置し、この寄附金及び今後このようなご寄附があった場合における寄附金を積み立てるため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、まず1つ目としまして、病院事業の健全な経営に資するため、亀山市病院事業基金を設置いたします。

2つ目としまして、基金に積み立てる額は、毎会計年度の病院事業会計予算で定める金額といたします。

3つ目としまして、基金の管理は病院事業管理者が行います。また、基金に属する現金は、金融機関への預金等の方法により保管するものとし、必要に応じて有価証券にかえることができることといたします。

4つ目としまして、基金の運用から生ずる収益は、この基金に編入するか、病院事業の必要な経費に充てることといたします。

5つ目としまして、財政上必要があるときは、確実な繰り戻しの方法等を定めて基金に属する現金を、病院事業の業務に係る現金に繰りかえて運用することができることといたします。

6つ目としまして、基金は、病院事業の用に供する施設、または設備を整備するための経費、器械備品、その他の固定資産を購入するための経費、その他病院事業の運営上必要な経費に充てる場合に処分することができることといたします。

7つ目としまして、この条例の施行に関し必要な事項は、病院事業管理者が定めます。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第2号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございますが、平成29年8月8日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の任期付職員の給与改定の取り扱い及び市の一般職の職員の給与に関する規定に準じ、市の一般職の任期付職員の給料表の改定等を行うため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目としまして、特定任期付職員について、1号給及び2号給の給料月額を引き上げるとともに、給料表における号給を決定する基準となるべき標準的な業務の内容を規定いたします。

2つ目としまして、特定任期付き職員の期末手当の支給割合を「100分の157.5」から「100分の165」に改定することといたします。

3つ目としまして、特定業務等従事任期付職員について、給料月額を引き上げるとともに、職務の級が8級である職員の給料月額を定めます。また、給料表における職務の級を決定する基準となるべき標準的な職務の内容を規定いたします。

4つ目としまして、地方公務員法第24条第6項が同条第5項に繰り上げられたことに伴い、条項の整理を行います。

なお、施行日は平成30年4月1日といたします。

次に、議案第3号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございますが、市議会の議員に支給する議員報酬及び期末手当の額について、市民の意思を十分に反映するため、亀山市特別職報酬等審議会に諮問したところ、期末手当支給月数については、一般職の職員における勤勉手当支給月数の引き上げと同じ年0.1月の引き上げが望ましいとの答申を受けたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、平成30年度以降の期末手当の支給割合を改定し、6月期及び12月期の期末手当の支給月数を、それぞれ0.05月引き上げます。

なお、施行日は平成30年4月1日といたします。

次に、議案第4号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、市長及び副市長に支給する給与の額について、市民の意思を十分に反映させるため、亀山市特別職報酬等審議会に諮問したところ、期末手当支給月数については、一般職の職員における勤勉手当支給月数の引き上げと同じ年0.1月の引き上げが望ましいとの答申を受けたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、平成30年度以降の期末手当の支給割合を改定し、6月期及び12月期の期末手当の支給月数を、それぞれ0.05月引き上げます。

施行日は平成30年4月1日といたします。

次に、議案第5号亀山市職員給与条例の一部改正についてでございますが、平成29年8月8日の人事院勧告において55歳を超える職員の給与の減額支給の措置が廃止されたことから、国の一般職に属する職員の給与改定の取り扱いに準じ、本条例を改正するものでございます。

改正内容は、平成22年度から55歳を超える職員に対して、給料月額を1.5%減額するなどの減額措置を実施しておりましたが、その期間が平成30年3月31日で満了することから、関係

する規定を削除いたします。

なお、施行日は平成30年4月1日とし、附則において亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正し、本条例の一部改正に伴う規定の整理を行います。

次に、議案第6号亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正についてでございますが、雇用保険法等の一部を改正する法律及び国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律により、国家公務員退職手当法が改正されたことから、市の一般職の職員の退職手当についても国に準じた取り扱いとするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、第1条関係の1つ目としまして、失業者の退職手当について雇用保険法の規定による訓練延長給付、その他の基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い退職手当を支給することができる場合の規定を加えることといたします。また、平成34年3月31日以前に退職した職員に対する当該規定の適用については、雇用保険法の規定による給付日数の延長に関する暫定措置の適用を受ける者を含めて適用することといたします。

このほか、退職手当として雇用保険法の規定による移転費の支給の条件に従い支給する者に、特定地方公共団体、または職業紹介事業者の紹介した職業につくため、その住所または居所を変更する者を加えることといたします。

2つ目としまして、職員に支給する退職手当の支給水準を引き下げするため、退職手当の基本額に乗ずる調整率を「100分の87」から「100分の83.7」に引き下げることといたします。

続いて、第2条関係でございますが、第1条関係における退職手当の支給水準を引き下げる改正に伴い、亀山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例について、条文の整備を行います。

なお、第1条関係の施行日は公布の日とし、平成29年4月1日から適用することといたします。ただし、退職手当の支給水準を引き下げる規定の施行日は、平成30年4月1日といたします。

次に、議案第7号亀山市手数料条例の一部改正についてでございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、平成30年4月1日から消防法の規定に基づく危険物関係手数料の額が引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、危険物関係手数料のうち、消防法の規定に基づく準特定屋外タンク貯蔵所及び特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料、特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係る完成検査前検査のうち、基礎・地盤検査、溶接部検査及び岩盤タンク検査に係る手数料、並びに特定屋外貯蔵所の保安に関する検査に係る手数料の額について、政令で定める額に改めることといたします。

なお、施行日は平成30年4月1日といたします。

次に、議案第8号亀山市基金条例の一部改正についてでございますが、文化振興を推進するための資金を積み立てる基金を新たに設置するとともに、ふるさと納税制度による寄附金の活用先の一つとしていくため、所要の改正を行うものでございます。

一方、公共施設等基金につきましては、平成28年度において、川崎小学校改築事業に充てるために全額を取り崩しているとともに、平成24年3月に亀山市開発行為審査要綱の一部改正により、公共施設等の整備に要する費用の一部に充てるための開発事業者からの寄附を廃止し、現在、積み

立ては行っていないことから、当該基金を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目としまして、市が設置する積立基金について市の文化振興を推進するための資金に充てるための積立基金として、文化振興基金を設置いたします。

2つ目としまして、公共施設等基金は廃止いたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第9号亀山市運動施設等条例の一部改正についてでございますが、本年度において西野公園体育館空調設備工事が完了することに伴い、当該空調設備の利用料金の額の範囲を新たに定めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、西野公園体育館の競技場において空調設備を利用したときは、当該競技場の利用料金に1時間につき3,780円の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を加算することといたします。

なお、施行日は平成30年4月1日といたします。

次に、議案第10号亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございますが、子供の福祉医療費助成事業については、義務教育修了までの児童の福祉の増進を図るため、市の主要事業として、小学校卒業までを助成対象とする県制度の医療費助成に加え、中学生を対象に医療費助成を実施いたしております。

こうした中で、受給資格者証の更新時期を踏まえて、平成30年9月1日から子育て支援の充実を図ることを目的に、未就学児童が市内の保険医療機関で医療を受けた場合における福祉医療費について、窓口での負担をなくす窓口無料化を実施するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、未就学児童が市内の保険医療機関で医療を受けた場合、福祉医療費の助成を当該保健医療機関に支払うことができるとし、保険医療機関に支払いがあったときは、当該受給資格者及び保護者等に対し福祉医療費の助成があったものとみなすことといたします。

なお、施行日は平成30年9月1日といたします。

次に、議案第11号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例で引用している認定こども園法第3条第9項が同条第11項に繰り下げられたことに伴い、条項の整理を行います。

なお、施行日は平成30年4月1日といたします。

次に、議案第12号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、国民健康保険法が改正され、国民健康保険制度は、平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体となって市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定し、市町村は国民健康保険税を賦課・徴収して都道府県に国民健康保険事業費納付金を納める仕組みへと移行いたします。

こうしたことから、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律により地方税法が改正され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の課税額の規定について、国民健康保険税は県へ納付する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるため、課税されることといたします。

なお、施行日は平成30年4月1日といたします。

次に、議案第13号亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、住所地特例の見直しが行われることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目としまして、市において国民健康保険の住所地特例を受けている者が75歳に到達したことにより後期高齢者医療制度に加入する場合は、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、三重県後期高齢者医療広域連合の被保険者となるため、市が当該被保険者の保険料を徴収することといたします。

2つ目としまして、現在は適用することがない平成20年度における普通徴収に係る保険料の納期の特例を定めた規定を削除いたします。

なお、施行日は平成30年4月1日といたします。

議案第14号亀山市都市公園条例の一部改正についてでございますが、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令により、都市公園法施行令が改正され、市が設置する都市公園の運動施設率の上限について、施行令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、市が設置する都市公園の運動施設率の上限について、施行令で定める基準を参酌し、100分の50と定めることといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第15号亀山市水道事業給水条例及び亀山市公共下水道条例の一部改正についてでございますが、本市における水道料金及び公共下水道の使用料は、納入通知書または口座振替の方法により徴収していますが、市の取り扱い金融機関に預金口座を持たない水道及び公共下水道の利用者から、口座振替にかわる徴収方法として、クレジット収納の導入に対する要望が高まっております。また、継続払いの方法によるクレジット収納は、払い忘れを防止できることから、水道料金等の納期内納付率の向上を図ることができます。こうしたことから、水道料金等について、クレジット収納による徴収を開始するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第1条関係でございますが、水道料金の徴収の方法に地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付を追加いたします。

続いて、第2条関係でございますが、公共下水道の使用料の徴収の方法に地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付を追加いたします。

なお、施行日は公布の日とし、平成30年4月分として徴収する水道料金等から適用することといたします。

次に、議案第16号亀山市立医療センター使用料及び手数料条例の一部改正についてでございますが、地域包括ケアシステムの深化及びさらなる推進を図るため、その中心的な役割を担う医療センターにおきましては、昨年4月に4人部屋3室及び個室3室を使用した地域包括ケア病床を開設いたしました。

最長60日までの入院が可能である地域包括ケア病床は、他の一般病床よりも効率的な病床の運用が必要とされる中、地域包括ケア病床全体では高い稼働率を維持しているものの、4人部屋と個室との稼働率を比較すると、入院期間が長期にわたることもあり、使用料の負担のある個室の稼働率が低い状況となっております。

そこで、使用料を減額して患者及びその家族の負担を軽減することにより、個室の稼働率を高め、地域包括ケア病床のより一層効率的な運用を目指すため、所要の改正を行うものでございます。

また、特別室につきましては、本年4月に地域包括ケア病床を増床するに当たり、病室の利用方法を検討した結果、廃止することとしたため、あわせて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、地域包括ケア病床の個室の使用に係る使用料の額は、1日につき1,080円とすることといたします。

また、特別室を廃止することから、その使用に係る使用料の規定を削除いたします。

なお、施行日は平成30年4月1日といたします。

次に、議案第17号亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてでございますが、都市計画法第63条第1項の規定により、平成29年2月に亀山市公共下水道事業に係る事業計画の変更の認可を受けたことに伴い、新たに第7負担区を定めたことから、亀山市下水道使用料等検討委員会の意見を踏まえ、当該負担区における受益者負担金の単位負担金額について定めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、第7負担区の単位負担金額は、1平方メートル当たり520円とすることといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第18号亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布され、平成30年4月1日から施行されます。

公務災害により支給される損害補償の算定の基礎となる額については、一定の要件を満たす扶養親族がある場合には、加算を行うこととなっており、当該加算額については消防組織法の規定により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める基準に従い条例で定めることとされていることから、補償基礎額について改正後の基準政令の規定と同様の取り扱いとするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目としまして補償基礎額について、一定の要件を満たす扶養親族がある場合の加算額を改めることといたします。

2つ目としまして、本条例が引用している消防法第36条が改められたことに伴い、条項の整理を行います。

なお、施行日は平成30年4月1日といたします。

続きまして、議案第19号平成29年度亀山市一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ5億5,837万8,000円を減額し、補正後の予算総額を210億1,302万7,000円といたしております。

今回の補正につきましては、各費目にわたり決算見込み額を調整の上、計上しましたことから、減額補正が多くなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最初に、繰越明許費補正につきましては、地域医療介護総合確保基金事業など、年度内に完成が見込めない5事業について繰越明許費を追加するほか、亀山駅周辺整備事業など2事業について繰越事業費が確定したことから、繰越明許費の変更をいたしております。

次に、債務負担行為補正につきましては、事業費の確定により、内部情報システム管理事業など2事業について変更いたしております。

次に、地方債補正につきましては、事業費などの確定に伴い変更をいたしております。

続いて、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費につきましては、自己都合退職者の増加により退職手当を増額いたしております。

民生費につきましては、国民健康保険事業特別会計の決算見込みに対し繰出金を増額するほか、執行見込みにより生活保護の医療扶助費等を増額いたしております。

衛生費につきましては、刈り草コンポスト化センター環境整備事業における入札差金を減額し、農林水産業費につきましては、森林環境創造事業において国・県の補助事業費の確定により減額いたしております。

土木費につきましては、野村布気線整備事業の長田池の池部工事における工法変更などによる減額や、亀山駅周辺整備事業において国の補助事業費の確定により減額いたしております。

教育費につきましては、西野公園体育館空調設備整備事業における入札差金を減額し、諸支出金につきましては、庁舎建設基金や新たに設置しました文化振興基金への積立金を計上いたしております。

災害復旧費につきましては、公共土木施設補助災害復旧事業費の確定などにより減額いたしております。

続いて、歳入の主な補正内容をご説明申し上げます。

市税につきましては、法人市民税や固定資産税の償却資産など、調定見込みにより増額いたしております。

国庫支出金につきましては、歳出で増額計上いたしました事業費の財源として、施設型給付事業負担金や生活保護費負担金を増額し、社会資本整備総合交付金は事業費配分に合わせ減額いたしております。

県支出金につきましては、国庫支出金に準じた補正のほか、衆議院議員選挙費の精算による減額をし、寄附金では、ふるさと納税による寄附金を計上いたしております。

繰入金につきましては、今回の補正に係る財源調整として財政調整基金繰入金を減額いたしております。

市債につきましては、野村布気線整備事業債など事業費の確定により減額いたしております。

次に、議案第20号平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ1億2,765万1,000円を減額し、補正後の予算総額を51億2,064万8,000円といたしております。

主な補正内容は、歳出において高額医療費共同事業医療費拠出金や保険財政共同安定化事業拠出金などを減額いたしております。

次に、議案第21号平成29年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ1,015万5,000円を追加し、補正後の予算総額

を4億6,308万2,000円といたしております。

主な補正内容は、歳出において、農業集落排水事業債償還基金積立金の増額などをいたしております。

次に、議案第22号平成29年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、主な補正内容は、資本的支出において、建設改良費のうち委託料における入札差金や土地購入費の確定などにより2,274万4,000円を減額し、補正後の予定額を8億1,435万6,000円といたしております。

次に、議案第23号平成29年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、主な補正内容は、資本的支出において、建設改良費のうち補償費や流域下水道建設負担金の確定などにより1,719万3,000円を減額し、補正後の予定額を11億9,947万7,000円といたしております。

次に、議案第24号平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第4号）についてでございますが、主な補正内容は、資本的支出において建設改良費の工事請負費の入札差金により5,303万7,000円を減額し、また、基金積立金500万円の増額計上により、補正後の予定額を2億4,696万3,000円といたしております。

以上が、今回提案いたしました一般会計及び各特別会計並びに各企業会計の補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第25号平成30年度亀山市一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は213億100万円で、前年度当初予算に比べて2億3,700万円、率にして1.1%の増といたしております。

増額となりました主な要因は、亀山駅周辺整備事業や野村布気線整備事業の事業費増によるものでございます。

初めに歳入でございますが、市税につきましては、法人市民税や固定資産税の償却資産の増収などにより、前年度当初予算より3億4,230万円増の105億4,540万円を計上いたしております。

地方交付税につきましては、市税の増収や合併算定がえ増額分の段階的縮減による普通交付税の減少を見込み、前年度当初予算より5,000万円減の14億6,000万円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、亀山駅周辺整備事業などに係る社会資本整備総合交付金の増などにより、前年度当初予算より4億1,884万3,000円増の25億7,073万2,000円を計上いたしております。

繰入金では、財政調整基金から9億5,400万円の繰り入れなどを行い、財源といたしております。

市債につきましては、地方交付税から振りかえられた臨時財政対策債5億7,950万円のほか、亀山駅周辺整備事業や野村布気線整備事業に係る合併特例債、川崎小学校改築事業に係る学校教育施設整備事業債など、20億9,210万円を計上いたしております。

続きまして、歳出につきまして、平成30年度の主な事業をご説明申し上げます。

初めに、快適に過ごせるまちを目指し、図書館整備を含む亀山駅周辺整備事業の推進を図るほか、地域生活交通再編事業や森林環境創造事業などを実施いたします。また、地域まちづくり協議会支援事業や移住交流促進事業を実施いたします。

次に、災害に強いまちを目指し、地震対策・木造住宅補強事業を進めるとともに、橋梁長寿命化修繕事業、橋梁耐震化補強事業、舗装老朽化対策事業を推進いたします。

次に、健康で生きがいを持てるまちを目指し、がん検診推進事業、福祉医療費助成事業を実施するほか、新たに地域福祉力強化推進事業として、地域で助け合う福祉の仕組みづくりの支援を行ってまいります。

次に、子育てを支える環境の充実を目指し、新たに子育て世代包括支援事業として、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援体制を充実させるとともに、放課後児童クラブ事業の推進や幼稚園・小学校の普通教室等への空調機整備事業に着手いたします。

このほか、新庁舎の整備に関しましては、機能や規模などの基本的な考え方を明らかにする基本構想の策定を行います。

以上が一般会計の概要でございます。

次に、議案第26号平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は45億330万円で、前年度比14.1%の減といたしております。これは、国民健康保険事業の財政運営が平成30年度から県が運営の責任主体となり、県に一元化されることによるものであります。

次に、議案第27号平成30年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は10億900万円で、前年度比12.7%の増といたしております。これは、後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものでございます。

次に、議案第28号平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は4億8,550万円で、前年度比7.5%の増といたしております。これは、建設改良費などの増によるものでございます。

次に、議案第29号平成30年度亀山市水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は17億9,950万円で、前年度比11.4%の減といたしております。

主な事業としまして、資本的支出において、川崎地区加圧ポンプ施設や亀山・関テクノヒルズ加圧ポンプ施設の整備工事を実施いたします。

次に、議案第30号平成30年度亀山市工業用水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は8,580万円で、前年度比0.2%の減といたしております。これは、主に配水池草刈り業務委託料の減によるものであります。

次に、議案第31号平成30年度亀山市公共下水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は22億4,850万円で、前年度比1.7%の増といたしております。

主な事業といたしまして、資本的支出において、川崎町、阿野田町、天神四丁目、野村二丁目、布気町などで管渠布設工事及び舗装復旧工事を行います。

次に、議案第32号平成30年度亀山市病院事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は20億2,550万円で、前年度比6.9%の減といたしております。

主な事業としまして、自家発電機改修工事及びデジタルエックス線TVシステム購入を実施いたします。また、新規事業として訪問看護ステーション事業を実施いたします。

なお、収益的収支の不足する額につきましては、一般会計補助金9,433万2,000円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、一般会計及び各特別会計並びに各企業会計の平成30年度当初予算の説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第33号損害賠償の額を定めることについてでございますが、亀山市東丸町地内において発生した庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第34号市道路線の認定についてでございますが、国道の区域変更に伴い、市道として存置する必要がある道路である板屋北在家線の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第35号及び議案第36号市道路線の変更についてでございますが、国道の市道移管に伴う板屋乗入線、板屋浄泉寺線の路線の変更について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第37号市道路線の廃止についてでございますが、県道との重複認定解消のための板屋1号線の路線の廃止について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第38号専決処分した事件の承認についてでございますが、訴えの変更について、平成30年1月25日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、報告第1号専決処分の報告についてでございますが、鈴鹿市国府町地内において発生した庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成30年1月11日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第2号専決処分の報告についてでございますが、青少年研修センター前駐車場において発生した庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成30年1月23日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第3号専決処分の報告についてでございますが、亀山市長明寺町地内の国道306号において発生した庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成30年2月7日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川憲行君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

説明の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午後 0時02分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、副市長に平成29年度各会計補正予算及び平成30年度各会計予算の補足説明を求めます。

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

それでは、今議会に提出をいたしました平成29年度各会計補正予算の主な項目につきまして、補足説明をさせていただきます。

初めに、一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の4ページをごらんいただきたいと存じます。

第2表 繰越明許費補正につきましては、地域医療介護総合確保基金事業など5事業につきまして、事業進捗によりまして年度内完了が見込めないことから、やむを得ず翌年度へ繰り越しを行うため、繰越明許費の追加をいたしてございます。また、亀山駅周辺整備事業など2事業につきましては事業費が確定をいたしましたので、繰越明許費の変更をいたしました。

次に、第3表 債務負担行為補正につきましては、内部情報システム管理事業など、契約額に合わせて、既に定めた債務負担行為限度額の変更をいたしてございます。

次に、第4表 地方債補正につきましては、し尿処理施設長寿命化事業など6事業につきまして各事業に合わせて限度額を変更いたしました。

次に、予算に関する説明書からご説明を申し上げますが、最終の補正ということございまして、事業費の確定や決算見込みによる減額補正が多くなっておりますので、ご理解を賜りたいというふうに存じます。

最初に、歳出の主なものにつきましてご説明を申し上げます。

27ページをお願いいたします。

第2款総務費でございますが、上段の一般職員人件費3,728万9,000円につきましては、自己都合退職者5名分の退職手当を、次の一般管理費、臨時職員社会保険料等1,121万6,000円につきましては、社会保険適用拡大による加入者の増などによりまして増額をいたしてございます。

次に31ページをお願いいたします。

中段の木造住宅補強事業1,463万円の減額につきましては、住宅耐震補強事業補助金など、それぞれの補助金の実績により減額をいたしてございます。

次に、37ページでございます。

第3款民生費でございますが、上段の国民健康保険事業、繰出金6,447万4,000円につきましては、国民健康保険事業特別会計における一般会計からの繰入金の確定による補正のほか、前

期高齢者交付金が当初見込みより減額となるなど歳入に不足が見込まれますことから、その補填として一般会計から5,800万円の繰り出しを行うため、増額をいたしてございます。

下段の障がい者支援事業のうち、自立支援事業633万1,000円、次の地域生活支援事業、地域活動支援事業委託料240万円につきましては、利用者の増加により増額をいたしました。

次に、43ページをお願いいたします。

中段の民間保育所に対する施設型給付・地域型保育事業2,970万円につきましては、国の基準額の改定などにより増額をいたしました。

次の保育所費、一般管理費2,122万5,000円につきましては、非常勤職員等の時間外勤務予算の不足が見込まれますこと及び産前産後休暇等による正規職員の欠員補充などの理由により、代がえの非常勤保育士の人数を増加したことから、また障がい児支援事業の278万7,000円につきましては、対象児童の増に対しまして介助員の人数を増加したことから増額いたしましたものがございます。

下段の心身障がい児の自立支援事業560万円につきましては、利用者の増加により増額をいたしてございます。

次に、45ページをお願いいたします。

上段の生活保護費の3,440万円につきましては、医療扶助費等の扶助費の支出が増加したため増額をいたしてございます。

次に、49ページをお願いいたします。

下段の刈り草コンポスト化センター環境整備事業1,550万円の減額につきましては、関衛生センター解体工事における工法見直しと入札差金により減額をいたしてございます。

また、次の衛生公苑の施設管理費400万円の減額につきましては、それぞれ光熱水費等管理費の執行見込みにより減額をいたしました。

次に、55ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費でございますが、上段の森林環境創造事業1,265万4,000円の減額につきましては、国・県の補助事業費の確定により減額をいたしました。

次の第7款商工費でございますが、中段の地域生活交通再編事業671万2,000円の減額につきましては、乗合タクシー制度の導入経費を平成30年度当初予算に組みかえたために減額をいたしたものでございます。

次に、57ページをお願いいたします。

中段の第8款土木費でございますが、急傾斜地崩壊対策事業100万円につきましては、太森町岩森地区において県が施行する擁壁整備工事に対し、市が工事費の一部を負担するため、工事負担金を計上いたしました。

次に59ページをお願いいたします。

上段の市単道路整備事業774万円の減額につきましては、入札差金や用地購入費の確定などにより減額をいたし、次の野村布気線整備事業2億4,011万6,000円の減額につきましては、長田池部分の工事について橋梁施工を行わない工法へ変更したことで経費が減少したことのほか、用地購入費の確定などにより減額をいたしました。

次の東海道街道環境整備事業1,480万円の減額から、61ページ上段の橋梁の耐震化補強事

業5,700万円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金の確定により減額をいたしてご
ざいます。

次に63ページをお願いいたします。

上段の公共下水道事業4,837万円の減額につきましては、公共下水道事業会計における支出
の減などから繰出金を減額いたし、次の亀山駅周辺整備事業6,198万4,000円の減額につき
ましては、社会資本整備総合交付金の確定により減額をいたしてございます。

次に67ページでございます。

第9款消防費でございますが、中段の消火栓整備事業652万7,000円につきましては、配
水管改良工事及び消火栓増設により増額をいたしてございます。

次に、75ページをお願いいたします。

第10款教育費でございますが、下段の西野公園体育館空調設備整備事業3,037万8,000
円の減額につきましては、入札差金を減額いたしました。

次に、81ページをお願いいたします。

第12款諸支出金でございますが、上段の庁舎建設基金積立事業4,894万5,000円につき
ましては、今回の補正予算における財源によりまして、本年度の積立額を5,000万円といたし
てございます。

下段の文化振興基金1,000万円につきましては、昨年度、カメヤマ株式会社様よりご寄附を
いただきました1,000万円について基金を新たに設置し、積み立てるため計上をいたしました。

次に、83ページの第14款災害復旧費につきましては、いずれも事業費の確定による減額で
ございます。

続きまして、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

戻りまして、9ページをお願いいたします。

第1款市税でございますが、個人市民税の所得割2,000万円につきましては、納税義務者の
増加により、次の法人市民税の法人税割2億6,600万円につきましては、企業業績が好調なこ
とによりまして、それぞれ調定増を見込み増額をいたしてございます。

次に、11ページをお願いいたします。

下段の第14款国庫支出金第1項国庫負担金でございますが、それぞれ歳出の事業費の増減に合
わせまして補正をいたしてございます。

次に、13ページでございます。下段の第2項国庫補助金、中ごろの道路橋梁費補助金、社会
資本整備総合交付金1億2,992万5,000円の減額につきましては、舗装老朽化対策事業、橋
梁耐震化補強事業や、橋梁長寿命化修繕事業などに対する国の補助事業費の確定などにより精算を
行い減額いたしました。

その他の項目につきましても補助事業費の確定による減額をいたしてございます。

次に、19ページをお願いいたします。

中段の第18款繰入金でございますが、財政調整基金繰入金3億5,062万4,000円の減額
につきましては、今回の補正予算の財源調整として減額をいたしました。

次に、21ページをお願いいたします。

上段の第19款繰越金1,000万円を計上いたしておりますが、カメヤマ株式会社様からの寄

附金分を計上いたしたところでございます。

次に、中段の第20款諸収入でございますが、広域連合委託金1,244万5,000円の減額につきましては、歳出における事業費の精算に伴い減額をいたし、次の県市町村振興協会交付金591万5,000円につきましては、少子化に係る事業に対して交付されるもので、児童福祉費の給付事業の財源に充ててございます。

下段の第21款市債でございますが、し尿処理施設長寿命化事業債2,940万円の減額、野村布気線整備事業債2億2,660万円の減額など、それぞれ事業費の確定に伴い補正をいたしました。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

97ページをお願いいたします。

歳出の第2款保険給付費の退職被保険者等療養給付費1,242万7,000円の減額及び下段の退職被保険者等高額療養費1,196万円の減額につきましては、今年度の手術実績を勘案した執行見込みにより減額をいたしてございます。

次に、99ページの出産育児一時金504万円の減額につきましては、支給件数の減によりまして減額をいたしました。

次に、101ページでございます。

第7款共同事業拠出金でございますが、高額医療費共同事業医療費拠出金1,342万5,000円及び保険財政共同安定化事業拠出金7,925万5,000円の減額につきましては、拠出見込みによる減額でございます。

続きまして歳入でございますが、93ページをお願いいたします。

第5款療養給付費等交付金2,438万7,000円の減額につきましては、歳出の退職被保険者等に係る保険給付費の減額に伴うものでございます。

次の第6款前期高齢者交付金5,834万2,000円の減額につきましては、前期高齢者交付金の確定により減額いたしてございます。

次に、95ページの第7款共同事業交付金1億110万8,000円の減額につきましては、交付見込みにより減額をいたしました。

次に、第8款繰入金の一般会計繰入金6,447万4,000円の増額につきましては、一般会計からのそれぞれの項目の繰入金の確定による補正のほか、前期高齢者交付金が当初見込みより減額となるなど歳入に不足が見込まれますことから、その補填のために一般会計からの繰入金5,800万円を計上いたしました。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

111ページの歳出をお願いいたします。

下段の第3款諸支出金の農業集落排水事業債償還基金積立金1,105万5,000円につきましては、県補助金及び基金収益金の決定に伴い増額いたしました。

戻りまして109ページの歳入でございますが、上段の第1款分担金及び負担金の農業集落排水事業受益者分担金108万円につきましては、新規加入による分担金の増額でございます。

次の第3款県支出金の農業集落排水事業補助金1,102万7,000円につきましては、交付決

定額に合わせまして増額をするものでございます。

続きまして、水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

115ページをお願いいたします。

収益的収入につきましては、事業費の確定により消火栓修繕負担金等を222万6,000円増額いたし、収益的支出につきましては、退職給付費769万4,000円を増額いたしております。

また、116ページの資本的収入につきましては、事業費の確定により工事負担金等を1,138万9,000円減額いたし、資本的支出につきましては、入札差金等により2,274万4,000円減額をいたしてございます。

続きまして、公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

127ページをお願いいたします。

収益的収入では、支出の減額によりまして、一般会計負担金につきましては4,306万7,000円、一般会計補助金につきましては51万円を減額いたしました。

次に収益的支出につきましては、マンホールポンプ等の修繕費や流域下水道維持管理負担金、企業債利息等の減額により4,357万7,000円を減額しております。

次に、129ページの資本的収入につきましては、事業費の減額に伴う公共下水道事業債1,880万円、流域下水道事業債710万円の減額のほか、130ページの資本的支出につきましては、事業費の確定により委託料や補償費、流域下水道建設負担金を減額いたしてございます。

続きまして、病院事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

137ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、事業費の確定により企業債5,310万円を減額いたしまして、寄附の申し出受け入れのため、寄附金500万円を計上いたしております。

資本的支出につきましても同様に事業費の確定により建設改良費5,303万7,000円を減額し、収入で計上いたしました寄附金を基金へ積み立てるため、病院事業基金積立金500万円を計上いたしております。

以上で、補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、平成30年度亀山市予算書によりまして、新規事業や前年度と比較して大きく変わったものについてご説明を申し上げます。

最初に一般会計でございますが、予算書6、7ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為につきましては、22事業を計上いたしておりますが、中ほどの溶融炉運転管理委託料及びし尿処理施設管理委託料につきましては、これまで単年度で行ってございました契約を5年の複数年契約とすることで経費の節減を図るため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、第3表 地方債につきましては、臨時財政対策など11事業におきまして、20億9,210万円を借入限度額として計上いたしました。

次に、歳入につきまして、予算に関する説明書からご説明を申し上げます。

12ページをお願いいたします。

第1款の市税のうち、市民税の個人につきましては、納税義務者の増加を見込みまして、前年度比3,880万円増の25億8,360万円を計上いたしました。

次に、法人につきましては、主要事業所120社の決算見込み額調査をもとに、前年度比2億6,680万円増の8億6,650万円を計上いたしてございます。

次に、下段の固定資産税につきましては、平成30年度は評価がえの基準年度に当たりまして、土地は宅地の下落修正等による減少、家屋は新增築家屋などによる減を見込んだところでございまして、償却資産は主要事業所の見込み調査による増から、14ページ上段の合計欄のとおりでございます前年度比5,930万円増の58億6,010万円を計上いたしました。

中ごろの軽自動車税につきましては、登録台数の増加により前年度比960万円増の1億5,070万円を計上いたしました。

次に、18ページをお願いいたします。

上段の第2款地方譲与税から、22ページの中段までお進みいただきまして第11款の交通安全対策特別交付金につきましては、地方財政計画や平成29年度決算見込み額等を勘案し計上いたしてございます。

このうち、22ページ中ごろの第10款地方交付税14億6,000万円の内訳につきましては、普通交付税が市税の増収や合併算定がえ増額分の段階的縮減による減額を見込みまして、前年度比5,000万円減の11億1,000万円とし、特別交付税は前年度と同額の3億5,000万円を計上いたしました。

次に、28ページをお願いいたします。

下段の第14款国庫支出金、第1項国庫負担金につきましては、民生費国庫負担金の障がい者自立支援給付費負担金や施設型給付事業負担金の増などによりまして、合計欄のとおり、前年度比6,390万5,000円増の16億9,222万9,000円を計上いたしました。

次に30ページをお願いいたします。

第2項国庫補助金につきましては、総務費国庫補助金では地方創生推進交付金の減、民生費国庫補助金では、昼生小学校区放課後児童クラブ施設整備に係る子ども・子育て支援整備補助金の増、土木費国庫補助金では、亀山駅周辺整備事業に係る社会資本整備総合交付金の増などから32ページの合計欄のとおり、前年度より3億5,380万円増の8億6,580万5,000円を計上いたしてございます。

次に、32ページの下段の第15款県支出金、第1項県負担金につきましては、民生費県負担金の障がい者自立支援給付費負担金及び施設型給付事業負担金の増などから、34ページでございますが合計欄のとおり前年度比3,406万3,000円増の6億6,526万9,000円を計上いたしました。

次に、40ページをお願いいたします。

下段の第18款繰入金、財政調整基金繰入金につきましては、平成30年度予算の不足する財源を補うため、前年度比2億4,600万円減の9億5,400万円を計上いたしてございます。

また、減債基金繰入金6,400万円につきましては、市債の償還金の財源として活用いたしてまいります。

市民まちづくり基金繰入金3,671万7,000円は、地域まちづくり協議会支援事業や市民活動応援事業の財源として計上いたしました。

次に、48ページをお願いいたします。

下段の第21款市債につきましては、臨時財政対策債5億7,950万円は地方交付税からの振替分として発行可能見込み額を計上いたしてございます。

総務債では、全国瞬時警報システムの新型受信機の整備に緊急防災事業債を充当することから、180万円を計上いたし、衛生債7,200万円につきましては、溶融処理施設大規模整備事業に充当するため計上をいたしました。

また土木債では、和賀白川線、野村布気線、亀山駅周辺整備事業に合併特例債を、東海道街道環境整備事業などの社会資本整備総合交付金事業に道路整備事業債や都市計画事業債を充当することから、12億1,260万円を計上いたしました。

また消防債では、防火水槽整備に緊急防災事業債を、消防団車両整備に防災対策事業債を充当することから1,610万円を計上いたしまして、教育債につきましては、川崎小学校改築事業に学校教育施設整備事業債を、関の山車会館整備事業に合併特例債を充当することから2億1,010万円を計上いたしております。

以上が、主な歳入の説明とさせていただきます。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。

89ページをお願いいたします。

下段の内部情報系システム事業6,450万8,000円につきましては、内部情報系システム及びネットワークを管理する経費でございまして、91ページのとおり人事給与システム、プリンター制御システム及び行政事務パソコンの更新事業などを計上いたしております。

次に、97ページをお願いいたします。

上段の地価調査・地番図整備事業1,690万円につきましては、課税の適正化を図るための経費であり、平成33年度の固定資産の評価がえに向けて固定資産システム評価を行うため、業務委託料を計上いたしました。

次に、103ページをお願いいたします。

選挙費でございしますが、県知事選挙費、それと105ページの県議会議員選挙費の統一地方選挙の準備経費のほか、市議会議員選挙費の経費を計上いたしてございます。

次に、117ページをお願いいたします。

第3款民生費でございしますが、中段の地域福祉力強化推進事業800万円につきましては、地域で助け合う福祉の仕組みづくりを行うため、亀山市社会福祉協議会にコミュニティ・ソーシャル・ワーカーを配置する経費を計上いたしました。

次に、133ページをお願いいたします。

上段の福祉医療費助成事業2億2,373万7,000円につきましては、中学生までの医療費助成を行う経費を計上いたしてございまして、平成30年9月からは新たに未就学児の市内医療機関での医療費の窓口無料化を実施してまいります。

次に、135ページをお願いいたします。

下段の放課後児童クラブ施設整備費2,520万円につきましては、昼生小学校区放課後児童クラブ施設の老朽化等の諸課題に対応するため、昼生小学校敷地内に新たな施設を整備する経費を計上いたしました。

次に、155ページをお願いいたします。

第4款衛生費でございますが、中段のがん検診推進事業1億158万円につきましては、各種がん検診に係る経費を計上いたしておりますが、新たに中学3年生を対象とした胃がんピロリ菌尿検査に係る経費もあわせて計上いたしました。

下段の子育て世代包括支援事業7,751万1,000円につきましては、これまでの妊婦健康診査事業と母子保健事業を合わせた事業として、新たに設置する子育て世代包括支援センターに係る経費を計上いたしました。また、新規事業として産婦健康診査や新生児聴覚スクリーニング検査費用助成などを行ってまいります。これによりまして、妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援体制の充実を図ってまいります。

次に、157ページをお願いいたします。

下段の病院事業の2億7,307万5,000円につきましては、病院事業会計への繰出金を計上いたしておりますが、このうち繰出基準外の補助金は9,433万2,000円でございます。

次に、173ページをお願いいたします。

第2項清掃費でございますが、中段の大規模整備事業9,600万円につきましては、年次計画による改修でございますが、溶融炉下部シール弁や高調波抑制装置などの更新を行う経費を計上いたしました。

次に、175ページをお願いいたします。

中段の環境整備事業1,500万円につきましては、刈り草コンポスト化センターの移譲に際し、運営事業者が整備する破碎機整備に対する補助金を計上いたしました。

次に、189ページでございます。

第6款農林水産業費でございますが、中段の出屋排水路整備事業3,200万円につきましては、JR下庄駅に隣接する排水路の整備を行うものでございまして、農地や駅の冠水を解消するため整備工事費を計上いたしました。

次に、下段の土地改良施設維持管理適正化事業2,788万円につきましては、辺法寺町地内畑田下新田揚水機場ポンプ改良工事などを計上し、次の長妻池耐震整備事業150万円につきましては、川合町地内の長妻池における耐震整備工事を県営事業として実施することから、測量試験費の一部を負担するため、県への負担金を計上いたしてございます。

次に、197ページをお願いいたします。

第7款商工費でございますが、下段の地域生活交通再編事業1億2,091万2,000円につきましては、バス運行に係る経費のほか、新たに乗合タクシー運行に係る経費を計上いたしてございます。

次に199ページでございます。

下段の地域企業魅力発信・子どもの職業体験支援事業120万円につきましては、市内の小学生を対象とした職業体験イベント、カメジョブキッズを開催する団体に対しまして交付する補助金を計上いたしてございます。

次に、203ページをお願いいたします。

中段の亀山7座トレイル事業57万6,000円につきましては、登山道の維持管理とともに仙ヶ岳から錫杖ヶ岳への代表的な7つの山々を結ぶ登山ルートの開発、そのほか登山者への育成、啓発、情報発信などを市民団体などと協働して取り組むための経費でございます。

次に、215ページをお願いいたします。

上段の合併特例債事業として実施をいたします和賀白川線整備事業9,120万円につきましては、用地測量を再開するとともに国道1号線亀山バイパスから北側200メートル間の用地購入費及び市道斎場線のつけかえ工事費を計上してございます。

次の野村布気線整備事業6億9,130万円につきましては、平成31年3月供用開始を目指しまして工事を実施するための経費を計上いたしました。

次に、社会資本整備総合交付金事業として実施します東海道街道環境整備事業1,800万円につきましては、市道野村布気線の歩道整備工事費を、次の山下8号線整備事業765万円につきましては、山下町の狭小な生活道路の拡幅を行うため新たに着手いたしますものでございます。

217ページ中段の舗装老朽化対策事業6,700万円につきましては、市道川崎白木線の舗装整備工事費を計上いたしてございます。

下段の橋梁維持修繕費1,000万円につきましては、5年に1度の橋梁点検業務費を、次の橋梁長寿命化修繕事業9,000万円につきましては、長寿命化修繕計画に基づき、筆捨橋、星田橋などの設計業務費や高飛大橋、ばんだ橋などの修繕工事費を、219ページ上段でございしますが、耐震化補強事業5,100万円では、耐震整備計画に基づき西畑橋などの設計業務費や三寺橋などの耐震工事費を計上いたしてございます。

次に、223ページをお願いいたします。

中段の亀山駅周辺整備事業9億7,000万円につきましては、社会資本整備総合交付金並びに合併特例債を活用いたしまして、引き続き亀山駅周辺の整備を行うもので、工事請負費2,900万円、用地購入費80万円及び補償費4,000万円は、市道御幸8号線の整備費でございます。

次に、亀山駅前広場整備事業負担金2億6,200万円、亀山駅前線整備事業負担金2億9,420万円及び測量等負担金2,560万円につきましては、亀山駅前広場や市道亀山駅前線の測量、詳細設計業務及び用地買収、補償を行うための経費について事業主体となります市街地再開発組合に対する市の負担金を計上いたしてございます。

また、市街地再開発事業補助金2億6,830万円につきましては、2ブロックにおける建築設計や権利変換計画策定、建物補償など再開発組合への補助金でございます。

最後に、優良建築物等整備事業補助金4,520万円につきましては、4ブロックの共同住宅整備の施設整備に係る優良建築物等整備事業への補助金を計上いたしました。

次に、239ページをお願いいたします。

第9款消防費でございしますが、下段の車両整備費610万円につきましては、消防団車両1台の更新費用を計上いたしてございます。

次の防火水槽整備事業1,197万円につきましては、野村団地内に1基を新設するものでございます。

次に、247ページをお願いいたします。

第10款教育費でございしますが、下段の小学校費の施設整備費2,170万円につきましては、亀山東小学校給食用リフト改修工事や野登小学校給食室フード改修工事などを計上いたしてございます。

次の249ページ上段でございしますが、個の学び支援事業5,948万円につきましては、イン

クルーシブ教育の考え方から特別支援学級に介助員と新たに看護師を配置するとともに、通常学級に学習生活相談員及び支援員を配置する経費を計上いたしました。

次の川崎小学校改築事業3億1,240万円につきましては、継続費の3年目として、校舎改築工事の2期工事及びグラウンド改修工事を施行いたすほか、児童用の机、椅子などの備品の整備を行ってまいります。

次の空調機整備事業950万円につきましては、各小学校の普通教室及び音楽室に空調機を設置するための設計業務委託料を計上いたしました。

次に、251ページをお願いします。

下段の情報教育推進事業2,471万6,000円のうち、備品購入費920万円につきましては、指導者用のタブレット型パソコンなどの導入に係る経費を計上いたしました。

次に、255ページをお願いいたします。

中段の中学校費の施設整備費1,300万円につきましては、亀山中学校校舎内部改修工事などを計上いたしてございます。

次に、257ページをお願いいたします。

中段の一般事業1,642万6,000円につきましては、これまでから配置している若年講師指導員の賃金などに加えまして、教員の部活動における負担軽減を図るため、新たに部活動指導員2名を配置するための賃金及び大会への引率のための旅費を計上いたしました。

下段の情報教育推進事業1,309万円につきましては、小学校費と同様、指導者用のタブレット型パソコンなどの導入に係る経費を計上いたしました。

次に、263ページをお願いいたします。

下段の空調機整備事業150万円につきましては、幼稚園の保育室に空調機を設置するための設計業務委託料を計上いたしました。

次に、275ページをお願いいたします。

下段の図書館整備事業97万5,000円につきましては、図書館整備基本計画に基づき、亀山駅周辺整備事業との調整や新図書館での活動、管理運営のあり方などの方針を検討するための市民ワークショップや、図書館整備推進委員会の開催に係る経費を計上いたしてございます。

次に、283ページをお願いいたします。

中段の文化会館費、大規模改修事業4,390万円につきましては、老朽化した大ホールの空調設備の改修工事費を計上いたしました。

次に、287ページをお願いいたします。

上段の関の山車会館整備事業1億402万4,000円につきましては、引き続き展示・収蔵施設の新築工事、外構工事、展示製作等を行う経費を計上いたしてございます。

次に289ページでございますが、中段の全国高等学校総合体育大会開催事業1,350万円につきましては、8月に開催をする平成30年度亀山高等学校体育大会ウエートリフティング競技大会の開催経費として実行委員会に支出する負担金を計上いたしました。

次に、307ページをお願いいたします。

第12款諸支出金でございますが、下段のリニア中央新幹線亀山駅整備基金積立事業につきましては、引き続き5,000万円を計上いたしているところでございます。

次に、312ページをお願いいたします。

人件費につきましては、上段の1. 特別職の比較欄でございますが、報酬におけるその他の特別職454万2,000円増額いたしてございますが、これにつきましては、平成30年度は市議会議員選挙費を計上したことから増額となったものでございます。

次の期末手当で長等で27万3,000円、議員で85万8,000円の増額となっておりますが、特別職報酬審議会からの答申を受け、期末手当の支給月数を0.1カ月分引き上げることにより増額となったものでございます。

次にその他の手当で、長等667万6,000円の減額となっておりますが、これにつきましては特別職の退職手当の支給年度によりまして減額となったものでございます。

また、中段の2. 一般職につきましては、平成29年度の人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準拠いたしまして期末勤勉手当の支給月数の改定増を見込むとともに、退職手当の減額などによりまして前年度と比較して、合計欄のとおり2,007万円の減額となったものでございます。

以上、一般会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計について主なものをご説明申し上げます。

最初に、国民健康保険事業特別会計予算でございますが、328ページの歳入をごらんいただきたいと存じます。

第1款国民健康保険税につきましては、被保険者数の減によりまして、一般被保険者国民健康保険税は前年度比2,340万円減の9億160万円を、退職被保険者等国民健康保険税は、前年度比2,562万円減の685万円を計上いたしました。

次に、330ページ中ごろの第3款県支出金32億7,708万円につきましては、財政運営の県一元化により県から新たに交付される保険給付費等交付金を計上いたしました。

次に、332ページの上段の第4款繰入金2億9,711万8,000円につきましては、一般会計からの法定繰入分を計上いたしております。

次に、334ページの国庫支出金及び療養給付費等交付金並びに336ページの前期高齢者交付金及び共同事業交付金につきましては、制度改正により財政運営が県一元化となったことから、歳入科目がなくなるものでございます。

続きまして、342ページの歳出をお願いいたします。

第2款保険給付費、第1項療養諸費につきましては、一般被保険者及び退職被保険者それぞれの被保険者状況を考慮し、医療費の伸び率を保険給付費全体で1.4%減と見込みまして、344ページ合計欄のとおり、6,130万1,000円減の27億9,192万2,000円を計上いたしました。

次に、下段の第2項高額療養費につきましても、被保険者の状況と医療費の伸び率を見込み、346ページ合計欄のとおり、1,618万2,000円増の4億829万1,000円を計上いたしました。

次に、350ページでございますが、上段の第3款国民健康保険事業費納付金につきましては、財政運営の県一元化により新たに県へ納付するもので、第1項医療費給付費分は7億8,377万9,000円を、下段の第2項後期高齢者支援金等分は2億7,231万3,000円を、352ページ上段でございますが、第3項で介護納付金分は8,527万7,000円を計上いたしまして、

納付金全体の合計額は11億4,136万9,000円を納付するものでございます。

次に、中段の第4款共同事業拠出金10億5,834万6,000円の減額につきましては、財政運営の県一元化によるものでございます。

次に、354ページの第5款保健事業費、第1項特定健康診査等事業費3,135万円につきましては、特定健康診査、特定保健指導及び国の補助事業である保健指導事業を実施するため、一般会計への繰入金等を計上いたしてございます。

第2項保健事業費につきましては、1日人間ドックの定員をこれまでの100名から200名に増員をいたしまして実施するため、394万4,000円増の1,735万円を計上いたしました。

次に、356ページ下段の後期高齢者支援金、358ページ下段の介護納付金までは、制度改正によりまして財政運営の県一元化ということで歳出科目がなくなるものでございます。

以上、国民健康保険事業特別会計の予算の説明とさせていただきます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計予算でございますが、370ページをお願いいたします。

第1款後期高齢者医療保険料につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の積算資料から、前年度比6,497万8,000円増の4億3,220万9,000円を計上いたしました。

下段の第3款繰入金につきましては、一般会計繰入金として法定繰入分5億7,573万8,000円を計上いたしてございます。

次に、377ページの歳出をお願いいたします。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、療養給付費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金など広域連合への負担金で、前年度比1億1,178万7,000円増の9億9,474万円を計上いたしてございます。

以上、後期高齢者医療事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

次に、農業集落排水事業特別会計でございますが、388ページの歳入をごらんいただきたいというふうに思います。

第2款使用料及び手数料につきましては、収納実績と昼生地区の接続増加分を見込み、1億1,081万9,000円を計上いたしました。

次の第3款県支出金の農業集落排水事業補助金2,600万円につきましては、最適整備構想策定事業の財源となる補助金を計上してございます。

次に、390ページ上段の第5款繰入金につきましては、財源調整として一般会計繰入金3億2,357万8,000円を計上いたしまして、市債の償還に充てるため、農業集落排水事業債償還基金から繰入金1,443万8,000円を計上いたしました。

次に、392ページの歳出でございます。

第1款事業費につきましては、人件費や14地区の汚水処理施設の維持管理費など、394ページ下段の合計欄のとおりでございます2億4,814万3,000円を計上いたしました。

次に、396ページ上段の第1款事業費につきましては、最適整備構想策定事業に係る業務委託料3,200万円計上いたしております。

次に398ページの第3款諸支出金につきましては、市債の元金償還の財源となる県からの支援事業補助金が平成29年度で終了したことから、農業集落排水事業債償還基金への積立金は利息分の1万1,000円としてございます。

以上、農業集落排水事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、各企業会計について主なものをご説明申し上げます。

まず水道事業会計でございますが、407ページをお願いいたします。

収益的収入では、給水収益は料金改定及び給水実績などを踏まえまして9億970万円、北勢水道給水収益3億520万円などを計上いたしまして、水道事業収益を14億1,960万円としております。

次に、408ページ以降の収益的支出でございますが、北中勢水道に係る受水費2億9,600万円を計上するほか、人件費、減価償却費などを計上し、水道事業費用を12億2,140万円といたしてございます。

次に、411ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、舗装復旧工事や公共下水道事業に伴う工事負担金9,317万2,000円などを計上し、9,999万2,000円といたしてございます。

次に、412ページでございますが、資本的支出につきましては、住山地区の水量水圧不足を解消するための施設調査委託料300万1,000円を計上するほか、みどり町地内老朽管改良工事、川崎加圧ポンプ建設工事など、工事請負費3億9,290万円、企業債償還金1億7,813万5,000円などを計上し、5億7,810万円といたしております。

以上、水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

次に、工業用水道事業会計でございますが、429ページをお願いいたします。

収益的収入につきましては、給水収益7,284万5,000円を計上いたしまして、7,940万円としております。

下段の収益的支出につきましては、動力費などの事業管理費や配水池等草刈り業務、水源地非常用発電機の修繕費などを計上し、6,092万6,000円としております。

また、431ページの資本的支出につきましては、企業債償還金を計上いたしてありまして2,487万4,000円といたしております。

以上、工業用水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

次に、公共下水道事業会計でございますが、445ページをお願いいたします。

収益的収入の営業収益につきましては、公共下水道使用料として4億2,870万円を計上いたしました。

営業外収益につきましては、一般会計負担金として3億5,410万9,000円、長期前受金戻入として1億9,092万7,000円などを計上いたしております。

次に、446ページ以降の収益的支出につきましては、営業費用では、マンホールポンプのオーバーホール修繕費1,100万円のほか、流域下水道維持管理負担金2億3,928万5,000円、減価償却費4億3,310万3,000円などを計上いたしました。また、営業外費用では企業債利息1億6,368万5,000円などを計上いたしております。

次に、449ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、公共下水道事業及び流域下水道事業に係る企業債5億2,200万円、一般会計負担金が1億36万4,000円、国庫補助金2億7,200万円などを計上いたしてございます。

次の450ページからの資本的支出では、下水管布設工事など工事請負費7億2,520万円、流域下水道建設負担金5,691万4,000円、企業債償還金3億8,287万8,000円などを計上いたしました。

以上、公共下水道事業会計の説明とさせていただきます。

最後に、病院事業会計をご説明申し上げます。

469ページをお願いいたします。

収益的収入につきましては、医業収益では入院収益、外来収益等15億2,319万7,000円を計上いたしております。医業外収益では、一般会計負担金1億311万3,000円、一般会計補助金9,433万2,000円を計上するなど、2億540万3,000円を計上するとともに、平成30年4月に新たに開設をいたします訪問看護ステーション事業収益として2,240万円を計上し、病院事業収益合計でございますが17億5,100万円を計上いたしております。

次に、471ページ以降の収益的支出につきましては、給与費、薬品費などの材料費、減価償却費のほか、病院管理運営に係る経費などを計上し、17億5,100万円といたしております。

次に、475ページの資本的収入は、企業債元金償還金に対する一般会計出資金4,718万5,000円、設備改修工事の企業債1億1,360万円などを計上しております。

次に、476ページの資本的支出では、自家発電機などの改修工事を実施するほか、医療機器等器械備品費、リース資産購入費、企業債償還金など2億7,450万円といたしております。

以上、病院事業会計予算の説明とさせていただきます。

以上をもちまして、新年度予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（西川憲行君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で、上程各案に対する提案説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いてお諮りします。

あす24日から3月5日までの10日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

あす24日から3月5日までの10日間は、休会することに決定しました。

次の会議は3月6日午前10時から開き、平成30年度施政及び予算編成方針に対する代表質問を行います。

本日はこれにて散会します。

(午後 1時50分 散会)

平成 3 0 年 3 月 6 日

亀山市議会定例会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

平成30年3月6日（火）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 平成30年度施政及び予算編成方針に対する代表質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新 秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	福沢美由紀君	8番	森 美和子君
9番	鈴木達夫君	10番	岡本公秀君
11番	伊藤彦太郎君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田 稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森 繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	宮崎哲二君	財務部参事	落合 浩君
市民文化部参事	深水隆司君	健康福祉部参事	水谷和久君
建設部参事	亀渕輝男君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長兼 消防署参事	平松敏幸君
地域医療統括官	伊藤誠一君	医療センター 事務局長兼 地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部 裕君	教育次長	大澤哲也君

監査委員 渡部 満君 監査委員事務局長 宮崎吉男君
選挙管理委員会 松村 大君
事務局長

●事務局職員

事務局長 草川博昭 議事調査室長 渡邊靖文
書記 村主健太郎

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（西川憲行君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から例月出納検査結果報告書2件が提出されておりますので、ごらんおきください。

次に、日程第2、平成30年度施政及び予算編成方針に対する代表質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

おはようございます。

3月定例議会で第1人目の質問をいたします。

緑風会を代表いたしまして、質問を行いたいと思います。宮崎でございます。よろしくお願ひします。

天候も、まだ1週間か10日前には雪が降っておると。きのうあたりはもう5月の連休ぐらいの気候になったというような三寒四温で非常に体調の管理も難しい時期かなというふうにも思っています。また、外を眺めると梅が咲き誇っております。そういうこの爽やかな時期に質問させていただくことを非常に喜んでおる一人でございますが、また答弁についても爽やかによろしくお願ひしたいなど。私のほうも爽やかにいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいなど思っております。

それでは、まず最初に平成30年度施政及び予算編成方針について、4つの項目に分けて質問させていただきます。

30年度の予算につきましては、一般会計で213億100万円、前年度から見て1.1%増。国民健康保険事業特別会計については45億330万円、後期高齢者医療事業特別会計については10億900万円、農業集落排水事業特別会計については4億8,550万、水道事業会計予算については17億9,950万、工業用水道事業会計予算については8,580万、公共下水道事業会計予算については22億4,850万、病院事業会計については20億2,550万、以上をトータルしますと300億強の予算が編成されておりますが、この予算の中で、今年度については展開の年と位置づけして予算を編成されたというふうに報告を受けております。その展開の年という予算

編成としての思いをまず聞かせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（西川憲行君）

12番 宮崎勝郎議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

宮崎議員のご質問に爽やかにお答えをいたしたいと思えます。

展開の年と位置づけたその思いは何かということでございます。

まず、昨年の4月に新たな総合計画が始動いたしました。これに伴いまして、将来都市像「緑の健都かめやま」の具現化に向けまして全力でスタートするために、本年度を瞬発の年と位置づけて、これまで全基本計画に掲げる施策を鋭意進めてまいったところでございます。新年度は、その取り組みの2年目となりますことから、新たに組織機構を再編し、これらの施策を次の段階へと着実に進めるため、展開の年として位置づけたところでございます。

こうした中、新年度には本市の特性を生かしたまちづくりを進めるため、新たなソフト事業や、大規模事業の展開を図ってまいります。とりわけ中心市街地再生や子育て支援の充実、健康都市政策の推進を初め高速交通体系の充実によります一層の産業集積、自然や歴史・文化の磨き上げなどにつきましても、将来都市像を実現するためにも極めて重要な施策であるというふうに考えております。

一方で、こうした施策推進の裏づけとなります長期財政見通しによりまして、施策の推進と行財政運営との両立を図ることで、本市を持続可能な成長への新しい段階へと進めていきたいと決意するものでございます。そういう思いをもちまして、平成30年度を展開の年と位置づけてスタートしていこうという決意でございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

市長から爽やかに答弁いただきました。

総合計画の2年目に当たる年でございますので、いずれにしても、掲げております「緑の健都かめやま」の実現に向けて頑張ってくださいなというふうにも思っておりますし、私も皆さんの胸についておる名札のストラップですが、私は名札をぶら下げませんので、携帯電話を首から下げているんですが、やはりこういうのが我々関係者にとって、亀山を宣伝するのかなというふうにも思ってこのストラップをつけておりますが、これを目指して、今、市長のほうからの答弁の中でも、さらにこういう意識づけを十分していただいて、市民の皆さんへ働きかけていただきたいと思います。施策については、皆さん方、十分頑張ってくださいなというふうにも思っております。最終については、「緑の健都かめやま」の実現に向けてやっていただきたいと思っております。

それに、いろいろやはり財政がついてくるものと私は思っております。そういう中で、長期財政見通しについてどのように考えておるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

長期財政見通しの考え方ではありますが、これまで持続可能な市政を目標に、平成21年度に初めて中期財政見通しを策定いたし公表いたしました。これは5年間の中・長期的視点での財政と政策の調和を目指していこうということでございました。その結果、将来の見通しに対します議会、市民の皆さんとの情報共有の観点とか、行財政運営の健全性の判断材料の観点からも一定の意義があったというふうに認識をいたしておるところでございます。

一方で、第2次総合計画の具現化のためには、その計画期間であります9年間を展望した上での財政運営の観点から、改めて長期財政見通しの策定・公表を行ったところでございます。

今回の試算におきましては、市税については今後も緩やかな減少傾向が続くと予測をし、平成37年度で100億を維持するような今見通しでございますが、普通交付税では平成31年度に合併算定がえによります増額措置が終了するなど、歳入全体としては長期的な減少を見込んでおるところであります。

また、歳出におきましては、障がい者施策などの拡充による社会保障と少子・高齢社会に対応した扶助費の伸びや、現在進めております亀山駅周辺整備事業や関の山車会館整備事業、それから今後予定いたしております認定こども園の整備事業などの大規模事業費も、この長期財政見通しの中で見込んでおるところであります。これらを踏まえまして、平成37年度末の財政調整基金残高は約10億円、それから、その一方で計画的に積み立てておりますリニア中央新幹線亀山駅整備基金と庁舎建設基金は、それぞれ約20億円の残高となると見込んでおるところでございます。

このような展望のもとで、事業の優先順位と健全財政の両立をもちまして平成30年度の予算編成を行ってまいりました。今後、この第2次総合計画を着実に推進するために、引き続きまして危機感を持った行財政改革に取り組むとともに、新たな行政評価システムによります事業の有効性の検証を行うなどをしながら、持続可能な行財政運営の確立を目指して取り組んでまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今る今後の見通し等を聞かせていただきましたが、いずれにしても市税の減少というのは続くだろうというふうにも思っています。また、今出ていました普通交付税についても減少するという、非常に長期財政見通しの中では財源的には伸びがないんだろうなというふうに思っておりますが、しかし、この亀山市にとって、先ほども聞かせていただきましたが、展開の年、さらに「緑の健都かめやま」を目指してやっていく中で、財源というのは非常に難しい問題であろうというふうに思っております。特に産業の工業団地の開発等もして、産業の誘致にも力を入れていく中で、これから先にどのような、10年先に亀山はどのようなようになっていくのかなという予測も、私、頭の中で描くことが非常にできないというふうに思っておりますが、市長の10年後の思いを、実現できるだろうというふうには思っておりますが、そこらの考えをもう一度聞かせていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員おっしゃるように、この非常に変化の激しい時代に、やっぱり10年先を見通し、その全てを読み込んでということは難しいであろうというふうに思います。

しかし、私どもが、このちょうどリーマンショックから10年という節目の年ではありますが、多分全国でも珍しい激動を経験した自治体として、本当に多くの英知の中でこれを乗り越えてこられたというふうに思っております。これは議会の皆様、市民の皆様の本当にご理解も含め、本当にこれを乗り越えてこられたというふうに思っております。最も激しい財政見通しの中で、これを本当にみんなで乗り越えてこられたというふうに思っております。

しかし、今後の展望の中に、この総合計画の具現化、さまざまな課題も多かろうと思いますが、しっかりと将来展望を見据えて、一旦馬力ではなくてやっぱり長期の中で確実に段階的に、計画的にこれを前へ進めていくということが大変重要であるという認識をいたしておりますので、先ほど申し上げました思いをもって、この第2次総合計画「緑の健都かめやま」の具現化にしっかりと取り組んでまいりたいと決意をいたしておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

それでは、次に、30年度の予算の目玉となるような施策は何であるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成30年度の目玉となる施策は何かということですが、平成30年度亀山市一般会計予算案の歳入歳出予算の総額は213億100万円で、前年度当初予算に比べて2億3,700万円、率にして1.1%の増となっております。

このうち大規模事業や新たに取り組むものとしたしまして、まず1つ目としたしましては、本市の玄関口でございます亀山駅周辺の再生に向けた取り組みでございまして、新年度におきましては市街地再開発組合への支援や駅前広場や関連道路の整備に着手をして、中心的都市拠点の求心力の向上に向け事業を推進してまいりたいと考えております。

2つ目としたしましては、子育て支援の充実でございます。

新年度からあいあい新たに子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健コーディネーターの配置によりまして相談体制を充実させるとともに、これまでの母子保健や妊婦健康診査に加えまして産婦健康診査並びに新生児聴覚スクリーニング検査の助成を追加いたしまして、支援サービスの拡充を図るなどして、妊娠期から子育て期にわたります切れ目のない包括的な支援体制を確立していきたいというふうに考えております。

3つ目ではありますが、地域福祉力の向上を目指す取り組みでございまして、具体的には新年度から市社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー、CSWを配置して、地域における福祉課題を解決する仕組みづくりを支援してまいりたいと考えております。これらの取り組みは一例ではございますけれども、平成30年度予算の主なポイントとなる施策であるというふうに考えておる

ところであります。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

先ほど答弁いただきました事業の中で、これは一例ということですが、私はここで目玉を聞いたんで一例でいいかというふうに思っております。

それでは、次に4つ目に入ります。

新たな施策を遂行していく中で、困難を伴う事業にはどのように対峙していくのかということでお尋ねしたいわけですが、先ほども目玉事業で、亀山駅周辺再開発事業というのは答弁の中にはございました。私も多分そうであろうなというふうにも思っておりますが、やはりこの事業については非常に困難な事業というふうに私も理解しておりますけれども、ほかにもあるのかどうか、まず先に困難な事業は幾つあるのかお尋ねしたいなというふうに思っています。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

困難な事業は幾つあるかということなんですが、確かにさまざまなそれぞれの政策事業分野におきましては一朝一夕にいかないような事業がたくさんございますけれども、しかし、その中でも特にこの駅前の再生事業につきまして、特に第1種再開発事業につきましては権利関係、権利変換とかさまざまな要素が入ってまいりますので、極めて複雑な事業の一つというふうに、その最たるものというふうに考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

困難な事業ということで、亀山駅周辺再開発事業というのはございます。ほかにもあるのかなというふうに思ったんですが、ほかは簡単にいくのかなというふうに思っております。

特に、この亀山駅周辺再開発事業については、非常に困難な事業であるというふうに私も思っております。私が議員にならせていただいて2年ほどたったときに、広島県の尾道へ駅前の再開発事業を視察させていただいた。非常にそのときにも、やはり権利の問題で困難をきわめたということをお聞かせいただいた。そういう中で、市民に対して、事業者に対して、事業を受けるほうの関係者に対しても非常に熱心に対話を求めてやってきたというふうに聞きました。やはり今回についても、私も当初からお聞かせいただいた中で、簡単にはいかないだろうなというふうに思っておりますが、最近こういう中をお聞かせいただいた中では、非常に困難をきわめていくものと思っております。

これについては、やはり市として主要施策というふうに上げておりますので、やはりもっと関係者等々と地元も含めて、やはり対話を持ってもっと理解していただいて、また亀山市にとっても、この亀山の玄関口となる市街地再生については非常に私も大事だろうなというふうに思っております。こういう事業を遂行していく中で、皆さん方、当事者として、やはりこれから、図書館を持つてくるのはいい。

しかし、これについてもるるご意見ございます。私はもともと推奨しておった、駅前に図書館を持ってきたらどうやというふうにも提言した中の一人でございますけれども、やはりこういうようなものにも非常に問題もあろうというふうにも今聞いております中で、これからどのように対峙していくのか、再度お聞かせ願いたいなと思っております。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今ご紹介いただきましたようなさまざまな要素を持ちつつ、長年の懸案の課題の一つでもございましたし、今後の亀山市の将来への非常に大事な基盤として、この駅前の再生事業につきましては新しい総合計画並びに前期基本計画で、議会の皆様の議決をいただいて、しっかり前へ進めていかなくてはならない重要事業というふうに認識をいたしておるところでございます。

先ほども少し触れさせていただきましたけれども、駅前のいわゆる第2ブロックの再開発事業自体、再開発組合の設立、都市計画決定も含めまして次の段階へ入っていかなくてはなりません。そういう意味では、従来にも増して私どもも当然権利者の皆さんに寄り添いつつこれを支援してまいりましたけれども、今後につきましても、さらなる協働を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

さらに、これらの事業につきましては、当然議会のこういう場もそうでありますけれども、しっかりと私どもは市民の皆様にお示しをし、お伝えをさせていただく中で、事業に対するご理解やご協力をいただくということはもう基本中の基本であろうかと思っておりますので、そういうことも含めまして慎重にこの事業を、複雑な事業ではございますけれども、皆様のご理解をいただきながら前へ進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。議会の皆様方にも格別のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げる次第であります。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いずれにしても、やはり人の理解を得るというのは非常に難しゅうございますし、また大事なことでございます。こういう中では、やはり対話で進めていかなくてはならん、ご理解を得ていかなければならんと思っております。こういうふうにやってやるぞというような姿勢を持たずに、やはり市民からももっと以前、もう10年も15年も前からこういう話は出ておる中で、やっと実現に向けて進み出したんかなというふうにも私は思っておりますが、やはり市民の期待は非常に大きいものと私は思っております。こういう中をやはり施策を遂行していく地元はもちろんですが、市としての、やはり亀山市の玄関口でもありますし、今までから都市マスタープランの中でも、市街地の充実というのは非常に大事かというふうにも思っております。都市マスタープランの見直しについても出ておりますけれども、これはまた後ほど聞かせていただくとして、ほかにも困難な事業はあろうと思っておりますが、もう一度どのように対峙していくのか、市民との対話を大事にしていくのかということをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

さまざまな施策推進、市政の進展に関しましては、当然市民への説明責任も含めまして、今、対話とおっしゃられました。私どもは市民との対話を重視した姿勢を進めてまいりましたし、今後におきましても、その視点は極めて重要というふうに考えております。開かれた市政をしていくということは、亀山市のまちづくり基本条例の本当に根幹の原則の一つでございます。議会並びに市民の皆さんとの情報の共有は、その中で極めて重要なものというふうに認識をし、現在そのような取り組みを進めておるところでございます。議会での議論も含めまして、情報提供には真摯に向き合って、今後におきましてもまいりたいと思っておりますし、今後におきましても市民の皆さんに、当然関係者の皆さんとの対話を進めてまいりますけれども、市の施策や事業、取り組みにつきまして、市民の皆様には的確にお伝えをさせていただいて、より多くの皆さんに本当に開かれた市政の中で、さまざまな共感をいただいたり、あるいはご賛同いただいたり、協力をいただいたりできるような信頼関係を築いていくということは、今後におきましても大事に進めてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

このような施策、事業を困難の中でも完成すれば、これから先の明るい亀山が見えてくるなというふうに思っておりますので、よろしく努力をしていただきたいと思っております。

それでは、次にこの30年度の施策・事業について、7つの点でお尋ねしたいと思います。個々の事業でございますので、よろしくお願ひしたいなど。

まず、亀山市都市マスタープランの見直しについてでございますが、都市マスについても、以前からも示されておりますが、今回、施政方針の中でマスタープランの見直しをやるんだというふうに出しております。これについて、どのようにやっていくのかお尋ねしたいなどと思っております。

○議長（西川憲行君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

おはようございます。

マスタープランの見直しということですので、私のほうからご答弁させていただきます。

都市計画法の第18条の2に基づく現在の都市マスタープランでございますが、これは平成19年度に作成いたしました第1次亀山市総合計画の土地利用構想を受けまして、平成21年度に策定をいたしてございます。現在の都市マスタープランのおおむねの目標年次というもので、こちらにつきましては10年後の平成30年度、来年度が目標年次というふうになってございますので、今年度、平成29年度と来年度、平成30年度の2カ年で現在の計画の改定に取り組んでいるところでございます。

改定に当たりましては、今年度スタートいたしました第2次亀山市総合計画の都市空間形成方針や亀山市立地適正化計画と十分な整合を図りながら、住みやすさの向上や土地利用の促進等、都市計画の基本的な方針として改定するもので定期的な見直しを行うというものでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

30年度が都市マスタープランの見直しというふうに、今、答弁ございましたが、非常にこの都市マスタープランについては、将来の亀山市がどのような位置づけ、また姿になっていくだろうというような計画だと私は思っております。そういう中、しっかりと30年度においてやっていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいなと。項目が多うございますので、上辺だけになるかもわかりませんが、お願ひしたいなと思っております。

それから、次に亀山環状線の早期完成について、どのような状況かお尋ねしたいなと思っております。この事業については、昨年着手されたとなっておりますが、昨年、事業を取りやめというふうに出ておりました。これをどのように進めていくのか、お尋ねしたいなというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（西川憲行君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

合併特例債事業として進めております市内環状道路の和賀白川線整備事業でございますが、これにつきましては平成30年度は、今年度中断しておりました用地測量を再開するとともに、国道1号亀山バイパスから北側約200メートル間の用地買収と、それから関連いたします市道亀山斎場線の整備工事に着手をいたしていきたいというふうに考えてございます。

それから、それ以降31年度につきましては、和賀白川線の整備工事と関連する市道住山団地31号線の整備工事に着手するなど、第2次亀山市総合計画期間内の亀山環状線の早期完成を目指して進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今の計画を聞かせていただきましたが、昨年、この事業を出されたときに亀山斎場線というのは余り出ておらなかったかなというふうに思っておりますし、これが昨年取りやめになったというのも、私はハプニング、これは事業のハプニングであったかというふうに思っております。そういう中で、さらに新しい知識も入れ、またいろいろな皆さん方の意見を聞く機会であったかなというふうに思っております。やはり1年おくれた部分については、しかし、利用者は早く待っておるんですよ。

私もその一人ですが、例えば、私、家から医療センターなり、福祉センターへ行くのにも、これを走ってきて直結になれば、環状線で回っていけば非常に早く行ける、安全に行ける。今までですと、亀山の1号線のランプまで来て、上の1号線に乗るか、地域の道を、バイパスの側道を走って行って行くかやけれども、非常に私も運転にあやふやになる。

しかし、早く完成すれば、私らも、利用者の皆さん方も非常にありがたいなというふうに思っておりますので、そういう思いを込めてこれを完成する、今出ておった31年度でしたか、完成するまでも早くやっていただきたい。私は1年おくれたので残念であったというふうに思っております。

すが、この取り組みに対してもう一度お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

今年度は、議員ご指摘のように測量業務の途中打ち切りというようなこともございまして、事業が少しおくれた部分がございますが、次年度以降、順次用地買収等を進める中で、先ほどの繰り返しになりますけれども、第2次総合計画期間内のできるだけ早い段階で完成ができるように事業の進捗に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

よろしく頑張ってくださいなと思っております。

それでは、次に亀山市地域公共交通計画により、亀山市に係る全ての地域交通が一体となって機能するとなっておりますが、この交通ネットの形成となっているのはどのようなものかお尋ねしたいなと思っております。

○議長（西川憲行君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

この公共交通計画のネットワークにつきましては、前の計画につきましては、主にバスを中心としたネットワークの形成であったわけですが、今回の新たな公共交通計画につきましては、それに鉄道も加え、あるいは一般タクシーも加え、この10月から予定しております乗合タクシーも加えて、いろんな交通手段によって総合的なネットワークの形成を図ろうというものでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今まではバス中心であったという中で、今度こういう新たな交通計画を立てるという中で、やはり今言われた鉄道、また乗合タクシー等の利用もということでございますけれども、しかし、バスが廃線になった地域もございます。新たに通る新線の部分もございますが、やはり非常に地域の中で、我々地域の方々に聞いても、非常に残念であるというふうな声を聞きます。当然、市長もそのときのトークの中で、地域の声は聞かれたと私は思いますけれども、そういう部分も十分これを検討の中に入れて、やはり市民が納得していくような計画にしていきたいなというふうに思っています。それに関して、私は絡みがあるのかちょっと理解しがたいんですが、今まで75歳以上の高齢者に対してのタクシー助成事業があったわけですが、これも聞くところによると10月ごろにやめようということでございます。そういう中で、これから先、これで満足であるか、市民が納得しておるのかどうか、利用者が納得しておるのか。私も後期高齢者の一員になりました。それで、タクシー券の助成を受ける年になったんですが、今のところ自分の車で行動しておりますので受けられないんですが、これから先にもう何か自分が運転ができないなというふうに、この助成事業を使わせてもらおうかなと思っておった中でやめようというふうな話が出ております。

特に、このタクシー助成利用については非常に問題点もあったわけです。私も以前、タクシー業界の中で事業の絡みをしておった一人でございますが、そういう中で非常に問題があったこの事業というふうに自分は思っておりました。いろいろ自分らの社員の指導もし、やってきたんですが、非常に問題はあったかなというふうに自分は感じたわけでございます。それを市として、そういうような事業であったのでやめなのか、それともやはり私は市民の足の確保ということで、さらに継続していくべきではないのかなというふうに思っておりますが、考えがあったらお聞かせ願いたい。これは新しくできる公共交通計画にかわるんやという考えがあるのかどうかも含めてお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

タクシー料金助成事業につきましては、高齢者等の社会活動の促進を目的としておる事業でございますが、近年はほとんど通院などの日常生活の交通手段として活用されている現状がございます。このような利用におきましては、タクシー料金助成事業での対応には限界があり、乗合タクシー制度の利用対象者はタクシー料金助成事業の対象者とも重なりますことから、身体障がい者及び75歳以上の高齢者でも、セダン型の車両を使用する乗合タクシーが利用できない方を除きまして、原則として31年度に移行することとしたものでございます。

なお、高齢者の閉じこもり防止につきましては、介護保険事業の総合事業におきまして、介護予防教室や地域のサロン活動、老人クラブ活動など、地域の通いの場の開催回数をふやして対応しているところでございまして、介護予防教室については、生活機能の低下によって通いが困難な方の送迎も委託事業者により行っているところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

このタクシーの助成事業については、今、答弁の中で社会に出ていただくとか、そういうような事業の目的があったのかと。先ほど聞きますと病院に通うのにと、福祉部門で提案されて事業ができてきた中で、そのような答弁は私は認めるわけにいかんと思いますが、そういう考えを再度、市長のほうに今度は尋ねたいと思います。

この公共交通計画が、このタクシーの助成事業も含めて乗りかえていくんやというふうな考えがあるのか。今の答弁で私は納得いきませんよ。これは市民の方も納得いかんと思います、今の答弁は。再度お尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

昨年10月に地域公共交通計画につきまして策定をいたしました。これの策定の過程では、市民ニーズを把握するためのさまざまな実態の調査、それから広く市民の皆さんのご意見を頂戴してまいりました。バス等の検討委員会でありますとか、この交通会議におきましてもパブリックコメントも展開をさせていただいて、議会の皆さんからもご意見を頂戴しましたがけれども、例えば老人ク

ラブ联合会、民生委員・児童委員、それから自治会、あるいはPTA联合会、利害関係を持たれるさまざまな方の代表者の皆さんのご意見も頂戴をしながら、そしてそれぞれの単体の事業では、今のバスの運行だけでも限界があります。あるいは、今のタクシーチケット助成制度自体も実際のところ6割の方が申請をいただいて、実際お使いいただくのは5割の券だということで、いわゆる30%ぐらいしか利用いただけていないというようなことでありますとか、さまざまな要素につきまして、この中でもご議論をいただけてまいりました。議会からもさまざまなご提案もいただいて今日になったところでございます。したがって、私どもは今までの、以前に申し上げましたけれども、乗合タクシー制度を導入していく方向の中で、これで全て解決するとは考えておりませんが、さまざまな要素を組み合わせる今のニーズの変化に対応していかなくてはならないというふうに思っております。先ほど長期財政見通しのお話もございました。いかに政策と財政を考えていくかという視点も当然これも入ってこようかと思えますし、ニーズの実態、制度のそれぞれのいいところと限界、これをあわせ持つて私どもは今回新たな制度を導入しようとするところであります。したがって、乗合タクシー運行開始後に制度全般のいろんなものをつまみ検証を行ってまいりたいと思えますし、その中で適切な判断をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

この公共交通計画については、私も産建の委員でございますので、またその場でお尋ねしたいと思えます。時間もございませんので、次に行きたいと思えます。

それでは、次に亀山市の安心・安全のまちづくりの推進の中での地震対策、いわゆる木造住宅補強事業、これを今後も強く推進していくのかなというのをお尋ねするわけですが、特に南海トラフ地震がなかなか大きな問題でございまして、予測もされております。そういう中で、これからどのようにさらに進めていくのか、まずお尋ねしたいと思えます。

○議長（西川憲行君）

井分危機管理局长。

○危機管理局长（井分信次君登壇）

先ほど議員もおっしゃいましたように、南海トラフ巨大地震でございますけれども、今後30年以内に70%の確率でマグニチュード8から9と予想され、大変心配されているところでございます。

本市といたしましては、ご承知のように災害対策基本法を根拠に亀山市地域防災計画を策定し、市民と地域を守る災害に強いまちづくりを目指し、自助・共助・公助の考え方を基軸とした減災対策、これをハード・ソフト両面から取り組んでいるところでございます。

そういった中で、先ほど申されましたように、30年度における地震対策でございますけれども、特に事例的に申されましたように、地震対策の中で主要事業といたしまして、地震対策木造住宅補強事業がございまして、こちらに関しましては、28年4月に亀山市耐震改修促進計画というのをつくりまして、32年度末までに耐震化を90.6%にしようということでございまして現在進めておるわけでございます。それを置きかえた中で30年度予算の積算となったわけでございますけれども、今後におきましては、その耐震の受診者の把握であるとか、またそれに見合う実施の戸別訪

間等々を繰り返しまして、やはり安全・安心のまちづくりを引き続き続けてまいりたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

よろしくお願ひしたいなと思っております。

次に、それでは消防力の充実強化の中で、亀山市ジュニア救命士育成事業というふう聞いております。この事業については、多分私も消防の仕事をしておった中で思うんですが、以前から幼年消防クラブとか、婦人消防クラブとか、また少年消防クラブとか、いろいろやってきて組織化もし、皆さん方にかかわっていただいて、市民にPRもできてきたなという中で、今度は新しく救命士のジュニアというふう聞いておりますが、これについてはどのような事業であるのかお尋ねしたいのと、もう一方、消防団の組織再編について出ております。これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

平松消防次長。

○消防次長兼消防署参事（平松敏幸君登壇）

消防に関して2つの質問をいただきましたので、まずは亀山市ジュニア救命士育成事業についてご説明をさせていただきます。

この事業は、平成30年度から新たに実施をいたすもので、目的といたしましては、子供のときから命の大切さや応急手当ての重要性と必要性を学ぶことで、誰でも適切な応急手当てができることを目指すもので、市内に11ある小学校の5年生以上を対象に救急講習を行うものでございます。

具体的な内容につきましては、心肺蘇生法やAEDの取り扱いを習得させるとともに、救急車の適正利用について説明をし、将来にわたり不要不急な救急出動の抑制を図るものでございます。

なお、この講習を受講した児童には認定証を発行し、適切な応急手当てができる亀山市ジュニア救命士としての自覚を持つことで、市民の救命率向上につなげたいと考えているところでございます。

次に、消防団の再編でございますが、この施策は平成25年12月施行の消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を初め平成27年4月の亀山消防署北東分署の開署など、近年の消防団を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえて行うものでございます。

検討内容につきましては、団員定数を初め管轄区域などのソフト面、施設、装備のハード面の全般を見直すこととしており、本市の実情に応じた地域防災力の充実強化につなげるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ジュニア制度については非常にまた、今まではやはり火災に対しての意識づけとか、そういうのだったんですが、今回は子供に対して、やはり救急に対しての意識づけが求められておるなというふう感じたわけです。

一方で、消防団の再編については、地域も含めて非常に難しい問題だろうなというふう思っ

おります。北東分署の開設によって、やはり亀山市の消防の配備については非常に安定してきたなという中で、やはり消防団の定数とか、またソフト面も言われましたが、私はハード面でもやはり消防団の車両等、聞くところによりますと、まだ地域の中には、昔のリヤカーでないんですが、手引きの可搬ポンプが乗っておる車庫もあるというふうに聞いております。やはり現代社会においては機動力が必要だと私は思っております。地域の中で活動するわけですが、やはり亀山市の消防団全体を考えて機動力が要るんだなというふうに私は思っておりますが、再度そういう部分も含めての再編かどうか確認したいと思っております。

○議長（西川憲行君）

平松次長。

○消防次長兼消防署参事（平松敏幸君登壇）

議員ご指摘のあったように、市内に数カ所、7カ所とちょっと記憶しておりますが、手引きの可搬ポンプを乗せた、いわゆるリヤカー式の車庫が存在しております。この時代に沿わないといえますか、機動力のないものに関しましては、今後はそのような自動車のなものに変化させていくような考えを持っておりまして、それも含めた検討内容と考えております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

その点も含めて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に亀山市の農業施策について、今後どのようにしていくのかというふうでお尋ねするわけですが、農業施策については非常に難しい問題、またやはり地域にとっても、亀山市にとっても大事な問題であるというふうに思っております。今後この農地の、特に農地の保全あたりが非常に大事なかなというふうにも思っておりますし、亀山市のやはり特産的なものを考えておるのか、そういうのも含めて一遍お聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（西川憲行君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

特産品のお尋ねでございますので、そのことを答弁申し上げたいと思ひます。

現在、地域特産品の発掘、育成及び生産販売の拡大を支援し、地域の農業経営の活性化を図ることを目的といたしまして、亀山市地域特産品発掘等事業補助金を交付しており、JA鈴鹿や三重県四日市鈴鹿地域農業改良普及センター等による営農指導の協力も得ながら、平成24年度から現在まで、和紅茶、ニンニク、ジネンジョなど、地域の特性を生かした取り組みを支援してきたところでございます。

また、亀山茶にあっては、昨年7月に大阪府泉佐野市と特産品相互取扱協定を締結いたしまして、同市で開催された全国物産フェアや、また災害時相互応援協定を締結いたしております青森県五所川原市で開催されましたイベントで出品販売するなど、市内外においてそのPRに努めておるところでございます。以上でございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろ亀山市の特徴を出していただきました。私も、この農業については学校を上がらせていただいて一時期から従事しておったんですが、その当時を考えてみますと、今、野菜が非常に高騰はしておるんですよ。私が19歳ぐらいの年に、15キロのキャベツを5,000円で売った記憶がございます。確かに亀山市はキャベツを生産して、団地化してそれをやった中で、その関係者、同時に同じようにつくっておられた方がその年に家1軒分をもうけさせていただいて、新しく家を建てかえられたという記憶が私の頭に残っておりますし、その当時、やはり市が、私に酪農をやれということで、乳牛の貸付制度という、いわゆるあなたに貸し付けるけれども、最終的にはあなたが持ってくださいという乳牛の子牛をいただいて、一部酪農にも手がけた部分がございます。そういう時代を見ますと、やはりどこか特色のある農業施策をしていかなければならんかなというふうにも思っておりますので、今後よろしく考えていただきたいなというふうに提言しておきます。

それでは、次にコミュニティソーシャルワーカーの配置についてでございますが、健康で生きがいの持てる暮らしの充実の中で、コミュニティソーシャルワーカー、先ほど市長の話がございましたが、これの配置事業、いわゆるCSWの配置事業の推進の中で今後どのようにやっていくのか。これは地域の福祉課題かと思うんですが、報告によりますと福祉協議会の中に置くんやというふうになっておりますけど、再度お尋ねしたいなと思っております、よろしく。

○議長（西川憲行君）

佐久間健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

地域における従来からのきずなやつながりの希薄化が進みつつある中、本市におきましてもごみ屋敷とかひきこもり、孤独死など解決が困難な課題が生まれてきております。このような既存の法制度で支援することが困難な多様化、複合化した制度のはざまの問題に対応するため、地域の声なき声を地域課題と捉えて、地域住民とともに課題の解決に取り組む地域福祉の専門家がコミュニティソーシャルワーカーとなるわけでございます。

本市におきましては、住民みずからが地域の福祉課題を発見し、地域でその課題を解決する仕組みを地域まちづくり協議会の福祉委員会ごとに構築しまして、多様な人々がともに暮らせる地域共生社会の実現を目指すこととしているところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

地域の福祉については、今まち協の中でも福祉委員さん、また民生委員さん中心でやられております。そういう中で非常に今頑張っているとは思っておりますが、その中でさらに地域の課題を見つけてという専門員を派遣する、その地域に置くんじゃなしに派遣するという意味ですか、そこらを確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

市長の説明でもございましたが、社会福祉協議会のほうにコミュニティソーシャルワーカーを配

置しまして、そして市を幾つかに分担しまして、その地域に担当のコミュニティソーシャルワーカーが支援に入るということでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

それでは、これはまち協のほうにも、市民部ですか、そこらでもこれから取り組んでいただかなん考えもあろうと思います。社会福祉協議会から派遣するよだけではいかんと私は思うんですね。地域の理解があつてこそ、当然福祉委員さん中心にやってもらっている地域の福祉施策でございますが、その中でうまく指導していただかないとおかしなことになるへんかなという私も懸念を持つわけですが、そこらについてはいいですかね、うまくいきますかね。ちょっと答えをお願いします。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

新しい事業でございますので、これは地域福祉計画、そして社会福祉協議会さんでつくっております地域福祉活動計画に基づいて行うものでございまして、年度が変わりましたら、その両者が各地域に回りまして、各まちづくり協議会さんに説明に回る予定でございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

市民部の答弁がなかったんですけど、どうですかね。

○議長（西川憲行君）

坂口市民文化部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

地域まちづくり協議会、各地区に設立されまして、地域の課題をみずから地域で解決しようという組織でございますけれども、特にいろんな地域の課題というのを地域と行政がどのように協働で行っていくかと、これは大きな課題でございます、いろんな分野につきまして、そういったことがこれから本格的に、いろんな地域の課題というものを地域と行政と一緒にやっていくということになってまいります、その中で地域の福祉の推進というのは大きなテーマであると思いますので、今回、健康福祉部、また社会福祉協議会が取り組んでいただくことに対しまして、市民部といたしましてもそういったことがうまく進んでいくように、中をとるような形で支援をさせていただきたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。よろしくお願ひしたいなと思っております。

もう残り3分でございますので、あともう一項目、基金について4点ほど上げておりますが、これについてはもう一括でやっていきたいと思っております。

各種基金の活用状況もお尋ねしますし、また今回新たに文化振興基金、それから病院事業基金に

ついて新設というふうに報告が出ております。このような中を今後どのようにやっていくのか。それから各種基金、やはり目的基金、例えば庁舎建設とかりニア誘致に伴う基金とか、いろいろ基金ございます。このような状況を、これから必要性について今後どうしていくのかというのを今の思いを聞かせていただきたいなど。

○議長（西川憲行君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

基金についてお聞かせをいただきましたので、私のほうでお答えをさせていただきます。

まず、基金の活用については、基金活用指針に沿って基金の有効活用を図り、財源確保を行うことといたしております。これに基づきまして、平成30年度の予算では、まず財政調整基金から予算に対して不足する財源を補うために、前年度比2億4,600万円減の9億5,400万円といたしております。

また、減債基金につきましても、公債負担の一般財源を約22億円に平準化する額を充当することとして6,400万円を取り崩すことといたしております。

次に、市民まちづくり基金につきましては、地域まちづくり協議会支援事業に3,115万円を、市民活動応援事業に735万9,000円に、合わせまして3,671万7,000円の取り崩しを計上させていただいて財源とさせていただいたところでございます。

そうしまして、次、基金の必要性でございますけれども、議員おっしゃられるように、基金は地方公共団体が条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられる資金、または財産を言うものでございまして、今回改定をいたしました基金活用指針は新たに設置いたします2つの基金を含めた17の基金について現状の課題、問題点、活用の方向性を整理させていただいたものでございます。これら基金にはそれぞれ設置目的があり、それを達成するために、また最近はふるさと納税制度の受け皿としての役割も出てきておりますことから、寄附文化の醸成の流れにも対応していくという意味で今回見直しをさせていただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろ聞かせていただきました。

今回、この議会に総務委員会の資料として亀山市基金活用指針というものが出されておりますので、その総務委員会でも十分これについての検討をしていただいて、また今後、亀山市の市政発展のために役立てていただきたいと思っております。

終わります。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

12番 宮崎勝郎議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時08分 休憩）

(午前 11 時 17 分 再開)

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 中村嘉孝議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

新和会の中村でございます。

平成30年度の市長の施政方針につきまして、代表質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど宮崎議員が爽やかにということ言うてみえましたので、私も爽やかに進めさせていただきたいと、季節に合わせまして爽やかに質問させていただきたいと思っております。

まず、1点目でございますが、平成30年度の予算編成の基本的な考え方ということでございます。先ほどご案内もありましたんですが、平成30年度の一般会計におきましては、前年度比1.1%の増となる約213億円、3年連続の増加で、過去2番目に大きな予算額ということでございます。

こういった中、事業の優先順位を踏まえた中で予算計上を行い、持続可能な行財政運営を目指すということでございます。年々膨らんでいくような予算でございますが、本年度の予算編成における基本的な考え方につきまして、市長にお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

14番 中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中村議員のご質問にも、爽やかにお答えをさせていただきたいと思っております。

平成30年度の予算編成方針の基本的な考え方でございますけれども、先ほども宮崎議員にお答えをさせていただきましたが、第2次総合計画の取り組み2年目となります平成30年度を展開の年と位置づけ、総合計画をより着実に次の段階に進めるため、事業の優先順位を踏まえながら健全な行財政運営との両立を目指すことを基本に予算編成を行ったところでございます。

そのような中で、一般会計当初予算額は前年度比2億3,700万円、1.1%の増となり、3年連続の増加となりまして、過去2番目に大きな予算規模であります213億100万円といたしたところでございます。

その予算の特徴でありますけれども、JR亀山駅周辺整備事業を推進するため、市街地再開発事業補助金や亀山駅前広場整備事業負担金などを計上するほか、新規事業といたしまして、子育て支援策の充実を図るため子育て世代包括支援センターの設置と、産婦健康診査や新生児聴覚検査に対する費用助成を新たに行ってまいります。

さらには、未就学児の市内医療機関での医療費窓口無料化を実施いたし、また地域福祉力向上のため、亀山市社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー、CSWを配置するほか、地域の公共交通の充実を図るため、新たに乗合タクシーの運行費用を計上いたしました。

また、豊かな自然を保全・活用するために、鈴鹿川等源流域森づくり協議会（仮称）の設置や、亀山7座トレイル事業など、「緑の健都かめやま」実現のために自然と健康を結びつける事業を新たに行うことといたしたところでございます。

新年度を展開の年と位置づけて、着実に総合計画に掲げました施策事業を前へ進めてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

次に、展開の年と位置づけたということについてということでございます。先ほど宮崎議員からご質問があったわけですが、ちょっと角度を変えてお尋ねしたいと思います。

ちょっと振り返ってみますと、市長は就任当時から、毎年、行政運営の方針を出されまして、キャッチフレーズといいますか、スローガンを掲げられているところでございます。先ほども少し触れられたとおり、平成22年の始動の年から始まりまして、助走に始まって離陸、それで出発されまして、その後平成25年に考動の年、それから創意、それから改善に行って、進取、瞬発といった流れで、平成30年度は展開の年ということでございます。確かにこういったスローガンを掲げられますと、新しい年度が始まっていくという感はあるわけですが、そういった中で、この一つのスローガンで全てを把握といいますか、表現するという事は難しいとは思いますが、これまでのいろんなスローガンを全て網羅した形で事業に当たっていければ、そういったものも一つの良策かなとも思います。

行政経営を進めていく中でも、今回のスローガンであります展開という表現でございますが、この展開という言葉を象徴しているような事業はどんなものがあるのか、どんなものを指すのか、これについて伺いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほどもご答弁をさせていただいたんですが、展開の年を象徴する取り組みといたしましては、まず一つ目に亀山駅周辺の再生といたしまして、今年度、再開発準備会への支援等を行ってきたところでございまして、今月には再開発に向けた都市計画決定を行う予定としております。新年度におきましては、こうした流れを受けまして市街地再開発組合の設立や駅前広場の詳細設計を行うなど、再開発が次の段階に向け具体的に動き出してまいります。しっかりと前へ進めてまいりたいと思います。

2つには、子育て支援の充実といたしまして、これまでも母子保健事業等によりまして子育て世帯の支援に取り組んでまいったところでございます。新年度には、新たに子育て世代包括支援センターを設置いたしまして、総合的な相談体制を充実させるとともに、本年9月から未就学児を対象といたしまして医療費の窓口無料化を実施するなど、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を充実させてまいりたいと考えております。

3つ目には、地域福祉力の向上を図るため、市の社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー、CSWを配置いたしまして、市内全域に設立をされました地域まちづくり協議会を基盤といたしまして、地域における助け合い、支え合いの仕組みづくりを促進させてまいりたいと考えております。これらは、お触れいただきましたこれまでの取り組みをベースといたしまして、次の段階

へ進めて広めていきたいというふうに考えておりました、その意味からも展開の年として、着実に前へ進めてまいりたいと思います。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

次に、3番目でございます。

市政運営において、特に必要な視点についてということでお尋ねしたいと思います。ちょっと漠然としておりますので、特に何が聞きたいのかとちょっと述べさせていただきたいと思います。

当亀山市は、行政経営におきまして、平成18年に行政改革大綱を策定され、指定管理者制度の導入や市民協働参画の推進がなされました。平成19年には事業仕分け等がなされまして、平成22年度には補助金のあり方の見直しをされまして、また5年間の中期財政見通しを盛り込んだ第1次行財政改革大綱を策定されたところでございます。現在は、その行財政改革推進本部を立ち上げられまして、平成26年に策定されました受益者負担の適正化に関する基準に基づき、計画的な取り組みを進められているところでございます。

今回の市長の施政方針の中で、行政全般にわたり広範囲に主要な方針を掲げておられますことは十分理解させていただくところでございます。自治体経営というのは、一つの表現であらわすのは確かに難しいとは思いますが、地方分権が思ったとおり、その推進が進展しない状況下におきまして、自治体の存在価値を高めるためには、市民に喜ばれる政策を生み出さなければならないところでございます。第2次総合計画を着実に推進するというのも当然のことではございますが、これからの亀山市という自治体に求められるものを考えてみますと、昨今のように経済社会が成熟するにつれて、個人の価値観が多様化してくる中、上からの公益の自治ではなかなか社会のニーズが満たされなくなってきた状況でもございます。昨今言われております新しい公共の考え方も大変重要であると考えます。これも一つの考え方だと思います。

また、行政の組織運営にCSRの考え方を組み入れていくことも必要であろうと。具体的には、人権への配慮、コンプライアンスの確保、ワーク・ライフ・バランスの配慮、メンタルヘルスへの配慮など、こういったことがCSRに該当すると認識しておりますが、またこういった考えもあると思います。民間企業の発想や経営手法など、可能な限り行政の分野に活用するNPM、ニュー・パブリック・マネジメントの手法というのもございます。当市でも実践されているのは行政評価システム等もあるわけでもございますが、るる申し上げましたんですが、要するに私が申し上げたいのは一例でもございます。この当亀山市の自治体経営として一言ではなかなか表現することは難しい、そのようには思いますが、市長が現在思ってみえます市政運営におきまして、特に必要な視点につきまして、市長の思いをお伺いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市政経営上、特に重要と思っておることはどうだというご質問でございます。

なかなか一言では難しゅうございますが、少しお触れもいただきましたが、平成20年の秋にリ

一マンショックが起きました。私はその直後に就任をさせていただいたところではありますが、ちょうどこの秋に10年の節目を迎えるところでもあります。社会経済状況が激変をする中、一方で少子・高齢社会が非常に加速をする流れの中にごさいました。これは本市のみならず地方行政全体にとりまして大きな課題であり、多様化・複雑化しておるというふうに認識いたしております。こういう変化のある厳しい環境下におきましても、本市が持続性を保ちながら発展、成長していくためには、徹底した行財政改革の実践と、その施策推進と財政健全化の両立を図っていくことが市政を経営する上で大変重要というふうに考えておるところであります。持続可能性、一旦馬力ではなくてやっぱり将来を展望して、その持続が可能なまちづくりとか行政経営を行っていくという視点、同時に暮らしの質を高め、財政の健全を両立させるということが大事であろうと思っております。

少しお触れいただきました私どもまちづくりの基本方針であります市民力・地域力が輝くまちづくりを推進して、ご指摘の新しい公共、新しい公を実現していくことでありますとか、コンプライアンスの徹底によりまして、行政のあるべき責任を適正に果たしていくことなども必要であると強く考えておるところでございます。こうした点を踏まえまして、限りある経営資源を生かした自治体経営によりまして、市政の進展と市民の暮らしの質の向上の両立を目指してまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

先ほどちょっと触れたんですが、これからの地方自治体におきまして、民間企業の発想とか考え方をこれからも利用していかなきゃならないと、それも重要なことだと思います。当市役所も公会計等の導入等でも今盛んにやってみるところでもございますが、この民間企業の発想をこれからも経営手法に入れていくということに関しまして、お考えがありましたらちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おっしゃるような民間企業経営の発想、あるいは民間のいろんな事業運営とか、市民活動も含めてですが、ガバナンスの発想をしっかりと取り入れていくということは極めて大事なことであらうと思います。

さらに、PPPと言われる公共と民間のパートナーシップの新たな形につきましても、さらに私どもは深化をさせていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

なかなか民間のように、同じような形で行商をするというのは難しい面もございますが、今後そういうのも取り入れて頑張ってくださいたいと、このように思います。

次に、4番目の第2次行財政改革大綱の取り組みについてということでございます。

行革の流れを少し振り返ってみますと、平成18年、合併当初、3月から亀山市行革大綱を策定されまして、これが平成21年まで続きました。その後、第1次行財政改革大綱が平成26年までと。その後、平成27年から平成31年までのこの5年間の第2次行財政改革大綱が作成されたということでございます。

今回の施政方針の中で、第2次行財政改革大綱、20の取り組みを着実に進めると、そういった表現がございます。そのイメージとして、持続可能な行財政運営の確立ということで4点ほど大きくあると思います。

1点目が効率的な財政運営、2点目には運営の仕組みの変化、3つ目には経営力を強化するための人材育成、4つ目には新たな地域自治の仕組みをつくるというのが大きなことだと思います。現在、財政調整基金も年々減少していく中、税収も平成22年のピーク時に比べまして約48億円の差がございます。市長が行財政改革を進められるに当たっての熱い思いといたしますか、ご見解をお伺いしたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回、新たに長期の財政見直しをお示しさせていただいたところであります。

先ほどもご答弁をさせていただきました。宮崎議員にもお答えをさせていただきましたが、今後、非常に環境の変化が読みにくい。しかし、これにちゃんと適応してさまざまな施策なり、制度を展開していかなくてはならん、こういう時代にありまして、私どもといたしましても、この行財政改革を徹底して進めていく。これは危機感を持って、今日までもそうでありますけれども、さらに全庁を挙げて取り組んでいくことが極めて重要というふうに考えておるところであります。

財政見直しにおきましては、市税、地方交付税などの歳入の減収を見込んでおります。さらには、扶助費が加速して伸びていくことでありますとか、投資的経費などの歳出の増加によりまして、平成37年度では財政調整基金は10億に減少すると。他の基金の備えはふえていく計画をしておりますけれども、そのような見直しを今持っております。したがって、現在策定いたしております平成30年度から31年度までの第2次行財政改革大綱の後期実施計画に、新たな財源確保や基金の一体的運用の検討など、新たな取り組みを30程度位置づけるなど、引き続き行財政改革の取り組みを着実に展開してまいりたいと考えておるところでございます。

詳細は、また財務部長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、行政改革の取り組みでございますけれども、合併してから今まで、3年間を除いて私はずうっと行革の担当として携わらせていただきました。行財政改革を進める上で、議員おっしゃったように、現在は第2次行財政改革大綱の前期実施計画が今年度で終わります。議員が最初にお示しいただいたように4つの大きな改革に取り組むことで、116の実施事業を確実にやっていくと。前期実施計画の取り組みは今年度で終わりますけれども、116事業のうち現在のところ進捗が遅

延した福祉医療費助成事業の見直しとか、重度心身障がい者介助者手当の見直しなど12の事業が少しおくれておるところがございまして申しわけなく思っていますけれども、その他の104の事業について、約90%の達成が何とか前期実施計画で図られる予定でございます。

また、今までにも27年度から始まりました第2次行財政改革大綱の中では27年度で約8,400万円、28年度で約9,400万円、2カ年で約1億7,800万円の成果につながってきたところでございます。この成果が扶助費が増大するところを何とかしのいできたというのが現状ではなかろうかというふうに思っています、ほかにも住民票や納税証明書の手数料の見直し、または公共施設の統廃合ではし尿処理施設の一元化、または後期実施計画で市税等の収納率の向上に全力で今まで取り組んでいるところでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

先ほど市長がお触れになりましたんですが、第2次行財政改革大綱の前期実施計画のことで、その前期の状況を今、上田部長が言われたと思います。

この前期実施計画も先ほど言われましたんですが、本年度で終了するわけでございますが、後期実施計画がもうこの4月からスタートしていくべきものだと、そのように考えておるところでございますが、この後期実施計画の進捗状況ですね。それにつきまして、現在どうであるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

後期実施計画の策定状況でございますけれども、前期実施計画の具体的な取り組み、先ほども申しましたけど、116事業のうち当初から後期実施計画にも位置づけてある事業が38事業、先ほど申しました12事業を遅延していますので、それも引き続き取り組んでいくと。それ以外に、現在30程度の新規事業について調整中でございます。後期実施計画の策定につきましては、本年度の進捗状況とあわせて内部の委員会であります行財政改革管理委員会や外部の委員会であります行政改革推進委員会などご意見をいただきながら策定をいたしておりますことから、最終の計画案については、この6月議会でお示しさせていただけるように鋭意努力をさせていただくところでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

6月議会には提出されると、そのように理解させていただきました。

次に、5番目の長期財政見通しについてということでございます。

今回、初めて9年間の長期財政見通しが策定されたわけでございます。総合計画の期間に合わせて策定されたと認識しております。これも施政方針に掲げられているところでございます。

そこで、この長期財政見通しを見据えた今後の財政運営につきまして、どのような見解をお持ちか市長にお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほどと少しダブるかもわかりませんが、この長期財政見通しにつきましては、今回の試算におきまして、市税については今後も緩やかな減少傾向が続くと予測をしております。平成37年度、100億を維持するのではというような今見通しをいたしておるところであります。普通交付税につきましては、平成31年度に合併算定がえによる増額措置が終了するなど、歳入全体として長期的な減少を見込んでおるところでございます。

また、歳出におきましては、障がい者施策などの拡充による社会保障と少子・高齢社会に対応した扶助費の伸びや、現在進めております亀山駅周辺整備事業、関の山車会館整備事業や、今後予定しております認定こども園整備事業などの大規模事業費も見込んで見通しを立てたものでございます。これらを踏まえまして、平成37年度末の財政調整基金残高は約10億となりまして、計画的に積み立てますリニア中央新幹線亀山駅整備基金と庁舎建設基金は、それぞれ約20億円の残高となると見込んでございます。

このような展望のもとで、事業の優先順位と健全財政の両立の観点から、平成30年度の予算編成を行ってまいりましたが、今後、第2次総合計画を着実に推進するために、引き続いて行財政改革に取り組むとともに、先ほど申し上げた具体的な行財政改革をさらにしっかり前へ進めてまいります。あわせて新たな行政評価システムによる事業の有効性の検証を行うなど、持続可能な行財政運営の確立を目指して取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

それでは、第2次行財政改革大綱では、財政調整基金残高20億円を死守するという表現がございましたんですが、その具体的な手法がわかればお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

第2次行財政改革大綱の取り組み期間は平成31年度までといたしております。31年度末の財政調整基金残高は20億円以上を死守することができるというふうに思っています。

しかし、今回の長期財政見通しで見ますと、平成33年度末残高を見ますと約21億円となっており、その後、平成34年度以降では20億円を下回るとの見通しとなっていることから、今後におきましても引き続き行財政改革の取り組みを着実かつ強力に推し進めるとともに、企業誘致を一層進めることが必要であるというふうな考えを持っておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

企業誘致も頑張っていたきたいと思います。

平成30年度予算額につきまして、中期財政見通しでは215億2,000万円と。それで、長期財政見通しを見てみますと213億円、2億2,000万円の減少となっておりますが、この要因といたしましてどういったものなのかお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

昨年2月に策定しました中期財政見通しとの差でございますけれども、議員おっしゃられるように平成30年度予算額は、中期財政見通しでは215億2,000万円で、今回策定いたしました長期財政見通しでは213億円となり、2億2,000万円の減となっております。この差につきましては、主要事業の事業見直しによる実施年度の変更等によるものでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

最後に、平成30年度の予算編成に当たりまして、毎年1月ごろ、総務省から予算編成上の留意事項につきまして60ページぐらいの冊子が届いていると、そのように思っております。今回の予算に反映されたものがどういうものがあるのか。毎年、何らかの形で予算に反映されていることだと思いますが、反映されたものがありましたらお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

国が示す地方財政対策に関する情報につきましては、毎年12月下旬から翌年の1月の下旬までの間に段階的に情報提供をされますことから、新年度予算への反映につきましては、その段階で情報を反映させていただいておるところでございます。

主なものを申し上げますと、地方交付税の総額が、国のほうが約2%、16.3兆円から16兆円に減額をされておるとか、また各種交付金の歳入予算額については、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、利子割交付金、配当割交付金等が国の試算に合わせた歳入を見積もらせていただいた。または、平成30年度の税制改正の対応では、地方消費税の清算基準の見直しについて、消費税の交付金の見直しをさせていただいて、当初予算に反映をさせていただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

次に、福祉行政についてお尋ねしたいと思います。

1番目に、社会福祉協議会による亀山市地域包括支援センターの運営についてということでございます。

この地域包括支援センターは、たしか2005年に介護保険法のもとで定められまして、各地で開設され、当市も受託して約13年という長きにわたって地域包括支援センターという事業をやってこられたと認識しております。

また、この地域包括支援センターは高齢者の方々を地域でサポートする拠点として大変重要な役割を担ってきたと認識しておるところでございます。

今回の施政方針において掲げてございます運営受託先を社協へ移すことに関しまして、市長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

地域包括支援センターにつきましては、ご指摘いただきました2005年、平成17年の介護保険制度の改正によりまして、その翌年の2006年、平成18年から設置をされまして、これまで鈴鹿亀山地区広域連合から市が受託をして設置運営してきたところでございます。

しかしながら、平成29年の介護保険制度改正によりまして、高齢者の多様な生活スタイルを適切に支える仕組みをより強化・発展させることで、地域包括ケアシステムを深化させて、高齢者、障がい者、子供などへの総合的な支援を提供する地域共生社会の実現を目指す方向性が国より示され、市全体としても、私もその方向を目指してやってきましたが、さらなる体制の充実が必要となってきたところでございます。

このことから、高齢者の相談窓口を社会福祉協議会に一元化するため、鈴鹿亀山地区広域連合から受託しております地域包括支援センターの運営につきましては、新年度から社会福祉協議会において実施をし、市と亀山市社会福祉協議会の共通の方向性として市民の多様で複合的な悩みや困り事に丸ごと対応できる相談体制の確立、充実を目指してまいりたいと考えて、このように判断をさせていただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

この地域包括支援センターの業務内容でございますけど、介護予防ケアマネジメント業務、権利擁護業務、自立支援型のケアマネジメントの支援、総合相談支援業務のこの大きく4点があると思います。亀山市の現在の地域包括支援センターの人員配置につきましてお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

地域包括支援センターの職員につきましては、介護保険法、そして鈴鹿亀山地区広域連合の所定の基準によりまして、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などの専門の3職種を4人以上置くこととされておりまして、これらにセンター長やケアマネジャーを加えまして合計7人を配置して行っておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

7人ということでございますね。

4月から社協に移行する中、いろいろタイムスケジュールの面やら受け入れ側の体制整備、人員

確保等々十分配慮されているのか、いろいろそういった関係で、スペースの面とかいろいろ準備は万端にできているのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

地域包括支援センターの運営に係ります主任ケアマネジャー、保健師等の既存の人員をそのまま社会福祉協議会の職員にするとともに、場所も総合保険福祉センターあいあいの中にそのまま置く予定でございます。

また、介護保険サービス、高齢者福祉サービスなどの行政支援や、市内3カ所の在宅介護支援センター、いわゆるランチというところですが、そこの連携もこれまでどおり行ってまいりますので、運営主体が変更することによります市民サービスへの影響は特にないものと考えております。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

市民サービスが低下しないように、それが一番大切だと考えます。

先ほど市長がお触れになりましたんですけど、地域包括ケアシステムの構築のためにも重要な拠点となるということでございまして、今後は現場との連絡体制、その進捗管理等々も行政から離れることによりましていろいろ大切だと考えております。この地域福祉室と社協との連携につきまして、どのように考えてみえるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

私ども健康福祉部と社会福祉協議会との連携につきましては、現在でも主に地域福祉室がその連携調整の役割を担っておりまして、今後もより一層連携を深めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

連絡を密にして頑張っていただきたいと思います。

以前、相談は全て4番窓口やと、そういうことが定着しておりますので、今度、窓口が4番から社協のほうへ変わるとお思いますので、市民の方々にもその辺の周知方徹底してやっていただきたいと、そのように十分配慮をお願いしたいと思います。

次に、最後の2番目の障がい者福祉についてでございます。

施政方針におきまして、第2次障がい者福祉計画を策定し、障がい者の自立支援に取り組むとございます。本計画はパブリックコメント中ではございますが、計画の位置づけや基本理念につきまして、市長にお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成30年度からスタートいたします第2次亀山市障がい者福祉計画につきましては、障害者基本法に基づき、本市の将来の障がい者施策を推進するための基本計画でございまして、障がい福祉全般について定めてございます。期間は平成30年度から平成38年度の9年間でございます。

また、障害者総合支援法に基づき第5期亀山市障がい福祉計画を、児童福祉法に基づき第1期亀山市障がい児福祉計画をあわせて策定をいたしました。それぞれの計画では、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等を確保するための提供体制を定めたところでございます。

次に、第2次亀山市障がい者福祉計画の基本理念につきましては、第2次亀山市総合計画の目指すまちのイメージを受け継ぎまして、障がいのある人が住みなれた地域の中で生活を継続できるとともに、障がいのない人とつながり、支え合い、ともに喜びを感じながら自分らしい生活を送ることができるまちを目指し、生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまちとして基本理念を掲げたところでございます。その具現化にしっかり努めてまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ちょっと1点だけお尋ねしたいと思うんですが、現在、市内の障がいのある方の状況ということでございますけど、今現状でどのように変化しているのか、身体と知的、精神の3つの障がいの状況につきましてお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

当初の計画がスタートしました平成23年4月と、今年度29年の4月と比較いたしますと、まず身体障害者手帳をお持ちの方は1,970人から2,439人となりまして、469人ふえており、率にしますと23.8%の増となっております。

身体障害者手帳の所持者は年齢を重ねるごとに増加しておりますので、高齢化に伴い手帳の所持者がふえているものと思われまます。

また、障がい種別では聴覚障がい、肢体不自由、内部障がいを中心として年々増加の傾向がございいます。

次に、知的障がいではありますが、療育手帳を所持されている方につきましては235人から356人と121人ふえておりまして、率にして51.4%の増となっております。各種健診等で幼少期から発達につまずきのある子供を早期発見できるようになり、関係機関と連携した支援の中で、手帳取得につながるようになったことが増加の要因であろうと考えております。

最後に、精神障がいのある方で、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方につきましては145人から238人と93人ふえておりまして、率にして64.1%の増となっております。社会でうまくコミュニケーションがとれず、相談機関等を通じて手帳を取得する方がふえてきている状況でございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

年々障害者手帳をお持ちの方が増加しているということを理解させていただきました。2,400人という、かなりの人数の方だと思います。市内の中でも、この障がい者の方々のいろいろ組織というのは、亀山市障害者福祉協会を初めいろいろと団体があると認識しております。そういった会員の皆様も年々高齢化してきておまして、会を運営するのにもいろいろ大変な面もあると考えます。今後、障がい者福祉向上のためにも、ぜひとも力を傾注していただきまして、そういった会がスムーズに運営できるようにも努力をしていただきたいと思います、そのように要望いたしまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

14番 中村嘉孝議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午後 0時05分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番 福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党議員団を代表し、平成30年度施政及び予算編成方針について市長に質問をいたします。

初めての代表質問ですので、どうぞよろしく願いいたします。

今回、命と暮らしを守る施策についてということで、8項目を上げました。いずれの項目についても、まず市長がこの8項目の切り口でこの亀山をどう捉えておられるのかということがお聞きしたいというのが主軸でございます。特にいいことも言いたいでしょうけれども、課題、問題点、他市と比較して亀山というのはどういう位置にあるのかみたいなことを端的に1項目ずつお答えいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1つ目は、防災についてです。亀山の地形や人やいろんな条件で亀山の防災というものを捉えておられるかと思えます。一体亀山の防災は何が課題なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

7番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

福沢議員のご質問に爽やかに答えをいたしたいと思えます。

本市の防災上の地域特性といたしましては、亀山市の地域防災計画にもございますが、総面積が190平方キロ、かなり広いエリアでございますし、そのうち山林63.4%、年間降水量も、最近はゲリラ豪雨がありますものの約2,000ミリとなっております。地形上、津波の心配はないものの、鈴鹿山脈の麓でもございますので、急傾斜地の崩壊危険箇所並びに土砂災害警戒区域等

を有しております、市としてはこれらの地域特性等を鑑みて防災施策を講じることが大事だというふうに考えております。

5万人の市民の生命、財産を守って、安心して暮らせる災害に強いまちづくりをしっかりと進めていく必要があるかと思えます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございます。端的にお答えいただきました。

そういうことを踏まえての次の予算なんだろうなということがうかがい知れたところでございますが、一つお伺いしたい、1点。市長のキラまちトークで、私の住む昼生地区のまち協からも出されていましたが、いわゆる防災行政無線、今はそういう言い方をするのかわかりませんが、市民に防災情報を伝えるシステムについて早期の構築を訴える声が多いんですけども、以前私も質問したときに後期基本計画に入れていくということでご答弁いただきましたので、進めていただいていると思うんですけども、現在どのような状況であるのか。災害に備えて備蓄をしておられますが、物によりばらつきがあるかと思うので、特に亀山で弱いところがあるとしたらどういうところなのかということをお伺いしたいと思えます。

○議長（西川憲行君）

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

先ほど議員おっしゃいましたように、総合的な防災情報伝達システムの構築というのは大きな項目でございます、私どもの第2次総合計画にも列記してございます。

具体的には、過去の議会でもご答弁させていただいておりますように、日進月歩のシステムにしまして、この5万人市民、190平方キロメートルの中で、こういった地域特性の中で見出していくことがベストなのかということをおぼろげに考えてきております。旧の関町における同報無線の関係もスプリアスというのがありまして、平成34年の11月までなんだよというような情報も入る中で、一つ一つクリアを考えております。よって、現在この場でこういった方法をというものはご答弁しかねるわけなんでございますけれども、あくまで第2次実施計画期間中の33年度末までには導入方法に向けた準備をしなきゃならないということで、今後30年度において一步一步進めてまいりたいと考えております。

それから、2点目でございますけれども、備蓄でございます。こちらに関しましては災害時の備蓄の食料についてということで、本市の地域防災計画を読んでいただきますと、おおよそ人口の10%、5,000人が3日間しのげるような数を目標にということで書かせていただいております。特にアルファ化米であるとか乾パン、保存水などは県下でも有数の備蓄量となっております、引き続き大災害に備えて備えを徹底してまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

すぐれたところも言っていたらいいとは思いますが、例えば備蓄では赤ちゃんのミルク

クですとか、哺乳瓶なんかがほとんど品薄になっていると思います。ぜひともほかの項目もしっかりと充実していただきたいなと思います。

また、皆さん、市政報告すると、要援護者名簿とかいって名簿は整えていただくんですけども、実際にどうやって助けるんだらうかということに悩むというような声を聞きます。市も一緒に考えてほしいということ聞きますので、私も一緒になって考えていきたいな、市と一緒に本当に皆さんの命を助けるための手だてをこれから真剣に議論していくときではないかなと思います。

次に、亀山の子供の貧困について市長の見解をお伺いしたいと思います。現在の状況、お考えをよろしくお願いします。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成28年の国民生活基礎調査の結果によりますと、平均的な所得の半分に満たない家庭で暮らす18歳未満の割合である子供の貧困率が13.9%で、7人に1人が貧困状態であると言われておるところであります。子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、また貧困が世代を超えて連鎖をしていかないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要であると認識をいたしておるところでございます。

幾つか取り組んでおくことはたくさんありますけれども、私どもとしては新年度、子供の貧困のなかなか見えにくい実態につきまして、これを新年度において子供の貧困を含めた子育て世代の現状や支援する資源量の実態の把握を調査いたしたいと考えております。この調査によりまして、しっかり資源量を把握した上で取り組むべき課題の解決につながる施策を立案してまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

亀山市は就学援助制度をとる人も他市に比べたら少なかったりして、安心かなと誤解をする方が多いんですけれども、やっぱりわかりづらい貧困があるということで、私も28年3月定例会において子供の貧困調査をしてほしいという質問をした立場ですので、今回の予算については本当に評価をするものでございます。

同時に、実際施策を充実させていくということも必要かと思えます。例えば、ずっと私言い続けてきました就学援助制度の費目の拡大や充実、また国保ですと子供にかかる均等割、子供を産めば産むほどお金がかかってくるということですね。あるいは学校給食費の無償化や軽減などを進めていくというお考えはあるかどうか、端的にお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、幾つか触れられましたけれども、亀山市として幾つか取り組んでおくこともございますが、これはもう申し上げませんが、先ほど申し上げた認識と対応によりましてどのようなニーズにどのように事業を投入すべきか、これについてしっかり把握をし、次へつなげてまいりたいとい

うふうに考えておるものでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございます。

次に、生活保護についてお聞きしたいと思います。

安倍政権のこの5年間で貧困が確実に進みました。先進7カ国で国民の所得が下がり、貧困ラインが下がり続けているのは日本だけです。そんな中、これ以上の貧困があってはならないという最低の基準である生活扶助基準を2013年に続いて、またさらに引き下げるとの方針が出されています。一様に引き下げのものではないと言っておられますが、7割近い世帯の生活扶助費が最大5%、平均1.8%削減されるということで、引き下げと言わざるを得ません。これはたちまち市民生活に影響してまいります。厚労省によると、生活保護基準の引き下げは就学援助や国民健康保険、介護保険など、生活保護以外の47の低所得者向けの制度に影響を与えます。このような国の方針に対する市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

国の方針、さまざまな議論がなされ、政策決定がなされて展開をされておるところでございますので、私どもとしては本市の生活保護の制度、事業のしっかりした対応をしていくと、このことに尽きるんですが、少し本市の生活保護の状況につきまして触れますと、被保護者は年々増加してきておりまして、10年前と比較すると保護率がご案内の約2倍となっております。このことから生活保護費の扶助費は年々増加しておりまして、新年度予算におきましても前年度比較で2,700万円増の4億3,700万円を計上いたしたところであります。

課題としまして、被保護者数の増加傾向が数年前から、特に亀山は二、三年前から顕著にカーブが加速しておりまして、従来、生活保護の申請者は亀山市出身の方が圧倒的多数を占めておりましたが、今年度を見ますと約半数の方が市外からの転入者となっておりますという構造も生じてきておるところであります。

この理由につきまして、他市に比べ高齢者向けの住宅の経費が安価であることとか、市内の派遣会社に就職するも体調不良により解雇となったケースとか、外国人住民等々のこういうことの転入によるものというふうに感じておるところであります。しかし、さっきの国の制度とあわせ、国の制度なんです、生活保護制度は困窮の程度に応じて必要な保護を行って、最低限度の生活を保障するとともに自立の助長をすることを目的としておりますので、法の目的に沿いまして受給者に対して個別の援助方針を定めて、自立に向けた支援と適正な保護費の支給に努めてまいりたいと考えておるものであります。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

私どもはこの問題に対しては、生活保護者がふえることが問題ではなくて、生活保護を受けられ

る状態であるのに生活保護が受けられる方が少ないというのが日本の生活保護制度なんですね。捕
捉率と言いますけれども、2割ぐらいしか助けられてないんです。フランスなんかでは90%以上
助けています。そういう状況が問題だと思っています。あとは恥の概念をなくしていく。ちゃんと
権利だということを知らせていくということをするようにと国連からも提言されているところです。

亀山市の中できちんとその仕事をされていくには福祉事務所の役割が大きいと思います。1点お
聞きしたいと思います。亀山市の福祉事務所の体制ですけれども、社会福祉法15条によると、所
長と査察指導員とケースワーカー、そして事務を行う所員が必要ということなんですけれども、現
在、所長と査察指導員が兼任をされている。ケースワーカーの人数としては一応人数は足りている
ということなんですけれども、そして資格要件もきちんとされているということを以前の答弁でも
いただいておりますが、この兼任をされているところはきちっと分けて、所長は所長、査察指導員
は査察指導員と分けて仕事をしていただくべきではないかと思うんですけど、その1点について見
解をお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

水谷健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（水谷和久君登壇）

議員おっしゃられました所長と査察指導員、SVと言うんですけれども、亀山市の場合、私のほ
うで兼務させてもらっております。しかしながら社会福祉法の第15条第1項で、所長が職務の遂
行に支障がない場合において、みずから現業事務の査察指導を行うときは所員、SVを置くことを
要しないというふうなことがございまして、法に触れるようなことではございません。そういった
体制で現在進めているところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

法に触れるようなことではありませんが、職務の遂行に差しさわりのない場合のみなんです
ね。私らあいあいに行きますと、本当に遅くまでワーカーさんが仕事をしておられます。休日もして
おられます。差しさわりのないとはどうしても思えません。やっぱり県からも指導が来ていると思
いますけれども、今、国でも前の保護費を下げるときに議論がありました。きちっと人は立ててする
べきやということで、意見が出されたところです。ここについては、きちっと置くべきじゃないか
と。市長、どうですか。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現在のところ、スーパーバイザーにいたしましても、ケースワーカーにつきましても、職員のマ
ンパワーにつきましても、今の被保護世帯との関係でいきますと適正な配置であるというふう
に認識をいたしておるところであります。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

見解は違いますけれども、次に移りたいと思います。時間がどんどん過ぎていきますので巻いていききたいと思います。

障がい者施策についてお聞きしたいと思います。ちょっと全体的なことをお聞きしようと思いましたが、1点まずお聞きします。

障がい者の正規雇用について、目標に達していないという亀山の実態があるのかと思います。現状と今後の取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

本市における障がい者雇用の達成状況につきましては、これまでから継続して達成をしてきてまいりました。しかしながら、対象となる職員が急遽退職したことによりまして、本年度における障がい者雇用率は1.9%となり、本年度法定雇用率に不足が生じたところでございます。法定雇用率を達成することにつきましては必要不可欠でございますので、速やかに平成30年度の職員採用計画に障がい者の採用枠を確保いたしまして、1名の採用を行うものでございます。その結果、本年4月1日には法定の障がい者雇用率の2.5%を上回る見込みとなっておりますところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

来年度雇用で目標は達成できるということをお伺いしました。

次に、子供施策についてお伺いしたいと思います。

たくさんの施策があるので、1点ずつお伺いしますね。子供の医療費窓口無料を来年度予算で上げられています。やっとなんと進めていただけるということによって本当によかったなと思うんですけども、県下でも4月から3市が、9月から9市町が始めるということで、いずれも鈴鹿以外は小学校行くまでの子供さんということで、これを例えば年齢の拡大とか、今、亀山市だけのお医者さんということなんですけれども、他市の連携という考えがないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

坂口市民文化部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

子供の福祉医療費の助成事業の窓口無料化ということでございますけれども、これまで亀山市では義務教育終了までの児童の福祉の増進を図るため、県制度である小学校卒業、一部に中学生までを対象に自己負担の全額の助成を行ってまいりましたが、さらなる充実を図るということで本年の9月1日から小学校入学までの未就学について窓口の無料化をさせていただこうと思っています。

その中で、一つが対象範囲の拡大ということでございますけれども、そういった制度をさらに充実させるということも必要でございますけれども、福祉医療制度はやはり子育て支援などにかかわる重要な制度でございますので、持続可能な制度運営を行うということがまず大切であると認識しておりまして、まずは未就学児童が市内保険医療機関で医療を受けた場合について窓口無料化を実施していきたいと考えております。

また、市外まで対象範囲を広げてはということでございますが、そういったことは望ましいこと

ではございますけれども、いろんな調整も当然必要となってまいります。そのような中、市町や関係団体からこの窓口無料化への要望を受け、県が平成31年4月をめぐりに児童扶養手当の所得基準を適用した未就学児童を対象に窓口無料化の導入を目指しておりまして、こういった県の全県的な実施状況も踏まえて他市とも連携しながら検討をしてみたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

県が始めると、それだけまた予算も出てくるだろうし、あと窓口無料にするとどんどんお医者に行くと大変になるんじゃないかという懸念がありましたけど、鈴鹿の状況を見てもそういうことにはなっていないようですし、ぜひ広げていただきたいなと思います。

あと、中学校給食について1点お伺いします。

これどこへ行っても言われるんですね。中学校給食をすると方針が出たよね。いつと言われるんですけれども、いつまで検討しておられるのか、早くやっぴいこうというお気持ちはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

中学校給食でありますけれども、引き続き新年度におきましても検討のほうを進めてまいります。さらに給食会計の公会計化に向けても研究を進めていくとしております。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

そういう答弁は聞きたくなかったですね。1年間何を検討してきたのか、しっかり出していただきたいなと思います。子供たちの1日と私たちの1日とは違うんです。子供の貧困という問題も絡んできます。今、ご飯が食べられていないみたいだという心配の声もいただきます。どうか早くやっぴいいただきたい。

あと1点、保育所における3歳児以上の障がい児の加配保育士を介助員に置きかえたままである点について、改善する予定はないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

保育所における3歳児以上の介助員配置でございますが、数年たちましていろいろと実態を見てきているところです。現在のところ、ここでご返答させていただくわけにはいきませんが、現場の実情として十分課題であるということもとらまえているところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

現場は保育士をと言っているのに市長が聞いてくれないのか、現場はどういう状況なのか今の答

弁だけではよくわかりませんでしたけれども、日本全国どこの保育園でも保育士がきちんと専門性を発揮してやっておられるので、看護師ですとか配置していただいています。そういうのはプラスアルファでやっていただくのは十分に結構なんですけれども、きちんと発達を支援する保育士を置いていただきたい、早くしていただきたいことを申し述べておきたいと思います。

学童保育所についてお伺いします。今回やっと昼生の学童保育所が新たに公設でということによって予算化されることになりました。でも、亀山市全体を見ると、まだまだ学童保育の待機があるかと思っています。そこについてはどのようにされるおつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

議員ご指摘のとおり、学童保育の放課後児童クラブの待機児童につきましては、増加傾向にあるということは十分承知しております。市内全体につきましても、地域の特性、それから地域性、実情等を十分踏まえて実態を把握して取り組んでまいりたいと考えておるところです。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

何をどう取り組むのか、公設で建てていくということをするのか、よくわかりませんでしたけれども、また予算決算委員会などでも確認していきたいと思います。

高齢者施策についてお伺いしたいと思います。

年金が下がり続ける中、後期高齢者医療制度の保険料や介護保険の保険料、利用料が上がって、また利用しづらくなってきている。これは国に対して声を上げつつ、具体的な高齢者施策を打っていくことが必要だと思うんですけれども、どうなんでしょうか。また、先ほどどなたかの質問にもありましたけれども、地域包括支援センターきずなが社協へと変わります。コミュニティソーシャルワーカーを社協に配置するという計画を上げてはありますが、社協というのは市とは別の民間団体であって、幾ら連携をしてもやっぱり別の団体。ワーカーを配置する責任は社協にあるんじゃないでしょうか。専門職員の正規化であるとか、資格を社協の責任で取らせなさいよということは市が具体的に指示を直接できません。三重県の数ある社協の中で、亀山の社協が一番非正規率が高いんですね。一番なんです。福祉は人であって、その大切な部分に不安があるというままで、私はどうしても大丈夫なんだろうかという不安が拭い去れないんですけれども、亀山市として高齢者等の施策に公的責任を果たすことになるのかどうか、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

高齢者施策につきましては、超高齢社会が加速してまいります中で私どもとしては公の責務を果たしてまいりたい。そのための環境整備をつくり上げてまいりたいと思っております。当然地域社会にありますさまざまな資源の力をおかりしながら、ベストの環境をつくっていくというふうを考えておるところであります。私どもとしまして今の高齢者施策につきましては、今の社協との関係

も大変極めて重要でございますし、一方では三重県下でやっぱり亀山の今の社協のあり方に対して、動きに対して極めて高い評価もいただいておりますけれども、そういう蓄積されたノウハウと社協と亀山市の行政との関係、あるいは地域のあらゆる主体との関係というのがやはり亀山の特徴になった亀山の強みであろうというふうに思っております。これを維持、発展をさせながら、高齢社会を乗り越えていくということに尽きようかと思っておりますのでございます。

医療につきましても、少し前段触れられました後期高齢者医療制度の果たす役割も極めて大きいと思っておりますので、実施主体であります三重県後期高齢者広域連合とともに連携を密にして、高齢者が安心して医療が受けることができるような健全な運営が図られる必要があると考えておりますので、市の責任においてしっかり対応してまいりたいと考えております。

なお、国との関係も触れられましたが、国の責任において十分に果たすべき財政措置につきましては、市長会を通じて今後も引き続いて要望いたしてまいります。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

福祉は人なので、そここのところは、亀山モデルはいいと思います、社協との。でも、人のことについてはしっかりとそこも連携して、ぜひ安心であるようにしていただきたいなと思います。

地域公共交通についてお伺いします。

高齢者についてのタクシー料金の助成、いわゆるタクシー券は、公共交通施策としてではなく福祉施策として実施されてきました。その福祉的効果の検証も不十分なまま、周辺部と中心部で不公平ということで10月から開始予定の乗合タクシー制度、一応来年1年間はタクシー券は出るんだけれども、次の年からはタクシー制度に移行するということが打ち出されています。何回か私も計画の中で意見を述べさせていただいて、移行すると決めるのは検証してからにしたらどうだと言いたんですけども、その方針がなかなか変わっていないようです。せめて移行するかどうか決定するのは検証をしっかりとしてからというのが筋ではないでしょうか、お伺いしたいと思います。

あわせて済みません、もう一点お伺いします。地域公共交通計画が昨年出されました。その中で1点どうしても気になることは、バス路線の再編。これについての方針として、再編は現状程度の財政負担の範囲内で利便性を確保することとあります。現状程度の財政負担では利用者アンケートで上がっている市民ニーズである便数をふやしてほしい、運行日数をふやしてほしい、バス停をよくしてほしいという要望に応えられないのではないかと思います、その考え方についてもお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず、1点目の乗合タクシーの検証のことでございますが、これはタクシー料金助成事業との関係もございますが、乗合タクシーそのものの検証というのは毎年度毎年度必要であるというふうに考えておりますので……。

（発言する者あり）

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

それでは、2点目のほうを答えさせていただきます。

財政との関係でございますが、本市のコミュニティバス路線の運賃はゾーン制運賃を導入している東部ルートを除きまして、均一運賃が100円と非常に安価になっている中、バス路線全体の運行経費は年々増加傾向にございまして、先ほど申しましたいろんな先ほど来から出ております課題を解消して、市民の身近な公共交通手段を確保するためには、コミュニティバス路線の再編だけでは物理的にも財政的にも限界があるというのは公共交通計画にも出させていただいたところでございます。

市が事業を行う際にはどんな事業でも予算という制約がございまして、特に公共交通につきましてはこのような現状が背景にございます。そのため、新しい公共交通計画でも課題を解消するための方針の一つといたしまして、地域の利用者ニーズを踏まえた効果的な運行方式の導入と財政負担の軽減を掲げさせていただいて、あえて現在の財政負担の範囲内で利便性の確保をするということを明記させていただいたものでございます。

○議長（西川憲行君）

佐久間健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

タクシー料金助成事業のほうの検証でございますが、これは毎年民生委員さんとの懇談会等の場でも上がっておるんですが、タクシー料金助成事業についていろんな問題点があるということもありまして見直すべきであるということ、その辺も踏まえまして私どももこの10月から始まる乗合タクシーを趣旨が重なる部分もございまして、そちらのほうに移行してまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

安心して移行できる根拠は何一つないと思います。しかし、次に移りたいと思います。

農林業についてご見解を伺いたしたいと思います。わかりやすい指標を示しながらお願いしたいんですけども、亀山市の農林業、いろんな課題、問題点があると思いますけれども、市長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

農業を取り巻く状況につきまして、わかりやすい指標を示してくれということですが、平成27年の農林業センサスの報告書で申しますと、主として65歳以上で農業に従事している基幹的農業従事者の高齢化率は、全国は64.6、三重県が78.3%に対しまして、本市は78.1%となっております。また、農業所得を主とする主業農家比率につきましては、全国の22.1%、三重県の9.8%に対して本市は6.8%となっております。農業所得を主とする農家の比率が極めて低い状況でございます。

このように農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にございまして、本市におきましても農地の利用集積の伸び悩みや鳥獣被害等によりまして、耕作放棄地の増加が見られるところでござい

ます。こうした状況に対しまして、農業を地域社会の基盤としていかに守り維持していくかが地域の活力につながっていくものと認識をいたしておりまして、私どもとしまして担い手の育成、特に中心的な役割を果たす認定農業者や、市内でも何カ所か立ち上がっておりますが、集落営農組織の育成・確保、それから担い手への農地の集積・集約化、意欲ある若者などの新規就農に対する支援のほか、6次産業化などの農畜産物の付加価値向上に取り組む農業者等の支援を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、森林・林業の取り巻く状況でありますけれども、本市は市域の約60%を森林が占めてございます。全国的な同様の課題を抱えておるところであります。こちらも従事者の高齢化、木材価格の低迷などから多くの森林所有者の森林整備に対する意識、関心が失われて、いわゆる適正な管理がなされていない森林が増加をしてございます。水源涵養や土砂災害の防止などの森林の持つ公益的機能の低下が危惧されておるという状況でございます。このようなことから、森林所有者単独で森林整備を進めることは難しい状況にございますので、林業事業者による施業の集約化とか団地化を促進し、その取り組みを支援いたしておるところでございます。

また、一方で森林環境創造事業等の環境林の整備を応援しておるところでございます。本市の有する豊かな自然環境を保全して、次世代へ引き継いでまいりますために鈴鹿川等の源流域であります誇りと責任を明らかにする条例の制定や、源流域を産学官民による多様な主体が連携、協働して保全をしていくような鈴鹿川と源流域森づくり協議会（仮称）の設立にも現在取り組んでいこうとしておるところでございます。今後も引き続きまして国・県の既存事業、みえ森と緑の県民税、昨年12月に閣議決定されました森林環境税（仮称）を活用して、亀山の森を守り、健全な形で次世代へつないでまいりたいと考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

亀山の農業、林業の様子をお伺いしました。

1点、ちょっと申し上げたいのが国連で昨年12月20日に今後の農業を大きく左右する出来事がありました。国連総会の本会議で2019年から2028年を家族農業の10年とするという議案が全会一致で可決されたんですね。日本の農業は集約化とか、できるだけ非効率な家族農業を切っていくやり方ですね。競争力が高いものとか。でも、やはり世界的に見たら小さな1ヘクタール未満の農家が多くて、それが果たす役割がすごく重要だということで10年間見ていくということになったんですね。この国の農業政策を見ていまして、一体誰が私たちの食べ物を生産して、国土や環境は誰が守っていくのかというのが亀山でも不安になります。ぜひともこういうことも踏まえて亀山の農業施策、亀山モデルを緑の健都と言いながら緑の部分が薄いので、ぜひとも研究していただきたいなということを申し上げたいと思います。

職員雇用についてお伺いします。

亀山市の非正規率が高いということで、私ずっとこの亀山市議団、予算決算委員会でも質問してきました。今後の取り組み、今の現状をお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、亀山市の非正規率について現状をご答弁させていただきます。

平成29年4月1日現在の正規職員の総数は、特別職を含んで597人でございます。また、非正規職員の総数は574人であり、非正規率の割合は49%となっているところでございます。

今後の取り組みでございますが、まずこの非正規率の分析でございますが、確かに議員おっしゃられるように県内の自治体と比べ高いということは認識をしております。この中には当然正規職員の出産や育児休業に伴う代替職員、こういったものも事務補助員という形の中で75人がございますが、特に非正規率の高い職種といたしましては保育士、幼稚園教諭の部分でございますが、こちらの部分は29年4月1日現在で正規職員71人に対して、非正規職員が115人ということで、61.8%となっているところでございます。しかしながら、この保育士、幼稚園教諭につきましては、非正規率が高い要因としまして、本市の特色ある施策である発達支援児のサポートということにも力を入れておるところが起因しているところでございまして、やはりこういった施策と、今後こうした非正規をどのような形でバランスをとっていくかということが課題ということで考えてございまして、そういったことを含めて定員適正化計画の中でしっかりと考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

私は今までお聞きしてきて、やはり人の大事なところ、人と接するところで非正規率が高いということについては非常に課題だと思います。だから、非正規率をいっぱいいいればいいんだということではないのではないかと思います。また、これについては引き続き議論していきたいなと思います。

また、保育園の担任の先生の問題、非正規の先生が担任をするということのないようにということとずっと言ってきましたけれども、これについても1点お伺いしたいところですが、ちょっと時間がないので、また予算決算委員会に送りたいと思います。

次の質問に移ります。

平和と人権への取り組みについて、これについて本当は私代表質問の一番初めに言おうと思ったんですけども、最後にするようにということで回したところですので、具体的に聞きます。現行の憲法9条について、さらに安倍政権が狙う改憲について、第3項に自衛隊を書き込むという議論になっていますけれども、市長の見解をお伺いしたいということを思います。お願いします。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

憲法に関して、以前にも2度ほどこの場で考え方を示させていただきましたけれども、まず憲法9条に対する考え方でありまして、昨年施行70周年を迎えました日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を三大原理とする国の最高法規であって、中でも戦後間もなく施行されました我が国の憲法は再び戦争の惨禍を起こさない決意や恒久平和への強い願いが込められた平和主義が9条で具体化され、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使の放棄、戦力

の不保持、交戦権の否認の全てを規定する世界的に比類なきものであると認識をいたしております。

世界の恒久平和は人類共通の願いであります。今なお諸外国の一部には戦禍が見られ、核兵器の存在が人類の生存を脅かし続けております。日本を取り巻く環境も、北朝鮮の弾道ミサイル発射や核実験によりまして、国際的な緊張が高まる憂慮すべき事態が見られるところであります。

一方、年々戦争体験者が少なくなる中で、我が国が世界で唯一の被爆国となったさきの太平洋戦争の惨禍の記憶を風化させないことも求められておるものと考えております。

こうした中で、戦後日本の国際協調や平和と独立を守り発展させてきた確かな歩みは次世代へとつなげていくことが大切でありまして、そのためにも憲法9条の根底にあります平和主義は、非核三原則とともに今後も堅持されていかなければならないものと考えております。私は引き続き非核平和宣言都市として持続性のある取り組みを進めてまいりたいと考えております。

2点目の憲法改正の動きについての受けとめ方ということではございましたが、憲法改正、これも過去に申し上げましたけど、地方自治とかさまざまな9条以外にもございます。この憲法改正につきましては、これまでからさまざまな議論がありますことを承知いたしておるところであります。国の最高法規であります憲法の基本原則の普遍的価値を忘れることなく、国政の場のみならず、広く国民の意思や世論を反映した慎重な論議が十分にされることを強く望むものでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

市長は広島で若いころを過ごされたということで、若いころから平和教育をされてきた友達がたくさんいらっしゃったんだろうなということを思うんですけども、私も実は幾ら安倍さんでも戦争に向かうことはないやろうなと過去思っていたんですけど、あっという間に武器は輸出するし、特定秘密保護法や集団的自衛権の行使容認閣議決定をしたり、安保法制を強制採決したりと、あっという間に南スーダンに自衛隊を送ってしまったという状況を見て、何としても若い人の命を守らなくちゃいけないという思いで、本当にことしは大変な年だな、平和を守る年だなと感じているところであります。後方支援というのは日本の勝手な和訳であって、戦争に後ろも前もなく、パラシュートで敵がおりにきたらそこが戦場になります。命は何より大切にされなければなりません。

私たち一人一人が真剣に守らないと平和は守っていけないわけなんですけれども、この亀山市、平和施策をするところがばらばらに分かれておって、責任を持ってここがするという部署がないんですね。これをどうか今度の機構改革で構築していただきたいんですけども、その点についてお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご所見のとおり、広く平和に関する取り組みにつきましては、人権分野、教育分野など含め、さまざまな角度から継続的に展開すべきであると認識をしております。現実的に私どもの部署につきましても、さまざまな部署で取り組みを進めているところでございます。

そうした観点からも平和に関する取り組みを行っている部署間で連携をさらに深め、効果的な取り組みの展開につなげてまいりたいと考えております。こうしたことから、本年4月からの担当

部署につきましては、総合調整を担う総合政策部において所管してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

総合政策部が平和を守ることをやっていくということですね。

あと、もう一点、非核平和都市宣言に基づく取り組みということでご提案申し上げたいんですけども、日本非核宣言自治体協議会というのがあります。ここに入りますと、フィールドワークや講演会などの研修会があったり、パネルなどの貸し出し、ポスター配付や親子記者事業といって市民が行って勉強してこれるとか、講師の派遣があったり、さまざまな平和学習が広げることができるんです。年会費は5万人以上の都市で6万円ということで、わずかな投資で大切な平和事業ができると思います。津市もこの間この事業を通して若い学生さんを平和の講師に呼んで、非常にいい子供たちと平和学習ができたと言っておりました。この点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご提言のとおり、日本非核宣言自治体協議会につきましては、今おっしゃられたようなパネルの貸し出しであるとか講師派遣、こういったものを利用団体を限定された中で、応募制で展開しているのは存じておるところでございます。

私どもといたしましては、非核平和につきましては、平和首長会議に加盟をしております、この取り組みと、今おっしゃられた日本非核宣言自治体協議会の取り組みとは趣旨等が似通っておりますことから、特にこの取り組みの中で進めております平和首長会議の中でそういった取り組みも進めてまいりたいというところで、現時点ではもう一つの日本非核宣言自治体協議会の参加ということについては現在は考えていないところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

入らなくても、非常に広く平和学習が市民の間に浸透していくようなことがなされていればいいわけですけども、今そういう状況でないという認識の上でお話をさせていただいているところで。ぜひまた再考いただきたいなと思います。

最後の質問、性的マイノリティーに対する取り組みについてお伺いしたいと思います。

現状として、時々委員会などでもお聞きしますけれども、なかなか具体的には出てきていないところですけど、1回講演会をいただきまして、非常にいい講演会でした。ああいうものはどんどんと市の中に広げていただきたいなと思いますし、私自身この総合計画を立てるときにこういうものをきちっとはだてて、性的マイノリティーで本当にお困りの方が亀山市なら暮らしやすいなと来ていただけるといいなとひそかに思っていたんですけども、なかなか取り上げていただけなかったところなんですけれども、13人に1人が性的マイノリティーであると言われていて、この割合と

いったら左ききの人とか、血液型で言うたらA B型の人と一緒に割の割合で、どこにでもいらっしやるという状況です。

しかし、問題なのは、この方々の自殺率が高い。特に男性。特に自分がそうだよと言った方の自殺率が高いということで、厚労省の調査で5,731人のうち65.9%が自殺を考えたことがある。そのうち14.0%が自殺をしようとしたことがあるという調査が出ております。これはまだまだ私たちも知らない、周知をして自殺防止ということが大事じゃないか、研修が大事じゃないか。また、証明書に男女と書く性別記載についてはどうなのか、トイレはどうなのかということをいろいろ問いたいわけですが、一括して市のこれからの取り組みをお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村文化振興局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

LGBT等に関して、性的マイノリティーに対しての今後の取り組みというところでございます。以前にもこの議会の中で答弁をさせていただいておりますとおり、このLGBTなどに関するものも人権課題の主要なものの一つなんだろうというふうに把握をしているところでございます。

人権課題に対する私どもの取り組みの方向性といったしましては、やはりまずは広く市民の方々に課題認識をしていただく、そのための啓発を中心に行うというところでございますけれども、同時に市行政の各分野において具体的な差別や不利益が生じないように、特に職員に対しての啓発等を進めていくということが大切であろうかというふうに考えております。

先ほどご紹介もいただきましたとおり、講演会等の開催に職員を研修ということで参加をさせたり、あるいは学校の教職員にも研修に参加をしていただくということの中で、認識を深めるというところも重要なことかというふうに考えておまして、そういった取り組みを継続的に行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

本当に研修というのが、まずは知ることが必要だと思うので、私自身も議会の中の研修もしていただきたいと思うぐらいたし、職員さん、また学校現場でもきっとあるんだろうと思うんですけど、多岐にわたるので今回は市役所の中でということでお聞きしたんですけども、ぜひとも学校現場とか幼稚園、保育園、本当に小さいお子さんのころからこの違和感は何やろうかと悩んでおられるという話ですんで、大きくなってやっとこのつらかったのはこれやったかとか今わかってというようなことを聞きます。だから、本当に小さいうちからの支援がきっと大事なんだろうと思いますので、幼稚園、保育園、また健診などでお母さん方とお話とかと、またこの市の施策と連携して情報を交流して、ぜひともやっていただきたい。なかなか目に見えた形で、1回いい講演会をしていただいたんですけども、目に見えた形でなかなか出てこないの、ぜひどんどんと打っていただきたいと思います。

きょうは初めて代表質問させていただきました。大まかな市長の考えをお聞きしたかったんですけども、時々部長さんにいろんな施策の内容についてお聞きしましたけれども、できれば私は切り分けた、もらった財布で何をやるかということじゃなくて、どうしてそういう振り分けをしたの

かという市長の見解をお聞きしたかったところです。また、きょうの質問をもとに予算決算委員会で議論していきたいなと思います。きょうはありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

7番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時56分 休憩）

（午後 2時06分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

公明党を代表して、施政及び予算編成方針についてお伺いをしたいと思います。

まず、30年度の市政運営についてお伺いをしたいと思います。

昨年、櫻井市長は選挙戦を終えられ、3期目の櫻井市政をスタートされました。それと同時に4月からの新年度には新たな総合計画もスタートを切りました。この1年間を振り返ってどうだったのか、総括についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

8番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

森議員のご質問に爽やかにお答えをいたしたいと思います。

新たな総合計画が始動いたしました平成29年度は、これは議会の皆様にも議決いただいてスタートいたしました総合計画のスタートの年でもございました。目指す将来都市像であります「緑の健都かめやま」の実現に向けて瞬発力、瞬発の年、この行政経営のスローガンのもとにスタートダッシュをいたした年でございます。こうした中でこの1年間を通じて、例えば地域予算制度の導入でありますとか、この日曜日にフィナーレを迎えましたかめやま文化年2017の開催でありますとか、市立医療センターにおけます地域包括ケア病床の開設など、市民の暮らしの質を高める取り組みを推進するとともに、亀山・関テクノヒルズへの企業進出の決定など、明るい出来事もございました。また、本市の重要施策であります亀山駅周辺整備事業につきましては、事業スケジュールに多少の遅延は生じておりますものの、市街地再開発準備会が設立されるとともに、図書館整備基本構想が策定されるなど、新年度に向けて着実に推進できたものと考えております。

その一方で、昨年10月に襲来いたしました台風21号の影響によりまして、関西本線の運転見合わせでありますとか、県道鈴鹿芸濃線の全面通行止め、農業施設におきましては激甚災害の指定、これは昼生地区でございましたけれども、これを受けるなど多大な被害も発生いたしました。早急な復旧に努めてまいっておりますところでございます。さらには都市計画道路の整備事業におきましては、野村布気線の整備はおおむね計画どおりに進捗いたしましたものの、和賀白川線につきましては事業進捗を図ることができなかったことなど、次年度以降に課題が残る事業もございました。

また、こうした施策を円滑に推進するために行財政改革の実践に取り組み、その結果、前期実施計画に掲げた対象116事業のうち、進捗が遅延した福祉医療費助成事業の見直しや重度心身障がい者介助者制度の見直し等を除いて、約90%の達成見込みとしております。このように計画どおりに進捗した事業とそうでなかったものもございましたが、全体としては第2次総合計画の初年度としていいスタートが切れたものというふうに認識をいたしておるところであります。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

瞬発力を持ってスタートしたんですけど、少し課題も残ったというふうな形で、おおむね市長が思われたとおりに事業は進んでいったということで理解はさせていただきました。

2番目の展開の年とされた理由について、これは午前中にも議員のほうからありましたので、ここは割愛をさせていただきたいと思います。

次の行財政改革についてお伺いをしたいと思います。

市長は亀山市の財政状況は厳しいんだとおっしゃいます。ただ、新年度の予算が提案をされておりましたが、今回の予算は過去2番目の規模であるというふうに言われております。行政経営の重点方針に行革大綱20の取り組みの着実な実践と掲げられております。この行革の取り組みが30年度予算にどのように反映をされたのか、考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回策定をいたしました第2次総合計画期間の長期財政見通しにおきましては、市税や地方交付税などの歳入の減収と扶助費や投資的経費などの歳出の増加によりまして、平成37年度では財政調整基金が10億に減少するなどの厳しい状況が見込まれております。そのことから平成30年度から平成31年度までを計画期間として策定を進めております第2次行財政改革大綱後期実施計画につきまして、新たな取り組みとしまして財源の確保や基金の一体的運用の検討など、約30程度の事業、取り組みを位置づけるなどして、引き続き行財政改革の取り組みを着実に実践してまいりたいと。平成30年度におきまして後期の計画として進めてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

後期の実施計画の中に30程度の事業がそこに盛り込まれていくという、そのことが30年度の予算に反映されているということで理解をさせていただきました。

次に、第2次行財政改革大綱は27年から31年までの5年間の取り組みであります。今年度までが前期実施計画でありました。これは午前中の質問の中でも答弁をされておりましたが、どのように進んだのか、実績についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

前期実施計画の取り組み状況でございますけれども、平成29年度は前期実施計画の最終年度であり、その取り組みの状況といたしましては、具体的取り組みとして掲げています116の事業のうち、進捗が遅延した福祉医療費助成事業の見直し、重度心身障がい者介助者制度の見直しなど12の事業を除き、104の事業が約90%の達成が図られたものというふうに思っています。完了いたしました主な事業としては、受益者負担の適正化では、住民票や納税証明等の発行手数料の見直しを行い、従来の1通200円から300円に料金を改定し、また補助金の適正化では、木造住宅補強事業の制度見直しとして、市単独補助の廃止、公共施設の統廃合ではし尿処理施設を一元化し、関衛生センターし尿処理施設を廃止いたしました。このほかにも後期実施計画においても継続的に取り組みを行います市税等の収納率の向上においても、目標とする収納率の達成など実績を上げているような状況でございます。

事業の成果といたしましては、平成27年度で約8,400万円、28年度で約9,400万円程度の成果につながり、2カ年で約1億7,800万円程度の成果が出たものだというふうに思っています。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

前期実施計画について、今実績を確認させていただきました。

この後期実施計画が30年4月から始まるわけですが、この後期実施計画はまだ議会のほうに示されておりません。行財政改革の取り組みと予算はリンクしていると思っておりますが、なぜ議会に示されていないのか。先ほどの中村議員に対するご答弁では6月とおっしゃっていましたが、私たちはこの3月議会で予算の審査をさせていただきますよね。だから、やっぱりきちっと出すべきじゃなかったのかと思いますが、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

なぜ後期実施計画を今出さなかったのかという話でございますけれども、まず一つは、29年度の実績の数値がまだ出てこなかったという点が1点あります。4月から取り組む事業については、内部では約30事業の取り組み項目を決めまして、それについては議論をほぼ終えているところでございます。30年度の予算の反映は、市長も申しましたが、具体的に申しますと、市税の収納率とか国民健康保険の収納率は目標とする収納率で予算を計上させていただいてございます。そのほかにも今まで見直しを行ってまいりました浄化槽整備事業補助金の見直しとか、またはし尿処理施設の廃止を行ったための予算の削減とか、また有害鳥獣被害防止事業補助制度についても見直しを行い、平成30年度予算に反映をさせていただいておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

今いろいろと言っていたかもしれませんが、やっぱり示すべきではなかったかなと思いますので、

それは指摘をさせていただいております。

次の今後の財政見直しについて伺いをしたいと思います。

長期財政見直しが示されました。これは総合計画を前に進めるための財源の見直しと理解をしております。行政経営の重点方針のトップに掲げてあります駅前周辺の再整備事業、それから関の山会館とか、今後認定こども園ができるとかという大型な事業が決定をしております。先ほども言われましたけど、長期財政見直しでは最終年の平成37年には財調が10億になるというふうに見直しされております。一方で、リニア基金や庁舎建設の基金がそれぞれ20億に積み増されるというふうにありました。私、施政方針で市長のお言葉を聞いていますと、財調が10億になるんだということを、それから庁舎やリニアの基金がそれぞれ20億になるというね。財調が10億になるということは非常に厳しい状況だということなんですけど、その後にリニアや庁舎のことでおっしゃると40億積み上がっていくんだというふうに、すごく何か並列した表現の仕方に違和感をすごく感じました。少なくなっていくけど、これだけあるんだというような形で聞こえてしまったんですけど、ただ新庁舎に対しては新年度に基本構想が策定をされますけど、これまだ全然中身が積み上げられていない状況で、庁舎が20億でできるなんてことは考えにくい。また、リニアの駅が亀山駅に決定をされたとしても、駅周辺のまちづくりがどんな構想になっていくのかということもこれからの議論になってくるんだと思うんです。この20億という基金がどのように活かされていくのか全く見えない中で、そうするとこの40億の基金を使ったとしても、それ以上のお金がどれくらいかかるかということがわかりませんし、ましてや庁舎建設というのは国の補助金というのは出ないというふうに聞いておりますので、ますます厳しい財政状況になるということは明らかだと思います。先ほどからありました高齢化による扶助費の増、それから障がい者の地域移行のための自立支援の予算も増加をしているというふうに説明をされてまいりました。これは絶対減ることはないんだろうなというふうに思います。そうなりますと、37年度まではこの長期財政見直しを見ると何とか回っていくとしても、将来的には私は公債費がふえていくんじゃないかというふうに危惧をしております。将来世代になるべく負担をかけないようにということがすごい市長が努力をされてきたんだと思うんですけど、その市長の考え方から言えば、私は今後逆行するんじゃないかというふうに思います。

一方で、先ほどもありましたように、自然災害が多発をしております。亀山においても激甚災害に指定されるというような災害も発生をしております。財調の本来の目的である緊急時に活用をしていくべきものからすると、非常にそこも含めて将来的な不安が残っていくんだと思うんですけど、これが大丈夫なのかということをも市長にお聞きをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今後の財政見直しの中で大丈夫なのかということでございます。まず、持続可能な行政経営を目標に平成21年度に初めて中期財政見直しを公表させていただきました。これは5年スパンでの財政と政策の調和を施行してきたところでございまして、議会、市民の皆さんとの情報共有の観点からも、行財政運営の健全性の判断材料の観点からも一定の意義があったというふうに考えております。このたび、新たに9年スパンでの長期財政見直しを公表いたしました。全ての団塊の世代が7

5歳以上となる2025年を見据えまして、少子・高齢社会を乗り越えて持続的成長を目指す総合計画の着実な推進を図ろうという意図を持っておるものでございます。

ご案内のように、今触れていただきましたが、ちょうど合併時の平成17年度の扶助費の決算額が約15億円でございましたけれども、福祉施策などの拡充によりまして平成28年度決算の扶助費約37億円と約2.5倍となっております。一般財源の投入額も5億と15億と、約3倍近い額となっております。一方、これらを優先する施策のためにその財源確保を目指して、先ほどの事務事業の見直しとか行財政改革に取り組んでまいりました。特に今ご懸念の将来世代への負担の軽減という意味では、いわゆる起債の抑制を通じました公債費を抑えてきたところであります。17年度と28年度末で約53億の公債費、いわゆる起債残高となって減らしてきたものでございます。それは非常に危機感を持って展開をしてきたものでございます。今後におきましても、お触れいただきました障がい者施策などの社会保障と少子・高齢社会に対応した扶助費の伸びが続いていくと、加速するという厳しい認識を予測いたしておりまして、その一方で現在進めております亀山駅周辺整備事業、関の山車会館、今後予定しております認定こども園整備などの大型事業も着実に進めていかなくてはなりません。さらに将来世代の負担軽減のために、リニアなど、庁舎の整備などに備える基金を計画的に積み立てることが極めて大切だというふうにご考えておるものでございます。

このような展望のもとに、事業の優先順位と健全財政の両立をもちまして平成30年度予算編成を行いました。今後の総合計画の具現化におきましても引き続いて危機感を持った行財政改革に取り組んでいく中で、一旦馬力ではない持続可能な行財政運営の実現と将来世代への後年度への負担の軽減を図っていかなくてはならない、そういう認識と危機意識を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

やっぱり扶助費が、さっきも言いましたけど、減っていくということはないんだろうなというふうに思います。そうすると、やっぱり自主財源をどのように積み増していくのかということ、人が亀山市に移り住んでいただくということ、亀山市で子育てをしていただくということ、私は本当に重要なことだと思いますので、そこら辺にしっかりと力を入れていく必要があるんだろうなというふうに思っております。

次に移りたいと思います。組織機構改革についてお伺いをしたいと思います。

この4月から部室制の体制が部課グループ制にかわるということで、12月にも質疑をさせていただきました。確認の意味において、若者を含めた移住・定住施策、子供施策の窓口のあり方についてお伺いをしたいと思います。この窓口のあり方は非常に重要で、行政目線なのか市民目線なのかの違いで市の本気度がはかれるように思います。

まず、移住・定住施策の窓口のあり方についてお伺いをしたいと思います。人口減少社会において、先ほども言いましたけど、いかに亀山市に住んでいただくか、これは大きな課題であります。これは亀山市に限らず、どこの地方自治体も重要な施策として捉えていると思います。特に減少率の激しい自治体は生き残りをかけた取り組みと言っても過言ではない必死さがあるんだろうなと思

います。

昨年、産業建設委員会で定住促進に対する調査研究を行いまして、市長にも提言をさせていただきました。その中でも窓口の一元化が課題であることを盛り込ませていただきました。この4月からの機構改革で、産業建設部の中に都市整備課住まい推進グループ、その中に空き家対策や定住ということが入ってくるんだと思います。私は本当は移住・定住の担当課があってもいいんじゃないかというぐらい、やっぱりそこは非常に重要なところなんだと思っておりますが、これは今の議論ではありませんので、予算でも空き家等の活用事業が今までは県外の方を呼び込むということに予算がついておりましたが、県内でもつけていこうということで、これはすごい取り組みだと思っております。

一方で、移住・交流促進事業とかU・I・Jターン促進事業、こういうものが都市部での移住フェアとか移住相談会とか移住体験ツアーというのがこれから予算の中に書かれておりましたけど、説明の中では企画総務部長がされましたので、総合政策部になるんかと予測しておりますが、移住・定住者の視点から窓口の一元化にはならないんじゃないかと思っておりますが、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ただいま移住・定住の窓口についてご質問がございまして、特に今おっしゃられた移住フェアであるとか、そういったところの窓口については現在の企画総務部のほうが所管しております、これについて4月以降も総合政策部の所管になるのではないかというご懸念でございまして、今回の機構改革におきましては、議員ご提言のとおり移住窓口の一元化ということを大きな一つの施策として進めてまいりまして、今、議員おっしゃられた部分の全国フェアも含めまして、全ての移住相談窓口としては産業建設部都市整備課住まい推進グループで一元的に所管する予定となっておりますのでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

都市整備課住まい推進グループに一元化されるということで安心をいたしました。

もう一つ、空き店舗活用促進のための新制度も今回予算措置を新たにされました。この取り組みというのは、私は市内に限らず移住・定住の視点からも考えられる、呼び込むという取り組みの一つではないかと思っております。ただ、これは同じ機構改革の中の産業建設部でも課が違うんだと思いません。この違いによって、逆に移住者を逃がしてしまう可能性があるんじゃないか。この密なる連携について、同じ部ではありますが課が違うということに対しての連携についてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、空き店舗活用についてご提言をいただきまして、この空き店舗活用も移住促進の総合窓口

○8番（森 美和子君登壇）

やっぱりそれぞれの担当でやっていくことがあるので、一概にというふうには言われませんが、でもやっぱり亀山に住みたいという人の視点からして、ここがこうだとか、ここがこうだとかというふうな形でわかりませんので、そこの中がきちっと連携ができるように体制をとっていただきたいということを申し添えておきたいと思います。

次に移らせていただきます。

子供施策の窓口のあり方についてお伺いをしたいと思います。

今回、組織機構改革で健康福祉部所管の子ども総合センターは、子ども未来課として幼稚園を含めた体制になるということで聞いております。一方で、長寿健康づくり室が所管をしておりました母子保健関係は子育て世代包括支援センターとして運営をされていきますが、同じ担当部であってもまた担当課が違うということで、このことに問題はないのかお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回の組織機構の再編におきましては、子ども総合センターが所管をしておる業務に加え、幼稚園と保育所の窓口の一元化を図ることでさらなる子育て支援の充実に向けて子ども未来課を設置するものでございます。

このように子供施策を一元的に進める中で、議員ご指摘の母子保健業務について、これも議論をさせていただいたところでございますが、母子保健業務というのは健康づくりの観点から、これまでどおり長寿健康課が担当することがよいのではないかと、そのような整理をさせていただいたところでございます。

しかしながら、組織機構の再編後につきましては、議員のご提言もごきますように、子ども未来課と長寿健康課の配置を隣り合わせに変更させていただいて、より一層の連携が図れるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

12月の質疑の中でこのことを指摘させていただいた中では、企画総務部長は一元化していくというふうな形で言われていましたので、私は当然この4月からそのような形になるのではないかとというふうに思っておりましたが、それぞれの所管の中で担当課の中でやっていくという形。全協でレイアウトが示されたときに、やっぱりそこは気をつけてほしいみたいなことは私もちよっと指摘をさせていただいたんですけど、隣同士できちっと一体になるような形でやっていただくということで理解をさせていただきました。特にあいあいというのは相談の多い部署でありますので、入りやすいとか相談しやすい状況をつくってあげることが大事ですので、よろしく願いをしたいと思います。

では、次に移らせていただきます。

子育て世代包括支援センターについてお伺いをしたいと思います。

この事業は、国で平成26年度からモデル的に取り組んできた事業で、妊娠から出産、子育てと

ワンストップ拠点をつくって、切れ目のない支援をしていくということで、日本版ネウボラの取り組みであると認識をしております。この取り組みを国として平成32年度までに全国展開をしていくという形で言われておりました。亀山市がこの平成30年度から取り組むということで、私自身は期待をさせていただいております。妊産婦を取り巻く環境整備とか支援のあり方というのは、議会で何度も私も取り上げさせていただきました。特に相談に結びつかない人をどうサポートしていくのか、これは課題提案もさせていただきました。この子育て世代包括支援センター化することで、どのような効果があるのか、事業内容についてまずお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

答弁を求めます。

佐久間健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

子育て世代包括支援センターにつきましては、先ほど議員おっしゃったとおり、国から設置を求められているものでございまして、私どもの母子保健の部門に設置する予定でございまして、子育て支援部門との連携を密にしながら、妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援を提供するため、母子保健コーディネーターを配置しまして、妊娠、出産、子育てに関する各種の相談、支援プランの作成、医療や福祉の関係機関との連絡調整などを行ってまいります予定でございまして。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

今回、この事業の中身として新たにさつき市長のほうからもありました産婦健診、それから新生児の聴覚検査が予算計上されております。妊婦健診といたらよく皆さんご存じだと思うんですけど、妊娠から出産までの健診であります。この産婦健診というのが今回初めて出てきたんですけど、私も産後ケアということで産後のお母さんのケアをしてほしいということで、今年度の予算に産後ケア事業として予算計上もされてきたんですけど、この内容、産婦健診というのがどういった事業なのか、具体的な産後ケア事業との違いとか、そういったことをお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

産婦健診につきましては、全国的にも産後鬱が年々増加傾向にございまして、これにより新生児期の虐待につながる可能性も高いと言われております中で、妊娠期から切れ目のない支援として産後2週間や1カ月の産後間もない時期に産婦に健康診査を行いまして、産後鬱の予防や早期発見、早期対応を行うものでございまして。

産婦健康診査は三重県で統一された内容で医療機関や助産所で受けるものでございまして、内容といたしましては、これまでの授乳、そして子育て状況についての間診や診察、そして血圧測定、尿検査などの健診項目に加えまして、エジンバラ産後鬱病質問票というのがございまして、それを用いて産後鬱の傾向を把握するものでございまして。健診の結果、産後鬱の傾向があるなどの場合、市でのかかわりが必要な方につきましては、医療機関と連携して訪問や相談などを行って支援して

まいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

出産をしますと、1カ月健診というのは子供を連れて出産した病院のほうに行ってお健診を受けてきますけど、これが2週間と1カ月というのがその中に入ってくるということなのであれば、母子手帳にそういった通知というか、そういうことが入ってくるのか、その点についてはいかがですか。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

この新しい事業をですね、この一連の流れの中で行っていくということで、子育て世代包括支援センターのほうで一括してやっていきたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

今、部長は医療機関で受けるというふうに、2週間と1カ月は医療機関で健診を受けていくというふうに私は捉えたんですけど、だから母子手帳にそういった通知が入ってくるのかという形で聞きました。そうすると、今のご答弁ですと、子育て世代包括支援センターで行っていくということになっていくのか。2カ月の子を連れてセンターに行くのか、1カ月の子を連れてセンターに行くのかということはどうなるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

申しわけございません。産婦健診を受ける場所は産院とか助産所です。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

そうすると、その通知というのがどういうふうになっていくのか、また教えていただきたいと思えます。

それから、一番の大事なことは、1カ月健診なんかは子供の状態を先生に見ていただくという形でしたけど、お母さんの状況を、アンケートとかというふうにおっしゃっていましたが、そういった中でお母さんのケアをやっていくということがこの中に盛り込まれたということで、それがこの産婦健診で、お母さんをターゲットにやっていただくということですので、またしっかりと周知もお願いをしたいと思います。

それから、新生児聴覚検査の内容についてお伺いをしたいと思います。これはどこで行われるのか、まずそれについてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

新生児聴覚スクリーニング検査につきましても、産後、産院とか助産所のところで受けるということになっております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

子供を出産した病院なりで受けるということですが、結構亀山市の方は市外で出産をされている方、県外で里帰り出産とかされている方もいらっしゃるんですけど、それは可能なのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

産婦健康診査、そして新生児聴覚スクリーニング検査とも、これらを実施している医療機関や助産所でしたら、県外も含めまして市外のどの医療機関でも受診していただくことができます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

どこでも受けられるということで理解をさせていただきました。

最後に、今後の展開についてお伺いをしたいと思います。やっぱり今回のセンター化をすることによって、課題を抱える妊産婦への支援とか、孤立をさせないという体制をつくっていくということで非常にいい内容だと思うんですけど、私は本来は小学校区単位ほどで、いつでも子育てに悩んだときに駆け込める場とか、子育てというのは別にいろんな悩みが、課題を抱えた子だけの悩みではなくて、課題を抱えてなくても毎日毎日が悩みの連続で、子供の成長とともに親は悩むものなんです。やっぱりそういうときに少しお話を聞いていただくとか、駆け込める場があることによって重症化をするということを予防したり、そういうことが私は本来の目的になっていかないといけないと思うんです、このセンター化というふうな形でもね。近年、いろいろ問題になっているダブルケアとかという問題も、親の介護をしながら子育てをしているとかというふうな、いろんな方々がお見えになりますので、そういう体制を私はつくっていく必要があるんだと思います。

以前、名張がやっているまちの保健室について質問をさせていただきましたけど、地域の中で誰もが駆け込める場をつくっていくということが私は必要で、これは子育て世代に限らず障がい者もそうですし、それから高齢者の方でもそうですし、そこへ行けばちょっと血压をはかっていただけたらとか、赤ちゃんであれば体重をはかっていただけたらとか、少し話をしていただけたらとかというような、こういうことが行われる場というのはつくっていく必要があるんじゃないかと思います。CSWの、コミュニティソーシャルワーカーの予算が今回上がっておりますけど、そこに結びつかない、コミュニティソーシャルワーカーによって地域課題をいろいろと掘り起こしてもらいますが、地域課題になる前に予防をしていくということが本来あってしかるべきじゃないかと思います。地

域共生社会の観点から、このような展開はあるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員おっしゃられるように、確かに行政の支援とか専門的なサポート以外にも、今おっしゃるような子育て世代の悩みとか課題を予防も兼ねて地域社会の中でサポートするような、そういう体制が必要ではないかというご質問でございますが、まさに私どももそこは極めて重要だというふうに思っておるところでございます。

子育て世代の孤立によりまして、亀山市内でも虐待の問題でありますとか、厳しい局面が生じ始めておりますので、より身近な地域でのネットワークにつきましましては、この構築を急がなくてはならないというふうに考えておるところでございます。

現在、地域におきましては民生委員・児童委員の皆さん、主任児童委員の皆さん、大変お世話いただいております。見守りを行っていただいております。地域でのネットワークのきっかけづくりとしまして子育て支援センターの職員が地域に出向く、ご案内の広場事業というのを今進めております。市内では、天神、和賀とかみずきが丘、加太、関町北部とか5カ所で、年間通じましてスタッフが、保育士が入ってそういう機会をつくっておりますことと、社会福祉協議会が今日まで進めてまいりました子育てサロンが幾つか展開いただいております。それはまさに地域で身近なところでの、また人生の豊かなご経験を持たれた諸先輩方が少しサポートいただいたりという、それが非常に意義深いことであろうというふうに私どもも考えておりますので、それをしっかり応援、支援をしていくということが大事であろうというふうに思っております。今後おっしゃるような子育て支援活動をいたしながら、さまざまなまち協でありますとか、そういう多くの方々の力をネットワークできるような体制を、本市としても制度の充実とか専門的な支援の拡充は当然やっておりますけれども、その視点からもまちづくり、人づくりに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

地域共生社会といっても、子育てだけの部門とか高齢者とか障がい者とか全部を分けるんじゃないかと、一緒になってやっていくということが私も大事だと思いますので、ぜひ前に進めていただきたいなと思います。

時間がありませんので次に移ります。

安心・安全なまちづくりの推進について、少し具体的に聞いていこうと思いましたが、時間がありませんので、今年度の西野公園の空調整備に予算がつきました。これは防災・減災の交付金か何かを使ってやっていくということで、私はそのときの質問をさせていただいたときに、これはほかの代表避難所にもつけるんかというふうな形で質問させていただきました。でも、これはインターハイとか国体を見通してやっていくもんやということで、防災・減災の交付金があるということでこれを活用したという答弁でありました。でも、やっぱり大規模災害を見据えたときに、何かこういうことがあったときに、じゃあ次はどうするのかということを真剣に考えていかないと、いろんな災害が起こったときに後々になってしまいうんでは何もありませんので、そのことを伝えて今回

の質問をさせていただくんですけど、今回予算の中で公園施設長寿命化計画が策定されるということで予算計上されておりました。事業内容はもういいですけど、こういったときに危機管理の視点から公園を長寿命化していくということを考えると、防災という視点に立ったときにこの公園をどうしていくのかということ、そこに入れ込んでいくという考え方はなかったのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

答弁を求めます。

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

危機管理上の問題ですので、私からご答弁をさせていただきたいと思います。

公園施設の長寿命化計画といいますのは、国の指針に基づきまして機能的な長寿命化の考え方であったり、機能的な確保、またライフサイクルコストの削減などを目的に策定をさせていただいております。今回ご承知のように、予算提案等をしておりますのは建設部の所管でございますので、具体的には申し上げられませんが、例えば具体的には亀山公園、西野公園、東野公園というところは劣化が激しいであるとか、それぞれの具体的な事例の算出の中で維持管理というものを考えなければならないというのが一つ。それから、市でございますので、そういった公園の中が大規模であったり小規模であったり、いろんなケースがある中で、市民ニーズ、子供たちのことであったり高齢者のことであったり、多様なそういうニーズに関する答えを公園というものに持っていかなければならないという視点もあり、また私が担当しております防災という中では、公園の交通整理ではないですけども、いざ災害が起きたときにどういったもので対応することが一番ベストでベターなのかという、いろんな要素の中で公園の適切な管理が今後も図られるよう努めてまいります。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

今回のことで、そういう議論はあったのかどうかということはどうなんでしょうか。

○議長（西川憲行君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

1年ぐらい前ですかね、避難所におけるありようそのものが15カ所あるというご答弁をさせていただく中で、西野公園をモデル地区にさせていただきたい旨をお伝えしました。今回、30年度の当初予算にはそういったもののお金というか、財源的にはお示しはしてございませんけれども、長期的にはやはり安心・安全を担保する我々の亀山市政の中で、どういった位置づけにするかというのは永遠のテーマとしてそれぞれ共通認識を持たせていただいております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

永遠のテーマって、永遠にそんなことばかり考えてもらうんじゃなくて、現実になんてなるのかということはお示しをさせていただきたいと思っておりますし、公園の中ではマンホールトイレとか、それからかま

ど型のベンチとか、いろんな事例も出ておりますので、やっぱりそういうことをこういったときにはこれをやろうとか、こういった議論があるときには防災の視点ではどうなのかということがそこに入り込めるような議論をしていただきたいと思います。今回は大規模公園に関してですけど、熊本地震が発生した28年4月には避難所の指定外のところに避難をされた方が1割以上いらっしゃったということですので、特に公園なんかは仮設の避難所みたいな形にもなりますので、身近な公園の整備とかというのもしっかりと議論の中に入れていただきたいなと思います。

それから、昨年代表質問で避難所における女性の視点の対応を聞かせていただきました。市長は、地域防災計画に追加修正をしたというふうな形でご答弁いただいて、前向きに反映をさせていただいているんだなというふうに思いましたが、今、それぞれの地区の中で地区防災計画もあわせて策定をされていると思うんですけど、その状況と、今私はこの地区防災計画の中にはそれぞれが避難所を抱えているわけですので、避難所に対応したマニュアルとかというのは、避難所は大体変わりませんので市としてやっぱりつくるべき。それも男女共同参画の視点を入れたマニュアルをつくるべきだと思いますし、それからそれぞれの地域の実情が、地形とかいろいろ違いますので、それは地域の中でしっかりと話し合っただけということも大事ですので、そういった観点からわかりやすい男女共同参画の視点を入れた避難所運営のマニュアルをつくるべきだと思いますが、その点についてご所見をお伺いを最後にさせていただきます。

○議長（西川憲行君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

議員冒頭申されましたように、地域防災計画の中では女性の参画であったり、避難所の生活における女性への配慮であったりというのを記述させていただく中で、現在に至っております。

2個目でございますけれども、地区防災計画のことを申されました。これは平成26年4月の災害対策基本法の一部改正によりまして生まれたものでございまして、それぞれ例えばコミュニティ単位の自主防災が幾つかあるわけなんですけれども、その地域の一つをまとめて地区防災計画を立てられるような制度設計でございます。これは一つには男女共同参画、先ほどずっとお話しされていることなんですけれども、いろんな形で自助、共助、公助、2つ目の共助の部分の中で災害に対する捉え方を重要視しないと、やはり生き残りにはつながらないのではなかろうかと、かような物の考え方の中で現在推移をしております。これもモデル地区と言ってはあれなんですけれども、一つのまち協の中で具体的なものを提示させていただく中で全市展開をできればなと思っておりますので、マニュアル等も含めて今後進めてまいります。

○議長（西川憲行君）

8番 森 美和子議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時02分 休憩）

（午後 3時12分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

勇政の櫻井でございます。代表質問をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

質問を始める前に市長に一言お願いしたい。国会で予算委員会を聞いておられるけれども、質問者と答弁者が官僚が書いた答弁を大臣がぺらぺら読んでおると。そんなことはもうやめにして、市長の本音を聞きたいと、亀山市議会では、その旨質問させていただきましても、日ごろ市長が言う市民の安心・安全のための市政運営のための本音を聞かせていただきたいと思います。

主に今回は平成30年度における亀山市の当初予算の施政及び予算編成方針についてのところから抜粋してお聞きしたいと思いますので、ご答弁のほどお願いしたいと思います。

基本的に長期財政見通しによりますと、平成37年度に財政調整基金の残高が10億になると見込んでおると。その中で、亀山駅周辺整備、野村布気線、認定こども園等の大規模事業を見込んでいるからそういうようなことになると。このような状況の中で、第2次総合計画を着実に推進するために徹底した行財政改革の実践に取り組むということで、事業の優先順位を踏まえた中で予算計上されたと。財源確保の観点から、基金や合併特例債の特定財源の活用を行い、持続可能な行財政運営を目指したいというので新年度予算編成を行ったということにつきましても、今年の新年度予算は213億100万円、前年度比11%増ということでありまして、私が注目したいのはその中で1.1%の増ということでありまして、単刀直入に申しますと、確かに優先順位を選考された中で、私が思うには亀山駅周辺整備事業、9億7,000万を差し引けば203億3,310万円となり、29年度当初予算対比、210億6,400万に対して3.4%の減となると。大変疑問を持っておると。ということは、義務的経費92億7,000万、投資的経費28億5,527万2,000円の中で、9億7,098万円は全体比率で34%を占める、投資的経費の中で、3割強の予算がこの駅前に集中しておると。ということは、市民の安心・安全を守る中でいろいろな市民要望に応えるための予算編成であるのに、何でこの34%を特化することによって、市民要望がかなり抑制されておるといように思います。その中で、市長は施政方針の中で、快適さを支える生活基盤の向上の中で、本市の特徴ある地形や現状の都市空間の利用状況から、住みやすさの向上に重点を置いた土地利用の促進等、都市づくりの指針となるよう策定を進めてまいりますというようなことも述べておられる。農業集落排水事業については、長寿命化を図るために市内13施設の機能診断調査を行ったり、自然と共生するために本市の有する豊かな自然の資源を保全して次世代へ引き継いでいくため、鈴鹿川等の源流域である誇りと責任を明らかにするために条例制定に取り組みたいと。源流域の保全・活用を図るため、産学民官による組織づくりに取り組んでいきたいと。また、森林の持つ水源の涵養、土砂災害の防止、公益的機能を持続的に維持・発揮するため、森林環境創造事業や、みえ森と緑の県民税市町交付金事業を活用し、荒廃した環境林を間伐により整備していきたいと。それから、子育てと子どもの成長を支える環境の充実において、子ども医療費の助成については窓口無料化を未就学児に対して行うと。抜粋して言うていますがほかにあるんですけど、最後のほうに放課後児童クラブ等については、昼生小学校の施設が老朽化しておるので建てかえるというようなことも言われています。

その中で、今述べた中で、駅前に関して34%の投資的経費と、あなたがおっしゃっているのはかなり市民に無理を強いておる予算編成であるというふうに私は思いますけれども、そのようなこ

とをお感じになっているかどうか、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

午前中の宮崎議員、中村議員にもお答えをいたしてまいりましたが、また今議員もお触れいただきましたが、この平成30年度の当初予算につきましては前年度当初予算と比較をいたしまして、率にして1.1%増の213億100万円といたしました。政策の重点、あるいは取り組みは主なものを午前中から申し上げてまいったところでございます。新たな事業も含め、これは当然さまざまな分野の、今、亀山市に必要な課題に的確に対応すべく予算編成を行ったところでございます。

そこで議員ご指摘の市民生活向上のための予算が減額されておるということでございますけれども、今回の予算につきましては、これも随分先ほど来より議論ありました障がい者サービスの充実、あるいは高齢者福祉向上のための、いわゆる扶助費の増というのは昨年対比で3%増ということで、いわゆる市民福祉にかかわります予算というのは昨年に比べふえてきておるものでございます。いずれにいたしましても、市民生活向上のための予算が手薄ではないか、こういうご指摘でございますが、そのご指摘は当たらないというふうに認識をいたしておるところであります。

あわせて、いわゆる駅前の再生事業につきまして、これが投資的経費が随分増額して、後に負担を与えておるのではないかとございしますが、これもご案内のように、投資的経費は、ちょうど昨年度は川崎小学校の改築事業、それから閑地区の刈り草コンポスト化センターの環境整備の事業、それから西野公園の体育館の空調の整備事業等、大規模な事業が続きましたので、投資的経費自体を見ますと前年度対比で2億9,000万円、約9.2%の減でございます。

いずれにいたしましても、私どもは限られた予算を、そして総合計画がスタートいたしましたので、これを的確に予算の中で市民サービスや事業の展開を進めておるところでございますし、平成30年度を展開の年として位置づけました機構改革も含め、しっかりと前へ進めてまいりたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

多岐にわたって言えませんので、ちょっと細かくお教え願いたい。

確かに昨年度は、川崎小学校、刈り草コンポスト、西野公園の空調化、川崎小学校の改築は長年川崎地区にお住まいになってみえる方々が長い年月をかけて改築等を要望されて、次世代を担う子供たちのための学校環境整備について、やっぱり何とかしてくださいと、するべきやということで、それで次世代を担う子供たちのために川崎小学校の改築は行われたと。刈り草コンポストについては合併当時やと思うんですけども、何とか市内の刈り草の再利用ということでいろんなことをやっておると。西野公園はインターハイですか、国体ですか、市民の体力向上のための施設として、市民全体に対する事業であったと。確かに2億9,000万、9.2%の減といいますけれども、ちょっと亀山駅についてお教え願いたい。パネルを出させてもらいます。

今、これが提出させてもらったパネルですけれども、皆さんのお手元にも配付されたと思うんですけれども、今回の9億7,000万、図書館整備事業は98万円ですけれども、この事業の各科目、これ一体いつできたんですか。私も亀山駅周辺整備事業対策特別委員会の一委員として在籍させてもらっております。委員会は平成29年8月16日。それから、29年10月4日、29年11月28日第12回、そしてその間に再開発準備会が1月31日に基本計画というのを作成する中で、東畑設計事務所さんと1月31日に契約を結ばれて、その後に30年2月5日に第13回の特別委員会が開催されました。そのときに8月16日の段階で、これ10回目やったと思うんですけれども、委員からいろんな質問を受けた場合に、ここに議事録を持っておるんですけれども、松本部長が答弁されていますし、市長も答弁されています。これ以上基本計画ができていない中で詳細の説明は不可能ですので、何はともあれこの2億4,900万の執行についてご了解をいただきたいと言うてその執行をやられたと。その結果、9,700万でこの基本設計をやる。そのときにされた答弁は、この計画書ができるのはいつごろやという質問をさせてもらうときに、ことし30年8月にこの事業の計画書が出ますので、その後いろんなことをやっていきたいというような話でした。それに間違いはないですな、市長。市長も出席してみえますもんで、そういうことでしたな、市長、確認の意味で。間違いはないですな。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

そういう見通しでさまざまな駅前再生の事業を積み上げてきておるところであります。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

これ1から5まで全部あるんですけれども、9億7,000万の。この数字の根拠、資料というのは委員会に提出されましたか。市長、この根拠。これ何が何だか私さっぱりわからん。中には、確かにまちづくり協議会の委託料448万円についてはあれだけど、①2億6,830万、②2億6,200万、③、④、⑤、トータルで9億7,000万。この細かい数字の積算根拠、明細はお手元にあるのかないのか。この数字は誰がつくって、誰が認めたのか。当然市長やと思うんですけれども、市長、それを確認されて当初予算に計上されておるんですな。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新年度予算をご審議いただくこの3月定例会の開会に向けて、私どもは予算編成を行ってまいりました。これは組織としてそういう判断をし、積み上げてきたものでございます。したがって、当然私の責任において予算としてお示しをさせていただいておるものでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

つじつまが合わんのと違いますかな。計画書の詳細はことしの8月にできると。なのに、その計

画書ができてない段階でこの予算書が出てくるということは、どこからこの細かい予算内容が出てきたんですか。どこからですか。それちょっと確認ですわ。どうです、答えられますかな。市長に聞いておるんやがな、提案者市長やで。

○議長（西川憲行君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

予算査定をいたします財務部長ですので、私のほうでお答えさせていただきます。

まず、予算に当たりましては担当部から予算要求がございます。議員ご指摘の亀山駅周辺整備事業については、いろんな項目に予算が多岐にわたっていますので、予算資料として市民並びに議員の皆さん方にわかりやすいように、当初予算がどのような形で予算計上をさせていただいておるのか、予算資料として作成をさせていただいて、ご提示をさせていただいたところがございます。

それは予算要望を各部からいただいたものを精査させていただいて、市長、副市長も含めて。その中で査定をさせていただいて、選択と集中の中でどんなふうに行っているか、来年度の予算がわかりやすい形でほかにも資料をつけさせていただいておりますけれども、あわせてわかりやすいようにという思いでつくらせていただいたところがございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

亀山駅周辺整備事業対策特別委員会の存在というのはどのように認識されているのか、市長。委員会は関係なしに、この3月定例会の前に委員会を開催して、こういうような形で予算を提案したいけれども、ご意見を聞かせていただきたい。また、予算の内容についてどのような内容であるかという細かい資料を出す義務があるのと違いますか、委員会に対して。議会を無視した予算編成であると思うけれども、そういうような認識はないんですか、市長。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

30年地方議員を務めていただいておりますので釈迦に説法でございますけれども、やはりこの3月の予算議会、定例議会は新年度予算を審議する極めて重要な議会でございます。その議会の開会前に、予算編成ぎりぎりまで庁内で積み上げて議会の3月定例会にご提案をさせていただいておるところでございますが、それ以前の当然特別委員会のさまざまな昨年からの協議や調査を進めていただいてまいりました。私どもは尊重させていただいて、情報の共有や、そこはいろんなご意見も頂戴をして予算編成の中で積み上げてまいったところでもあります。したがって、新年度予算案を議会の開会前にぎりぎりまで積み上げておるところでございますが、かえって特別委員会への詳細なり概略をするということは、まさに3月定例議会、議長を中心とするこの定例会に対する、尊重する立場からも私どもは3月定例会の予算案としてお示しをさせていただいてご審議をお願いしておるのでございますので、本当に釈迦に説法でございますが、議会を尊重しての私どもの考え方でございますので、十分ご理解をいただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

釈迦の説法って、釈迦やない一般の平民ですから、これ第10回亀山駅周辺整備事業対策特別委員会議事録、平成29年8月16日、ここにありますが、議事録が。こういうふうに言われているんです。櫻井市長、いろいろありますよ、先ほど申し上げたように。当然まずは予算を認めていただいた上で、基本計画、基本設計の詳細の作業に入らせていただきたいと思っておりますので、この点をご理解いただきたいというふうに思っております。また、後段のほうに、それも踏まえて予算編成等との判断を報告されていくようになるというふうに思っております、こういうふうに8月16日に委員会で市長みずからおっしゃっているんですよ。この基本設計、基本計画はことしの8月にできるけれども、それまでにできておるわけですよ、これは。それやったら当然これを踏まえて予算そのものの判断をする場合には報告をさせていただくということを8月16日に言うてるんですよ。忘れたんかな、これは。さっきから爽やかにと言うけど、わしの胸の内は曇ってしゃあないわ。8月16日にこのように答弁して、予算が速やかに組めたらこのようなものは委員会に報告しますよと言うておるんですよ。それを今言うと、当初予算を真摯に審議してもらわんならんで今になったんやと。この予算はどこから来たもんやということだけ明らかにしてください。どこからこれを持ってきたんか。

○議長（西川憲行君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

今回30年度予算として計上させていただいた予算につきましては、昨年度、29年度の段階でもお示しをさせていただいていますが、当然国に交付金事業でございますので、交付金も申請をさせていただいてございます。それに基づく資料を昨年も出させていただいてますし、今年度も、先般、遅くなりましたけれども、追加で資料を出させていただいてます。予算要求に当たります概算の計画というものは持っていますので、それはお示しをさせていただきますが、当然これまでの特別委員会の中で事細かい部分の、例えば事業が成り立つのかといった部分と、細かく答弁を求められれば、それはまだその時点で基本計画がまだできていませんので、基本計画ができないとそういったところをご答弁させていただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

横着な答弁をしてもろうたら困る。あなたはことしの8月しかできやんとこれ言うったやんかな。どこから出たんやとだけ言うてくれたらいいの。そんなんやったら議長にお願いしたい。このもう少し細かい資料を当然特別委員会なりに出していただきたい。出るはずや、これ。そうやなければ、この補償費が幾らとか、土地をどうとか、わからん。議長からそれを出して、まず委員会にこの資料をきちっと出してもらおうということを議長にお願いしておきたいと思います。駅前についてはまだまだ都市計画決定、平成30年2月1日告示、これもできていません。それから、亀山駅周辺整備、これは準備会です。組合設立、これもできていません。この予算の受け皿はどこになるのか。そういうようなことを踏まえて、市民の皆さんに理解できる予算を私は認めていきたい、私

としては。そういうふうな審議をしていきたい。議長、よろしくご配慮お願いしたいと思います。執行部側もそれは出るはずやと思いますもんでな。

駅前については、まだまだ今後いろんな問題を抱えた事業やと思っています。この事業に市長の思いはあると思う。総額五十四、五億の事業です。市長、これ1点お答え願いたい。簡単で結構です。この亀山駅再生によるにぎわいづくり、確かににぎわって結構でしょう。市長としてそこに図書館を移転する。図書館を入れたら、当然図書館の図書費、管理費等々の費用も要る。それから、にぎわいによって経済効果がどれだけを見込んでみえるのか。五十四、五億の国、市、合併特例債も国の国費という補助金としても私らの税金ですよ、日本国民。私も不肖日本国民の一人ですからね。私も国税を払っています。国の補助金はよそからのもんやと、亀山市のもんやないと言うんやないです。国民の税金をここへ投入するわけですよ。この経済効果はどれだけぐらい見込んでいますか、市長。それだけあと一点聞かせてください。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

その経済効果の前に、先ほどおっしゃるどこからこの予算が来たのかと。私どもは議会にも議決いただいております総合計画、それから前期基本計画、それとあわせて第1次実施計画で3カ年の事業費、その財源内訳、概略をお示しさせていただいております。この中で平成30年度、既に昨年お示しをさせていただいておりますが、当然これと連動しておる話でございまして、そこはこれも釈迦に説法でございまして、改めて深いご理解をいただきたいと思います。

それと経済効果とおっしゃられましたが、やっぱり駅前というのはさまざまな世代のさまざまな市民はもちろんですけれども多くの方の出会いの場であったり、交流の場であろうと思います。また、にぎわいの場であろうというふうに思います。残念ながら昭和の時代から中心部としては、今の現状という流れの中でまいりましたけれども、今の図書館をここへ移転する効果というのは、現在の古い図書館が約10万人の年間の利用者の皆さんがおっていただきますが、これは多分数十万人にふえるであろうというご期待をいたしております。したがって、やっぱり人の流れをつくっていくということが今回の市街地の拠点力向上の極めて重要な要素というふうに考えておりますので、この公的機能の図書館機能を軸とした、ここには一定の経済効果ということだけではない。市民生活にとりまして、大変大きなインパクトを与えるものというふうに認識をいたしておるところであります。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

経済効果って数字をよう出さんわけや。だから、市民の皆さんに何で駅前に図書館が来てええのやとか、そんな声が出てくるわけです。もろ手を挙げて、亀山駅再生やと。市民の皆さんに聞いたら、私の周りでは10人聞いたら9人までは反対ですよ。もっとやり方があるやないかと私言われますわ。

次に移りますけれども、今提出させてもろうておるほかの項のことに関連しますもんで、乗合タクシーが出ていますけれども、どなたが、これ担当部局からAブロック、Bブロック、Cブロック

という何かわけのわからん説明が来て、これ10月から始めるらしいですけども、こういうようなシステムは市長の思いなのか、担当部署の考案なのか、どっちなんですか。市長がこうやってA、B、C分けて500円で、次は2人乗ったら500円が400円で800円で、こんなシステムを市長の指示で出されたんか、担当部局の考案なのか、どっちなんですか。市長はどこら辺まで指示を出してみえるのか。どういうふうに理解をしてみえるのか、その理解度をちょっとお示し願えませんか、市長の。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

全国の地方中小都市が公共交通のあり方について、非常に共通の課題を持ち、頭を痛めながらさまざまな施策、事業を展開いたしてまいっておるところであります。本市におきましても、従来から地域公共交通計画に基づきまして、この取り組みを進めてまいったところがございます。しかしながら、現在のコミュニティバス路線の再編だけでは公共交通の全てのエリアをカバーできません。しかし、本市におけます公共交通の課題は依然として多く存在をしておったり、市民の皆さんの満足度は極めて低いという課題の一つであります。さらに超高齢社会、それからご案内の、昨年でしたか、道路交通法の改正によりまして、ご高齢の皆さんの運転免許証の返納者の増加が見込まれるところがございます。こうした課題を解消して、市民の皆さんの身近な交通手段を確保するためにはコミュニティバスの再編だけでは物理的にも財政的にも限界がございます。したがって、昨年10月に課題解消に向けました地域公共交通の新たな計画を策定いたしましたところがございます。

その中で新年度、新たな交通手段といたしまして、乗合タクシー制度の導入を予定いたしておるところでございます。乗合タクシーは、タクシー事業者の協力を得て、事前に登録された利用者が事業者に予約をいただいた上で、指定停留所から特定目的地等までの一般タクシーとバスとの中間程度の利便性と料金設定で移動できる制度を導入しようとするものでございます。本制度は市内全域に導入いたしますことから、これまでバスの運行していない交通不便地域や現在のコミュニティバス路線の運行ルートやダイヤ等を補完する新たな交通手段として期待をいたしておるところでございます。

誰が考えた案やということでございますので、先ほど申し上げた亀山市の課題、あるいは今後につきまして、解消のために新たな交通手段について検討するよう公共交通の担当部署へその検討を指示いたしてまいりました。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

わしは責任をとらんで、おまえらが考えよと。担当部局は大変やったと思います。一生懸命考えて、わしは何遍説明を受けてもさっぱりわからん。

ちなみに紹介します。これは朝日新聞、11月19日。集落の足は自分たちで運営と。これは恵那市ですわ。それからこれは、高齢者の足、恩返し便、これ無料ですわ。移住の男性が集落で無料送迎と。こういうようなまちづくりというのは、市政がうまいこと税金がうまいこと使われておったら、こういうような方が出てくるんです。わしもやってみようと。

私は市長に一つ提案したい。ややこしいAゾーン、Bゾーン、Cゾーンと言わんと。今ワンコインバスで100円で走っていますやんか。こんな方法があるんですよ。タクシー会社が大体1車年間800万から900万ですよ、売り上げが。そして、運転手さんの業務上の経費というのは大体二、三百万かかると思う。それで、今言うておった10時から3時まで予約制って、こんなもの高齢者の方は面倒くさくてようせん。タクシー会社は市内4社あんのやから、各会社から800万から900万で借り切って、そして1人乗っても2人乗っても500円ずつ、ワンコイン制度にするんですよ。500円ずつもらうんですよ。そのチケットは亀山市が販売するんです。そして、電話1本でタクシーが来てくれると。500円2人が払ってもらったら1,000円ですよ。そして、使用時間は午前8時から、タクシー会社の事情もあるけれども、せめて9時ぐらいまでを移動期間として、高齢者の。それで設定して、そしてその500円を亀山市がチケットで売って、その500円をタクシー会社が300円取って、亀山市が印刷代等で200円をいただいて、そしてタクシー会社の運転手さんにも基本料金以外の歩合制が入るようにするというようなワンコインタクシーというのは私は提案したいと思っていますので、参考になったら、わしがあんたの立場やったらそうするけどな。その立場じゃないもんでできませんけれども、そういうようなことも考えられるということを一遍申し上げたいと思います。

最初申し上げたように、次の問題に入りたいと思います。快適さを支える生活基盤の向上の中に、本市の特徴ある地形や現状の都市空間の利用状況から、住みやすさの向上に重点を置いた土地利用の促進等、土地づくりの指針となるよう策定を進めてまいりますという方針があるんですけども、きょう特に能褒野地区についてのかねてからの懸案事項について、ちょっと確認をさせていただきたい。平成18年10月26日に地元の要望で特定管理区としてやってきたと。白地希望者は法務局の公図を提出して、24名の方が提出したけれども、それからずっと今日に至っておるんですけども、この間にいろんな地元との折衝があったと思う。今、上下水道局長をやっている宮崎局長やとか、今の事務局長も地元に行っている。市長も地元と懇談をされておると。一遍市長としてこの問題について今どういうふうな見解を持ってみえるのか。ちょっと改めて今の思い、どのような見解を持ってみえるのか、この問題について。あなたが平成21年に市長に就任されてから、たび重なる地元からのいろんな問題について、お会いもされて、いろんな手続等もしたと思うんですけども、今のこの状況をどのように市長として認識をしてみえるのか。今言うたように、このことについてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、能褒野地区の農用地区域の除外の手続の問題でございますけれども、まず基本的な市長の考え方をということではありますが、農業振興地域内の農用地区域については農業振興地域の整備に関する法律によりまして、国が定める農用地等の確保等に関する基本方針に基づき、優良農地の確保と効率的な利用を図ることを目的として設定された区域で、介在する農地は地域の実情に応じて各種事業の活用や地域関係者の活動により、良好な状態で維持、保全に努める必要があるものと認識をいたしておるところでございます。

また、担い手等の農業経営を安定化させるために、農地の集積、集約による効率化だけではなく

て、担い手がより耕作に専念できるよう各事業を活用して農地の所有者を含め、地域が一体となった取り組みができるよう努めて、農業の活性化が地域活動の全体の一部として地域の活力につながっていくことが大事だというふうに考えております。

その一方で、農用地区域内におけます都市的土地利用に関しましては、市の土地の総合的な利用の観点から、土地需要に応じて第2次亀山市総合計画を初めとする各種計画との整合、調整を十分図って、残された農地が良好な状態で確保されるよう都市計画と農業の健全な調和に努めてまいりたいと考えておるものでございます。

この能褒野地区の経過の中におきましては、普通この除外につきまして、一般的には申出人からの申し出があった場合、その除外の目的、計画等が明確になっておりまして、かつ市の土地利用に関するその他計画との整合が図られて、関係法令等に掲げる条件、要件を全て満たして、その妥当性が判断できるものについて手続を進めてまいります。この能褒野地区におきましては、今申し上げた除外の目的や計画等が現時点では明確になっておりませんで、市の土地利用に関する他計画との整合や関係法令等に掲げる要件を全て満たすことは難しいことから、現時点においては除外できないものと考えておるものでございます。そして、このことにつきまして長年にわたりまして能褒野地区の、特に除外を求めておられます皆様方とのさまざまな意見交換、私どもとしましても二十数回それは進めさせていただいてまいりましたし、先ほどの考え方、方針につきまして、ちょうど昨年3月に地権者の代表者の方にその旨を私からお伝えをさせていただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それなら市長にお伺いしたいですけれども、農用地区域除外手続に係る法律の要件、いわゆる5要件の概要もご存じだと思えますけれども、その中で全てを満たしていないと。どの部分とどの部分が市長として満たしていないのか、その認識をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

農用地区域の除外の、いわゆる農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の、いわゆる5要件でございますが、これにつきましては先ほど市長が答弁申し上げたように、その除外の目的等が明確になった上で判断されるものでございますので、この5要件に関する妥当性についてはまだその判断には至っていないところでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

5要件全てを満たしていないからあかんというのか、どれとどれが満たしていないからあかんのかということをお聞いているの、私は。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

基本的には5要件のほとんどですね。5番については、例えば土地改良事業の完了の翌年から起算して8年とかいうのがございますが、この辺については満たしておるのかもわかりませんが、その他のいろんな条件については満たしていないものというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

もっと詳細に5要件、今5つのうち5番目の土地改良事業の工事が完了した年度の翌年から起算して8年を経過していること、これは満たしておると。あとの1、2、3、4、そのうちどれとどれがどのような理由であかんのか、それを明確にしてくださいというの、ここで。わからん、私の質問。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

その前に先ほども申し上げたように、除外の目的が明確になっていない、市のいろんな土地利用計画との整合がとれていないということで、その5要件は満たしてない部分はありますが、まだその検討にまでなかなか至らないという部分をご理解をいただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

その地域の人に失礼だよ。平成18年から何年たっているの。今、平成30年でしょう。こういうような要望があつてから、12年間亀山市はこの案件については何も協議をせんだということかな。それは水路が悪いとか、道路が狭いとか、そんなことを言うておる。現場へ行って、地元へ行って、だからあかんのと。だから、5要件のどれがあかんのと私は聞いておる。土地利用計画上と言っておるけど、どこですよ。それを明確にしてください、ここで。それを聞いてますのや、私は。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

私もこの担当部長になってから、ちょうどこの4月で丸4年になります。4年間能褒野地区の方々といろいろ話もさせていただきました。先ほども申し上げたように、まず5要件の議論に入るためには除外の目的が明確であることと市の各種土地利用計画に整合しておることが前提条件となりますので、現在のところ、まだその前提条件を満たすことができないというような状況でございます。

ただ、その4年間については前提条件について県とも何度も話をしました。地元の方とも話をしました。しかし、突破口が見出せなかったというのが現状でございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

確認の意味で申し上げますけれども、平成18年10月26日にいろんな要請があって、24人の方やったと。申し出もない2筆の方が白地化で判断しているんですよ、亀山市が。そういうようなこともあるんですよ。そんなことを知らんのかな、4年半ばか。それで、ある土地の案件で隠居部屋を建てるというのにしたと。5年建っていないけれども、それは放置しておると。そういうようなこともある。それで、道路が狭いとかあるけれども、5要件は、基本的にこういうようなことがある。農業振興地域内農用区域については、農業施策上、優良農地の核と有効利用を図る農地であり、集落に介在する農地や各事業の活用や地域関係者の活動により、良好な状態で維持管理できるような努めてまいりたいと考えています。しかしながら、ここからですよ、やむを得ず都市計画的土地利用を目的とする農用区域除外の相談や申し出があった場合は、残された農地を優良な状態で確保するとともに、土地利用に応じ第2次亀山市総合計画を初めとする各種計画の位置づけを整合し調整し、十分に関係法令の基準をもとに手続を進めてまいりたいと思います。しかしながらと書いてあるわけや。そこで、除外申請の中での手続上の手順、ありますやろう。まず相談を受けて、5要件、もう一遍言いましょうか。第2号に、当該変更により、農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効果的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認めるとき、これ2号。次は、3号は集積に支障を及ぼさないとおそれがないと認められるとき、これも除外の対象要件。それから第4号に、3条3項の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認める場合。確かに手続上、県の許認可が必要やと思うんですけども、まず手続上のことについて各審議会をやっていますわな、市長から。だから、5要件は別に土地利用がどういうふうに関われるかわからんと。そうすると、その地域で土地利用に係る何らかの要件を出していけば可能ということかな、まずそれをもう一遍確認。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

ちょっと手続の整理をさせていただきたいと思います。

先ほども申し上げたように、農用区域の除外の目的、計画等が明確になって、かつ市の土地利用に関するその他計画との整合が図られた場合、その他造成が判断できるものについて関係法令、先ほど申し上げた農振法及び県の事務取扱要領により市の農振の整備計画の変更について県知事に協議をさせていただいて、知事の同意が得られた場合のみ計画が変更されると。その結果、農用区域から除外されるということでございますので、先ほどの5要件の審査については県知事と協議した段階で最終的に前提条件が全てクリアになった段階で5要件の審査が行われるものというような手続でございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、その5要件を満たす県知事の許認可を求めるためには、まず第一歩に地元から地域からの要望があって、申し出があって、まず亀山市がその第一歩をとともに出さなあかんのやんかな。そういうような気持ちはないのかな。もうはなからあきません。前からやっておって、道路が狭い、水路が狭い。ややこしいでやめておこうと。だから、地域とともに第一歩を踏み出すのが市政と違

うんかな。あなたは誰のための職員や。市民のためのいろんなことで、市民の皆さん方が納得できるような行政を推進していくのがあなたの仕事やないか、市長。違うかな。それが市長としての第一歩や。皆さんのために粉骨砕身、全身全霊をかけて亀山市民5万人の先頭に立って市政を運営していくという、それが市長の仕事やないかな。地域の問題は地域とともに一歩前へ出るという政治をするのがあなたの仕事やんかな。そんなことは感じられませんか、あなたは。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この能褒野地区は、亀山市内におけます農振地域としても一団の土地で、優良な黒ボク地でございます。かつては植木を中心にさまざまな農業の象徴的な、亀山市内の農業を引っ張る大きな役割を担ってきていただきました。本当に敬意を表したいというふうに思いますし、高度成長期から農振法と都市計画法の狭間でまちが発展していく過程で、そのエリア内で、おっしゃるようにモザイクの状態になってきた、そういうふうに認識をいたしております。そういう中で先ほどご紹介いただきました地域の皆様の課題、私どももしっかり寄り添って何が解決できるのか、庁内におきましても、また関係機関、県を初めさまざまな協議を進め、地域の皆様とも、当然地権者の代表者の皆さんとも二十数回にわたりましてさまざまな協議を進めてまいりました。

また、一方ではあの地域で、いわゆる農業を進めていきたいという思いを持たれておられる方もおられるやに認識をいたしておるところでございます。また、ご案内のように長年能褒野地区で事業展開、いわゆる農業バイオの優良企業としてこの地で奮闘いただいてまいりました王子製紙の研究機関が閉鎖という形になってしまったことは、まことに現時点で残念に思っておるところでありますし、さらなる民間事業者の活用も含めて新たな展開ができないか、そういう模索につきましても私どもはいろんな働きかけをして今日に至ってまいりました。それらの経過を踏まえまして、さまざまな検討や、いろんな協議を重ねました結果、ちょうど先ほど申し上げましたような、昨年3月に長田代表を初めといたします地権者の皆様方に本市としての検討の結果と基本的な考え方を申し上げたところでございます。その折に、具体的な計画が出たときには再検討をいたしてまいります旨、さらには農業委員会内の農地利用最適化推進委員の方の力もおかりしながら、農地の集約化、農地の利用最適化等につきましても引き続いて検討していきたい。あるいはまた、新たな農業と、あの地域はいわゆる住宅として、農のある暮らしとして、そういうバランスの中もある意味非常にいい場所だというふうに認識をいたしておりますので、地域の中でのさまざまな思いやコンセンサスの形成に向けて、私どもとしても今後につきましても可能な限り努力をいたしてまいります旨、お伝えをいたしたところでございます。この件に限らず、さまざまな地域課題につきましても今後におきましても能褒野地区の皆様方とはいろんなご意見をお伺いさせていただいて、今後につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

今後今後と言うけれども、それなら何で駅前は33年完成を目途って、こうやって金をぼんぼこぼんぼこ出してさ、市民の理解を100%は得られてないと思うよ、僕は。亀山駅前、これ54億

何千万やな。この亀山駅の研究会は平成19年やったと思うけれども、平成18年からやっておる。これにはめちゃくちゃ力を入れておるわけや。これには今後、地元と協議して、鋭意どうのこうのって。百姓の農地保全というのは、私も百姓ですさかい、農地保全のためにそれなりの努力をしましたわ。2001年にはわしのつくっておる田んぼも圃場整備を一生懸命やりました、10年かかって。今、能褒野地区で農業を後継者が見えないので農地以外に利用したいけれども、農振がかかっておるさかいに利用もできやんと。そうやけど、草ぼうぼうに生やしておったら近隣の人に迷惑やさかいに、ちょっと起こしてもらったら、1反起こしてもらったら二、三万の金は礼で払わなならんのですよ。だから、何とか農業を継承したい方はそういうふうにしていただいいていったらいいと思う。後継者がおらんとくやと何とか違う用途に使いたいという思いが地域にはあると思うんです。そこら辺も踏まえた中で、今後今後と言っておっては100年たってもできやん。今がいいチャンスやと思いますよ。除外手続の例として資料をもらうたんですけれども、年に2回、2月、8月に締め切りにしておいて、市長が農業振興地域促進協議会の案件の諮問を行うと。市長が農業協同組合、土地改良意見というのかな、市長から農業委員会へ意見を出して、開催、答申をもらうて、意見書ももらうて、四日市の農林事務所へ出して、県の調整会議に諮ると。ずうっと流れて、最後には国との調整に入ると。基本的に除外申請の中で、私も長いこと議会で経験させてもらうておるけど、各自治体の長の意見書が主に尊重されるわけです。尊重できるように今のシステムが変わってきておる。一遍市長に地元と再度、部長も一緒に、きょうはどこまで、どこ行かはるか知らんけど、担当部長と再度地元との膝詰めて今後の対応について、どういうふうにしましょうと。どういような支障があるということ行政が考えて、あなた方、地元を考えさすんやない、地域の方が考えるよりも、行政としてこういういような方法やったらこの案件はクリアできますよと、クリアできるんやないかと。そして、地域としては了解できますか、理解できますかといういような時間的なものを持っていかなあかんと思っております。そういういような考えは、市長、ないですか。再度地元へ行って、きっちり話を聞かせてもらうと。それで、農業後継者の人も農業をしたい人も、農地やなしに何か活用したいという人もみんな寄ってもらうて、一緒に会合した中での一つの会合というのをあなたに持っていただきたいけど、そういういような暇はないですか、時間は。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

昨年に皆さんに申し上げたことも、ある意味新たな事業計画、あるいは新たな農業の参入やさまざまな動きが出てくれば、これは検討していきましようという意味の思いを私どもも持たせていただいております。一定の結論をお示しさせていただいて、除外しないということとあわせて、今後につきましてその考え方をお伝えさせていただいたものでございます。同時に地域の皆さんの中には、農業を振興させたいといういような思いを持たれておる方も当然お見えでございますし、それ以外の能褒野地区全体の数百名のさまざまなお考えもあろうかと思っております。したがって、能褒野地区全体の中でも地域の中での考え方のいような協議もあろうかと思っております。非常に複雑な、さまざまな立ち位置によって考え方が違うといういふうに思いますが、そういう議論も当然進めていただきながら、私どもとしても地域のそういういお声に、これは決していような声を聞かせていただくといういことは当然大事なことだといういふうに思っておりますので、可能なことはしてい

きたいというふうに考えておるものでございますが、新たに事業計画が生まれてくれば、またそういう検討を私どももしてまいりたいというふうに考えておるところでございますので、その点は現時点でそのように思わせていただいております。

膝詰めで本当に長い年月にわたりまして、さまざまな協議を進めてまいりました。本当に多くのご意見も、部長もそうですが、歴代職員も含め聞かせていただいております。そのお気持ちに現時点で添えることができないのは大変遺憾ではございますけれども、本市といたしましてはこの土地利用をどうしていくのかにつきましては、当然今後も向き合ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

要は一番肝心なことは、農用地区域除外5要件は行政としてこうこうこういうような指導をしていくと。こんな案件がありますよと、こういうふうにしたらできますよと、そういうような5要件を市民の奉仕者である市の担当者が提案という部分でもあるわけ、投げかけということが。あんたの方が言うてこいと。受けではあかん、行政は。私らも地域の方もグローブを持っておれば、行政もグローブを持ってボールを一つ投げ合うと。これが市民と行政の一体化を図る行政やと私は思っておる。再度申し上げたいけれども、この5要件を行政としてはこういうふうにやってほしいと、こういうふうにやるべきではないかという指導をするのも行政の案件。あきません、あきませんと、そんなことじゃこんなのもっとあきませんよ、駅前なんか。何も議会に対して説明責任を果たしてないんやもん。説明を果たしてないうちにこういうような金をぼこぼこ出してくるわけや、今回も9億7,000万という。だから腹が立つんや、僕は。あなたのやり方に。

何はともあれ、地元からそういうようなお声があった場合には、必ず出前トークで決めたように、返答するような懇談会をしておらんと、やっぱりきちっと物事を受けとめた中で任期まで仕事をやっておくんなはれ。わしも10月で首になるかもわかりませんでな。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

以上で、日程第2に掲げた平成30年度施政及び予算編成方針に対する代表質問を終結します。次にお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす7日は午前10時から会議を開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 4時21分 散会）

平成 3 0 年 3 月 7 日

亀山市議会定例会会議録（第 3 号）

●議事日程（第3号）

平成30年3月7日（水）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

- 議案第 1 号 亀山市病院事業基金条例の制定について
- 議案第 2 号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 5 号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 議案第 6 号 亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正について
- 議案第 7 号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 議案第 8 号 亀山市基金条例の一部改正について
- 議案第 9 号 亀山市運動施設等条例の一部改正について
- 議案第 10 号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 議案第 11 号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 12 号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 13 号 亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案第 14 号 亀山市都市公園条例の一部改正について
- 議案第 15 号 亀山市水道事業給水条例及び亀山市公共下水道条例の一部改正について
- 議案第 16 号 亀山市立医療センター使用料及び手数料条例の一部改正について
- 議案第 17 号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 議案第 18 号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第 19 号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について
- 議案第 20 号 平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 21 号 平成29年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 22 号 平成29年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第 23 号 平成29年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 24 号 平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第4号）について
- 議案第 25 号 平成30年度亀山市一般会計予算について
- 議案第 26 号 平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 27 号 平成30年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第 28 号 平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 29 号 平成30年度亀山市水道事業会計予算について
- 議案第 30 号 平成30年度亀山市工業用水道事業会計予算について

- 議案第31号 平成30年度亀山市公共下水道事業会計予算について
 議案第32号 平成30年度亀山市病院事業会計予算について
 議案第33号 損害賠償の額を定めることについて
 議案第34号 市道路線の認定について
 議案第35号 市道路線の変更について
 議案第36号 市道路線の変更について
 議案第37号 市道路線の廃止について
 議案第38号 専決処分した事件の承認について
 報告第1号 専決処分の報告について
 報告第2号 専決処分の報告について
 報告第3号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	福沢美由紀君	8番	森美和子君
9番	鈴木達夫君	10番	岡本公秀君
11番	伊藤彦太郎君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	宮崎哲二君	財務部参事	落合浩君

市民文化部参事	深水隆司君	健康福祉部参事	水谷和久君
建設部参事	亀淵輝男君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長兼 消防署参事	平松敏幸君
地域医療統括官	伊藤誠一君	医療センター 事務局長兼 地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君
選挙管理委員会 事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局長	草川博昭	議事調査室長	渡邊靖文
書記	水越いづみ	書記	高野利人

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(西川憲行君)

ただいまから本日の会期を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑にあつては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるもので、議題の範囲を超えて、また一般質問にならないようご注意ください。

通告に従い、順次発言を許します。

4番 新 秀隆議員。

○4番(新 秀隆君登壇)

おはようございます。公明党、新 秀隆でございます。

本日は議案質疑のトップということで、このような機会を与えていただき、感謝申し上げます。

それでは、通告に沿って進めたいと思います。

まず初めには、議案第25号平成30年度亀山市一般会計予算についての中におきまして、予算編成の基本的な考え方ということでございます。

平成30年度の一般会計、また企業会計を含めて、昨日は代表質問ということで、皆さんのほうから、るる質疑、確認等ございました。私のほうといたしましては、若干重複する点もあると思いますが、自身の確認のためということでご理解いただきたいと思っております。

それでは、今回の30年度は、昨年4月に始動いたしました第2次総合計画の取り組みの初年度となり、この30年度は2年目となります。新年度は、行政経営の重点方針におきまして展開の年ということで位置づけられております。総合計画を次の段階へと進めるとの趣旨から位置づけされ

たというふうにお示しいただいております。大きく一般会計では213億100万円で、前年度比1.1%、2億3,700万円増ということで、また企業会計を含めると334億5,810万円の30年度予算とお示しいただいております。

さて、こういう中におきまして、29年度につきましては瞬発の年とされて第2次総合計画をスタートされ、そして今度の30年度予算にどのような形で予算が反映されてきたかということで、現時点での29年度をどのように評価し、そしてまた30年度予算へ取り組まれたか、この辺の経緯をお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

4番 新 秀隆議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、平成30年度の予算編成をどのようにやってきたのかという話をまずさせていただきたいと思いますが、まず市長の30年度の行政経営方針が出されまして、それに基づいて10月ごろに予算編成方針、または予算編成要領に基づいて標準予算と政策予算に分けて予算がつくられてまいります。その中で、予算編成をする中で、国とか県の平成30年度の動きがわかってきますので、それを反映し、修正をしがてら予算編成してくると。まず、その中で歳入については、税のほうでいろんな企業の調査をして、来年度の予算を上げる上でどういうものかということを見せていただくと。それで1月末、2月の上旬で予算の最終的な調整をさせていただいておることです。

それともう一点は、行財政改革なんかで取り組んできた成果を翌年へ反映する部分もございます。細かく事業については、平成29年度に設計をし、平成30年度に工事を行うものも出てきて、設計が終わったので30年度にやっていくと。例えば文化会館の空調機の改修工事なんかは、29年度に設計をやって、30年度に事業をやっていく。または川崎小学校みたいに、28、29、30の継続事業で、最終年度の工事と、または備品の購入費を30年度で計上させていただく。またはいろんな計画、橋梁長寿命化事業なんかで事業計画に上げた高飛大橋とか、ぼんた橋については、来年度、その工事をやろうとか、またはほかの民間活用市営住宅事業なんかで位置づけておる予算を30年度に上げるとか、それは各部門からいろんな中で要求があって、順位をつけて、その中で予算編成をさせていただいて、その結果として30年度の当初予算については前年度比1.1%増の213億100万円とさせていただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

29年度では計画的な形で川崎小学校のように3年かかってきちっと順次進めていくということで、順調にきておるといふふうなご報告をいただきましたが、あと私のほうでもう一つ質問したんですけど、29年度をどのように評価してきたかという、30年度につきましての方向性というのは先ほどもちょっとお示しいただいたんですけど、29年度をどのような年として30年度に盛り込んできたか、この点について、29年評価をざっくりとお願いいたします。

○議長（西川憲行君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成29年度は、今までも市長が申しましたとおり、第2次総合計画のスタートの年でございます平成29年度の事業につきましては、川崎小学校改築事業や亀山駅周辺整備事業などのハード事業、また地域まちづくり協議会支援事業や、かめやま文化年事業などのソフト事業について、おおむね順調に事業進捗が図られたと考えていますが、年度が終了していないため、事業成果の全てを把握していないところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

確かに年度が今月が最終年度ということではございます。その中におきましても、行革のほうでも116事業中104の事業の中では、昨日の代表質問の中でもございましたが、おおむね90%の評価という形で決定されておるといふふうにも伺っております。

さて、次でございますが、今期といいますか30年度予算におきましては、さまざまな新規の大規模事業として出されておるわけでございますが、宮崎議員もきのうおっしゃってました目玉は何やということで、市長のほうから大きく亀山駅の周辺整備事業、これは市街地再開発組合の支援とか、亀山駅前の広場、そして関連道路への着手と、そして2つ目に子育て支援の充実ということで母子保健コーディネーター等を配置するというふうなこと、そして3つ目としましては地域福祉力の向上を目指すということで、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の配置等々、詳細につきましてはまた後ほどですけど、このような形で大きな事業も進めていくというふうなことをご説明いただきました。

そういう中におきまして、歳入につきまして、30年度の市税につきましては前年度比3.4%、約3億4,230万円の増ではございますが、また予算の編成方針でもそのような形で市長のほうからもご説明いただいた中では、今回新たに策定した長期財政見通しでは、市税においても今後も緩やかな減少傾向が続くとともに、普通交付税では平成31年度に合併算定がえによる増額措置も終了する、そしてまた歳入全体としては長期的な減少が見込まれてくるとも示されております。この長期財政見通しを一般財源の年度別の状況を見ましても、37年までずっと見てみますと、大幅な税収の伸びが極めて大きな年度というのは見受けられることもなく、どちらかというと緩やかな減少傾向という言葉に尽きるのではないかと思います。

歳出におきましても、投資的経費につきましては前年度比の9.2%、2億8,910万円減ではありますが、義務的経費の扶助費でございますが、これがきのうも話題にも、質問の中にも出ておりましたが、扶助費が前年度比の0.7%、6,107万4,000円増となってきた。これは、今までの年々の傾向といたしましても、扶助費というのは非常に上がってきている状態でございます。

このように、いろいろなマイナス要因の多い中、どのような形で安定した財源を30年度で確保していくか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、平成30年度の歳入の関係でございますけれども、歳入の市税におきましては、平成30年度は企業業績の向上による法人市民税や固定資産税の償却資産の増収を見込み、前年度比約3億4,200万円増の105億4,500万円を、国庫支出金においては、亀山駅周辺整備事業における社会資本整備総合交付金の増などにより前年度比4億1,884万3,000円増の25億7,073万2,000円を計上させていただきました。そのほか合併特例債や都市計画事業債などの市債、また財政調整基金繰入金や減債基金繰入金など基金の取り崩しを行い、財源といたしたところでございます。

歳出においては、事業費で1.1%増についてのこともあわせて申しますと、第2次総合計画前期実施計画に掲げる事業を計上するほか、主な増減理由として、継続した事業として最終年度となる川崎小学校改築事業が今年度より5億3,221万6,000円の減となる一方で、亀山駅周辺整備事業が今年度より7億2,080万円の増、野村布気線整備事業が2億1,050万円の増、扶助費である障がい者自立支援事業が6,473万1,000円の増となったことが大きな要因となったところでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

財政の安定化を図るということで、先ほど部長のほうからもご説明いただきました。また、1つ目の質問でもございましたが、国の動向というような形で、明確な補助金とか、国の示されております事業規模においての金額もある程度出てきておると。それについて30年度の予算を組み立てたということで、安定していくんではないかというふうに理解させていただきました。

そういう中におきまして、長期財政見通しの中におきまして財政調整基金の残高についてでございますが、平成29年度末の年度末では35億400万円が、予定ですけど、平成37年度の末の残高では10億3,400万円となるような試算をお示ししていただいております。過去にさかのぼりますと、財政調整基金が枯渇するとも言われた時期もございましたが、これらそれぞれまた執行部の皆さんを初めとする市民が丸丸となって頑張ってきた結果ではないかと思っております。

こういった中におきまして、長期財政見通しの観点から30年度以降、長期にわたって財政をどのように安定させていくか。先ほど年度のこともおっしゃっていただきましたが、この先の長期的な試算といたしますか、計画的なものがございましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、議員おっしゃられているとおり、長期財政見通しにつきましては、歳入では市税について緩やかな減少傾向が続き、普通交付税について平成31年度に合併算定がえ期間が終了し、平成32年度から一本算定に移行することから、平成29年度と平成37年度の比較においては、一般財源ベースで約4億円の減額となる見込みであると試算をいたしております。

また、歳出では、亀山駅周辺整備事業等による投資的経費の増加や障がい者サービスの拡充等に

伴う扶助費の増加を見込むほか、前期基本計画第1次実施計画、平成29年度から平成31年度に掲げる事業に加え、将来の新規事業の実施を見込んで試算させていただいたところでございます。

このような試算結果を踏まえ、まずは30年度から31年度までの第2次行財政改革大綱の後期実施計画に掲げる具体的な取り組みをきちっと実践して着実にやっていくことが大事なんだろうと。それを踏まえて次の行革大綱をつくっていくことになろうかと思いますが、それが一番、次の行革大綱にどういう形でのせていくのかも、次の段階では大切な事項になってくるんだろうというふうに考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

先ほどお示しいただいた行革大綱、この辺を着実にこなしていくということで、来年度といたしますか30年度につきましてもは機構改革も行って、それによりまして職員のモチベーションが上がっていき、そして行革大綱も着実に推進できるというふうな、よい意味でのスパイラルが形成されていくのではないかとこのように理解いたしました。

しかし、不安なところというのは先のところですが、今までも頑張ってきていただいております中につきましても、10億になってしまう財調の分につきましてもはかなり不安なところが残るところではございますが、その点は皆さんの俗に言うアンテナを高くして、市財政、市単でするものを極力、国を当てにするわけではございませんが、さまざまな国のほうからも施策が出ております。そういう中におきまして、亀山市といたしまして、市長のほうからも、また健康福祉部のほうからもありましたが、子供たちの成長につきましても、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を充実させるとか非常に結構で、また子どもの医療費助成ですが、就学前のお子様たちにつきましても、この30年度から医療費が窓口での無料化というふうなところも、非常に私的に思うには大きな目玉ではないかなと思っております。

さて、そういうところにつきましても、いろいろ国全体を見回してみますと、PPPとかPFIの企業をいかに抱き込むかと。極端に多いのは建設関係のことだとは思いますが、国のほうからも民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、PFI法の一部を改正する法律案の概要も出てきております。その中で、背景といたしまして必要性という点におきましてちょっと目がとまりましたんですけど、PPP、そしてPFIの着実な推進を図る観点から、政府は10年間、平成25年から34年までに21兆円の事業規模目標を掲げております。この辺は29年度の改定版のPPP/PFI推進アクションプランにも出て、詳細は割愛させていただきますが、これらの達成すべく国における支援機能を強化するとともに、国際会議上の施設等の公共施設等の、公共施設ですね、運営事業の実施の円滑に資する制度面での改善措置及び上下水道業におけるコンセッション事業の促進に資するインセンティブの措置を講ずるという形で、国のほうからもこのような形でいろいろPFI法の一部改正とかいうのも出てきておるんですけど、亀山市といたしまして、この利用につきましてもの恒久的な考えがある程度あるのかなのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

現在、亀山市では、民間活力活用指針とか指定管理者制度運用指針などをつくって運用を図っておるところでございますけれども、議会からも指定管理者制度の見直しのご意見をいただいたり、また国のほうからは、今、議員がおっしゃられたように、PPPとか民間活力についてより一層やっていくべきじゃないかというようなご意見もいただいておりますので、本市としても、今後、今の民間活力活用指針や指定管理者制度の見直しをやっていくべきなんだろうという考えで、後期の行革大綱の中で少し位置づけをさせていただいて、検討をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

他市におくれることなく、亀山市も先手先手で進んでいっていただき、後期の行革のほうでも進めていっていただきたいというか、進めていくべきだと思っております。

それでは、最後の部分に移りますが、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、基本構想策定等の委託料についてでございますが、金額的には、予算書のほうの中で59ページにございますんですけど、中ほどよりちょっと下でしたけど、180万円という形で出ております。これは、説明でお示しいただいたのは、新しい新庁舎建設のための準備事業の中での基本構想策定の委託料というふうに伺っております。

それにつきまして、主要事業個別シートの第1次実施計画、これは29年、30年、31年の3年間でございますが、その中におきまして30年度としては、ここでは表現がゼロと出てきておるわけですけど、この基本構想策定委託料というのはどのようなことを指し示されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

新庁舎の基本構想策定につきましては、庁内における部長級による検討委員会、課長級によるワーキンググループを設置し、基本的には庁内において職員が主体的に策定をしてみたいと考えております。その中で、新庁舎に導入すべき必要な機能等の整理、延べ床面積の算定、建設候補地の状況や周辺への影響など、専門的・技術的知見が必要となる事項につきましては、策定支援という形で一部業者の支援をお願いしたいと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

そういう今ご説明いただいたんですけど、これは業者に委託する内容で、課長級とか部長級によるワーキンググループを設置されて、そういう中において、どこの企業かわかりませんが、その企業といろいろやりとりをしていくための基本構想のための金額であるということでございますんですけど、コンサルティング会社になると思うんですけど、その会社との意見交換会の中に、意見集約といいますか、情報集約の中につきましては、市民の意見をこの時点ではまだ入れるという形で

はないのでしょうか。

○議長（西川憲行君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、今後のこともございますので、基本構想と基本計画の考え方の違いを少し述べさせていただきますと、基本構想は行政サービスの提供や防災など、行政の中心拠点となる庁舎の建設に向けて、新庁舎の必要性の合意形成を踏まえながら、その基本理念と基本方針を定めるものでございます。現庁舎の課題・問題点を今年度整理いたしましたけど、複雑多様化する行政需要に効率よく対応でき、市民の安心・安全のよりどころとなる親しみやすい庁舎となるよう、新庁舎の想定される規模、機能、建設候補地の選定の基本的な考え方をお示しさせていただきたいと考えています。また、各庁舎のあり方についても、今回の基本構想で整理をしたいと思っています。

その次の31年、32年ぐらいの2年間をかけた基本計画を今考えていますけれども、基本計画は新庁舎の設計・工事を進める上での根幹となる計画であり、基本構想で示した基本理念や基本方針を踏まえて、必要な機能、施設及び手法を示す整備方針、建設場所、施設の規模及び周辺施設の整備に関する考え方を示す施設計画、スケジュール及び事業費を示す事業計画等を定めるものだという考えを持っておりまして、来年度は、市民の意見も少し聞きながら、基本構想をつくっていきたいと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

来年度につきましては、基本構想の中で安心・安全のできる、一昨年熊本地震におきまして、多様な立派な施設ではございましたが、役所も甚大な被害を受け、そして建てかえなくてはいけないというような状況でもございました。確かに亀山の庁舎は非常に年期が入っておりますので、かなり心配するところもたくさんございますんですけども、先ほど部長のおっしゃったように、まずは用地の選定、何と云っても、幾ら建物がしっかりしておっても地盤が緩くはないけませんので、当然その辺もしっかりと基本構想の中で組み込まれていくと思います。

そして、基本計画のほうのところには、ちょっと話が及んでしまうのはどうかと思うんですけど、新庁舎の建物の構成といたしましてはどのような構想を考えてみえるのか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

現在のところ、課題・問題点を整理したところがございますので、新庁舎の規模とか、どういうものをつくるということは、今後の中で議論をしていくべきものだと考えているところで、今はまだ決まっていないところでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

確かに、基本構想も固まっていない状況で、計画的な建物の構成等につきましては、まだお話しがたいものがあるというのも理解できます。ただ、31年、32年に基本計画を組んでいくに対しまして、しっかりとした基本構想を我々もしっかり目を皿のようにして、皆様の意見、そして市民の意見、議員としてもその点につきましては、亀山市の安心・安全のまちづくりに少しでも貢献できたらと思っております。

以上をもちまして、今回の議案質疑のほうを終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

4番 新 秀隆議員の質疑は終わりました。

次に、1番 今岡翔平議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

おはようございます。

それでは、通告に従って議案質疑をさせていただきますと言いたいところなんですが、ちょっと順番を入れかえて、議案第1号亀山市病院事業基金条例の制定について、議案第9号亀山市運動施設等条例の一部改正について、議案第10号亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についてと、議案の順番で通告させていただきましたが、順番を入れかえて、議案第9号からお伺いしたいと思います。

じゃあ、国体にあわせて西野公園体育館に空調がつけましたということで、これを国体だけでなく、ほかにも体育館を使われる方がもちろんいらっしゃるんで、実際に体育館を使う方にも使ってもらおうということで、この空調設備に関する料金が設定されたと思うんですが、まず1つ目、この利用料金の額の算出根拠と受益者負担率についてと上げさせていただきました。7,000円掛ける50%掛ける8%、8%は消費税ですね、1時間当たり3,780円であると算出されているわけなんですが、まずこの7,000円というのは、空調機のランニングコスト、設置に係るコストではなくて、空調機を運用していくためのコストのみから算出されていると考えればいいんでしょうか。

○議長（西川憲行君）

1番 今岡翔平議員の質疑に対する答弁を求めます。

嶋村文化振興局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

西野公園体育館に整備した空調設備の利用料金の額の範囲につきましては、当市で定める受益者負担の適正化に関する基準に基づき算定をいたしておるところでございます。サービス原価につきましては、ランニングコストということになっておりまして、空調設備を1時間当たり使用した場合に要する光熱水費に相当する7,000円を根拠としたところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

光熱水費とお答えいただきましたが、ランニングコストのみであるというご答弁だったかなと思います。

では、設置にかかったコストに関する考え方というのはどうだったかということと、例えば利用料金を通じて、そのコストを埋めていくような考え方というのはどうだったか、お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

受益者負担の適正化に関する基準においては、受益者負担額算出の根拠となるサービス原価には、施設の基盤整備に相当する経費は対象外とするということになっております。今回の空調設備に要したイニシャルコストについても、利用料金の設定のサービス原価からは対象外としたものでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

対象外であったと確認できたんですが、この算出の根拠の50%なんですけれども、受益者負担率の根拠というのは同じ適正化の基準によるものかということと、あわせて、つまり1時間当たり3,780円、体育館を使用したときに空調の利用料がかかりますよという額なんですけれども、例えば入場料を徴収しない一般利用ですね、一般の例えば学校でないスポーツクラブとか団体が9時から12時半まで午前中体育館を利用しますよ、専用利用しますよ。後で細かく、今言ってもいいんですけど、個人利用と専用利用というのがありまして、例えば体育館がバスケットをこの日やりますよというときは、1人、中学生までだったら50円、一般・高校生やったら100円で参加できる区分と、あるいは体育館自体を自分たちの仲間うち、団体で使用したいということで専用利用があるんですけれども、その専用利用に当たって入場料を徴収しないスポーツ利用のときは、9時から12時半まで3,240円、午後やともうちよっと、4,000円を超えてきたりするんですけれども、つまり1時間当たりのコストが午前中いっぱい体育館を利用する額に相当してくる、額面で比べるとそうなるんですけれども、そのあたりも踏まえてこの額面、どういうふうにかえられているか、お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

まず、受益者負担の根拠でございますけれども、受益者負担の適正化に関する基準の中で、サービス原価に対する受益者負担は、選択的で民間で類似サービスの提供がないサービスとして区分がされているところでございまして、この区分の受益者負担割合であります50%としたところでございます。

また、この金額の適正かどうかということでございますが、議員からご指摘がございましたように、施設の利用の態様としては、専用使用、個人使用というものがございます。特に今回の料金設定の中においては、個人使用であるか専用使用であるかということについて、違いを設けているものではございません。

また、金額につきましては、この基準に基づいて算定を行っておりますこと、また料金の金額につきましても県内の近隣自治体等の状況も確認した上で設定をさせていただいてございまして、適

正なものというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

先ほどご答弁の中で、県内のほかの市町の施設と比べたということなのですが、例えばどういうところが幾らぐらいやったということを具体的にお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

県内の状況でございますが、体育館の施設等は数ございますけれども、その中で空調設備の設置をしておりますものが、県設置、市の設置などで7施設ほどございます。この中で最低の金額といえますか、空調の使用料を比較いたしますと最も安いところで、冷房ですと3,350円、暖房ですと3,890円というところがございます。逆に最も高い金額のところも見ますと、冷房・暖房ともに1万円という値段の設定がされておるというところがございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

具体的な額面を示していただいて、ほかの市町に比べたら、一番安いよというようなお話ではあるのかなと思うんですが、では2番目の大会以外での空調設備の利用についてに移っていきたいと思うんですが、先ほどから個人利用、専用利用というようなところが区分として話が出てきているわけなんですけれども、専用利用の団体、この金額でどのくらい利用するのか、大体想定というのはついているのか、まずはお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

専用利用の中でも特に空調を利用するというふうに考えられますのは、大会等での使用が想定されるのではないかと考えております。西野公園体育館におきまして、夏季、つまり冷房を使用しますのが7月から9月、冬季の12月から2月にかけてが暖房使用期間ということになりますが、過去3カ年の施設利用の実績から、年間250時間から280時間の利用が見込まれるところでございます。この数字の中から全てが冷暖房を使用するというわけではないかと思っておりますので、この時間を基準に想定したところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

先ほど大会というふうにおっしゃられましたけれども、何をもって大会にするかという基準も難しいですが、平たく言って仲間うち、団体で使う方というのは、この空調を使うとは想定していませんよというふうなご答弁ととってよろしいでしょうか。

○議長（西川憲行君）

鳴村局長。

○文化振興局長（鳴村明彦君登壇）

個人で使用料をお支払いいただくような場合、数人のグループということになりますと、空調使用料は比較的高額になってくる部分もあるかと思いますが、参加者がそれぞれ参加料等を負担する、そういうふうな大会になりますと、そういう大会を運営する側の判断において使用していただける場合が多くなるのではないかと、そういうふうな判断をしております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、先ほどから大会というものの基準は難しいですねというところなんですけど、もう一つ出ていたのが個人利用のところですね。つまり、西野公園体育館のほうが、きょうはバスケをしますよ、きょうはバレーをしますよという種目を決めたものに対して、じゃあ私、それに参加しますよということで、100円、50円でそれぞれ個人で参加していただくという場合があるんですけど、この個人利用の場合、空調の金額、料金というのは誰が支払うのかについてと、あとあわせて例えば、これは指定管理者の範囲になってくるんですけど、指定管理者が料金を免除したりとか、少し減らしましょうよというような判断というのは、これは当たり前ですけど、指定管理者に任せられているものとしていいんでしょうか。2点お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

鳴村局長。

○文化振興局長（鳴村明彦君登壇）

まず、個人使用でございまして、空調設備を利用することはできます。ただ、個人利用の場合には、希望される方と希望されない方がその中に含まれている場合もありますので、その運用においては使用者全ての了解等が必要になるのではないかとと思うところがございます。

また、個人使用の場合に指定管理者が判断においてということでございますけれども、基本的には条例に基づいて使用する場合の料金の上限を設定しておりまして、金額を変更する場合には、市長のほうにその旨の了承を得る必要があるということになります。

ただ、一方で個人利用については、指定管理者の判断において、体育館の使用の促進などに資するというところで行っているものでございますので、料金を徴収しない中で便宜として空調を利用するという場合などは生じるかと思っております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

条例自体を変更して額面を変えるときは、市長の許可が必要だけれども、多分運用については指定管理者の権限の中でできるというような答弁だと認識いたしました。

最後、この空調機設置にかかった、さっきイニシャルコストの話も、設置にかかったコストの話もしたんですけども、西野公園体育館が指定避難所になりますよという上で、避難所に設置する空調ということで補助金をとってきたというような話がありましたが、当たり前の話かもしれませんが、指定避難所になった場合の空調設備については、料金ですね、どうなるかについて、最後に

お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

指定避難場所になった場合、西野公園の体育館につきましても災害時における避難所に指定されておりますことから、こうした場合も想定がされるところでございます。災害時における避難者のために利用する場合においては、これは運動施設の管理運営外となるというふうに考えておりました、利用料金は基本的に発生しないものと考えております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

そもそも指定管理者の範囲、権限という議論が出ていましたけど、そういった災害時、指定避難所になったときは、その範囲ではないよということでご答弁をいただいたと思っております。

それでは続きまして、議案第1号亀山市病院事業基金条例の制定についてという条例のほうに移っていきたいと思います。

まず1つ目、医療センターに対する寄附の状況についてと上げさせていただきました。これまで医療センターに寄附というのはあったのかということと、これはあと市内に医療センターに寄附してくれそうな人が何人いますねとか、そんな想定は難しいと思うんですけども、所感としてこういった寄附というのはふえてきそうなのかどうか、2点お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

古田医療センター事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

医療センターに対する寄附につきまして、過去の寄附の状況を調べましたところ、現金による寄附は過去には例はなく、昨年11月にいただいた500万円が現金による初めての寄附でございます。また、現金以外の備品等につきましては、過去に寄贈されたものが何点かございまして、ここ最近におきましては、ストレッチャーや車椅子の寄贈を受けておるところでございます。

2点目のご質問でございます。このような寄附は、今後ふえそうかどうかというご質問でございました。

寄附金につきましては、医療センターで積極的に寄附を募るということは考えておりません。ですので、今後ご寄附をいただけるかどうかというのは不明でございます。しかしながら、市内の方から現金に限らずさまざまなご支援をいただければというふうには考えております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

現金で寄附をいただくのは初めてのことであったと。ありがたい、多分恐らく医療センターにお世話になったということで、感謝の気持ちをこうした形で示していただいたのではないかなと思うんですが、そもそもこの寄附、医療センターのほうで受け取っていただいたということなんですが、これ自体は問題というのではないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

古田事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

今回のご寄附につきましては、ご寄附をいただいた方の、医療センターへ寄附をしたいというご意向を受けまして医療センターで受けさせていただいたところでございます。病院であるという理由で寄附を受けられないということは全くございません。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、2項目めの基金化することによるメリット・デメリットについてに入っていきたいと思います。

そもそもこのメリット・デメリットというのは何だと認識されていますかという質疑になるんですが、例えば、せっかくご寄附をいただいたのに、基金に入れるというタイミングがあるおかげで、本来速やかに使っていただきたかったもののタイミングがおくれる、これはデメリットになりますよね。ただ、保管をしておく、口を2つに分ける、だから本来の会計のほうと基金のほうに分けるということでリスクを分散される、これはメリットとして考えられるのかなど。私のような素人で考えたら、それぐらいが思いつくんですけども、医療センターのほうではどういうふうに認識されているか、再度お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

古田事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

まず、基金化することについてのメリットでございますが、2点ぐらい考えられるのかなというふうに考えております。1点目といたしましては、病院事業会計とは別管理になるため、寄附金の収支が明瞭化されまして、確実な現金管理をすることができるようになります。

2点目といたしましては、病院事業会計の預金口座は決済用普通預金という口座でございます。それでありますために、無利息でございます。ですが、基金につきましては、最も確実かつ有利な方法により保管するというふうに定められておりますので、運用益が生ずることが期待できます。

次に、基金化することによるデメリットでございますが、先ほどちょっと議員もおっしゃいましたが、基金を取り崩す場合には、当初予算または補正予算に計上する必要がございますので、緊急を要する事案には、この基金を運用することが難しいなどのことが考えられます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

やっぱりデメリットのほうなんですけれども、本当にありがたい気持ちに対して速やかに対応するというのが、市であったり行政の誠意だったり答えになるのかなと思うんですが、おくれしてしまうということなんです、それでもやる必要というのはあるんですかね。

○議長（西川憲行君）

古田事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

先ほども申し上げましたが、病院事業の会計と別に管理をするということで、その基金の内容、あるいは使った使途というのを確実に把握ができるということが大きなメリットだと考えていますので、基金化のメリットは大きなものと考えております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

もらった寄附の金額、寄附金をしっかり医療センターのことに、このことに使いましたよということを明確にするということが、今回の理由であるというふうに言われていると思うんですが、医療センター、そもそも、今、回復はしていますが、赤字の会計になって、寄附というものが入れれば、このまま入っていけば、当たり前のことなんですけど、医療センターのことに使われるに決まっていると思うんですが、基金化する必要というのはあるんでしょうか。

○議長（西川憲行君）

古田事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

先ほど申し上げましたが、基金化する理由といたしまして、寄附金の使途を明確にしたいということが大きな理由の一つでございます。そのまま病院事業会計に入れてしまうと、いつ何に使ったかはっきりしないままに、いつの間にか使われているという状態が起きる可能性もございますので、このご寄附をいただいた方のご意向に沿って有効に活用させていただきたいということから、基金を設けたものでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

さっき、病院の会計にそのまま入ってしまえば、何に使われたかわからないということなんですけど、裏を返せば、病院のことにに関して何でも使えるというふうに言えるんじゃないかなと思うんですが、この基金に入れることによって、例えば使えない使途、病院の中のことに於いて何かしら使えない使途というのは出てきたりするんでしょうか。

○議長（西川憲行君）

古田事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

使えない使途というのは基本的にはないと思いますが、ご寄附をいただいた方のご意向、寄附をいただいたときのご意向が、病院の施設の充実、あるいは備品等の購入に充てていただきたいというご意向がございましたので、医療センターとしては、そのご意向に沿った形で活用いたしたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

3つ目の今後の基金の積み立てについてなんですけど、第2条のほうに、毎会計年度の病院事業会

計予算で定める金額というふうになっているんですが、この定める金額というのはどういったものかということと、この基金というのはどうするんですかということなんですが、つまり寄附だけを受ける基金になるんですかね。先ほどご答弁でもありましたけど、この基金を創設することによって、さらなる寄附に対するアピールというものにはつなげないのか。その3点について伺います。

○議長（西川憲行君）

古田事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

平成30年度の病院事業会計の予算案で、予算の項目を上げるためとして寄附金として1,000円を計上いたしまして、基金へ繰り出すことといたしております。今後につきましては、基金の活用を勘案して予算計上してまいりたいと考えております。

2点目ですけれども、寄附金だけを受ける基金なのかというご質問でございましたが、先ほどもご答弁いたしました。積極的に基金を積み立てていくつもりはございません。議員の言われるように、今後、ご寄附をいただいた際の受け皿としての活用ができればというふうにも考えております。

3点目でございます。寄附へのアピール等をするのかというご質問でございました。

ほかの公立病院の中には、ホームページ等で幅広く寄附金を募集しているところもございます。しかしながら、先ほどもご答弁いたしましたように、医療センターといたしましては積極的に寄附を募る予定はございません。また、ホームページに掲載等により寄附金の募集をアピールする予定もございません。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

今後、積極的に寄附を募っていくつもりはない、積極的に基金を積み立てていくつもりはない、ちょっと不思議なご答弁をいただいているなという思いで、次の議案第10号に移っていきたくと思います。

亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について、1、2、3と上げさせていただいたんですが、まずは私たちには資料でフローチャートなんかも示していただいているんですけれども、つまり病院とかお医者さんにかかった市民の方というのはどうなるんですかねという、動きも含めて、1番、改正内容、3番に改正後の窓口における手続の変更ですね、つまり窓口ではどういう動きになるんですかということをお聞かせいただきたいんですが、1番、3番をあわせてご答弁をお願いいたします。

○議長（西川憲行君）

坂口市民文化部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

このたびの亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正につきましては、当市が実施しております福祉医療費助成のうちの子どもの福祉医療費の助成につきまして一部改正を行うものでございます。

現在、子どもの福祉医療費助成につきましては、義務教育修了までの児童の福祉の増進を図るため、小学校卒業までを助成対象とする県制度に加え、市の単独制度として中学生までを対象に、その自己負担分の全額につきまして医療費助成を実施しているところでございます。

こうした中、子育て支援のさらなる充実を図ることを目的に、平成30年9月1日から、小学校入学までの未就学児童が市内の保険医療機関を受診した場合において、これを一旦負担していただいている医療費につきまして、窓口での負担をなくす窓口無料化を実施することといたしまして、このたび福祉医療費の助成に関する条例の一部改正を行うものでございます。

改正後の窓口におきます手続の変更でございますが、現在は保険医療機関を受診された場合、窓口におきまして受給資格者証を提示し、自己負担分の医療費を支払っていただいた後、後日、市から受診された方へ支払われた分の医療費を助成しているところでございます。今回の改正後は、保険医療機関の窓口では、窓口無料化により受給資格者証の掲示のみで済むことになり、受診者の自己負担分につきましては、市から国保連合会、または社会保険診療報酬支払基金を通じまして、各保険医療機関に支払うこととなるものでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

今までは医療費を払って、立てかえるという言い方をされている資料もあったんですけども、一旦払っていただいて、それを請求いただいていたものが、窓口でそもそも払わなくてよくなるよ、未就学児までについてはというような条例の変更だと認識しておるんですが、亀山市は中学生までの医療費助成、県は小学校卒業まで助成しているんですが、窓口無料の今回の条例に関しては、未就学児までであるということで差ができています。この差というのはなぜ生じているのか、お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

この子どもの福祉医療費の助成におきまして、国のほうで1つ心配をしておりますのが、こういった窓口無料化をすることによって医療費が増加するのではないかと、そういった懸念もあるところでございます。そういった中、国では福祉医療費の助成について、窓口の無料化を行っている市町に対しましては、国民健康保険事業におきまして国から交付されております国庫負担金につきまして、減額措置を行うという措置をとっているところでございます。そういった中、このたび平成30年度からは、未就学児までの医療費助成を行っているものに限りましては、国民健康保険の国庫負担金の減額措置というのを廃止するといったことが通知されたところでございます。そういったこともございますし、この助成制度の維持をしていくということもございまして、まずはこの未就学児につきまして窓口無料化を行うというふうにしたところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ちょうど1年前の29年の3月定例会の中でも、森議員が代表質問で議論されていたりするんで

すが、窓口無料化についてはどう考えているんだという質問が展開されていて、2番の改正の時期についてということなんです、今回の内容そのものではなくて、これを政策としてどういうふうに捉えてきたかということについて議論をしたい部分がありまして、つまりさっきの国保の補助金におけるペナルティーを超えてでも窓口医療費の無料化をするのかしないのか、これが自治体における判断になってくるんじゃないかなと思うんですが、櫻井市長にお伺いしたいんですけども、櫻井市長は1期目当選されたときに、中学生までの医療費助成を掲げて、あるいは医療費助成における自治体間競争という観点で、先駆けた施策を掲げて当選されて今に至るとい部分もあると思うんですけども、ところが後の答弁を読んでいると、その後の動きですね、窓口医療費負担についての動きなんです、県の動きを見ながら、つまり森議員なんかにも指摘されているんですが、県内における自治体において、この医療費助成における施策が、別に亀山市がそもそも先駆けているものではなくてきたという議論になっていると思うんですけども、市長にお伺いしたいのが、そもそも医療費助成における、こういった自治体間競争におけるみずからの政策指針ですね、そもそもこの分野において先駆けておこうと思っていた方が、今、県の制度改革、つまり月並みのスピードで改革をされているという変化があるのかなあと思うんですが、そのあたりの政策に対する考え方ですね、最後にお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

就任いたしました平成21年の10月から、県下に先駆けまして、私どもと鳥羽市であったと思いますが、子育て支援充実の視点から、この医療費助成を導入いたしました。実は長い経緯がありまして、この医療費助成、いわゆる県が行う3公費と言われる子ども医療費、それから障がい者の医療費助成、それからひとり親家庭の医療費助成、こういう医療費助成につきましては、三重県としてさまざまな県のスタンダードの基準を維持して、この政策を展開いただいてまいりました。私どもとしては、当然、亀山市としての施策の優位性とか、あるいは子育て支援の充実という視点で先行して導入をいたしましたわけでありまして、例えばこの県の制度自体が平成の1桁の時代、私が市会議員をさせていただいたときの県のスタンダードは、3歳児までの子ども医療費の助成が県のスタンダードでございました。それにあわせて各市町村が、それに連動しておるということでありましたが、この県の助成のレベルを小学校入学前までに上げていくためには、当時、亀山市、平成7年からであったと思いますが、県下に先駆けまして就学前まで亀山市の独自助成を上乗せして展開しながら、三重県全体の子育て支援の施策のレベルを上げてきたという経過がございます。

したがって、私どもは亀山として当時先行いたしました。結果として、それがこの10年近くの間スタンダードになりつつありますけれども、県の財政もあり、さまざまな課題がありますが、私どもとしては、適正に子ども医療費、あるいは障がい児の医療制度やひとり親家庭の医療費助成につきましては、亀山として今後も適正に努力をいたしてまいりたいというふうに思っております。

ちょっと一言で、もう少し複雑でいろいろありますので、時間がありませんので、少し概略だけ

考え方をお伝えさせていただきました。

○議長（西川憲行君）

1 番 今岡翔平議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時08分 休憩）

（午前11時18分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

昨日の代表質問に続きまして、本日は議案質疑をさせていただきます。

通告によりまして進めたいと思っておりますが、議案第3号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。これにつきましては、12月議会にも一部質疑させていただきました。今回の改正についてのまず内容について、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

12番 宮崎勝郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正内容でございますが、昨年の12月市議会定例会においてお認めをいただきました人事院勧告に伴う一般職の給与改定との均衡を図るため、議員の期末手当支給月数を、現在の年間3.7月を0.1月引き上げ、年間3.8月とするものでございます。この改正に当たりましては、議員報酬及び期末手当の額について広く市民の意思を反映させるため、特別職報酬等審議会に諮問をいたし、本年2月2日に答申をいただいているところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

改正内容を聞かせていただきました。我々の議員の期末手当を0.1引き上げるという、特別職報酬等審議会のほうで答申されたということでございます。

これについて、今このことを申すのも何かと思うんですが、議会基本条例では我々の報酬も自分らで定めるということにもなっておりますし、その中で今回の基本条例の中からいきますと、地方自治法第74条で市民の皆さん方の直接請求というのもございます。等々ある中で、今回引き上げるという、審議会で引き上げると。これは諮問というのか、これは市長のほうから諮問されたのか、確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、議会基本条例第20条において議員報酬の規定が定められております。その中で、市長からの提出ということも条例の中で規定をさせていただいております。

また、今回の諮問案につきましては、人事院勧告に基づきまして0.1月上げるという内容につきましては、市長のほうから審議会に諮問をさせていただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

我々の議員報酬、費用弁償に関する条例の一部改正でございますので、先ほども答弁にもありました。私も申しました。議会基本条例でも、我々の報酬を自分らで決めてお願いするという部分もでございます。今回は市長のほうの諮問ということで確認させていただきました。

それでは、議案第9号亀山市運動施設等条例の一部改正についてでございます。

先ほど今岡議員が質疑されておりましたが、これについて改正内容、重複するだろうと思いますが、お聞かせ願いたいなと思っております。

○議長（西川憲行君）

嶋村文化振興局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

改正内容につきましては、新たに設置をいたしました西野公園体育館の空調設備の利用に際し、指定管理者が徴収する利用料金の上限金額を1時間につき3,780円と定めるものでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

内容を聞かせていただきましたが、今岡議員との重複部分もあろうかと思っております。それはお許し願いたいなと思っております。

これの利用料金の基準の算定なんですが、1時間当たりのサービス原価7,000円掛ける受益者負担率50%、消費税率8%、それで受益者負担額が3,780円となっておったんですが、先ほども聞いておりますと、ランニングコストに限るといような答弁でございました。

その中で、1時間当たりのサービス原価の7,000円の算出はどのように算出されているか、この7,000円のもとを聞かせていただきたい。

○議長（西川憲行君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

このサービス原価の基礎でございますけれども、基本的には空調設備を1時間当たり使用した場合に要する光熱水費に相当する額としておりまして、その算定に当たりましては、まだ運用いたしておりません関係で、設置業者によります試算値を参考としたものでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

1時間当たりの光熱水費ということで、いわゆるランニングコストだと思うんですが、イニシャルコストについては、これには全然加算されておらないというふうな今岡議員のときの答弁でございました。

これについて、私はひょっとしたら一般質問になる可能性がありますので、もしなっていたときは議長に注意を与えていただきたいと思います。

そもそもこの施設の改修についての資金、いわゆる改修費用について、スポーツ振興のほうのお金ではないかと私は思っております。そこらを一遍確認したいな、もう一度確認したいなと思っております。

○議長（西川憲行君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

議員からもございましたとおり、西野公園体育館につきましては、避難所としての指定がございます関係で、避難所の環境整備という意味合いをもって整備をさせていただいたものでございますが、一方で施設自体については、避難所として使用する場合のみではなく、通常では運動施設としての利用もしているというところでございますので、今後、大規模大会などを控えた中で、今回、整備をさせていただいたというものでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

当然そういう資金、いわゆる災害対策の資金を使ってということでもありますので、イニシャルコストについてはのせていないというのは当然だと思うんですが、この場合、避難所として災害対策の関係上使用した場合、今岡議員の答弁にもあったのですが、これはかけないということによろしいか、確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

先ほどもご答弁をいたしましたとおりでございますが、災害時において避難所として使用する場につましましては、運動施設としての管理運営外となるというふうな考え方をしております、利用料金は発生しないものと考えております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

またもとへ戻りますけれども、利用料金が3,780円、受益者、利用者が負担するわけですが、これが亀山市のスポーツ振興のためにつくった施設でございます。これだけ高額やと、利用度が見通せるのかどうか。せっかくつけたものが、お金が高くて、よう使わない。現在の屋外施設のナイター施設についても、そのように私には感じられるわけでございます。そういうような部分も含めて、今後どうしていくのかというのもお聞かせ願いたいなと思っております。

○議長（西川憲行君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

空調設備は、災害時の避難所設置時はもちろんのことでございますが、平常時においては運動施設として運用していただくものでございます。ただ、スポーツ振興という意味合いは当然でございますけれども、その利用に際して利用する者としらない者との間に不公平が生じるというふうなことがあってはならないということの中で、受益者負担の適正化に関する基準に基づいて、受益者負担の必要性の中で料金を設定させていただいたものでございます。当然、利用促進につきましては、大会等の利用も踏まえて推進をしていきたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

答弁の中で、不公平が生じるという答弁がございました。これは、利用者と利用しない方の不公平という意味でよろしいんですかな。

私が言うのは、市がスポーツ振興をやっていく上で、市が負担するべきではないのかというふうな申し上げております。そうすると、今の不公平という言葉が答弁の中で出てきた中では、どの事業においても、かかわらん人とかかわる人との違いが出てくるというふうには私は思うんですが、そこらの考えは一般的にどう考えたらいいか、私ちょっと理解しかねるんですが、確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

施設を利用する方と利用されない方との間でかかる負担についての公平性が保たれないというふうな観点でございます。当然、スポーツ振興というふうな意味合いの中で、市民につきましても受益者負担という形で一定の負担をしているものというふうな考えております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

これについては、これは議案質疑でございますので、これ以上私は議論させていただきません。また別途、どこかの機会に議論はしたいなと思っております。よろしくお願ひしたいと思っておりますが、それともう一点、この制定・改廃の中で、指定管理者がこれをやるわけなんです、減免というのかどうかよく理解できませんけれども、3,780円の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を加算することとしますということになっておりますが、このような話はどうのような、私の理解がちょっとできないのかもわかりませんが、もう一度説明をお願いしたいなと思っております。

○議長（西川憲行君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

まず、料金の設定でございますけれども、これは指定管理者が徴収する金額につきましては、市

が条例等で定めた金額を上限とすることとなっておりますので、これ以上の金額を徴収することはできないというのがまず1点でございます。その上で、この上限の範囲内において指定管理者が定めた金額がある場合には、市長の承認を得た上で徴収を行っていくということでございます。

そして、金額の加算でございますけれども、この加算といいますのは、施設の利用料に空調の使用料を加算するという意味でございますので、空調機器の使用の部分で何らかの加算が生じるというふうな意味合いではございません。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そうすれば、あくまでも3,780円は変わらないよということで確認したらいいわけですかね。そこらをもう一度確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

条例で定める金額は3,780円でございます。一方で、指定管理者が、より低額で使用を行っていくというふうな判断をされる場合には、そういうふうなことが起こり得るということではございますけれども、基本的にはこの上限額を用いて料金徴収していただくということになるものと思っております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

大体理解させていただきました。

それでは次に、議案第12号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

これについては、ここの国民健康保険の制度が、この30年4月から県が財政運営をしていくと。その中で、市のほうで国保事業の納付金を出すということになっておりますが、それは市が我々から徴収して県に納付するものと私は思っておりますが、この内容について確認をお願いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

坂口市民文化部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

今回の条例改正の内容についてでございますが、国民健康保険制度は、平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体となって、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定し、市町村は国民健康保険税を賦課・徴収して、都道府県に国民健康保険事業費納付金を納める仕組みへと移行いたします。

財政運営の仕組みが変わることに伴い、国民健康保険税の課税額の条例におきます規定について、国民健康保険税は県へ納付する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるため課税することとする改正を行うものでございます。

なお、保険証の発行、あるいは資格管理などは、これまでどおり市で行いますので、被保険者の

皆様への手続や対応窓口は変わるところではございません。これまでと変わらず、被保険者の皆様へのきめ細かな対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

この制度については、以前からも我々聞かせていただいております中で、今回、被保険者から、今までも同様やと思うんですが、保険税を徴収するというので、この議案は理解させていただくわけでございますけれども、我々から徴収された保険税を県へ納付する、この制定・改廃の中での図で示していただいておりますが、こういう仕組みで今後やっていくということで理解させてもらいたいと思うんですが、それでよろしゅうございますか。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

議員の言われるとおりでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

それでは次に、議案第15号亀山市水道事業給水条例及び亀山市公共下水道条例の一部改正についてでございます。

12月議会にも亀山市水道事業給水条例の一部改正がございましたが、今回の改正についてはどのような内容であるのか、確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎上下水道局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

改正内容でございますが、本市における水道料金及び公共下水道の使用料につきましては、現在、納入通知書による取扱金融機関やコンビニエンスストア、市での支払い、または口座振替の方法により徴収していますが、市の取扱金融機関に預金口座を持たない水道及び公共下水道の利用者の方から、口座振替にかわる納付方法としてクレジット収納の導入に対する要望が高まっており、一般家庭における利用者の納付利便性向上を目的として、水道メーター口径13ミリと20ミリの利用者を対象に、納入通知書、口座振替に加え、クレジット収納を追加するものであります。これにより、納入通知書により支払いをされている方につきましては払い忘れを防止することができ、納期内納付率の向上を図ることができます。

なお、公共下水道の使用料につきましては、水道料金とあわせて徴収していることから、亀山市水道事業給水条例と亀山市公共下水道条例をあわせて改正するものであります。

一方、利用手続につきましては、パソコンやスマートフォンからクレジットカード等の情報を指定代理納付者の公共収納サイトに登録していただくことで、自動的に毎月支払いができるようになります。本年4月の検針日以降に登録していただくことが可能になり、登録の翌月、または翌々月の支払いからクレジット収納に変更されます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そこで一つ確認させていただきたいと思うんですが、クレジット納付の利用については、どこか金融口座がなければだめだと私は思っておりますが、今、口座がないというのはどのような。例えば、亀山市の指定納付銀行、金融機関ですか、それ以外のものでもいいということでございますか。確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

クレジット収納になりますと、手持ちのクレジットカードがございます。その会社を通じての収納になりますので、今、クレジットカードで考えておりますのが、例えばマスターカード、VISA、JCB、アメリカン・エクスプレス、ダイナースクラブが利用できるようになります。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

理解させていただきました。

これに対する市民の意識についての調査はされたか、確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

市民意識でございますけれども、これにつきまして平成27年度に実施した水道事業に関する市民アンケートでは、40歳代以下の約半数がクレジット収納を利用したいと回答されています。また、水道使用開始の申し込みを受け付ける際に、料金支払い方法の確認をしていますが、ここ数年において毎日のようにクレジット収納に関する問い合わせがございます。

また、本市では既に市税や国民健康保険税において運用を開始しており、実績等もあることから、クレジット収納の要望が高まっているものと考えられます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

理解させていただきました。

それでは次に、議案第19号平成29年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について、考え方のほかに3点ほどお尋ねしたいです。

今回の3月補正の考え方だけ、まずお聞かせ願いたい。

○議長（西川憲行君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回の補正につきましては、最終補正として決算見込み額を調整の上、計上をさせていただいて

おるところでございます。例年、当初予算編成の過程におきまして、そのときに見込める額を厳格に精査し、計上いたしているところではございますが、事業実施の段階でやむを得ず事業進捗が見込めなくなったものや入札差金、または国・県の補助事業の確定などにより減額補正が必要となつてまいります。このようなことから、今回の補正予算につきましても、決算見込み額により減額補正をいたしており、決算において不用額を多大に発生させないよう努めているところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今回、減額補正して財源を持っても、私は余り新年度の予算には響かんとするんですが、これは12月ぐらいにもう一度十分検討して、そこらで減額なら減額補正するべきではないのかなと思っております。というのは、新年度の財源にもなると私は思いますが、そこらの確認だけしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられるように、事務事業の進行管理並びに予算の執行状況を絶えず把握していただいて、計画的かつ効率的な執行に努めるよう各部局長に指示を出しているところでございまして、できるだけわかった段階で補正予算をしていただくというようなことが大原則だろうと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第13目災害対策費のうち、木造住宅補強事業の減額補正についてお尋ねしたいと思います。

これについては1,463万円の減額ということで、いわゆる住宅耐震補強事業の補助金だと思うんですが、これがなぜこれほど残ったのか、減額しなければならんのか、確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの木造住宅の補強事業の減額補正の件でございますけれども、この事業につきましては、昨日もご答弁させていただきましたように、亀山市耐震改修促進計画に基づき進めているところでございます。そういった中で今年度は、年度当初でございますが、補強工事、除却工事ともに25件を見込んでおりました。それが補強工事から住宅自体の建てかえ計画に移行された方、また住宅の老朽化等による建物本体を解体というようなお考えの方がふえてまいりまして、結果的にではございますけれども、補強工事が12件減の13件、除却工事が18件増となりまして43件となりまして、これら補強工事に関連する補強計画の件数の減も含めまして、差し引き、先ほど議員もおっしゃいましたように、1,463万円の減額となった次第でございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろこの補助金については、市民に対してのPR、啓蒙もやっておられると思うんですが、これは利用者の都合もございまして、やむを得なかったかなというふうには思っております。

それでは次に、第3款民生費、第2項児童福祉費について、その中のまず1点目ですが、第2目の児童措置費、施設型給付・地域型保育事業の増額補正についてお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

今回補正いたします施設型給付・地域型保育事業における給付費につきましては、子ども・子育て支援新制度への移行からスタートしました民間の保育所、認定こども園などの特定教育・保育施設や小規模保育事業など地域型保育事業への財政支援制度でありまして、新制度への移行施設が対象となっております。

平成29年度におきまして、施設型給付としましては、市内の5保育所と市外の15施設、地域型給付としましては、市内の2小規模保育事業所が対象となっております、所要見込み総額の6億370万円に対し、不足見込みとなります2,970万円を増額補正させていただいたところでございます。

増額補正となりました要因といたしましては、平成29年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定を踏まえ、保育士等の給与が着実に改善されるよう、給付費の算定に用いる公定価格における職員人件費が引き上げられましたことから、所要額が増額いたしましたところでございます。

なお、3月補正での対応となりました理由といたしましては、正式な公定価格の改定が平成30年の2月でありましたことから、12月補正での対応は難しく、本議会での補正予算の提案となったところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

これについては、29年度における、今年度における地域型保育の中で、人勤に基づいての人件費の上がりということで、2月の決定でございまして、やむを得なかったんかということで理解させていただきます。

次に、一般管理費の2,122万5,000円を増額についてお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

今回補正いたします保育所費における臨時雇賃金につきましては、保育所における保育士や給食調理員など通常の保育等に必要となる人員のうち、正規職員で充足できない人員を埋める非常勤職員の臨時雇賃金でございます。中でもクラス担任、フリー保育士など、直接保育に携わる保育士等が中心となり、入所児童数に応じて国等の基準に応じた人員を配置しておりまして、現在、103名の保育士等を任用いたしております。

平成29年度におきましては、当初において想定のなかった正規職員の育児休業及び病気休業、時短勤務者の補充人員が必要となったことや、子ども・子育て支援新制度の開始以降、保育時間の長時間化に伴う非常勤職員の時間外勤務対応が増加したことなどから、年間所要見込み額2億2,378万9,000円に対し、2,122万5,000円が不足する見込みとなりましたことから、本議会に予算補正の提案をいたしたところでございます。

本議会での提案となりました理由といたしましては、時間外勤務手当など金額的な精査を図った上での補正を行うため、本議会での補正提案とさせていただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

補正理由はわかりました。しかし、今の時期に、この議会が23日に閉会するわけですね。そこで議決して否決された場合に支払いができませんよ。そういうふうな部分も考えて、こういうような場合、12月に見通しを立てて補正するべきではないのかということをおもっております。この保育所だけやなしに、いろいろな部門もあると思います。人事を扱っておる企画総務部長の一遍考えを聞きたいと思います。よろしく。

○議長（西川憲行君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

現在、時間外勤務手当の金額的精査によることに時間を要したということでございますが、この件につきましては、議員ご指摘のとおり、2,000万を超える多額の臨時雇賃金の増額であるため、当然確定次第、速やかに行うことが必要と考えており、今後におきましては、そういった対応に心がけてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

12番 宮崎勝郎議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時55分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それでは、日本共産党を代表して、質疑をいたします。

議案第25号平成30年度亀山市一般会計予算についてであります。

今回は土木費の亀山駅周辺整備事業9億7,000万円に絞って質疑をいたします。

昨年3月議会で提案された亀山駅周辺整備事業のうち、ごく一部を除いて予算の執行が凍結となり、ようやく8月に凍結が解除され、予算が執行できるようになりました。しかし、2億4,920万円の予算のうち、71.3%に当たる1億7,775万円が平成30年度へ繰り越しされていま

す。平成29年度に執行する予定だった予算の7割以上が繰り越しされ、平成30年度に執行しなければならない上に、新たに約10億円もの予算が生まれ、合計すれば実質1億4,775万円の予算になります。問題は、この予算が、事業そのものが成り立つのかどうかの見きわめもできていない中で生まれ、執行されようとしている問題であります。

昨年3月議会での予算凍結時の議会に設置された特別委員会で、この1年間さまざまな議論をしてきました。特に議論が集中したのが、再開発ビルやマンションの保留床を処分できるのか、そしてそれによってお金が得られるのか、事業が成り立つのか、こういう問題であります。これに対する市の答弁は、保留床の処分がどうなるかは、基本計画や基本設計をやらなければ細かな説明は無理で、最低基本計画、基本設計をやらせてほしいというものであります。

こうしたやりとりを繰り返した後、市がこれ以上答弁できないと言うのだから、予算の凍結解除をして、基本計画や基本設計をやらせるしかないという意見が議会で多数を占めたことにより凍結が解除され、その後、年末に再開発準備会がプロポーザル方式で基本計画や基本設計の業者選定を行い、東畑建築事務所の提案が最優秀者となったというのが現在までの経緯であります。

つまり、この事業の成否を見きわめる大きな要素である保留床の処分については、夏ごろまでにつくられる基本計画や基本設計の中で明らかになるということであり、現時点では事業の成否はわからないということであると。

そこでお聞きしたいんですが、事業が成り立つかわからない時点で、平成30年度の予算を計上したのは理解できませんが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

亀淵建設部参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

大枠の概算事業費から採算性の観点も考慮した詳細な再開発計画を作成し、推進していくためには、基本設計、基本計画や事業計画、資金計画の策定が必要でございます。再開発事業は、各段階で事業の精度を高め、何度も事業費や採算性を繰り返し検討しながら事業を進めていくこととなります。平成30年度は、準備会から組合設立、権利変換計画へと進め、関連する補助金交付や駅前広場、街路等の詳細設計と補償、また市道御幸8号線の工事等、計画的な具体の事業展開をしておりますので、そのために必要な予算を計上したものでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

大きなことが抜け落ちているんですけどさ。これは、昨年の3月24日に出された予算決算委員会の資料です。これは、議会側が出した質問に対して、市が答弁をまとめたものですね。こういう質問があります。事業を進めるためには権利者の同意が必要であることから、全てを整理した上で事業を実施するべきではないか、こういう議会側の質問に対して、市側の答弁は、再開発事業については、事業着手までに事業採算性の整理を行う必要があります、採算性が見込まれない段階での事業実施はなされないものと考えております。はっきりとあなた方は、採算性がとれるかどうかを見きわめた上で、採算性がとれないなら、事業はやりませんと言っておるわけですよ。だから、今の時

点というのは、それがはっきりしない時点なんです。それがもう既に、それから先の予算が組まれている。これはどう考えてもおかしいと言わざるを得ません。

それで、具体的にいろいろと聞いていきたいんですが、まず一つは30年度予算に計上された9億7,000万円の予算のうちの5億円が国庫支出金、いわゆる社会資本整備総合交付金なんですね。この社会資本整備総合交付金というのは、2月の特別委員会でも議論になったんですが、国土交通省はこの交付金を交付する大前提として、事業を行うエリアでの権利者全員の合意がなければ交付しないというふうに言われています。この平成30年度の予算案を見ますと、この交付金があるところなどに全部入っているわけですね。こういうことが、現時点で権利者全員の合意が得られていない中でこういう予算を組む、また全員の合意が得られる見通しも今のところ立っていない中で、こういう予算を組んだという、この辺の問題ですね。

そこでお聞きしたいのは、この9億7,000万のうちの社会資本整備総合交付金が、国は権利者全員の合意が得られるということを前提に交付するんだと言っています。それをこういう形で予算計上していいのか、合意が得られていない段階で予算計上していいのか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

平成29年度の国の交付金は、2ブロックの準備会が再開発組合設立に向けた基本設計や事業計画作成等を行うものと、市が行います市道御幸8号線整備の補償費等に関するものでございます。現段階で権利関係者の同意を先に全て要するといった性格の補助金ではございません。

平成30年度の2ブロックに対する市街地再開発事業の補助金等は、基本的には組合設立後に支給される補助金でございまして、それ以外に御幸8号線の整備費関連と4ブロックにおける民間事業である優良建築物等整備事業の補助金を計上しております。

なお、2ブロックの組合設立には、5人以上の発起人と土地所有者及び借地権者のそれぞれ3分の1の同意が必要となります。また、その後、権利変換を行う時点では、同意をいただき進めていくべきであると今は考えております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

よくわからないんですけど、1点だけ聞きます。

全員の合意がなくても、国土交通省は交付金をおろすということですか。そうではないですね。今回の交付金には、そこまでの必要性がないという交付金やというさっきの答弁ですね。そのところ、はっきりしてください。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

国の補助金につきましては、それぞれ補助対象と対象外がございまして、また交付額も毎年異なっております。基本的には、対象事業費に対し、国の補助金を内示し、国・市同額の準備会によ

り申請をしますが、今回の組合設立後に対して2ブロックの補助金については、執行されるものと考えております。

全員の同意は必要ではございません。法的には土地所有者並びに地権者それぞれの3分の2以上の同意で組合が設立できることになっておりますので、その要件を満たせば、組合が設立し、事業の補助金等については執行できるというふうに確認しております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

都合のいいところだけ言うてもろたら困りますよ。最終的には権利変換するんですよ。権利変換の段階で、全員が合意していなかったらできませんよ。その段階で、当然全員合意が要るんですよ。だから、そういうことを抜きに交付金というのは使えないわけですよ。そうでしょう。最終的には全員合意が要るんですよ。

これを見てください。パネルをきょう用意しました。これ、去年の3月議会に、予算決算委員会にあなた方が出した資料ですよ。この流れを見ますと、こちら側が地域住民の流れ、こちらが行政の流れなんです。ここですよ、問題は。わかりますか。要するに、再開発への全員同意がないことには組合設立はできないことになっている。これがあなた方の描いた絵ですよ。そして、全員同意がないことには、横を見てももらいますとわかるように、都市計画決定もできませんよ。これがあなた方が去年の3月に議会に示した図なんですよ。法的にどうこうじゃないんですよ。市としてこういう形で取り組みたいと言っておるんですよ。まず全員同意だと。これが得られたら都市計画決定をやりましょう。住民のほうでは組合の設立もしましよというのが、あなた方の基本線なんです。これは地域の人にも確認しました。あなた方が最初からこの事業をやるときからずうっと言ってきたのは、全員合意なしに進めることはありませんということを書いてきたわけですよ。だからこそ、これがあるんですよ。得られていますか、今。ないでしょう。これが今の駅前の問題の最大の私は問題だと思います。

この流れでいくと、当然、都市計画決定もできませんし、組合設立もできないということになります。ところが、既に市長は現況報告で、まだ開かれてもいない審議会に対して、もう決定される見込みなんていうようなことを平気で言うわけですよ。審議会に対する冒瀆やないですか。審議会ですら審議をして決めるんですよ。市はあくまでも事務局ですよ。市が決めるんじゃないですよ。提案はするかもわかりませんが、決めるのは審議会の委員なんですよ。そういうのがこれから開かれるのに、もう決定を行う見込みであると。何様ですか、市は一体。おかしいでしょう、こんなことは。私は審議会の委員の一人です。強くこれは抗議をしておきたいと思います。

問題は、これがこの時点で、今この時点なんですよ。合意が得られていないという、こういう時点なんです。これを進めていくとどういうことになるかということ、もう後戻りできなくなる、法的な問題でいくと。都市計画決定をする、それから組合を設立するということになったら、なかなか後戻りできないというのが全国の実態なんですよ。だから、後から問題が出てきても、つくってしまっただうにもならないというのが失敗例としてどっどあるわけですよ。だからこそ、この段階で、今の段階でしっかりと見きわめをする必要があるんですよ。ところが、この予算を見ると、あたかも全員が合意したかのごとく、都市計画決定はする、組合の設立はする、その先も組んでいる

わけですよ、予算として。おかしいでしょう、こんなやり方は。

私はこの組合の設立についてもお聞きしたいんですけども、果たしてあなた方が言われるように、平成30年度内に組合が設立できるという見通しを持ってみえるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

先ほどお示しいただきました昨年3月の予算決算委員会に当たりまして提出させていただきました資料におきまして示したものは、市街地再開発事業の一般的な流れでございまして、今回、組合施工の市街地再開発事業の実施には、都市計画決定を初め組合設立、事業計画の認可、権利変換計画の認可、工事着工等、さまざまな段階がございます。各段階で権利者により設立した準備会や組合の合意が必要であります。

また、先ほど申しました都市再開発法では、組合は5人以上の発起人及び土地所有権者及び借地権者それぞれ3分の2以上の同意で設立できるものとされておりまして、組合の設立についてはできるものというふうに考えております。

また、事業に対する権利者の同意については、なるべく本地区内において事業がスムーズかつ確実に実施するために必要であると考えておりますので、事業の進捗状況を勘案しつつ、準備会の皆様とともに協力して取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今の答弁は、駅前の権利者は怒りますよ。あなた方は、この事業を始めるに当たって最初に言ったのは、全員合意がない限りやらないと言ったんですよ。そういうことを皆さん言われますよ。ところがあなたの答弁、法的には3分の2あれば、設立できるんだと。それは法的にはそうですよ。しかし、それは市はやらないんだということを言ってきたわけですよ。全員の合意がない限り、やらないんだと。ところが、今になって答弁が、3分の2で法的にできるんだから組合は設立しますと。おかしいでしょう、こんなことを言ったら。怒りますよ、こんなこと。

だから、そういうその場その場で勝手なことを言うから、不信が生まれるんですよ。そうでしょう。今までずっと議論してきて、全員の合意がない限り着工いたしません、心配しないでくださいと言うてきたんですよ、あなた方。ところが聞くと、法的に3分の2あれば組合設立できるんですよ。今まで何やったんですか、一体。

あなた方、言ってきましたでしたか。それだけ確認します。今まで権利者に対して、全員合意がない限りやりませんよと言ってきた。このことは間違いありませんね。確認します。確認だけ。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

全員合意がなければ、当然のことながら再開発事業の着工には着手できないというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

言われなきゃ、そうやって言わんのですよ。法的に3分の2あればできると、わかっていますよ、そんなことは。それでも今回この地域については、そういうやり方はしませんと言うたんですよ、あなた方。この地域の人の話をいろいろ聞いたら、結局狭いエリアですよ。たかだか20軒ぐらいのところなんですよ。そんな中でみんなが合意せんような形で事業をスタートはしたくないと言うんですよ。そういう思いがあるんですよ、地域の人たちは。だから、それを受けてあなた方も、皆さんが合意していただく、全員が合意していただかない限りやりませんと言ってきたわけですよ。当然の流れなんですよ。ところが、今聞いたら、3分の2法的にあつたらできるんで組合設立やりますと言うんですよ。だましやすいですか。

私はこの3月議会に出されている予算、本当に重要な時期やというふうに思っています。先ほども言いましたように、これをもう一度紹介しますけれども、この後の都市計画決定から以降は、例えば組合の設立は県の認可が要りますし、都市計画決定もそうですよ。こんなの一遍決めたものはなかなかなしにはできませんよ。だから、ここから先は本当に戻らないんですよ。こういう段階に来ているわけです。ところが、一番肝心な地域の人たちの全員合意が得られていない。こういう中で、こういうことを次から次へと進めていくということは大問題だと私は思います。やるべきやないと思います。だから、今回の予算、まず権利者の方の全員合意が得られて初めて提案されるべき予算だと思います。そのことを強く求めておきたいと思います。

次に移りますけれども、去年、年末に準備会のほうでプロポーザル方式で東畑建築事務所が提案をする1者のみでの最優秀者として新たな提案が出されました。これを去年の3月議会に出された、これはイメージ図ですけれども、イメージ図とかいろいろな提案ですけれども、これと比べてみました。全く別物と言えぐらい違うんですよ。

具体的に言うとうどういうことかと。ホームページのほうからとれますけれども、こういうのが出ていますよね。これは東畑の提案ですよ。これを見ると、まず外観が、駅へおり立ったときに目に入る外観、これが以前は4階建ての鉄筋の建物ですね、四角い建物、こういうものがあって、その後ろに11階建てで5階までは立体駐車場、その上の6階から11階がマンションと、こういうふうになっておるんですね。それが今回の提案は、正面は和風の町屋形式を取り入れたということですね。だから、普通に瓦があってというふうな、2階建てですよ。全然違いますよね。それから駐車場、これも立体駐車場だったのが、地下に90台、それから図書館の1階部分に30台ということで、駐車場も大きく変わりました。マンションはどうなったかということ、立体駐車場の上につくる予定だったんですけども、立体駐車場がなくなったので、図書館の2階の上、3階の部分からマンションになって6階までという高さ。だから、11階が6階になったということですね。だから、全体的に低くなっているわけですよ。

さらにもう一つ言うと、この1年間議論を私は随分してきました。いわゆる再開発ビルに入る保留床の問題ですよ。これが売れなければ、処分できなければ事業が成り立たないわけですから、さんざんこれをやりました。その中に、当初計画はメディカルモール、整形外科、小児科、内科、こういうものが入って、さらに商業店舗として幾つか保留床があった。これが全く変わっているわけ

ですよね。あれほどメディカルモールについて何で入れたんだと聞いたら、これは地域の人たちの要望だから入れたんだと、あなた方は言われました。ところが、これがなくなっているんですよ。地域の要望がなくなったということですか。違うでしょう。

櫻井市長も、こういう質問をすると必ず言われるのが、この10年間、10年以上かかって積み上げてきたんだと。だから、これは大事なんだと言われるわけですよ。それじゃあ、この10年以上かかって積み上げてきた、それがなくなってしまうと、これはどういうことなんですか、今度の提案。全く別物やないですか。

そこで、この提案が土台になって、これから基本計画、基本設計がつけられていくわけですよ。そうなってくると、今までのものと全く違う。1年間かかって、市民も参加をして、そういう議論もして意見も出し、議会も一生懸命議論してきた。こういうことがずっとなくなってしまって、1業者の提案がベースになって、ここから始まるわけですよ。1年間の議会との議論とか、それから3回にわたる市民説明会での意見というのは一体どうなってしまったの。なくなっていいんですか。私ら何も聞いていませんよ、どういうふう反映されたのか。何にどうされたのか。こういう事態、どうお考えですか。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

昨年3月議会でお示しいたしましたものは、あくまでも、議員ご指摘のとおりイメージ図でございまして、概算的な資料でございます。また、今年度、準備会の届け出がなされまして、今般、プロポーザルによる企画提案が設計業者のほうからございまして、双方性格が異なるようなものでございます。どちらも準備会におきましては内容がそのまま基本設計に反映されるものではなくて、今後、準備会の委託業務の基本設計や資金計画等の作成の中で、採算性も踏まえ、詳細が決まっていくものと考えております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私は、去年1年間本当に勉強させていただきました。3月議会で初めて計画案が出されて、それから市民の関心が高くなって、中には市民団体として出前講座もやりましたし、それから議会の中にも特別委員会をつくって毎月のように議論もやってきました。それから、市のほうも、不十分ではありませんけれども、地元も含めて3回の市民説明会をやられた。こういうことをずうっと積み重ねてきて、そしていろんな議論が出て、いろんな問題も明らかになってきたわけですよ。

ところが、そういう中で、それじゃあこの当初の計画案で変更されたものは何かということで議事に報告があったのは、御幸橋を残すということだけですよ。それ以外のことについては、何をどう変更するというのは一切なかったですよ、報告が。突然この一業者の提案でもって、亀淵参事が言われた性格が全く異なるものがぼんと出てきたわけですよ。そうなったら、私はここでお聞きしたいんですけれども、この1年間の議論は一体何だったんだろうと思うわけですよ。このことを生かすのであれば、これをベースにして、今度の提案をベースにして、また同じように市民の説明会をやったり、議会の中でもまだ聞いていませんよ、詳しい説明は。この提案内容についてはね。

だから、そういうことも含めて、ここからスタートで、この事業をやるよりも前に、これについての説明をしなきゃならんと思うんですけど、その点についていかがお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

以前から答弁させていただいておりますとおり、今年度、基本設計を発注いたしまして、今回、こういう案が出てまいりました。その中で、採算性等、当然いろんな部分で資金計画、基本計画等を作成して、夏ごろには何とか基本設計が完了するのではないかというような状況でございまして、その完了した時点で、また皆様にいろいろなお説明等もさせていただきますし、まだまだ今検討段階でございまして、資金計画等も本当に詳細なものを検討いたしまして進めてまいりたいと考えておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そういうことなら、計画が出てからでないと事業は動きませんよ。計画が出て、その中で事業が成り立つということが確認ができて、それからでないと事業はできませんよ。だから、今回予算に上げること自体が無理があるんですよ。夏までかかるんでしょう。それから皆さんに説明をして、市民へ説明もし、いろんなことをしていったら、年内いっぱいかかりますよ。そこからそんな事業というのは新たにできませんよ。また繰り越ししますか。そんなみつももないことはできないでしょう。だから、そういうことも含めてやらなきゃならんとは私は思います。

最後ですけれども、もう一つ問題を指摘したいと思います。

3ブロックと4ブロックの間の御幸8号線の問題です。これについても、工事請負費、用地購入費、補償費が計上されています。しかし、私も何遍も言っていますけれども、御幸8号線とつながる狭隘道路、7号線、車1台しか通れません。そういう道につながっていくわけですけれども、この道路については何ら予算化も事業計画もないわけですよ。そんな中で、市が危険を承知の上で道路をつくるなんてことはあり得ないと思います。私はするべきやないと思います。そういう意味でもこの予算は執行すべきやないというふうに私は思います。

1つこれ持ってきました。三重県が交通安全計画というのを出している。これは第10次の交通安全計画。何て書いてあるか。交通事故を減らすための重点として、次の3点が上げられている。

1つは、高齢者及び子供の安全確保だと。それから2つ目は、歩行者及び自転車の安全確保だと。3つ目は、生活道路における安全確保。この3つを県が重点として上げているわけです。特にその中でも生活道路について書き込みがあります。生活道路における交通の安全を確保するための対策を総合的なまちづくりの中で一層推進する必要があると云っているんですよ。だから、こういう危険な道路はつくるべきではないということですよ、要は。危険がわかっているながら道路を整備するなんていうことはやっちゃいけないということですよ。

そこでお聞きしたい。この御幸8号線の拡幅について、県の公安委員会はどのように言っていますか。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

三重県の公安委員会との協議でございますが、御幸8号線につきましては、拡幅・新設道路ということで6メートルで協議しております。また、駅前広場との取り付け部分について、駅前広場との整合がございますので、引き続き協議を重ねておるような状況でございますが、暫定的な部分になりますので、その分については今後とも公安委員会と十分に相談して決定していきたいと考えています。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

つまり、協議しているということは、なかなかオーケーが出ないということですよ。それはそうでしょう。こういう道路を公安委員会がオーケーしたら、そこで起こった事故に対して誰が責任をとるんですか。公安委員会も責任があるでしょう。

それで、私はこの問題については、何よりもまず駅前の権利者が求めている全員合意が前提で事業を進めるべきだということですね。これは明らかに、あなた方の資料でもそうなっていますよね。だから、このことが今ないわけですよ。これがない限り、その先へ進まないわけですよ。組合設立もできないし、組合が設立されなければ、当然その先の事業もできないわけですから。道路だってそうでしょう。5メートル、1.5メートルというふうに拡幅すれば、立ち退きなり、家を壊すなり、何らかしなきゃならん家は出てくるわけですよ。ところが、合意がない限り、それは着工できないわけですよ。だから、今回組まれた予算が、権利者全員の合意がない限り、一步も動かないというのが現状やないですか。それでもやるんですか、市長。最後にお聞きしたいと思えますけど。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この駅前再生事業、特に第1種再開発事業につきましては、多くの権利者の皆さんの立場や、過去からの経緯や、思いや、こういうことがどうしても複雑に絡み合っています。したがって、地域全体としてのおおむねのコンセンサスや事業の経路を経て今日に至っておるところでございますけれども、当然今から事業計画や基本設計ができて次の段階へ入っていく過程で、先ほどお示しをいただきました権利変換をいかにしていくのか、その中では当然皆さんの合意が前提でございます。そういう思い、大変複雑な要素を持っておりますが、私どもとしては再開発事業、それから公が担います道路の拡幅や、駅前広場の整備や、今、最後にご指摘いただきました御幸7号・8号の整備等につきまして、その段階段階はあろうかと思っておりますけれども、しっかり丁寧に進めてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

何度も言いましたように、全員合意がこれから事業をやるための前提、大前提、これがない限り

事業は進まない、進めるべきでないということだけ申し上げて、質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして、議案質疑のほうをさせていただきます。

今回、2つの議案、全部で3つですけれども、まず議案第8号亀山市基金条例の一部改正についてということと、あと議案第3号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第4号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正についてということで、2項目上げさせていただきます。

まず、議案第8号のほうから行かせていただきます。

今回、通告の中で寄附金の取り扱いの考え方についてというふうに通告させていただいております。この条例改正については、提出された条例制定・改廃の背景及び趣旨によりますと、ふるさと納税制度による寄附金の活用先の一つとしていくためとあります。これらの寄附金をどうするかという話で、以前から寄附金につきましては寄附者の意向を尊重するという話があったかと思いますが、この辺、どれぐらい尊重するのかということをお聞きしたいと思います。

まず最初に、新しく設置されるとする文化振興基金ですけれども、文化振興を推進するための資金に充てるとあるんですけれども、具体的にどういうふうな、もうちょっと詳しく、どういうふうなシーンで、こういう活用というふうなことを考えておられるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

嶋村文化振興局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

まず、簡単に振興基金の趣旨を述べさせていただきます。

まず、寄附者のご意向を反映させながら、文化振興にかかわる事業を効果的かつ効率的に実施するために、市民や企業からの寄附金等を集約するというふうなことを今回の振興基金の目的とするところございまして、使用する方法といたしましては、寄附者の意向なども参考にさせていただきながら、将来的に広く文化の振興を推進するために必要な資金と考えております。まだこういうふうなものということ具体的にあるものではございませんが、例えばすぐれた芸術や文化に触れる機会をつくる、あるいは伝統芸能でありますとか伝統文化など、これらの振興や継承にかかわるようなこと、また新たな文化の創造というふうなことも、こうした基金を活用する方向性ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

もう少し細かい使い方を説明していただいたと思います。

先ほども言いましたように、寄附者の意向を尊重するという話は前からありまして、以前、たしか平成26年やったと思いますけれども、予算決算委員会の総務分科会に出ささせていただいたときに、当時、関宿に関する寄附か何かやったと思いますけれども、それは関宿にぎわいづくり基金に充てるということがありまして、それは寄附者の方がそちらに寄附してほしいと、これもふるさと納税でしたかね、ちょっとその辺は忘れてしまったんですけれども、そういうことがあったんですけれども、もちろんこれは非常にありがたいことだなあとは思っておったんですけれども、ただそういうふうな部分で、これは具体的にそういうふうな宛先があったわけなんですけれども、この寄附者の意向といいますと、例えば今回の文化振興を推進するためというふうにあるんですけれども、文化振興、文化振興とあるんやけれども、もう少し細かく話になってきた場合、実はこれ文化振興なんだろうかというふうに思えるようなところもあるかもしれません。文化振興とずれているかわからないとか、その辺、あると思うんですけれども、その辺の意向を寄附者に聞いた上で、これは文化振興に当たるというふうな判断というのはどういう感じでされるのか、今の段階で何か考えがあれば、聞かせていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

寄附に当たりましては、当然、ご寄附をいただける方と、その思いというものをしっかりと聞かせていただいた上で受納させていただくということになるかと思っております。ただ、中身が余りに目的が細かいところに絞られてまいりますと、これは一般寄附というふうなものではなくて、むしろしっかりとした目的を設定した上での寄附ということになるかと思うところでございまして、そういうふうなところの区分けの中で、大きく文化の振興でありますとかというふうな目的をお聞きさせていただく、理解をさせていただくということになるかと思っております。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

しっかり聞いていただくということで、それが非常に一番大事なところやなあと思うんですけれども、なぜ今回、こういうことを聞かせていただいたかといいますと、当時もそうだったんですけれども、ふるさと納税という制度、制度的には税制上の寄附控除という制度でしかないんですね。ご承知の方もいっぱいいらっしゃると思うんですけれども、ふるさと納税ということで、はやりのような感じにもなっていますけれども、要は市民税なり、所得税なり払われるときに、ある特定の自治体に寄附をした場合、その寄附の額というのの上限とかもあるんですけれども、所得税と市民税、住民税ですね、こういったところから寄附した額の2,000円分を引いた分のほとんどがそこに回されるということです。実際、所得税や市民税を払うことを思ったら、2,000円分余分に負担するだけで、このふるさと納税が行われる。これに対して、もらう自治体が返礼品を、それなりに地元の産品というと安く入るとかもありますんで、この辺をうまいことすれば、非常におもしろい制度だということで、はやっておったわけなんですけれども、その辺の話はさておき、市外の方だけではなくて、市内の方も実はふるさと納税という、この寄附控除というのは対象になるわけなんです。つまり、亀山市内に住んでみえる方が亀山市に対して寄附を行った場合、それも当

然、これと同じような税制の控除が受けられるわけなんですけれども、この文化振興基金に限らないんですけれども、この寄附行為が行われた場合、市内の方の寄附行為に関しても、これと同じ適用をされるのか、その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ふるさと納税の関係ですもので、私のほうからご答弁をさせていただきます。

今回、議員ご指摘のように、ふるさと納税につきましては、市内・市外関係なく税額控除が受けられる制度でございまして、先ほど文化振興局長も申し上げましたが、寄附に対する市の考え方としては、特に寄附者の思い、意向を尊重して充てていくということでございまして、ふるさと納税につきましても、ご存じのように、現在、リニア中央新幹線亀山駅整備基金や地域福祉基金など6つの基金へ充当しておりまして、これにつきましては市内・市外は関係なく、寄附者の思いで財源として活用していくと、そのように思っておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

市内外を問わず、亀山市に寄附があった場合は、その寄附者の意向を極力尊重するということやったと思うんですけれども、ただ一方で市内の方が寄附を亀山市に行った場合の話なんですけれども、その中から当然所得税の一部が寄附されるというのは、これはありがたいことであるんですけれども、一方で本来市民税として入ってくる部分の、ごく一部かもしれませんけれども、この一部が特定の基金に積み立てられるということになるわけなんです。そうしますと、これによって財源不足が起こるということではないかもしれませんが、若干いびつな状態というのが発生してきてしまうんだろうかと。組織的などという言い方はおかしいですけども、ある団体が申し合わせて、これに使いましょうというふうなことで、それこそ個々の会員に2,000円以上のメリットがあれば、そういうことも起こり得るのかなというふうにならざるを得ない見方もしてしまっただけなんですけれども、ただそういうふうな話がふるさと納税の問題としてもあるかもしれませんけれども、今回、基金条例の一部改正ということで、その辺の感覚からすると、当時、平成26年度の総務分科会で、広森副市長にこの辺、答弁をいただいたときに、こういったふるさと納税とか寄附行為に関するものは、今、6つぐらいの基金に積み立てられることになるということではあったんですけれども、先ほども確認したような寄附者の意向というのが、これに当てはまらなかったりした場合とかも、これから考えられることもあると思うんですけどね。そういうケースが出てきたときに、新しい基金をつくっていくとか、こういった変更というのをこれからも行っていくような話になるのか、それともある程度整理をされるような考え方もあるのか、その点を最後に聞かせていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

基金条例の総括をやっていますので、財務部でお答えをさせていただきたいと思いますが、

現在保有する基金については、財政状況を勘案し、設置目的を推進するよう、有効に活用していくというのが大前提だろうと思っています。もう一点では、基金繰り入れまでの間は、資金運用の原資として有効に活用して資金確保をやっていくという、この2つの二面性を持っております。

基金については、なるべく多くの基金じゃなくって、ある一定の集約の必要もあるんだろうと思っています。今回の基金活用指針でも少し書かせていただきましたけど、閑宿にぎわいづくり基金が、合併の段階でつくったんですけれども、償還済み、元金の返済が終わってしまうということになりますので、ここで再度活用の方向性を検討する必要があるというふうに課題を書かせていただいたところでございます。

1つはふるさと納税等で、先ほど6つの基金を使っておるということもありまして、基金については今後見直し等も含めて、この活用指針を絶えず見直して、皆さん方に報告していく中で明らかにしていきたいと。今どの基金をどうやということは申し上げられませんが、活用指針、ここを見てもみると、27年の2月、29年の2月、30年の2月と、内容について変更があるたびに活用指針の見直しもさせていただいておりますので、検討した結果、また新たに設置する必要性が出てくれば明らかにして、活用指針の見直しをやっていきたいと思っています。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

寄附者の意向を尊重するというのは非常に大切なことだと思いますし、それは非常に重要なんですけれども、もう少し整理をしていかなければならないシーンがこれから出てくるんだろうなと思いましたもので、その点を確認させていただきまして、さっき上田部長がおっしゃったようなことが非常に重要だと思いますので、ぜひこれからも基金のあり方というのを検証していただきたいと思います。

それでは、次、続きまして、議案第3号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第4号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について、質疑をさせていただきます。

通告では、特別職報酬等審議会への諮問の内容についてということで通告させていただいておりますけれども、この諮問の内容について、朝方の宮崎議員の質疑の中でもありましたけれども、まずこの内容を確認させていただければと思います。

○議長（西川憲行君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

特別職報酬等審議会への諮問内容についてでございますが、議会の議員の議員報酬及び期末手当の額並びに特別職の給与の額について、現行を踏まえた上で、議員報酬及び特別職の給料月額は今行のまま据え置きをして、期末手当支給月数につきまして、昨年、市議会定例会においてお認めをいただきました一般職の給与改定との均衡を考慮し、それぞれ年0.1月を引き上げる内容で諮問いたしましたところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、確認なんですけれども、そうしますと報酬はさておき、期末手当というものに対して、期末手当に対してどうしましょうじゃなくて、これを上げようと思いますけどどうでしょうかという諮問をされたということによろしいでしょうか。その点だけ確認させてください。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

期末手当の諮問につきましては、人事院勧告に伴う一般職の給与改定との均衡を考慮し、年間で0.1月引き上げを前提とした内容で諮問させていただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

これに関する話は、たしかちょうど1年ほど前の28年度の12月議会で、この議会でも期末手当の引き上げに関して審議がなされて、当時は否決されたという話で、私は去年の1月末から補選で上がらせていただいた関係で、その議論には加わっておらんわけですけれども、当時の議論をいろいろお聞きしておりますと、期末手当のあり方とか、あと人勸のあり方とか、あと報酬審議会にかかってないやないかという話もあったと思います。

ただ、そんな中で、いろいろと当時の議事録を見せていただいておりますと、市民生活の部分ですね、非常に厳しい市民生活とか、そんな中で上げるということにはならないだろうということで、それで否決に至ったような話を私は受けたんですけれども、そんな中で今回上げるという方向の諮問をされたわけですけれども、その中で問題じゃないかと言われていた市民生活の部分ですね、この辺は改善されたというふうに考えておられるのかどうか、この点を確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

市民生活について、私どもといたしましては、市民生活の部分というのは、市民の方々からのご意見、こういったことはしっかり聞かせていただくということが一つ前提になるという、そういう判断をしておったところでございます。そうした中で、まずは市民の方々に理解いただくということを前提に、昨年12月議会におきまして議員及び特別職の手当についても特別職報酬等審議会に諮問する、これは今までは月額だけ特別職報酬等審議会は審議をいただいていたのですが、それを昨年12月、期末手当につきましても拡大をするという、こういった条例改正を提案させていただき、ご承認をいただいた後に、こういった形で市民の意思を反映するために、今回、特別職報酬等審議会への諮問をいたし、答申を受けた内容を、今回、議案としてご提出申し上げているところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

市民生活の部分が改善されたというよりも、市民の理解が得られた、得られるのかどうかという

点、市民の理解という意味では、市民の代表である報酬審議会の了承を得られたという、この辺やと思うんですけども、その当時の議論とかを見ていまして、市民の状況というのが、理解を得られておるかどうかというのは別にして、この状況では上げるということにはならないんじゃないかという、そういう意見だと思います。その後いろいろな、もちろん公平性の負担の原則とか、その辺もあるのかもしれないけれども、財政的な問題とかも言われている中で、そんな中でも報酬、期末手当にしても上げるという話にはならないんじゃないのかなと思いますけれどもね。

そういうことで、私はこの点につきましては上げるべきではないのかなというふうに思っておるということを申し上げて、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

(午後 1時56分 休憩)

(午後 2時07分 再開)

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

議案質疑、どうぞよろしくお願いたします。

通告の順番を少し変えさせていただきます。一番初めに国民健康保険事業特別会計予算について、そして最初に戻りまして、議案第3号、4号、6号とさせていただきますと思います。

1点目、議案第26号平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について。

まず、ずうっと懸案だった歳入の国民健康保険税についてお聞きしたいと思います。何回も何回も試算を重ねていただいて、結局、新年度予算で税率がどうなるのかということをお伺いします。

○議長（西川憲行君）

7番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

坂口市民文化部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

国民健康保険税でございますが、平成30年度の予算でございますけれども、全体の被保険者数が減少しておりまして、被保険者数を前年度比590人減の9,630人と見込みまして、また収納率につきましては、県で示されております目標収納率95.4、あるいはまた滞納繰越分は24.5%で算定をいたしまして、結果としまして保険税全体で前年度比4,902万円減、率にして5.12%減の9億845万円といたしております。

税率でございますけれども、当初予算の編成作業におきまして、県から示されました平成30年度の第1回目の仮算定における標準保険税率をもとに試算を行いました結果、国民健康保険事業納付金ベースで制度改正による負担増に対しまして激変緩和措置として国と県から約8,000万円

の補填が行われることによりまして、現行保険税率で賄える見込みが出てまいりましたことから、平成30年度につきましては現行税率で据え置くことといたしたところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

国からのお金は8,000万円ということで、新年度は税率を据え置くというお話でした。国からのお金も6年間に限りということなので、今後また考えていくということは容易に想像されるわけですけれども、30年度一年間、据え置いている間に、例えば31年度の税率について具体的に検討をどんどん始めていくのか。それとも、またこのように試算が、多分毎年出てくるんでしょうけれども、そんな中で、そのときそのとき毎年毎年考えていくのか。また、4方式と3方式という県との違いの部分もあるので、どのように1年間されていくのか。国民健康保険税の税率についての検討の流れを伺いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

国民健康保険制度改革に伴います税率改正につきましては、今年度、国民健康保険運営協議会を5回開催し、検討を行ってまいりました。また、同協議会での検討状況につきまして、教育民生委員会協議会で説明をさせていただいたところでございます。

そのような中、先ほど申しましたように、30年度につきましては現行税率について据え置くことといたしたところでございますが、しかしながらこの国・県からの激変緩和措置につきましては、6年間に限られているものでありますし、またこの6年間、本年と同様な形で激変緩和が実施されるとは限っておりませんところもありまして、また議員がご指摘されましたように保険税の賦課方式につきまして見直しを行うことも必要と考えておりますことから、6年後に向けました税率改正は避けて通れないものと考えているところでございます。

6年後を見据えましてどのように保険税の改正を行っていくかということにつきましては、平成30年度における制度改革による亀山市への影響も見きわめながら、引き続き保険税率改正に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

6年後の激変緩和措置がなくなることを見据えて、ゆっくりと検討していくという意味なのか、1年間とりあえず、始まったばかり、新しい制度がどんなふうになっていくのかということで、とりあえず1年はわかるんですけれども、2年目に向けて急な動きがあるのかどうかということをお聞きしたかったんですけれども、そこはどうですか。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

6年後を見据えて行っていくわけでございますが、県の新しい制度の影響も見きわめながら進め

ますが、31年度に改正するという含めまして、この1年間検討していくことになるかと考えております。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

30年度は据え置きで、31年度は改正するかもしれないし、改正しないかもしれないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

現時点としては、そういったことを含めて検討していくということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

どんどんと国民健康保険税はとても高いし大変だということがあるんですけども、その問題は置いておいて、例えば皆さんが健康になって医療費を使わなくて済むようになるのが一番いいわけなんですけれども、現在の亀山市の医療費はどうなのか、今回どのように見込んだのか、伺いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

平成30年度の医療費の見込みでございますが、一般被保険者の療養給付費につきましては、過去3カ年の1人当たりの平均伸び率が2.7%でありますことから、平成29年度1人当たり支出具見込み額に対して伸び率を2.7%とし、平成30年度の一般被保険者見込み数を掛けまして、前年度比の1,811万3,000円の減、率にして0.7%減の27億979万8,000円を計上いたしました。

また、退職被保険者等の療養給付費につきましては、対象の被保険者が減少することから、前年度比4,524万9,000円減、率にして46.9%減の5,119万1,000円を計上いたしました。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

一般と退職者と分けて言っていたんですけども、要は医療費はどんどんと今まで伸びている、だんだん伸びていく、物も高くなるというか、だんだん制度がよくなったり、いろんな意味で医療費がかかるということはあると思うんですけども、もう一回お聞きしたいんですけども、だんだんだんだん伸びていって伸びる率が高くなっているのか、今ちょっと減という話もあったんですけども、もう一回わかりやすく医療費、亀山市の市民の健康度をはかる意味でどうなのかと

ということと、例えば医療費がかかっている内容、こういうところが特にかかっているんだとか、こういう年代がかかっているんだということがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

まず、先ほど一般被保険者と退職被保険者に分けて申しましたが、合計といたしましては、前年度比で4,512万円減、率にして1.4%減の32億2,107万2,000円と見込んだところでございます。

それから、医療費がどういうふうになっておるかということでございますけれども、被保険者数が減少しておりますので全体的には下がっておりますけれども、1人当たりの医療費としては伸びておまして、例えば平成26年度は1人当たりの伸びが1.2%、平成27年度には4.1%の伸び、それから平成28年度には2.4%の伸びということで、先ほど申しましたが、平均すると2.7%の伸びになっておると、1人当たりとしましては、年代としましては、前期高齢者の方が、高齢の方が医療費としては使われているということでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

人数が減るから減ということがあっただけで、一人一人のかかってくる医療費は数%ずつ伸びているということなんですけれども、例えば新年度で1人当たりの医療費はお幾らなんですか。わかりますか。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

ちょっと計算を持ち合わせていないのでございますけれども、28年度の1人当たりの医療費が36万3,356円でございます。こちらに2.7%を掛けて、今回積算をしておるということでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございます。大体の感覚がわかればと思いますけど、また後で計算してみたいと思います。

こういう医療費の伸びを抑えるためにも保健事業費というのがあると思うんですけれども、予算書を拝見しまして、354ページ、355ページが保健事業費のところなんですけれども、こちら辺を伺っていききたいと思います。

特に大きいのが特定健診かなと思うんですけれども、保健事業費、特定健診の金額が3,135万とあるんですけれども、これについて伺っていききたいと思います。受診率というか健診の受ける率について、お伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

特定健康診査とは、日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの方を対象にメタボリックシンドロームに着目した健診を行うものでございます。平成30年度予算では、特定健康診査等の予算を計上しておるわけでございますけれども、受診率といたしましては、平成28年度受診率37.0%でございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

今回のこの予算は何人分を見込んでおられるのか、あるいは何%の受診率を目標としておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

答弁を求めます。

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

今回積算しておるのが何%かというのは、現在数字を持ち合わせておりませんので、後ほどご報告させていただきたいと思っております。

目標といたしましては、いろんなデータヘルス計画としましては65%という数字があるところでございますが、これは全国的に見ても、なかなかこの数字には至っていないというところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

37%から65%というと大概な数字なんで、現実的ではないような気がしますけれども、国保の保険者努力支援制度とって、そういう皆さん健康になるためのいろんなことをすることによって、国の財政的なものが入ってきてよくなるということを聞いたんですけれども、この特定健診についてはどうなのでしょうね。そこら辺は目標的には、現実的なものがあるんでしょうか。

○議長（西川憲行君）

答弁を求めます。

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

保険者努力支援制度ということのお尋ねでございますけれども、こちら新しい国民健康保険制度の中で、保険者、つまり国民健康保険事業を運営しております市でありますとか県に対しまして財政的支援を行うものでございますけれども、こちらは医療費の適正化に向けた取り組み等に対しまして支援をされると。特に医療費の適正化に向けた保健事業を積極的に実施していたりとか、あるいは収納率を向上させたりとか、そういったことをする保険者に対してインセンティブ的な意味合いでもって行われている制度でございます。そういった中で特定健康診査、あるいは特定保健指導の受診率に対しましても、その取り組みによっては加算されまして、県を通じまして市のほうに特

定交付金が交付されるというような性格でございます。

これに対しましては、特定健診の受診率に対しましては、保険者努力支援としての目標数値としては60%という数字になっているところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

当初の目的の65%も大変ですけれども、この交付金をいただくための60%もなかなか目標が高いんですけれども、それでも皆さんが健康になっていただくために健診の受診率を上げるということは大事だと思うんですけれどもね。この健診がいろいろな項目がいっぱいあるんですけれども、国の定めた項目プラス亀山市が上乘せをさせていただいているということをお聞きしたんですけれども、その上乘せをさせていただいている項目をお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

特定健康診査の検査項目につきまして、亀山市におきましては、亀山医師会と契約をいたしまして、市内の医療機関で受診する場合におきましては、血中脂質検査、総コレステロール、眼底検査、心電図検査、貧血検査を追加することとなっております。新しく心電図検査と貧血検査につきましては、県のほうも今回、項目に入ったところでございますが、従来からこういった項目につきまして亀山市として上乘せをした健診を実施してきているところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

私もほかの他市の議員さんなんかと話していると、充実しているなあと思ったのが、血糖検査も、空腹時血糖だけではなくて、ヘモグロビンA1cも両方はかってもらえるということで、非常に糖尿病というのが重要な病気になってきていますので、これから予防しなくちゃいけない。非常にいいんだろうなあと思いますんで、ぜひみんなを受診していただきたいというのは私も思いますし、私もしていきたいなと思います。

それから、ほかにも保健事業を少しちょっと、そういうこともあってふえているんですけれども、例えば人間ドックの委託料が100名分から200名分になったということが説明でお聞きしました。それから、この中で1つ気になったのが、訪問歯科健診委託料とあります。たった52万円ですけれども、口の健康というのは、医療の中でも、介護の中でも相当今注目されていますんで、この内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

まず、先ほどのご質問につきましてお答えを申し上げます。

特定健診の予算の確保でございますけれども、全体の対象者に対しての45.3%の予算で計上しているところでございます。

それから、1人当たりの医療費につきましては、先ほど言いましたような計算をしまして、平成30年度は1人当たりで37万3,167円ということでございます。

それから、歯の健診でございますが、国保事業で行っておりますのは、在宅歯科訪問健診というのをやっております、亀山市内に在住いたします40歳以上の寝たきりで、介護者の介護だけでは通院することができない在宅の方につきまして、歯科医さんが訪問して治療をしていただくと、そういった制度でございます。

健診内容は簡単な治療でございますが、もう一つ、後期高齢者医療のほうで行っております訪問歯科健診というのは、こちらは寝たきりとか歯医者さんへ行けない方について口内のケアを行うと、そういった制度が後期高齢者制度のほうで別途行っているところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

これについては52万ということですけど、実績とこれからの目標的なことがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

訪問歯科健診については、なかなか例年余り利用がなくて、予算としては10人分を確保しておりますが、昨年につきましては1名であったと聞いておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

ぜひ周知をしていただきたいなと思います。

それから、一番下の補助金とあります25万円見てもらっていますけど、この内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

補助金につきましては、人間ドックを国民健康保険事業で行っているところでございますが、こちらにつきましては、基本的には市内の医療機関のほうで検診をしていただくというのが国保事業で行ってきました人間ドック事業でございますが、今年度は市外の医療機関で人間ドックを受けられた方に対しまして一部補助をさせていただきたいということで、一応5,000円の50人分という形で確保させていただいておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

国保の中でも100人から200人に人間ドックをふやして、市外で受けていただく方にも1人5,000円の補助をしていきたいと、そうやって人間ドックをできるだけ受けていただきたいと

いうことだと思います。よくわかりました。

基金についてお伺いしたいと思います。

これは再三伺っていますけれども、この必要性、目的が、今回新しい制度になってどうなるのかということ、それから今現在幾らなのか、全体で幾らで1人当たりお幾らなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

基金でございますけれども、平成30年度以後、県が財政運営の責任主体となるという新しい制度になりますので、それには納付金制度という形になりまして、あらかじめその年度に納めなければならないお金というのは大体決まっています。また県におきましては財政安定化基金というものも設置されるところでございまして、各市町が適切な保険税率を設定すれば、基金の必要性というのはこれまでより低くなるものと考えております。

しかしながら、国・県の方針では、既存の基金については財政調整のために引き続き設置が必要ともされておりますので、市といたしましては、当面基金は継続をし、新しい制度の中での基金の役割というものを確かめて必要な対応をしていきたいと考えております。

それから、現在の基金の残高でございますけれども、64万9,633円でございます。被保険者1人当たりという話になりますと、被保険者数、2月末で9,570人ということですので、約68円ということになります。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

基金活用指針で、余り必要がないとも書いてなかったのですが、必要であるということがうたってあったように思うんですけども、必要性が落ちてくるかなあということを確認いたしましたけれども、また全国でも基金をきちんと持っているところは、必要に応じて保険税、保険料を下げたりして、そういう使い方もされています。予算決算委員会でも、またただしていきたいと思います。

もとに戻りまして議案第3号、これ3号と4号と一緒に聞きしたいんですけども、亀山市議会の議員の議員報酬費用弁償等に関する条例の一部改正と、市長と副市長の給与に関する条例の一部改正について、人事院勧告があったということで今回こうやって出てきたわけですけども、その人事院勧告に議員や特別職も準じなければならないという法的根拠があるのかどうかということ1点だけを確認しておきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

特別職及び議員の期末手当等の改定につきましては、人事院勧告に準拠する法的な根拠はございません。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

法的な根拠はないということを確認いたしました。

引き続き議案第6号亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正についてお伺いします。

割と最近に、以前、400万円ぐらいの引き下げがあったところだなあと記憶しているんですけども、再びまた引き下げがされるということで、この理由と内容についてお伺いしたいと思いません。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

本市における給料並びに退職手当を含む諸手当の改正につきましては、以前より人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員に準拠し、さらには三重県及び近隣自治体の状況を総合的に勘案して、市職員組合との交渉も重ねながら慎重に進めてきたところでございます。特に退職手当の改正につきましては、今、議員ご指摘のとおり、平成25年4月の改正で平均で約403万円の減額措置を講じる改正を行ったところでございます。

そうした状況のもと、今回、退職手当の引き下げにつきましては、今年度、新たに人事院が行いました官民比較調査の結果、いまだ官民に格差があるとし、調整率を100分の87から100分の83.7に改定するところでございまして、全体で約3.3%の支給水準の引き下げが行われたところでございます。これを受けまして、地方公務員の退職手当につきましても同様に、民間との格差を是正するため、改正を行うものでございます。

また、今回の改正につきましては、本市も含め、三重県並びに県内14市全ての自治体が、平成30年4月1日の改正に向け、諸準備を進めているところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

官民の差ということなんですけど、ここで比較していただく民間というのはどのような事業所なんでしょうか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、人事院が行いました官民比較調査の中で、従業員50人以上の事業所を抽出して調査を行ったというふうに伺っております。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

この改正ですけれども、特別職も、また前段みたいに準じていくのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

特別職につきましては、平成25年4月、これは先ほど申し上げました3年間の調整率を引き下げた、平均403万円引き下げたときに、特別職の手当につきましては100分の20引き下げを既に行っておりまして、今回の一般職の退職手当の改正につきましては、特別職の引き下げは行わなかったものでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

そうしますと、特別職の引き下げと市職員の引き下げというのは、差異はないということでしょうか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず一般職から申し上げますと、平成25年4月に100分の17、17ポイント引き下げを行っております。そして、今回の調整で3.3%、合計20.3%の引き下げを行っております。それに対しまして、特別職におきましては、平成25年4月に既に20%の引き下げを行っておりまして、差異はないものと認識をしているところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

20と20.3ということで若干あるように思うんですけども、そこについてはこれから考えられるわけですか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

特別職につきましては、4年に1度退職手当が支給されるということもございまして、一般職の場合は一生に一度ということでございますもので、そういったことを勘案いたしますと、特別職のほうが比重が多いというか、そのような認識を持っているところでございます。

○議長（西川憲行君）

7番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、質疑をさせていただきたいと思っております。勇政の櫻井でございます。

午前中に同僚議員の今岡議員もさせていただいたんですけども、今回、3項目行わせていただきたいと思っております。

まず第1点目に、議案第1号亀山市病院事業基金条例の制定についてですけれども、まず市長にお聞かせ願いたいんですけども、この基金の設置に関する説明があったんですけども、このように説明をされました。500万のことに、寄附者のご意向を踏まえて、病院事業の健全な

経営を行えるよう、医療センターの設備、施設の整備、機器整備に充てる予定ですと、基金は。そこで基金の設置は、この寄附金及び今後このような寄附があった場合における寄附金を積み立てるために本条例を制定するものであるという趣旨やったと思うんですけども、市民の方から500万円ご寄附いただいたということは、市としてもありがたいことやと思うんですけども、あえて基金条例をつくって基金を積み立てる必要性、それをどのように感じられて上程されたのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

何度もここで医療センターのほうからご答弁させていただいておりますが、病院事業会計とは別会計になりますので、寄附金の収支が明確化されるということ、確実な現金管理ができるということとは非常に大きなことであろうと思っております。いずれにせよ、基金化することによりまして、そういう効果が非常に明確になるということは大きな意味を持つというふうに考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そういう効果という、その効果を私は聞いておるんですわ。それをお答え願いたい。どのような効果を見込んでみえるのか。私、読解力がないもので、その効果という、そのことについてどのような効果があるのか、お聞かせください。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

どういう効果があるかというのは、いただいた500万円の基金のいわゆる出し入れにつきまして、これが明確になるというのは大きな効果であろうと思っております。当然、医療センターの機材の充実でありますとか医療機能の充実のために、その基金を有効に活用させていただくと、当然そのような効果に資するというふうに考えるものであります。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

この条文の中に、この使用においては、市長やなしに病院事業管理者の判断によって基金を活用できるというようなことがこの条文に書いてありますな。その中で、午前中でもいろんな寄附をもらう、3点古田部長が言われました。今後、このような寄附金のための受け皿として、この条例を設けたと。2点目に、基金として積み立て、寄附金の使途を明確にするため。これは今、市長が言われた。寄附金とは、この管理をしなければならない。このたびは寄附金の申し云ちくと、そんなようなことを言われました。私が知識がないかわからんけど、法人の病院の場合は、こういうような病院経営のために寄附を募る法人病院は多々あります。我が亀山市医療センターは、亀山市立、

公立の病院です。そうすると、公立の病院の、各市町にこのような市立病院、公立病院がありますけれども、こんな積立金をしておる自治体の公立病院の事例はありますか、ありませんか、それをお尋ねします。

○議長（西川憲行君）

古田医療センター事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

私どもで調べさせていただきましたら、県内で近いところでは、市立伊勢総合病院が基金を設置して寄附金を募っております。県外になりますけれども、名古屋市病院局も同じような基金をつかって寄附金を募集しておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

その各基金を設立してみえるところの基金残高、大体どんなぐらいあるんですかな。

○議長（西川憲行君）

古田事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

それはオープンになっておりませんので、残高まではお調べすることができませんでした。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

オープンになっていないというのは、これは妙な話ですけどな。基金を条例までつくって、基金残高幾らって、そんなオープンになっておらん、そういうのもおかしいと思うんですけれども。ただ私は、こういうようなご寄附をいただいた場合には速やかに、病院のいろんな不足しておる施設があると。今回も予算に計上されていますやんか、器具の購入とかそんな。そういうような方向に速やかに使わせてもろうて、その方のお名前をその機器のところに書いておくと。そういうような形で、あえて基金までつくってすべきものではないと思っています。私はこの基金条例に対して、非常に違和感があると。

こんなことを言ったらあかんけど、こういうような基金を設けると、医療センターへお世話になったら、ちょっと礼をせなあかんのやろかというふうなことを思われる入院患者が出てきた場合に、私は市立病院やったら、それをご辞退してか、それかこれをもう一遍、もう一度明らかにしたいんですけれども、どこが受け取ったんですかな、この500万は。誰が受け取ったんですか、その寄附の方から。そこをお聞かせ願いたい。

○議長（西川憲行君）

古田事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

去年の11月ですけれども、ご寄附の申し出がございましたので、病院までお越しいただきまして、私、あるいは統括官も含めて、寄附の受領をさせていただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そういうような申し出があったときは、私としては病院関係者がそれを受け取るんやなしに、そのご寄附をされる方に対して、直接市長のほうへ持って行ってくださいというのが普通ではないかと思うんですけどね。市長のところに持ってきたときに、市長が、いやいやご厚意はありがたいと思っていますけれども、その分その方のご厚意だけは受けて、そしてご辞退するのが私は普通やと思う。500万といたら、今、どうでしょうかね、40代ぐらいの年間の所得ですよ。多額なお金ですよ。500万稼ごうと思ったら、かなり大変なお金やと思うんですけども、ご厚意だけ受けておくというような姿勢にはならんだんですか。基金を積んで、ご厚意は確かにありがたいことやと思うんですけども、いただくということは、そして基金をつくるということは、今後、こういうような寄附金を、ご厚意があった場合には、そのための、積み立てる準備の基金であるというような提案をされていますけれども、私はどうも、他市は知りませんよ、考え方は、亀山市の立場からいくと、私もその議員として、こういうような厚意は気持ちだけいただいたらいいと思っています。そういうような気持ちにならんだもんで、こういうふうなものを上げてあると思うんですけども、今後もこういうふうなご寄附がありましたら、ありがとうございますと受ける予定ですか、市長。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回のご寄附は、ご寄附をいただきました先方様のお気持、大変ありがたく頂戴をいたしました。同時に、医療センターを初め、亀山市の医療の機能の充実のために、その活用を申し出ていただきました。私どもはその思いをしっかりと受けとめて、今回、それを本当にありがたく頂戴して、これを生かしていこうというふうに改めて決意いたしましたところであります。

今、公立の例えば伊勢市民病院等々で寄附を多くの方からお受けされて、それは医療機器の充実のみならず、少し長期で医学生や看護学生の奨学金の原資として活用されておるやにも伺っておるところであります。

いずれにいたしましても、ご寄附をいただく寄附者の願意、あるいは思いを尊重して、私どもとしては医療センターの、あるいは医療の機能をさらに充実させていくということに、今後におきましても尽きることだというふうに考えております。今回は本当にありがたく頂戴をいたしました。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

今後どうしますんやって、またそういうような申し出があったら受けますんやなということ。だけど、振り返ってください。看護師の卵さんというのかな、その方々に奨学金というか助成制度を亀山市は持っていますわな。それから、あそこの現場で働いてもらう看護師の子どもさんの養護のために、ばんびというんでしたかね、ばんびやな、それをつくって、そして仕事を安心してしてくださいという制度もあると。医療センターでも、お医者さんがだんだんやめていかはると。それではあかんで、多分、安藤院長が就任されたときやと思うけれども、医師の雇用年数によって、

5年、10年、15年という形で、段階的に研究費でいろんな予算を組んで、常勤のお医者さんに対する手厚い待遇改善もやったと。医療センター建設の折には、お医者さんの宿泊施設、それから看護師さんの宿泊施設等々も併用して建設もしています。

だから、今後の病院発展のためって。以前にも、よう忘れんですけども、伊藤統括官が事務局長をやっておったときも、透析の医療患者が、わしの機械ががたがたするで何とかならんかということで更新してもらったことがあるんですよ。今の統括官が事務局長のとき。何とでも、基金までつくらんでも、そういうようなご意向があったときには速やかに、そして事務局長が、このご寄附によって機器の更新を考えておる。確かにこの30年度予算にも、機器の更新のお金が出ていますからな。それを速やかに使わせてもらうてというような形で、病院から市長に報告があったら、それで済むことやないですか、わざわざ基金をつくらんでも。そこが不思議でしょうがない。これは、この基金、病院、いろんな趣旨にのっとって今後あれですけども、こういうような基金を設置する必要は私はないと思っています。伊勢は伊勢でどういうふうな形でやっておるか、もう一遍また改めて調べさせてもらいますけどな。

私は、根本は、こういうようなご寄附の申し出があった場合は、いやいやそこまで気を使っていたかんでよろしいと、あなた自身のために使っていただいてはどうですかと、私やったら、そのような形で丁重にお断りさせていただくということで、それこそそういうふうに思っています。この基金は必要ない、亀山市には。こればかりやっておってはあきませんので、次に行きますけれども、あとは本会議最終日にやらせてもらいますわ。

次に、議案第6号を飛ばさせてもらうて16号に行くんですけども、病院、市立医療センターが建ってからずっとたつたと。包括病床、いろんな制度をずっといろいろ考えてきてくれはるんですけども、今回、料金の改定をすると。個室の料金を改定すると。個室の回転率を上げるためやというようなことを聞いておったんですけども、今の現状どういうふうにするのか、個室をね。

1,080円に下げたら、稼働率がどこら辺まで伸びるのか。今の利用者の度合い、そこら辺を一遍教えてください。

○議長（西川憲行君）

古田事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

昨年4月に、議員申されたように、地域包括ケア病床を、西と東と2病棟ありますけど、東病棟内に開設をいたしたところです。大部屋が8室あるうちの3室12床、個室が6室あるうちの3室3床、合計15室の地域包括ケア病床を稼働させました。現在、地域包括ケア病床は平均で稼働率が80%をずっと超えております。15床中の大体少なくとも12床は埋まっておる状態が続いております。ただ、個室につきましては、今、3,240円の個室料金をいただいておりますので、大体1室から2室は必ず空室、あいておる状況が続いておるのが現状でございます。

そこで、先ほどちょっと議員も言うていただきましたけど、現在の3,240円から1,080円に減額することによりまして、患者様及びそのご家族の負担を少しでも軽くすることにより、個室の稼働率も高めたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすることによって、収益ね、年間どんなぐらいの収益が増になるか、そこら辺の試算はしてあるのかどうか、ちょっと確認。

○議長（西川憲行君）

伊藤地域医療統括官。

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

単純に地域包括ケア病床1床当たり、一晚入院していただくと大体3万円前後というふうな病院収益につながっております。ということになりますと、年間通して1床もしくは2床ぐらい稼働が上がれば、2,000万ぐらい収益増になるというふうに考えております。

それと、先ほど事務局長のほうから申し上げましたが、どうしてもケア病床につきましては入院期間が長くなります、一般病床に比べて。最大60日まで入院していただくことができますことから、3,240円の負担、これは結構大きなものかというふうなことも考えたところでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

わかりました。

次に、特別室の、正面を上がって右側の2階の南東にあるんですけれども、これはバス・トイレつきはかなり余裕のある病室やと思うんですけれども、これの廃止と言うんですけれども、これはどのように活用されるのか、そこら辺を教えてください。

○議長（西川憲行君）

古田事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

特別室につきましては、また本年の4月に地域包括ケア病床を4床増床するに当たりまして、現在、病室の変更、あるいは簡単な工事を行っている最中でございます。それにあわせて特別室を廃止させていただいて、病室以外の利用という形にさせていただきます。詳しくは、今現在も実は病室としては特別室は利用しておりません。今は看護師等の研修の場として利用しておりますけれども、今後は、今、看護部長室が今からの工事の関係で病室に戻す必要が生じてまいりました。ですので、その看護部長室として利用をさせていただければというふうに今考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

特別室を廃止して、現場職員の就業の環境整備を図るというふうに理解させてもろうてよろしいかな。

最後に、議案第6号の亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正についてですけれども、これです、基本的に平成25年4月から3カ年、段階的に職員の退職手当を減額されてきたと。先ほども福沢君が質問されましたけれども、さきのそのときに、改正の折のいろいろ質疑等の議事録をここに持っておるんですけれども、そのときの担当部長が今は副市長をやってもらっておる広森副市

長なんですけれども、私はこれきりやとっておりました。そして、先ほども人事院勧告に鑑み官民較差、それから14市今回全部やってみえるというようなことなんですけれども、基本的に、確かに各市町、14市町のラスパイレスも確認させてもらいましたけれども、確かに亀山市は平成28年には100.1と、今は100.5になっておるんですけれども、低いところでは鳥羽市の96.4という、大きいところでは四日市の102.3、それは市でも格差があるんですけれども、北勢地区は大体高いほうとおるんですよ、ラスパイレスは。これは当然いろんな地域手当の、これは地域手当も各市でバランスがありますけどな。15のところもあれば、亀山市みたいな6%のところがあるんですけれども。

この答弁でもありましたように、モチベーションの部分が25年にあるわけですわな。広森副市長が元総務部長のときに、確かに今回の退職手当の削減に伴います影響につきましては、職員のモチベーションの低下といったような懸念もあるようなふうに確認してございますというふうなことを言うてはるわけやね。これ、めちゃくちゃでかいと思うの。14市そろってやっておると言うけれども、前、この3年間で430万、部長級で。今回、3.3%引き下げることによって、部長級でどんなぐらい来年退職しやはる人は引き下がるのか、その数字を教えてくださいませんか。それから、今、室長さんかな、今度は課長さんになるのかしらんけれども、どんなぐらい差が出まんのや。

○議長（西川憲行君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、これは60歳定年退職をする一つの例といたしまして、部長級では83万2,000円の減、室長級につきましては76万5,000円の減というふうに平均で試算をしておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

前回は部長級で430万、室長級で400万。わずか25年から30年の間に、部長級で513万2,000円、室長級で476万5,000円。早うやめたほうが勝ちやなと。早う勧奨でやめたほうがいいやろうと。確かに人事院勧告は守らんなんのか、準じやんでもいいとかいう話になっておった中で、気の毒やなと、私、思うんやけれども。私も職員に対してはかなりきついことを言いますけれども、私は余り退職金というのはもろうた覚えはないんですわ。退職金をもろうたのは30歳のときやったかな。それから退職金には縁がないんですけれども。私の女房かて定年退職ですな、退職金、お父さん、こんだけもろうたでと言われましたけどな。この人も公務員ですから。ようけもろうてよかったなと。あんたの好きに使うたらよろしがなと。そやけど、正直、息子が嫁はんをもろうたりして、家を建てたり、車を買ったり、何やかんや出しておったら、だんだんなくなってきますわ。二千何百万もろうたか知りまへんで。2,000万以上はもろうておるやろうと思います。いつの間にかその2,000万という金は何百万に減っていますよ。そうすると、ここはもう一踏ん張りして……、もうちょっとこ聞かせて、参考までに。

市長と、副市長と、教育長と、それから統括官、4年務めはったら現行で何ぼ退職金を、確かに

100分の20減らしとるか知りまへんで、何ぼ支給されまんのやろな。それだけ教えてください。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

現在、20%減額しておる額でよろしゅうございますでしょうか。

まず、市長が1,432万8,000円、副市長が667万5,200円、教育長が312万円、病院事業管理者が416万円でございます。

なお、教育長の312万円は、教育長のみ任期が3年ということになっております関係で、1年分低いということでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、これを単純に掛けていくと、40年市において10倍すると、市長が10期やったら1億4,000万あるわけやな。そうすると、この改正によって、3.3%改正によって、部長さん級で大体手取り何ぼぐらいになりまんのやろ。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

あくまでも60歳定年退職の平均ということで申し上げます。

これが改正前でいきますと、2,519万2,000円でございます。これが改正をされますと、先ほど申し上げた83万2,000円減になりますことから、2,436万円の総支給ということになると考えております。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、私も議会のたびに、あんたらは公僕やで、市民のために一生懸命働かなあかんと。きのうの質問やないけれども、市民があつてあんたらやけれども、職員の人らも、働いてこそ、それなりの退職金をもらわんことには老後が困ると。今、65歳以上ですな、公的年金が満額もらえるのは、5年間どうやって食うのやなど。そのときに、この80万、70万というのはめちゃくちゃでかいと思うの、市長。そんな思いになったことありまへんかな、提案者として。これを職員に、来年から退職する人らに、これをこういう議案やと言うてて、心がちょっと痛むということはありませんかな、市長。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成25年に引き続きまして、今回の国の国家公務員の退職手当の改正に準ずる形での今回の状況、今、ご指摘のような状況につきましては、当然、地方自治第一線で奮闘する職員としての思いを考えますと、そこは心苦しく思うところであります。しかし、このそもそもの改正の背景、25

年も今回もそうでありますが、官民較差の解消と、これを目的にこの調整率が改正をされてきておるといってございまして、その点は、今おっしゃられるような、これは全国的にそういう流れの中で国も地方もということではありますが、全て税金の中から公務員給与が支払われておるといって中の官民較差の解消に向けた判断が、人事院としての考えが示されておるものというふうにお考えしておるところであります。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私の聞き方が悪いかわからんけれども、今の市長の答弁では何か他人事のように聞こえるのよ。心は痛むけれども、まあしょうがないわなと、官民較差で。冒頭にラスパイレスのことを申し上げた。地域手当のことも申し上げた。私は旧関町の議員でしたもんで、旧関町の職員も、合併前に69市町の中で後ろから数えて3番目か4番目やったんですよ。そのときに職員組合がラスパイレスのアップ、あのとき関町は八十三、四やったと思うんですよ。そのときに何とか36短の給与是正を議会に申し出て、それは議会ではけんけんがくがくやりましたよ。そんなん上げやんでええのやという議員もおれば、もう少しほかの市町より関町の職員は安くで頑張ってくれとんのやで、36短アップしてやらなあかんといっているんな協議して、ようようそれが議会で何とかといっ、91か2ぐらいまで行ったと思うの。

今回は確かに、ほかの市町もやっておるかわかりまへんけれども、今回、亀山市は部室制から部課制になると。部長も減る、課長職も減ると。そうすると、退職手当の8級制になっても、はざまが出てくると思うんです。それによって、ある課長さんやった、室長さんやった人は、課長やないもんで給与体系はどうなるかわかりまへんで、何らかの同じ年代でも格差が生じると、数十万円の。そういうような可能性はあると思うんですけれども、山本部長、そんなことはありませんかな、そういうような格差は。起こり得ると思うけど。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員おっしゃられるように、例えば今の室長級を捉まえて考えますと、例えばその職を課長職に横滑りする場合と副参事兼グループリーダーになる、そういったケースが考えられると思いますが、それにつきましては管理職手当等で差が出るものというふうにお考えしております。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

管理職手当及び退職金にも影響してくると違うかな。部長でも、50人を超える部長は8級、50人以下は7級と。これで給与表を見たら、3万から4万差があるわけですよ。これは段階的に来るから。基本、給与表に基づいた退職金ですからな。8級部長と7級部長との差は当然ありますやろ。その試算もされたやろな。その数字を教えてください。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、退職手当につきましては、加算率というのがございまして、退職前5年間についておる役職によって加算率が変わります。今、櫻井議員がおっしゃられる部長級と室長級、課長級の中で、例えばやめる前5年間部長級をしておりましたら加算率は満額つきますが、例えば3年間部長で2年間課長ですと、加算率が減ります。そういった関係で、役職によってまず退職手当に差がつくということが1点と、あと、これもご指摘のとおりでございますが、俸給表の中で現在は7級までの俸給表ですもので、そこに指定される給料の金額というのは、おのずと8級よりは低い状況でございますもので、そういったところで8級に移行した者と7級で退職した者、これはおのずとそれぞれの俸給表の差というものは出てくるものというふうに認識をしております。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

今、部長、室長さんのことを捉まえてやっておるんですけども、私はもっと若い世代、5級以下の職員の人ら、その立場になって一遍見てやってくださいよ。5年間のあれがあると。そやけど、今、室長さんでもない、部長さんでもない、まだ若い世代がおるわけです、下に。この職員の皆さん方は、この体系が続けば、おのずとこの制度で行くわけですよ。5年間の経過措置はなしですわな。今回でも自己都合で職員が五、六人退職される。この人らも、今後もそういうような可能性もあるわけですわな。その人らにも手当は当然率が適用されるわけですから。掛けますな、この率を。例えば40代で退職した場合の自己都合の退職者は数百万、200万か300万あればいいやろと私は思うけれども、その人らもなおかつこの3.3%下がったら、自己都合でやめた人らでも、ただでさえ少ないのに、まだ削られるという可能性はありますな。どうですか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、どの段階で退職をいたしましたとしても、3.3ポイントの減額は行われておりますもので、40で退職されても、その影響はあるというふうに認識をしております。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、確かに25年の改正、3カ年の改正、104から100分の87、平成27年4月1日以降、これで十分なんですよと私は思う。83.7かな、ここまで引き下げる必要は私はないと思う。確かに、市長や、副市長や、教育長とか特別職の人らは、率からいくと4年間でこれだけのお金をもらうんやで、よろしいやろ、これで。だけど、職員の立場になったら、3.3%を再度引き下げると。もうええころにしてくれ、市長と、腹の中で思うておると思うけど。それは出しませんよ。それで、心苦しいと思うけれども、国が官民較差解消をするために、この提案をしてきたものでそれに準じたということは、僕はおかしいんやないかと思う。職員の意気というんですかな、意欲が私はそがれるものやと思うけれども、上程しやはったんやで、引き下げることではできんけれども、あえて将来の亀山市をつくっていくために、現行の率で行こうという考えは市長にはありませ

んかな。そういうような思いは。それこそ親心で、私も子供が4人おりますけれども、子供の懐か
げんを考えると物事はやっておりますもんでな。市の職員は、あなたの子供やと思ってもらわんこと
にはあかんと思うておるけれども、取り下げる気はないですか、市長。最後に。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

縁あって自治体の職員として、市の職員として自治の第一線で奮闘すると。大変とうといことで
ありますし、その仕事、業務を通じて公に仕えていく、そして豊かな人生を構築する、それは本当
に全ての全職員に望むところであります。また、そのモチベーションも非常に重要なことだとい
ふに認識をいたしておるところでございます。

今回のこの給料並びに退職手当を含む諸手当の改正は、従来より国の人事院勧告に鑑みた判断、
そして近隣自治体の状況等々総合的に判断をさせていただいて、また市の職員組合と交渉も重ねな
がら慎重に進めてきたものでございます。その上で今回、私どもは議案として、この議会に提案を
させていただいたところでございますので、そこはご理解をいただきたいと存じます。

○議長（西川憲行君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第1号から議案第38号までの38件については、
お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付
託します。

なお、報告第1号から報告第3号までの3件については、関係法令の規定に基づく報告でありま
すので、ご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

- 議案第 2号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第 3号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 4号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 5号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 議案第 6号 亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正について
- 議案第 7号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 議案第18号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第33号 損害賠償の額を定めることについて

教育民生委員会

- 議案第 1 号 亀山市病院事業基金条例の制定について
議案第 8 号 亀山市基金条例の一部改正について
議案第 9 号 亀山市運動施設等条例の一部改正について
議案第 10 号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
議案第 11 号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 12 号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第 13 号 亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
議案第 16 号 亀山市立医療センター使用料及び手数料条例の一部改正について

産業建設委員会

- 議案第 14 号 亀山市都市公園条例の一部改正について
議案第 15 号 亀山市水道事業給水条例及び亀山市公共下水道条例の一部改正について
議案第 17 号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
議案第 34 号 市道路線の認定について
議案第 35 号 市道路線の変更について
議案第 36 号 市道路線の変更について
議案第 37 号 市道路線の廃止について
議案第 38 号 専決処分した事件の承認について

予算決算委員会

- 議案第 19 号 平成 29 年度亀山市一般会計補正予算（第 7 号）について
議案第 20 号 平成 29 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 21 号 平成 29 年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 22 号 平成 29 年度亀山市水道事業会計補正予算（第 3 号）について
議案第 23 号 平成 29 年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 24 号 平成 29 年度亀山市病院事業会計補正予算（第 4 号）について
議案第 25 号 平成 30 年度亀山市一般会計予算について
議案第 26 号 平成 30 年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
議案第 27 号 平成 30 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
議案第 28 号 平成 30 年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
議案第 29 号 平成 30 年度亀山市水道事業会計予算について
議案第 30 号 平成 30 年度亀山市工業用水道事業会計予算について
議案第 31 号 平成 30 年度亀山市公共下水道事業会計予算について
議案第 32 号 平成 30 年度亀山市病院事業会計予算について

○議長（西川憲行君）

次にお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明後日9日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時27分 散会）

平成 3 0 年 3 月 9 日

亀山市議会定例会会議録（第 4 号）

●議事日程（第4号）

平成30年3月9日（金）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	福沢美由紀君	8番	森美和子君
9番	鈴木達夫君	10番	岡本公秀君
11番	伊藤彦太郎君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	宮崎哲二君	財務部参事	落合浩君
市民文化部参事	深水隆司君	健康福祉部参事	水谷和久君
建設部参事	亀淵輝男君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長兼 消防署参事	平松敏幸君
地域医療統括官	伊藤誠一君	医療センター 事務局長兼 地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君

選挙管理委員会
事務局 長

松村 大君

●事務局職員

事務局 長	草川 博昭	書	記	水越 いづみ	
書	記	高野 利人	書	記	村主 健太郎

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（西川憲行君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

おはようございます。

通告に従い質問をいたします。

まず学力テスト日本一の福井県議会が可決した、福井県の教育行政の根本的見直しを求める意見書についてであります。

きのう、私は亀山中学校の卒業式に出席いたしました。非常にいい卒業式でした。特に、卒業生の言葉が印象に残りました。ある卒業生は、在学中に病気で母親を亡くし、家のことや兄弟のことなど大変苦労したようですが、担任の先生や家族の協力もあり卒業式を迎えられ、これからは亡き母のように強い人になりたいと、涙ながらに語ってくれました。また、ある卒業生は、陸上競技に行き詰まったときにクラスの仲間たちが温かく支えてくれたおかげで立ち直り、高校でも陸上競技を続けたいと語ってくれました。もう一人は、沖縄への修学旅行で平和の大切さを学んだと語ってくれました。私はこういう話を聞いて、教育で一番大事なことは、こういう人として育てていくこと、育てること、そしてそれを周りがしっかりと支える先生や仲間、家族がいることだ、そのように強く感じました。今回取り上げる学力テストでの成績や順位が、教育の大きな柱ではないということでもあります。

前置きが長くなりましたが、福井県について触れたいと思います。

福井県は、全国学力テスト、これは正式名称をいいますと全国学力・学習状況調査というんですけれども、常に上位の県であります。また、この意見書を可決した県議会というのは、定数37のうち自民党系の議員が約7割の26人を占める、いわゆる保守王国と言われる県であります。

今回この問題を取り上げたのは、全国学力テストで常に上位の成績を維持している福井県で、保守王国と言われる県議会が全国学力テストを含む県の教育行政の根本的な見直しを求める意見書を反対1で可決したことが、余りにも私にとって衝撃だったからであります。

意見書の全文については、皆さんにお配りをいたしました。

意見書を読みますと、項目として、1つは過度の学力偏重は避けること。全部は読みませんが、1項目はそういうことです。2項目めには、現場の負担感や硬直化を招くことがないように改めること。3つ目は、部活動指導の軽減化を進めるなど見直しを図ること。4つ目は、学校での生徒理解、カウンセリングマインドの徹底を図ることということを求めています。

この意見書によれば、池田町で中学生の自殺事件があって、それがきっかけで教員の多忙な勤務実態や、学力日本一を維持することが本県全域において教育現場に無言のプレッシャーを与え、教員・生徒双方のストレスの要因となっていると考えるというように指摘をしております。そして、学力テストを含め、教育行政の根本的な見直しを求めたわけであります。

そこでまず、服部教育長に、この意見書に対してどのように受けとめられたのか、その認識をお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

おはようございます。

議員ご質問の私としての見解ということでございますが、まずもって福井県池田町で起きました痛ましい事件につきまして、若い命が失われたことは大変遺憾に思います。謹んで哀悼の意を表したいと存じます。

この池田町事故等調査委員会の報告書がA4で11ページに及んで公表されておりますが、私としましては、高い学力を追い求めることによる教職員の業務多忙化、直接的にこの事件につながったとは言い切れない部分もあろうかと思いますが、福井県議会の意見書の内容につきましてはおおむね賛同できるものと受けとめております。

改めまして、教育基本法第1条にある人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないという教育の目的を見失うことのないように、学校教育行政を進めていくことが大切であるとの思いを強く抱かせていただきました。特に、発達障がい傾向の児童・生徒がふえている状況は当市も同様でありまして、一層個に応じたきめ細かな指導に留意してまいりたいとの思いを抱いたところであります。また、さまざまな専門の異なるスタッフが連携、参画するチーム学校としての学校運営が求められているとの思いでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

教育長の答弁、おおむね賛同できるという答弁をいただきました。

全国学力テストというのがどんな内容なのかということ、なかなか知られてないということがありますので、限られた時間の中でちょっと一旦紹介したいと思います。

2015年の全国学力テストで中学校3年生に対する国語Bの設問なんです。どういう設問かというと、あなたは2020年の日本はどのような社会になっていると予想しますか。2020年と

いうと東京オリンピックのある、またその社会にどのようにかかわっていきたいと思いますかという問いなんです。

これに対して私、最初は、これは十人十色だなというふうに思ったんですが、実はこれには正解があるというんです。文部科学省が示す模範解答例、6つあるんですけど、そのうち2つほど紹介しますけれども、オリンピック・パラリンピックの影響でさまざまなスポーツに注目が集まるだろう。今後ふえていく高齢者もスポーツに関心を持つと思われる。そのような社会に私はスポーツ関連のボランティアをすることで積極的にかかわっていきたい。こういうのが模範解答の一つです。もう一つ、恐らくオリンピックの開催に向けて技術開発が進み、さまざまなロボットが開発されています。私は、そのような社会にかかわっていくために、大学で科学技術に関する研究をしたいと考えています。こういう模範解答が、本当に大人からすれば優等生的な回答ですね。こういうのが6つほど模範解答として示されているわけですから、当然これにはまらないものはバツになるわけです。不正解、こういうことなんです。

果たしてこれでいいのかというふうに思いますね。こういう問題も含めて学力テスト、成績がつけられ順位が決まるという。その結果で全国平均よりも高いとか低いとか、そんなことが議論される、こういうことだろうと私は思っています。

そこで、亀山市が現在実施している実態をちょっとお聞きしたいんですけども、国の全国学力テストと県のみえスタディ・チェック、それから市のレディネステストと3つあるんですけども、この学力テストの実施時期とか対象学年など具体的にお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

おはようございます。

議員からご紹介いただきましたとおり、3種類の学力テストを実施してございます。

まず、文部科学省が全国の小・中学校を対象に実施しております全国学力・学習状況調査でございますが、小学校6年生を対象に国語、算数を、また中学校3年生を対象にしまして国語、数学を、それぞれ昨年4月に行っております。

次に、三重県教育委員会が実施しておりますみえスタディ・チェックでございますが、これは本年度2回行われておりまして、1回目は全国学力・学習状況調査と同じ日に、また小学校4年生と5年生を対象に国語、算数、理科を実施いたしております。2回目につきましては、本年の1月に小学校5年生を対象に国語、算数、理科を、また中学校2年生を対象に国語、数学、理科を実施いたしております。

そのほかに、亀山市独自の学力テストとして実施しておりますレディネステストというのがございます。今年度は、1月に小学校3年生から6年生を対象にしまして国語、算数を、2月には中学校1年生と2年生を対象として国語、数学、理科、社会、英語を行っております。なお、この亀山市独自の学力テストでありますレディネステストにつきましては、平成30年度から取りやめることといたしております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

実態が大体わかりました。小学校でいうと、6年生は4月に全国学力テストがある。翌年の1月に市独自のレディネステストがある。それから1年下の5年生と4年生の学年については、4月と翌年の1月の年2回みえスタディ・チェックがある。翌年の1月にはレディネステストがあるといったような状況で、非常にテスト漬けのような状況がやっぱりあるわけですね。だから、これは子供にとっても負担ですし、教職員にとっても大変な負担であるということ。

今、答弁の中で言われた亀山市の全国学力テストが、戦後間もなくあって、一旦中止になって、また復活をしたわけですがけれども、その復活する前から独自にレディネステストというのをやってみえたわけですね。これを平成30年度からなくすということで、3つあるのが2つになるということについてはいいことだと思いますけれども、しかし私は減らすんなら、やっぱり全国学力テストか、もしくは県が実施している全国学力テストの、これ対象学年を見てもらうとわかるんですけども、翌年全国学力テストを受ける学年を対象にしているわけですね。つまり、6年生が全国学力テストを受けるので、その下の4年・5年を対象にみえスタディ・チェックをやるわけ。つまり、これは準備をさせるわけですね、全国学力テストになれさせるという。こういうような本当に学力テスト対策がみえスタディ・チェックなんですね。だから、やめるんならこの2つのうちだろうというふうに思います。

この全国学力テストやみえスタディ・チェック、私、問題を見ましたけど、やっぱりふだんの授業内容と全く違うんですね。しかもどこまでが問題かとわからんぐらい、本当に長く問題を読んで初めて問いがあるみたいなことがあります。だから、本当に長文の問題が多いテストで、子供も大変だろうと思います。ふだんやっているような中間・期末であるとか、それから業者のテスト、そういうようなものとは全く違うんですね。だから、これも本当に子供にとっても大変だろうというふうに思います。

特に私は、みえスタディ・チェックなんですがけれども、これ内容は何かという、結局、全国学力テストのB問題、先ほど一つ例を挙げましたけど、オリンピックのやつでね、ああいう応用力や読解力を見るというBの問題と内容がほぼそっくりの内容のものが出るんですね。だから、これは明らかに1つ下の学年を対象にし、内容は全国学力テストのB問題とほぼ一緒の内容が出てくる。こういうようなものが本当に学力テストの対策以外の何物でもないというふうに思います。

さらに、教員の負担ですがけれども、このテストに関しては採点から結果報告まで教員が全部やるというんですね。しかも採点というのは、マル・ペケだけではないんですね。間違ったところについては、どこに間違いがあって、間違いの幾つかの種類があって、どの類型に当てはまる間違いなのかということのを皆細かく打ち込んでやらなければならない、こういう作業をさせるわけです。全国学力テストの順位を上げるためのみえスタディ・チェックで、それにこれだけの労力を教員にかぶせるというのは、私はやっぱりやめるべきテストだろうというふうに思います。

そこでお聞きしたいのは、30年度からレディネステストがなくなるということなんですけれども、どんな議論がされて、この3つあるテストの中でレディネステストをやめるということになったのか、その経緯と理由をお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

亀山市教育委員会としての考え方になろうかと思えます。

亀山市教育委員会といたしましては、学力テストの結果からわかる課題を分析・検証し、授業改善や教職員の指導力向上のための指導支援を続けることは、児童・生徒の学力保障の観点から意義あることと捉えています。しかしながら、学力テストにより測定できるのは学力の特定の一部分であり、真の学力向上を図るためには限られた教科の学習にのみ注力するのではなく、児童・生徒一人一人に新しい時代を生き抜く力を総合的に身につけさせていかなければならないと考えております。

そこで、本市としましては、亀山市学力向上推進計画に基づき、平成28年度より書く力の育成を軸とする学力向上を重点とし、その取り組みを進めているところであります。

全ての教職員が共通理解のもと、全ての教科・授業において書くことを通して基礎的・基本的な知識や技能の定着、思考力・活用力の育成、自己肯定感や主体的な学習意欲の向上を目指しておるところでございます。

学力テストの見直しにつきましては、レディネステストの取りやめを亀山市教育委員会として決定したものであり、その理由は福井県議会の意見書の内容とおおむね同様の趣旨からでございます。

なお、みえスタディ・チェックにつきましては、全国学力・学習状況調査と対象学年が異なっておりますので、一部の6年生、中学3年生の子だけに負担をかけるということではなく、違う学年において行われておまして、市全体や各校の課題と成果を把握するとともに、亀山市の学力の課題として本市が重点的に取り組んでおります書く力の検証においても活用できるものとの認識から、みえスタディ・チェックは継続、レディネステストは廃止という方針を固めたところでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

教育長言われたように、あくまでも全国学力テストというのは学力の特定の一部分だけを見るところ、ここが大事なところだと思うんです。それをもって全体の学力を順位づけして評価をすること自体が、やっぱり問題だというふうに思います。

レディネステストをなくして、みえスタディ・チェックを残すということについては、私は納得できません。やっぱりみえスタディ・チェックを見れば見るほど、本当に学力テストのための対策でしかないという、非常に教職員の負担も大きい。だから、福井県議会の意見を本当に生かすのであれば、やっぱりこれはみえスタディ・チェックをやめるべきだというふうに私は思います。

それから、この問題については福井県だけではありません。全国、本当にいろんなところで今問題が起こっています。最近ですけれども、去年の2月から3月にかけて、全国学力テスト10年と題した記事が中日新聞でずうっと連載をされました。週1回の記事で5回か6回連載されましたけれども、それを読むと、本当に全国学力テストの実態・問題点が浮き彫りになっています。少し紹介したいと思います。

県の名前は伏せますけれども、ある県では、不登校や授業を欠席がちな5人程度の解答用紙を除外して文部科学省が委託する業者へ送ったと。つまり、テストを受けたのに欠席扱いにして除外したということですね。記者が47都道府県全ての関係者に取材をしたんですけれども、こういう扱

いをした県がほかにも複数の県であったと。こうした行為は許されませんが、私はそこまで学力テストの点数を上げるということで追い立てられると、教師としてはこういうことをやるということもあり得ると。だから、教師が悪いというのではなくて、こういうことを追い立てるとこの体制が、私は問題だろうというふうに思います。

それから、順位を上げるためにどんな対策をしているかということであると、過去の学力テストの問題を使った対策というのもほとんどの自治体でやられています。このみえスタディ・チェックもそうですね。成績が上位のある県では、4月の始業式がありますね。4月中旬に全国学力テストがあるんですけども、始業式からそのテストまでの間の授業中に過去の問題を取り組むという、徹底してやるわけですね。それが9割に上っている。うち14回以上繰り返して解かせている学校が1割あるという報道をしております。

先生が言うのは、4月に入ってから教科書が開けないと。要するに、本来4月に入れば新しい教科書で授業を始めるんですけども、それに入るにはとにかく全国学力テストが終わらないとやれないという嘆きが聞かれるというんですね。

やっぱりこの福井県議会の意見書を読みますと、日本一であり続けることが目的化し、本来の公教育のあるべき姿が見失われてきたのではないかと、検証する必要があるというふうに指摘をしておりますけれども、本当にそんな状態が全国で起こっているのではないかなというふうに思います。この議会でも、議員から学力テストの順位についての議論とか、いろいろな議論がありますけれども、例えば平成29年の結果を見ますと、都道府県の順位が出ています。正答率、正しい答えがどれだけ書けたかという、三重県は34位なんですね。この正答率が1%アップすると19位になるんです。わずか1%正答率が上がるだけで順位が19位になるんです。もう1%、つまり2%上がると8位になるんですよ、これから見ると、つまり正答率も、分布表を見ましたけれども、正答率64%、36位ですけども、ここから正答率66.7%、わずか3%の範囲内に32都道府県がひしめいているんです。だから、本当にわずか1%の動きで三十何番であったり、8番であったりということになるんですね。

そこで1つお答えいただきたいと思うのは、この全国学力テストの正答率を、例えば1%上げるということは、どれぐらいの児童・生徒の正答率が上がれば、そういうふうな結果をもたらすことができるのかということをお聞きしたと思うんですが、いかがですか。

○議長（西川憲行君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

仮に学力テストの対象者を小学校6年生、中学校3年生、四百数十人でありますので、それを500人とした場合、問題数によって若干の差はありますが、10問の問題数があったとしたら、その500名のうちの1割に当たる50名があと1問正解をすれば、正答率は1%上昇するという計算になるかと存じております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今の答弁でわかってもらったと思うんですけども、受けた人の1割の子が1問だけとりあえず

正答率を上げれば順位が上がるんですよ。だから、今、三重県34位と言いましたけれども、これが19位になるんですよ、わずかそれだけのことで。こういういかに順位というのが、私はテスト自体も教育長が言われたように学力の特定の一部しか見ないという問題もありますけれども、順位が出ると、その順位がひとり歩きするんですよ。だけど、中身を見ると、わずかそんなことなんですよ。本当に、これは学校の先生に聞きましたけれども、たまたま学力テストをやる直前に習った漢字が出ることもあるんですよ。そうすると、その漢字はびしっと書けるんですよ。そういうこともあると言うんですよ。だから、こういうことも含めて、本当にこの順位でもって一喜一憂するということとか、それから順位を上げるためにとにかくほかのことをほってでもやらないかんというような風潮というのは、本当にこれは改めるべきだろうというふうに思います。

最後に、先ほど言われました福井県議会の意見書を生かして、今度レディネステストは中止したというふうに教育長言われましたけれども、それ以外に何か見直しを考えてみえることがあれば、この県議会の意見書を受けてあれば、お答えをいただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

福井県の意見書の内容として4点、議員ご指摘のとおり上げられておりますが、1点目が過度の学力偏重は避けることということでありまして、過度の学力偏重は避けたいとは認識しておるところですが、それが今、県の平均ポイントを言われましたが、また県と市が大きく異なるところがありまして、三重県は小学校が昨年度より下がったということで、市町教委、現場の小・中学校、特に下がった小学校に努力する旨の発信がなされておるところでございますが、亀山市におきましては小学校はやや上昇傾向にあり、中学校がしんどい状況にあります。だから、県教育委員会の言われることをそのままのみにしていることはなく、そのように亀山市は県と実態が違いますから、亀山市は亀山市独自の取り組みを進めてまいりたいということを宣言しておるところでございます。したがって、実態に合った取り組みを進めてまいりたいと考えています。

今、1ポイントの話がされましたが、中学校で5ポイントから10ポイント、もし開きがあるとするならば、高校進学に影響を大きくしてまいります。その点には留意をしましてまいりたいと考えておるところでございます。

また、2点目、3点目、4点目という、あと残りの3つの指摘がありますが、現場の負担感につきましては働き方改革全体の視点から、また部活動指導については部活動指導員、県下で初めて他市にも市単で導入というところも二、三あるとは伺っておりますが、亀山市も市単で部活動指導員を配置するとか、先ほど申しました発達障がい傾向のある子へのきめ細かな対応、カウンセリングマインドによる生徒理解の徹底、そのあたりに重点的に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ぜひ、この意見書を参考に組みんでいただきたいと思います。

最後に、私、この県議会の総務教育常任委員会の委員長さん、これは県会自民党の議員さんなんですけれども、2月25日の赤旗の日曜版に見解を、コメントを寄せられていますので、少し紹介

したいと思います。このように言ってみえます。

福井県は、学力日本一ではなく、学力テスト日本一です。学力テストの平均点を上げることにどれほどの意味があるのか。福井県型教育といって新たな施策をどんどん打ち出す一方で、これまでの施策を見直して減らすことをしないため、教員の仕事は常にふえ、学校現場で悲鳴が上がっています。授業準備ができない、蓄積した疲労で授業のパフォーマンスも落ちるとの声も届きました。尋常でない多忙化のもと、教員のストレスは限界に達しています。委員会ではこの状況を解決しない限り、池田町と同じような事件は防げないと考え、教育行政のあり方について意見をまとめました。子供たちには問題意識を持って多様な物の考え方や見方、生き方を学んでほしい。ふるさとを担う人間づくりを目標にした教育を目指すべきですというコメントをされています。非常によく、やっぱりこの意見を出しただけのことはあるなというふうに思いました。ぜひこれを生かしていただきたいということを申し上げたいと思います。

時間が押しておりますので、次の待機児童の問題に移りたいと思います。

これは、要はどうゼロにするのかという問題なんですけれども、私もことしに入ってから何人かの方から、入所申し込みしたけれども入れないんだという相談を受けました。議員ができることではありませんけれども、できるだけ実態を伝えるようにあいいの担当室へ行って、私のところはこういう実態だからぜひ入所したいんだという思いは、やっぱり伝えてもらう必要はあるという話はさせてもらいました。例えば4月に職場復帰をしようと思うと、どうしても保育所の入所が決まらないと4月の職場復帰はできないというような、最近はおじいちゃん、おばあちゃん、私らもそうですけれども、結構仕事している人が多いですね。だから、なかなか孫の守りまでできないという方がふえているというような実態もあるようです。そういうことで、そういう相談を受けたときに、たまたま子ども家庭室のほうへ問い合わせしましたら、去年の10月の時点で亀山市が県に報告した待機児童数は21人ですという答えをいただきました。この内訳としては、0歳児が9人、1歳児が12人ということでした。

厚生労働省が示している待機児童の定義というのがありまして、この定義に基づいて各自治体が数を出しているんですけれども、この定義にもやっぱり問題があるように思います。

そこで、もう時間がありませんのでお尋ねしますけれども、平成25年から29年まで5年間の県へ報告した待機児童数と、それからわかれば、待機児童数とは呼ばないんですけれども、いわゆる保留児童数、つまり保育園に入所できなかった数がわかれば、その数を教えていただきたいと思っています。

○議長（西川憲行君）

伊藤子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

おはようございます。

待機児童の定義というよりは数ということですので、数をお知らせさせていただいてよろしいですか。

平成25年、調査が4月と10月にございます。4月の時点で報告しているのは2名、10月4名。26年は4月5名、10月9名。27年は4月9名、10月18名。28年は4月6名、10月14名。29年は4月6名、10月21名と、このようになっております。

(「保留人数はいいですか」の声あり)

○子ども総合センター長(伊藤早苗君登壇)

待機児童にはカウントされない、いわゆる隠れ児童を含めると、議員ご指摘の平成29年10月1日現在で、以前問い合わせありました124名というのが亀山の保留の状態となっております。その内訳……。

(「25年から」の声あり)

○子ども総合センター長(伊藤早苗君登壇)

それにつきましては、持ち合わせておりますのは28年、29年の数となっておりますので、それをご報告させていただきたいと思うんですけども、124名中、カウントしているのが21名ですので、待機は29年度は103名ということになります。28年度につきましては、入所できているのが170名中……。

○議長(西川憲行君)

服部議員。

○16番(服部孝規君登壇)

ざっと聞きましたけれども、この5年間を見ると、県に報告している数でも一桁台からもう二桁台、20人ぐらいの待機児童になっている。全体的にはふえているという状況があるんじゃないかなというふうにわかりました。それから、保留児童数というふうに市は呼ばれるらしいですけども、いわゆる申請をしたけれども入れなかったという、定義でいくと待機児童には当たらないんですけども、私から考えれば待機児童だと思われるのがそれだけいるということですね。それから、これもですけど、もう申請自体を諦めてしまうという人も中にはいるんですね。そういう人は、もう保留児童数にすら入らないという実態もありますので、実際の保留児童数というのは、私は29年でいえば124人と言いましたけれども、もっといるんだろうというふうに思います。

それからもう一つの問題は、厚生労働省が定員を超えて一定の基準まで入所できるようにしていますよね。例えば今、定員に満たない2園を除く、いわゆる7園の公立保育園、定員の総数が480です。それに対して入所者数の見込み、この2月ですけども、見込みとしては556人です。つまり定員の1.16倍を入所させるようにして何とかしているわけですよ。定員からいえば、オーバーしている人数は、いわゆる待機児童に入るような性格の数になるんですけども、だから保護者の方からよく言われるのは、保育所ぎゅうぎゅうですよ、今。ぎゅうぎゅう詰めですよということをよく私も聞きます。ここにも待機児童問題が隠れているんだろうと思います。

最初は、定義についての質問をしようかなと思ったんですけども、時間がありませんので、私のほうで、定義の中で特に問題があるなと思われるものを上げてみます。

例えば特定の園、保護者が他に利用可能な園があるのに特定の園しか希望しないのは待機児童には含まないとか、それから市が実施している待機児童対策としての待機児童館ばんびに入所している子供は待機児童には含まないと。本来、待機児童対策として建てたところに入っている人というのは、当然待機児童ですよ。それを含まないという。だから、こういう形で、あれもだめ、これもだめということで、本来は待機児童にカウントすべき児童を外している。そういう非常に私はこそくなやり方やと思うんですけども、その結果として、今言われた124人いるのに21人という県への報告になるんですよ。これだけ絞り込めるわけですよ、待機児童。だから、実態とか

離れたものになるということですね。これは本当にこそくなやり方ではないかなというふうに思います。

次の問題に入りたいと思うんですけども、じゃあなぜ亀山市、待機児童がなくなるのか、その原因についてお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

待機児童につきましては、本市のみならず国全体におきましても大きな課題となっているところでございます。

その要因につきましては、まずは利用ニーズに対し保育所等の受け入れ機能が不足していることが直接的な要因となっております。国全体におきましても同様な傾向となっており、保育所や認定こども園など特定教育保育施設を中心として受け入れ機能は近年拡充されているにもかかわらず、待機児童の発生数については大きく減少していないところでございます。

本市におきましても、近年の待機児童の中心である3歳未満の低年齢児の受け入れに特化した小規模保育事業所として、平成27年度にちびっこかめやま園、平成29年度にはかめ愛こどもの家の開設への支援を行うなど、受け入れ機能の強化を図ってまいりましたが、いまだ待機児童の発生をとめられていないのが状況となっております。

こうしたことにつきましては、さまざまな要素が考えられるところではございますが、やはり低年齢児保育の利用ニーズが高まっていることが大きいと考えております。本市の近年における低年齢児保育の利用率を見ますと、平成26年度においては0歳児が15.3%、1・2歳児が38.7%であったものが、平成29年度におきましては0歳児が20.6%で5.3ポイントの上昇、1・2歳児が44.7%で6.0ポイントの上昇となっております。これらの数値につきましては、実際に利用できた方の比率であり、待機児童となった方などの潜在的なニーズを含めると、さらに高い利用ニーズがあると考えられるところでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

もうストレートに受け入れられる保育所の定員が少ないということですよ、要はね。この中の、なぜそんなことになってきたのかということですけども、やっぱり今言われたような話というのは、民間任せなんです。民間で手を挙げてくださいよということしかしていないんですよ。やっぱりここが亀山市の、全国的に待機児童問題ですけど、亀山市の問題ということに限れば、余りにも民間任せというところにあるのではないかなというふうに思います。

この24年間ずっと調べてみましたが、公立の保育園で新築・建てかえをしたというのはないんです。さかのぼっていくと一番新しいのは神辺保育園、平成6年。ここまでさかのぼらないと新築はないんです。だから、この24年間、本当に新築・建てかえをしていないんですよ。部分的な部屋を直したりとか、部分的なことはやっていますけれども、いわゆる本当に建てかえたり、新築したりというのがないんです。

これは、前にも私この場で言いましたけれども、厚生労働省というのは一応建物の耐用年数、こ

これは財務省の基準ですけれども示しています。軽量鉄骨で27年、それから木造で22年というふうな基準があります。

ところが、今の保育所の実態を見ると、最も古いのが加太保育園で築48年です。それから第2愛護園47年、みなみ保育園42年、和田保育園41年、第1愛護園が40年。つまり9園中5園が築40年以上、老朽化という保育園なんです。これに全く手をつけていない。だからほとんどが、関のアスレ以外は軽量鉄骨づくりですから、27年なんです、耐用年数は。もちろん耐震はやっていますよ。だけど、そんな問題ではないんですよ。こういう問題を放置してきたことが、今やっぱりこういう待機児童を生み出す形になってきた。この間、財政力はどうだったかというトップクラスですよ、県下でも。こういうところが、なぜこういうことができなかったということが、結局は前の市長も含めて、保育所について民間任せという問題が私はあったんだろうというふうに思います。

そこで、やっぱり計画的にこういう老朽化した保育園をいつまでも放っておけませんから、耐震化したらいいというのではないんですから、計画的にやっぱり建てかえをしていかなきゃならんと思うんですけれども、市長どうですか、これ計画的にやるという方向は示されていないんですけど、私、総合計画を見ましたけれども、計画的に建てかえをしていくと、現在ある公立保育所をね。そういうような方針は総合計画の中で見当たらなかったんですけれども、そういう計画というのはお持ちなのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

今までに待機児童対策、緊急対策としてさまざまな取り組みを進めてまいりました。それは今ご指摘いただいたようなことであります。ご答弁させていただいたようなことをいたしてまいりました。根本的には、例えば施設の増設、定員の増等というのが、抜本的にこの構造を解消していく大事なポイントになるかというふうに思っております。平成25年に民間なのはな園が十数年ぶりにお認めをさせていただいて、開設の支援をさせていただきました。あとは小規模でしたが、ちびっこかめやま園とかめ愛こども園といった、いわゆる低年齢児の対策を緊急対策でしっかり応援をしてまいりました。

しかし今、民間頼みというお話でございましたが、当然、既に民間保育所、あるいは民間の力も活用しながら、私どもは公的な保育園の整備とあわせて、全体としてこれを解消していくことが極めて重要だというふうに考えておるところでございます。既存の施設規模では不足があると認識も持っておりますし、私どもとしては総合計画、あるいは子ども・子育て支援計画等々で今後もこの充実を計画的に図っていきたいと考えておるところであります。したがって、現在ご案内のように、基本構想の策定を進めております新たな認定こども園の整備におきまして、待機児童の中心となる低年齢児の利用定員を拡充させますとともに、小規模保育事業の拡充促進など、短期的に効果を期待できる取り組みについても検討してまいりたいと考えております。

さらに全体の今後の計画的にということをご指摘いただきましたが、計画的にこれに取り組んでいく必要があるというふうに思っておりますので、子ども・子育て会議やこの議論も踏まえて、

私ども対応してまいりたいというふうを考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

結局、民間が手を挙げてくれたという話も出ましたが、私は民間を否定するわけではないですよ。民間にもそれはもちろん協力いただく。やっぱりそれとあわせて、公立保育園がこんな状態なんですよ、築40年以上の保育園が9園中5園もあるというような状況。これは放っておけないですよ。いつまでそれじゃああの保育園に仕事をさせるんですかという話ですよ、これ。

やっぱりさっきセンター長が言われたように、0歳、1歳、2歳という小さな子供がふえていますよね。そうすると昭和の時代に建てた保育園ではそういう対応ができていないんですよ、建物の機能として。だからそういう意味でも、今の保育所を建てかえる必要性があるんですよ、これは老朽化以外の問題で。だからそういう意味では、今の要望に応じたような保育所に建てかえるという意味も含めて、やっぱり公立保育所の建てかえ、ぜひ計画を市長、示してください。総合計画を読みますと、就学前教育、保育施設の再編と最適な配置の検討を行いますと書いてあるだけなんです。これでは何年かかるかわかりません。

私は最後に言いたいんですけれども、この待機児童の問題というのは、親にとっては一年一年が勝負なんです。だから、3年後にできます、5年後にできます、10年後にできませんでは困ります。だから、もしこの1年以内にできる手だてがあるんなら打っていただきたい。そのことによって、今本当に4月からどうしようと考えている親がたくさんいるわけですよ。毎年毎年そういうことを考えるわけです。だから、そういう親のためにも今すぐできること、手だて、たとえ10人ふやす、5人ふやすでも構いません。公立保育所をどういうふうにかして、そういう定数をふやしていくのかということを考えていただくことを申し上げて質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時50分 休憩）

（午前10時59分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 新 秀隆議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

おはようございます。

本日、通告に沿って一般質問を進めさせていただきます。

公明党、新でございます。

本日は、子育てと子供の成長を考える環境の充実についてと、こちらは3点ほどに分けて、そして2点目としましては、快適さを支える生活基盤の向上についてということで、2項目ほどに分け

て質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、今回さまざまな方向性から放課後児童クラブについてお伺いしたいと思います。

中盤より後半については、昼生地区にめでたく小学校地区内にできるというふうなことを示していただきました。それについて、まず1番目といたしまして、全体的な関係でお伺いいたしますが、放課後児童クラブの設置場所等についての定義的なもの、この辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

4番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

設置場所につきましの規定等は特にはございません。現在、設置されております放課後児童クラブ施設につきましては、地域の実情や特性等によりまして、小学校の周辺の民間施設や小学校の敷地内などに設置しているところでございます。

今回、昼生小学校区の放課後児童クラブを小学校の敷地内に整備させていただくことにつきましては、平成27年8月に昼生地区まちづくり協議会と運営委員会の連名で放課後児童クラブ専用施設を小学校敷地内にとの設置要望をいただき、検討してまいりました。放課後児童クラブにつきましては、亀山市子ども・子育て支援事業計画の考え方に基づき、先ほどお話しさせてもらったように地域の実情や特性等を勘案し、公共施設の利用など公的関与を行うとともに、必要に応じて民間力を活用することとしているところでございます。

昼生小学校区につきましては、小学校周辺は農地であり、現在、昼生小学校区放課後児童クラブが立地しております小学校から比較的近い地域周辺におきましても、放課後児童クラブに活用可能な公共施設や民間施設がなかったところでございます。また、昼生地区コミュニティセンターに隣接します旧昼生小学校の跡地につきましても検討いたしました結果、昼生小学校敷地を選定したところでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

ただいま、伊藤センター長より放課後児童クラブの設置についての定義的なことということで、特にはないということで、私も市内地域の方から名乗りを上げたいという方々にもちょっと資料を提供させていただいた折にもありましたんですけど、亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例というふうなものが数枚にわたってありました。いろいろ探してみますと、確かにセンター長のおっしゃられたように、こういうところでないといけないとか、当然崖地とか急傾斜地とか、そういう地盤の悪いとか、そういうところは常識的なことで避けていくとは思いますが、特に条例的にはなくて、見させていただいた中で該当してくるのが、最低基準と放課後児童健全育成事業者に対するどういう心得かというふうな指針的なものですけど、こちらにつきまして、常に設備及び運営を向上させねばならないとか、また市長は云々という流れの中で、そういう設備とか運営を向上、特にやっぱり運営面について結構うたわれてはおるんですけど、そういう中で、2番目の項目にある危機管理についてというふうなところを含めて、私、確かに子供さんが学校を終わって長い道のりを歩いて、そして施設に移動するというよりは、やはり

学校施設に近い場所、今回、昼生小学校の場合は敷地内ということで、非常に台風とか、そういうのでなくても雨が降ったり、雪が深かったりとか、ハリケーンのような暴風雨でなくても、やっぱり小さい子が傘を差して風に吹かれて溝に落ちたりとか、そういうことも考えると、やはり近いところがいいと思います。

ただ、以前にも、昼生小学校の前には中ノ川という川がございます。これ2年ほど前でしたか、川がかなり氾濫して、道にまであふれるかあふれないかというぐらいになったときに、やはり昼生小学校も避難所としてきちんと認定はされておるんですけど、橋を渡ることがちょっと危険なことがあったということで、現立地されている施設の隣の旧昼生小学校跡地が安全やないかというところもありましたけど、先ほど来からも申しておるように、やっぱり学校に近い施設ということを考えて、非常にそちらもなかなかいたし方ないというか、賢明な措置なのかなど。また、地域の方の声もしっかりと聞いた上で、現地区のところ設置されるというふうになりました。

そういう中におきまして、安全性のところでは、この条例を見ますと、9条の第4項にもあるんですけども、専用区画地等は衛生及び安全が確保されたものでなければならないと。そして、施設の運営をいかに安全に行うことによって、子供さんの安全を守り、そして保護者の安心感を高めていくというふうなことに繋がっていくと思うんですけど、こういうところにつきまして、なかなか危機管理として、情報というのは、学校、そしてこの施設にどのように伝わっていくかということが大事だと思います。以前、総務委員会で視察させていただいた中では、非常に高性能なレーダーを有している企業がありまして、そういうところと市と契約をしたりとか、そしてきめ細かな情報といいますか、事前の早い情報を察知するというふうな努力をされている市もございました。

そういう面につきまして、亀山市として、やはり今後ないとは言いませんけど、せんだってからのゲリラ豪雨とか、そして爆弾低気圧とか、いろいろ想定を超えるような状況にも、この昨今はそのような危惧する状態になってきております。そういう中におきまして、亀山市として危機管理としてサポートできる所といたしますか、この件についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

先ほど議員申されましたように、台風を特化して考えますと色々な状況下でございます。このごろ台風外でも線状降水帯というような言葉が発せられますように、かなり情報を持っての対応を図っていかなければならない状況下の中ではございますけれども、先ほど事例的に申されましたように、今回、昼生小学校におきまして放課後児童クラブ開設ということでございます。その中で防災体制ということを考え、また台風・大雨に特化して考えますと、通常大雨警報等が発令されるわけでございますけれども、これに関しましては、ご承知のように事前に雲の動きであるとか、降水量の予測、また国土交通省の川の情報ということで、中ノ川にございます、鈴鹿市の三宅にございますんですけども、その河川の水位状況、また私どもが今持っております市内に1キロメッシュなんですけれども、土壌の指数など、そういったあらゆる情報を用いて我々が判断させていただく中で、ここからなんですけれども、保護者のご理解とご協力も得ながら、学校長、児童クラブの開設責任者、教育委員会等の協議の中で意思疎通をもって児童の安全を第一に考え、防災行動ができるよう情報伝達をしまいたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

ただいま井分局長のほうからも、サポート体制として1キロメッシュということで、碁盤の目に1キロ毎のそういう管理をしていくという情報を、学校、そして放課後児童クラブの運営責任者等々と連絡をとってやっていくと。

さて、そこで受ける側として、今回ちょっと小学校のことは置いておきますんですけど、放課後児童クラブの責任者の運営について、その情報を受けた後にきちとした体制が、条例的などところで何項にもいろいろ出ているわけなんですけど、これを実際、まだでき上がってはいないんですけど、亀山市全体のことを考えて、情報が入ったときにどのような形で児童、そしてまた保護者に伝達が行き、放課後児童クラブというのは子供さんを親に引き渡すというきちとしたそういう決め事もございます。そういう面につきまして、子供さんの親が急遽連絡がつかないとか、その時間まで預かっておいて状況が好転すればいいんですけど、悪天候がまたひどくなってくるとか、そういうことも懸念されますので、迅速な対応がとれるのか、その点がちょっと懸念される部分でございますので、この管理・運営体制について、危機管理面を重視してお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

放課後児童クラブにおきます危機管理につきましては、自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態や非常事態、不測の事態に対応するため危機管理体制を構築していただいておりますとともに、職員の皆さんには必要な訓練等を行っていただいているものと認識しております。

台風等風水害の場合は、台風の進路を事前に十分把握し、災害を最小限にとどめる措置を講じるとともに、台風接近時及び台風通過後においては放課後児童クラブ内外をパトロールし、災害状況の把握に努めるなど、適正な措置を講じていただいております。

連絡体制につきましては、緊急事態や非常事態、不測の事態が発生した場合は、遅滞なく適正な措置を講じていただきますとともに、担当部署を初め関係機関と連携を密にして進めていただいております。

また、昼生小学校区放課後児童クラブ特有のマニュアル等は現在のところはございませんが、今後、運営者の皆様と協議してまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

今後のマニュアルを精査していくということでございますが、全体的な話でお伺いしますが、やはり学校がやっておるときなら先生方も見えると思うんですけど、ところによっては土曜日学校が休みとか、そういうときにも児童をお預かりするという施設の運営につきましても、小学校がお休みでもきちっと運営ができていくかということも、私ちょっと心配なところなんですけど、この場所の今後の考え方についてですけど、先ほどある程度触れていただきましたんですけど、こちらにつきまして具体的に放課後児童クラブを整備していく中につきまして、健全な教育を図るという面

につきまして恒久的な形で市としてどのようにお考えをお持ちなのか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

放課後児童クラブの今後の考え方ということで、放課後児童クラブにつきましては、先ほど議員おっしゃってみえたように、小学生児童にあつて、保護者が労働等により昼間家庭にいない者に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業ということでございまして、この趣旨に沿いまして、子供が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整えた放課後児童クラブ施設を整備してまいりたいと考えているところでございます。

その整備の考え方につきましては、亀山市の子ども・子育て支援事業計画を踏まえて、それぞれの小学校区の地域の実情や特性等を勘案し、もちろん危機管理面のことも十分踏まえた上で、十分公共施設利用等、公的関与も行いながら民間力も活用し、児童にとりまして安心・安全な居場所となりますよう、放課後児童クラブの適切な整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、放課後児童クラブももちろん子供たちにとって安心・安全な場所として整備していくんですけれども、あわせて長期休暇子どもの居場所づくり事業も引き続き実施することで、夏休み等の長期休暇中におきます子供の安全な居場所を確保しますとともに、保護者が安心して就労等できる環境を整備してまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

ご答弁ありがとうございます。

そんな形で、確かに夏休みとかの長期のことも今ご説明いただきましたが、そういう中で子供さんをしっかり安全に預かり、その中で、やっぱり今、家庭の働き方改革というのいろいろ出てきております。その中でしっかり安心してお仕事もできて、家庭も施設も円満にいていただくというのが一番の望みだと皆さんも望むものでございます。

以上で、こちらの件は結構でございます。

それでは次のところに移らせていただきますんですけど、以前から、空き家・空き地関係につきまして、空き家等ということで条例も定まってきてはおるんですけど、現状といたしましてまだまだ、今回、空き家・空き地対策の中で、空き地の管理ということと空き家の敷地管理。家というのは、かなり灯油が漏れてきて外まで出ておるとか、そういう場合でしたらしっかり入っていけるんですけど、ただ草が生えておるだけでは地域の方が、結構自治会長さんが主になって地権者との話し合いで草を刈っていただいたり、またシルバーさんをお願いして刈ってもらったりとか、そして地域で皆様の出会いの中で草を刈って、非常に地域の環境をよくしていると。やはり隣接するおうちがあるところ、団地とかそういうところでございますんですけど、非常に近隣の方、そして地域全体を考える役員の方も非常に心配される場所ではございます。

このことにつきまして、やはりまだまだ空き地については他市の、あえて市の名前はここでは申しませんが、いろいろ条例的には上がっているんですけど、なかなか空き地についてはうまくい

ってないというふうな、調査させていただくとそういうふうな内容もございました。

そういう点につきまして、敷地内の空き地について今現在どのような対応で進んでいるのか、行政の運営についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

空き地並びに空き家の周辺の草の件ということで、ご答弁させていただきます。

まず空き地につきましては、これまでも申し述べさせていただきましたように、基本的には土地所有者が明確な場合には土地に対する管理責任が土地所有者にございますので、所有者が除草・伐採などを行っていただいているというところでございます。

行っていただけない場合につきましては、そういう場合でも所有者には財産権がございますので、市や自治会等第三者が所有者の承諾なしに除草・伐採などを行うことができないというのが現状でございます。

現在、雑草・樹木が周辺の住宅や道路に悪影響を与えている場合につきましては、まず先ほど議員おっしゃられましたように、地域の問題として自治会で対応していただいておりますが、自治会で処理ができない場合につきましては、まず周辺住宅への悪影響がある場合には環境産業部から土地所有者へ、また道路の通行に支障がある場合には建設部から土地所有者へ連絡して対応しているところでございます。

また、雑草が枯れ草となって火災につながるおそれがある場合には、消防署から指導を行っているところでございます。

現在のところ、これらの指導により、空き地の雑草・樹木につきましては、所有者にご理解をいただき、対応している状況でございます。また、空き家につきましても同様の状況でございますが、空き家対策条例も設けましたので、空き家に対する周辺の草等が周りに影響を及ぼす場合には、条例の指針に基づき指導等を行っていきたいというところでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

部長のほうからご報告いただきましたが、まだまだ土地の除草関係については厳しいものがございます。私も何度かこの場でお話を上げさせていただいたと思うんですけど、やはり草木が道まで出て車を傷つけたりとか、ガラスが割れたりとか、そういうのはきちっと民法上も土地管理者の責任というのはいたわれておるわけでございますんですけど、なかなか草が出ておるだけでは、また敷地内で鬱蒼としておる状態だけではなかなか環境、そしてまた消防関係から苦言していただいても、本人としてはなかなか思うような形にはしていただいております。過去にございましたんですが、やはり線路の枕木のようにシロアリがついているようなものを置いて、これを宝物と言われたらそりゃあ皆さんは何とも言いようがないんですけど、そういう中で、隣接する家の方なんかなかなかいたたまれない状況で過ごしておられたというふうなこともここで申し上げた記憶もございます。その面につきまして、やっぱり環境、そして消防というような形であるんですけど、まずは土地の空き家・空き地という管理は、今、建設部でやっておるんですけど、もう少し厳しい方向

性というのは、まだお考えはございませんのでしょうか。厳しい処置といたしますか、その点について。

○議長（西川憲行君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

きちっと対応なされない場合等どうするのかということだと思いますが、対応いただけない場合につきましても、管理責任者につきましても所有者にあるということから、引き続き所有者に対して対応いただくように指導を行うということになります。しかしながら、空き地の雑草や樹木が及ぼす悪影響が大きいにも関わらず、所有者に対応していただけない場合や、あるいは逆に所有者が不明で対応ができない場合などのケースが発生することも想定されます。そういうことで、今後につきましても他市の対策等も参考に、空き地対策全般においてどういう対応がとれるかというのは研究をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

そういうふうな他市の状況とかを見て、今、部長のほうで研究していただくということでございますが、本当に今、そういうペナルティーではないんですけど、土地に対する近隣の人の住居を安定・安心させるためにもそういうのを考えるべきだと私は思う次第でございます。今のところ、方向性としては条例的なものはないということですが、ぜひその点につきましてもしっかりと検討して、また地域の声をしっかりと受け入れていただきたいと思っております。

その次でございますが、重要伝統的建造物群保存地区内の空き家管理についてでございますが、平成26年12月に重伝建選定の30周年を迎えたのが皆さんの記憶にもあると思うんですけど、もう31年になりますと35周年ということになってまいります。そのことにつきまして、今後も、今現在も第2次亀山市総合計画の中でも、前期基本計画のほうでも、やはり今後も地区の保存のために継続して修理・修景に取り組んでいくとともに、歴史的景観、生活環境の両立を図るというふうにもうたわれてきております。

こういう中におきまして、関の山車会館が合併特例債を利用していよいよ形をあらわしてくるとい状況に来ております。教民のほうで管内視察でも行かせていただいた、昨年であるんですけど、やはりどこの家がどうのこうのということはおえて控えさせていただきますが、やはりそういう立派なものが今後できてくるということに対しまして、そしてまた伝建地区の35周年を迎える時期も来ております。その中で、町並みにおきまして非常に家屋の倒壊まではいかない、実際には私の知り合いの家の敷地に隣の家が倒れてきて、まるで地震だったかと思うぐらい、誰も子供さんも歩いていないときでよかったですと思います。また、それこそ自治会長からお声がけいただいて飛んでいったら、まちの人の歩く場所に瓦が落ちてきて割れていたと、これまたま人がいなくてよかったですけど、本当に危険な状態というのは、立派な建物なんですけど、朽ちてきているのはいたし方ない状況でございます。こういう中におきまして、この空き家を管理するという面につきまして、瓦が落ちてきたというときには、市のほうに連絡したら、嶋村さん、当時室長の指示で網を持ってきて瓦が落ちないように応急的な処置はしていただきました。でも、今後、山車会館も立派なもの

ができるという周りで、そこだけぴかぴか光っていて、周りはしっくい白塗りのところももう剥げて壁が出て、そして瓦も落ちてくると、その安全性に欠ける面がある。これから観光客の方もたくさん来ていただくと、それを狙いでいろんな施策も来ております。

その中におきまして、空き家になってなかなか管理をしていただくのが難しいという中で、助成金もちろんあるんですけど、市としてただそれだけでいいもんだらうかという点につきましては、一度行政の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村文化振興局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

関宿の重要伝統的建造物群保存地区内の空き家の管理についてでございますけれども、伝建地区ということで、国の文化財にはなっております伝統的建造物でございますけれども、基本的に個々の建造物の管理はその所有者・管理者が行うということを基本としているところでございます。反面、伝統的建造物群保存地区内においては、老朽化した建物を取り壊したいというふうなご要望であっても、基本的にはその取り壊しについては許可ができないという状況がございます。そうした中で、伝統的建造物群保存地区の建造物については修理・修景事業に対する補助金の制度を設けるなどして、大多数の所有者・管理者の方々については、たとえ空き家でありましても、こうした制度を活用する中で適切にご管理をいただいているものというふうに考えておきまして、市といたしましても個々の所有者・管理者の方々に適切な管理を呼びかけるという取り組みをしているところでございます。

適切に管理されないまま放置されております建物については、やはり個々にその理由というものがございまして、その中でも特に大きなものが、相続等によりまして権利者が把握できなかったり、あるいは多くの権利者がいらっしやる中で適切な管理に向けての行為というものがなかなか行いにくいという状況にあるというふうなものもあるかというふうに聞いております。特にこうした場合については、権利者の方々が保存地区内にお住まいでないという状況も多々あるというところでございまして、そうした状況の中で老朽化がどんどん進んでいっているというふうなことも現実にあります、非常に憂慮しているところでございまして。

ただ、対策といたしましては、やはりまずは権利者と管理者をはっきりさせた上で、個別に直接的に働きかけをしていく必要があるのかというふうに考えているところでございます。特に近年では、保存地区に移り住みたい、あるいは店舗等として活用したいというふうなご要望もいただいているところでございます。こうしたものを結びつけていく取り組みというものが大事になるのかというふうに考えておきまして、庁内各部署はもとより、商工会議所でありますとか観光協会などにも連携をしていただく中で、幾つか近年では成功事例と言えるような空き家の活用事例も出てきているところでございます。こういう成功事例を積み重ねる中で、適切な管理に向けての意欲でありますとか、修理・修景に向けての意欲というものを高めていくということが大事かというふうに考えておりますし、空き家解消とあわせて地域の振興も図っていくというふうな考え方の中で、空き家には対処していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

さまざまな研究もしていただいておりますが、実際、町並みの道に面した玄関口というか、そんなようなところは確かに補助的なものもきちっと明確に金額的な割合とか、補助割合といいますか、それも表現されておるんですけど、私の昔からの先輩たちが話の中で、小学校・中学校の先輩が今は遠くにおりますけど、やっぱり関に帰りたいと。そういう中で、町並みのようけあいておるところがあるけど、勝手にさわれやんのやろうというふうな、そういう中で、やっぱり住むためには家の表面、玄関口だけではなく中の修復もしないと、住むということに対してはかなり厳しいものがあると。

そういう面につきまして、全体的な、またそこで亀山に移り住んでいただく、Uターンの方とかも含めて、そういう補助的なお考え、今後についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

改修についての支援のことをございますけれども、近年、空き家等の売買等が幾つかございまして、実際に空き家を買って生活をされる、あるいは店舗として改装された例なども出ておりますけれども、そういう場合には、やはり建物そのもの、土地そのものを売買されるということとあわせて、その後どういうふうに修理・修復をされるかというふうなこともあわせてご検討いただく中で、実際に売買が成立するということをございます。そういうときに、やはり補助制度があるということについては、新しく入ってこられる方にとっても一つのメリットとして捉えられているのではないかというふうに思うところをございます。

また、現状の補助制度においても、伝統的建造物については構造軸部、構造にかかわる部分については、外から見えるだけでなく、やはり建物そのものを維持するために必要ということで補助の対象などにもしているところでもございまして、そういうふうな啓発も含めて有効にご活用いただければありがたいなというふうに思っております。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

確かに、今回の予算決算委員会の提出資料の中にも、資料4とか8にも、その辺の伝統的建造物群だけではなく、いろいろ補助的な詳細も出ておりますので、また私自身も勉強して、またこの予算決算委員会でもしっかり詰めていきたいと思っております。

そういう中におきまして、最後のところをございますけど、今回も教育民生委員会の提出資料の中の3項目めにもございますけど、今回の関の山車会館の整備事業における管理・展示棟の工事の概要ということで、以前からもちょこちょこ出していただいていたんですけど、今回建物が南の道より若干セットバックしてやるということは、私も以前、他の議員もいろいろ提言の中で、やはりメインの道だけで、極端に言うと私らも日曜日とか土曜日にも走るわけなんですけど、観光客から非常に何でこんなところを車が走るのやというような目で見られることもあります。そしてまた、緊急車両とかその辺もやっぱり裏道は狭いもんで通れないということなんですけど、今回の図面でいくとセットバックしているということは、ある程度この道の確保も考えての上のことか。そして

また、今回お伺いしたいのは、今現在、過去から関町のときからも、私はそのときは当然議員ではございませんが、当時からの方の話では、やっぱり山車会館の裏の南の道の拡幅についてもさまざまな議論が繰り返されてきたというふうにも伺っております。

そういう中におきまして、これまでの背景等、そして今後のことについて、やはり裏の道をつくることによってそこで駐車場ができれば車も入る。そして、通常の町並みは一切車は走らないで安心して観光客の方にご見聞いただくというような思いも感じているわけなんですけど。

さて、最後にこの点につきまして、南側の道路整備についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

関の山車会館南側に当たります道路の整備でございますが、この整備事業につきましては、合併当時に旧関町より引き継ぎをいただきまして、前回の第1次総合計画の前期基本計画におきましては主要事業として進めていた事業でございます。しかしながら、事業を進める中で地域の皆様の合意が図られず、残念ながら主要事業から一旦除外をさせていただくことになり、現在に至っているという状況でございます。

現在の状況といたしまして、地域の合意形成が図られていないことから、起点から終点までの道路事業につきましては困難な状況でございます。

今後の進め方でございますが、当該地区につきましては、第2次亀山市総合計画の第1次実施計画の中で、地籍調査事業の中町3地区として新年度、来年度より現地調査に着手し、31年度には測量を行ってまいる計画でございます。その際には、該当する道路、五・六番町南線でございますが、これにつきましては、住宅建築時のセットバックのための中心線の立ち会いも行いながら、狹隘道路事業として合意形成が図られた箇所から部分的に改良をしていくという方法が、現時点では適しているのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

今ご説明ありましたように、過去から、関町時代からの引き継ぎということで、その辺は認識はいただいております。やはり緊急車両というか、その点につきましても非常に大切な道だと思います。私も自治会長、お一人、お二人お伺いする中では、確かにあれば便利だし、要望も地域の方もあります。そういう中で町並みの方の意見も聞くと、そりゃあ無理やろうというふうな意見を持っていはる方とか、時代が変わることによって地権者も持ち主もかわっていくという中におきましては、やはり要望としては非常に高い声を私伺っておりますので、ぜひ南側のもう一本道ができて、安心・安全のまち、そしてより観光客にも安心してまちを散策いただけるような、そういうことがあるべきだと思っております。その意見を含めまして、今後お願いを申し上げて、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

4番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

(午前 11時42分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 今岡翔平議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

通告に従い、一般質問をさせていただきたいと思えます。

4項目、今回はテーマとして上げさせていただきました。能褒野地区における農用地区域除外、市内小・中学校の空調整備について、昼生小学校に新設される放課後児童クラブについて、城東地区コミュニティセンターについて、4点上げさせていただいたんですが、通告どおり順番に行きたいと思えます。

まずは能褒野地区における農用地区域除外についてということなんですけど、6日の櫻井議員の代表質問でも展開させていただいた内容なんですけれども、こちらの地区の皆さんからご要望をいただいて、私たちの会派が市政報告会を開催させていただきました。具体的な地域における課題があるんだと、その話について話を聞いてほしいというふうなことで聞かせていただいたのがこのテーマになってくるわけなんですけれども、代表質問で櫻井議員は、除外ができないのか、その土地に関して除外をして、農用地以外の使い方を探れないかということで質問を展開されていたんですが、私のほうからは、その質問の答弁などを踏まえて、少し別の観点で質問を展開していきたいと思えますが、まず、大前提として市長にお伺いをしたいと思えます。

憲法とか持ち出すと大変な話になってくるんですけども、多分生きている人、私たちは特に市民ですね、持っている土地、財産に関して自分の思ったとおりにその土地や財産を使うことができるんだということが憲法、あるいは大まかにいろんな、誰でも認められているというふうに考えることができると思えますが、今回のこの土地に関する課題ですね。まずは、それぞれ土地をお持ちの方々が、自分たちが思ったとおりの土地の使い方ができない、さらにその説明に納得がいない、そういう市民が存在しているという現状について、市長はどのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（西川憲行君）

1番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今岡議員のご質問にお答えをいたします。

議員もご承知のとおり、憲法とおっしゃられましたが、この各種土地利用にかかわります法令等におきましては、公の利益の確保や都市計画と農林業や環境保全との健全な調和を図るために、土地利用上の制約が、いわゆる個別法等々で課せられておるところでございます。これはご案内のとおりでございます。

そのことから、今おっしゃられましたが、たとえ個人所有の財産でありましても、その位置や用途によっては土地利用上の制約がかかり、所有者の希望どおり使用できない、あるいは処分できな

い等の状況があるというのも事実でございます。

その一方で、近年の国の土地利用政策におきましては、不在地主等によりまして遊休地となった土地を有効に活用できないなどを理由にいたしまして、いわゆる規制緩和によりまして法令改正が行われているという一面もございます。しかしながら、これは能褒野地区に限りませず、市内の農業振興地域の農用区域におきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、優良農地の確保と効率的な農地利用を図ることを目的として設定された区域でございますので、現行の法制度におきましては、最終的に法令等で定める基準に基づいてその土地利用の妥当性が判断できない限り、個人所有の財産であっても他の用途として使用することができないというのが現状でございます。

一方で、一昨日も申し上げましたが、そういう法令の縛り、現状において納得できない国民、市民がおる現状についてどう思うかということでございますので、私どもはこの間、関係者の皆さんと本当に長い年月、丁寧に対話やいろんな協議をさせていただいて今日に至っておるというふうに考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

そういった誰もが、個人のその財産という考えのほかに土地利用、自治体としての土地利用であったり計画の部分で、必ずしもそういう場合ばかりではないと。この地域におけるケースにおいては長年にわたって、恐らく12年とか、13年とか、10年近く。もちろんそのときは市長じゃなかったと思うんですけども、ある程度長い年月をかけて丁寧に対話をされてきたというようなご答弁をいただいたと認識いたしました。

では、具体的に入っていきたいと思うんですが、1番の地域の方とのこれまでの情報交換についてと、2番の地域の方の要望をどのように捉えているのかということなんですが、先日の代表質問の中で、櫻井議員にも答えていただいた中で、農業で生計を立てていきたい、農業でこれからもやっていきたいんだと思う方もいらっしゃるんだというようなご答弁をいただいたんですが、これは実際どれぐらいの割合だと考えられていますか。何軒とかまでわからなかったとしても、具体的に市として地域の何割ぐらいの人が、どれぐらいの人がこういう意見で、逆にどれぐらいの人が違う意見でというのを把握されているのか、そのあたりお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

能褒野地区で農業でやっていきたいと考える方がどれぐらい見えるのかというお話ですが、農家の方に直接伺ったわけではございませんが、日ごろ地元の代表者の方々とこの地区の今後の農業に関するお話を伺った際の状況から推察いたしますと、今後も農業を続けていきたいと言われている方はいらっしゃるものの、それほど多くないという認識でございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それほど多くないということは、逆に大半の方が農業で生計を立てていく、農業を続けていくことは難しいということをはっきり認識しているということですのでよろしいですか、市としてそういうふうな考えであるという。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほど割合というようなこともおっしゃいましたけれども、割合がどれぐらいかというところまでは、先ほど申し上げたように、直接伺ったわけではございませんので把握はしておりませんが、それほど多くないということは、多くの方が逆の立場であるというふうに認識しておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ということは、その地域の方々が主にどういう思いかということは、そのように把握されているという答弁からわかるんじゃないかなと思うんですが、どんどん行きたいと思うんですけれども、3番目の除外の判断を、昨年、市長が地域の代表の方のところへ伺って、最終的に除外することは難しいということをおっしゃっていただいたということなんですが、改めて、この除外できないという判断をしているのは亀山市なんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今のご質問に関しましては、先日の櫻井議員の代表質問でもお答えをさせていただきましたが、農用地区域を除外するに当たっての手續の話でございますけれども、最終的には関係法令等に掲げる要件を全て満たすとともに、県知事の同意が必要となりますことから、除外に関する相談があった場合には、その案件ごとに県担当部署に相談をいたしておるところでございます。そのことも踏まえ、除外の目的・計画等が明確となっており、かつ市の土地利用に関するその他計画との整合が図られ、その妥当性が判断できるものについては、関係法令及び県の事務取扱要領によりまして、市の農業振興地域整備計画の変更につきまして県知事に協議し、知事の同意が得られた場合のみ計画が変更され、農用地区域から除外されるといった内容でございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

では、除外の判断、責任というのがどこにあるんだということをお答えいただいたんですけれども、5番目の項目に移っていきたいと思うんですが、何とか別の土地利用ができないかと、除外ができないか、別の土地の利用ができないかということで櫻井議員は質問を展開していったわけなんです、それはできないと。ということは、農業をやってください、農用地として、農業振興地として使ってくださいというような市の思いというか、ある意味、そういう押しつけになっている部分もあるんじゃないかなと思うんですけれども、そもそも私たちが市政報告会で伺ったご意見の内

容として、もうできないんだと。自分たちの代でやっときさ、若いころと違って年も重ねてきたし、本当に一生懸命やってはいるんだけど、なかなか前みたいに、昔のように続けていくことは難しいし、まして跡継ぎを立てることなんか難しい。本当に八方塞がりです。なに土地の利用について除外がされないということなんですけれども、つまりこうなんです、そういうふうにして土地を使ってくださいということは、その土地の地域の人たちに対する農業振興のフォローが必要になってくるんじゃないかなと思うんですが、そのあたりは、つまり報告会でもはっきりと、そういうふうにして除外しないと言うわりに、農業に関して何もフォローがないというようなご意見もはっきりいただいていたんですが、そのあたり、具体的にどういったことをこれまでしていただいたのか、お伺いをいたします。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

少し古い話になりますが、能褒野地区の当初の経緯から少しお話をさせていただきたいと思えます。

当地区につきましては、戦後、飛行場の跡地に開拓ということで入植されまして、開墾された農地で、黒ボクの畑作に適した優良地であることから、昭和56年と平成6年前後には開拓地整備事業を実施いたしまして、道路拡幅とか舗装整備、側溝整備などを行ってまいりました。また、昭和60年には花木産地総合整備事業によりまして、土量補填のための客土搬入工事、大型トラクターなどの機械購入、待避所の設置などを支援してまいりました。これらを実施しましたことによりまして、当時は当地域の農業振興に大きく寄与したものであるというふうに考えております。

市町合併以降、平成18年以降だと思いますが、当初の農業振興地域の見直しの段階から、この農振農用地の除外の申し出があるわけでございますが、それに平成18年度以降、いろんな話し合いが始まりまして、さまざまな農業振興のための手法なども市側から随時提案、情報提供させていただいたところなんですけれども、その実現には至っていないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

先ほど、昭和60年からというようにお話をいただきましたけど、私、昭和61年生まれでして、そのころに生まれた子供がもうこんなに大きくなってしまったというぐらい、31歳ですけど、どれだけ昔の話をされているんですかというふうに思うのと、一番大事なところがすごく濁されたのが、さまざまな働きかけをしてきたという部分なんです、そのさまざまに関して地元の方から特にフォローがなかったということがあると思うんですが、これは具体的にどういったことなんですか。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

平成18年以降、地元の方々からは、実際その農振農用地の除外のご要望やら申請もあったわけ

ですが、まず、それ以降の具体的な提案の話をさせていただきますと、例えばですが、営農組合の設立であるとか、新規就農者の企業参入による土地の貸し付けであるとか、麦等の作付による経営所得安定等の活用であるとか、いろんなことを提案させていただいたというふうに聞いております。ただ、除外という考え方をお持ちの農業者の方々でございますので、なかなか市が農業振興に関する提案をさせていただいても、多分乗っていただけなかったのではないかとというのが実情かというふうに認識しております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

はっきり言うと、市のほうからはたくさん提案をしたにもかかわらず、地域の方がその提案には一向に乗ってくれなかったというようなご答弁という認識でいいですか。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今回の農振農用地の除外に関しては、その地元からのご要望の理由としては、農業者の高齢化、それから後継者不在ということでございますので、市として農業振興上の提案をさせていただいておる。地元としては、いや、もう農用地を除外してというようなお話ですので、少し食い違いがあったのかなと、その提案を発する側と受け手のほうで。というような認識でございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

市長にお伺いしたいんですけれども、さっき西口部長は少し食い違いが、地元の方々と市のほうで少し食い違いがあったということなんですが、市長は昨年、代表の方にもじきじきにお伝えに行っていたということなんですが、これらのこの課題について、地元の方って納得いただいているという認識はありますか。この課題は終息しているという認識はありますか、その点お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この農用地を除外していただきたい、除外してほしいと考えておられる皆様にとりましては、最終的に昨年の3月に一定の考え方をお伝えさせていただきました。この現状におきましてはこのような判断をさせていただいて、今後、新たな何かの事業計画が顕在化してくる過程では、そのときにまた改めて考えていこうということでもございました。したがって、いわゆる、この時点で農用地を除外してほしい、この20年来の思いにつきましては、十分ご納得をいただいているんだらうというふうに私は感じておりますが、この間積み上げてまいりましたさまざまな協議とか、提案とか、これは本当に一昨日も申し上げましたが、この局面を何とか打開できないのか、そういう思いの中で積み上げてきたものでございます。したがって、当然農業が継続できないという方々、あるいは数は少ないかわかりませんが、この地で農業を続けていきたい、さらに発展をさせ

たいと思われる方々、あるいは農地としてそれを活用できないかと、そのようなさまざまな思いが交錯をいたしておりますので、私どもとしては、その皆様方の、今後どんな動きが出てくるかわかりませんが、新たな事業計画が前へ進むようなことがあれば、その中で考えていきたいというふうに思っておるところでございます。現時点では除外を進めておられる皆さんにとりましては、昨年の方針につきましては、さまざまな思いをお持ちいただいておりますということは事実ではなかろうかというふうに拝察をいたしております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

市長からもお答えいただいたんですけども、もう一つ櫻井議員の代表質問の中で気になった答弁が、具体的な計画がなくて、5要件に至らなかったというところなんですけれども、先ほど市長のほうからも新たな事業計画ということなんですけれども、これ、もう本当に教えてくださいというようなトーンなんですけれども、これはどうすればいいですかね、具体的な計画ってどういうものだったらおっしゃるものにかなう計画になってくるんでしょうか、そのあたりお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今おっしゃったように、櫻井議員の代表質問のときから、まず農振農用地の除外の前提として具体的な土地利用計画というふうに申し上げました。具体的な土地利用計画というのは、例えばですが、都市計画法の29条の開発要件を具備するような開発案件であるとか、そういうことを言うわけですが、その前に、今もちょっと、ごめんなさい、私やりとりをさせていただいておって、大きな視点が少し抜けておるのではないかなという気がしております。農振農用地に関して農業者の除外の思い、ご要望ということでいろいろ話をさせていただいておりますが、先ほど来、市長が申し上げておるように、その土地利用に関しては農業者だけの問題ではなくて、そこにお住まいの方、あるいはいろんな権利関係があらうかと思っておりますので、地域全体で考えていただくことがまずは重要ではないのかなというふうに思っておるところでございます。少し質問から外れましたが、申しわけございませんでした。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

土地をお持ちの地権者の方々からこういう要望を受けていますという趣旨で質問を展開しておるんですけども、さらにその地域の方との話し合いを含めてというところがもう少し説明いただきたいなということと、そもそもどうしたらいいかということに関して、こうだったらいいですよ、こうだったらできるかもしれないというようなことは、地元の方にはしっかりとご説明というのはいただいているんでしょうか。2点お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

何度も申し上げておりますように、いわゆる農振法の5要件の妥当性を判断する前提として、具体的な土地利用計画、それから市の各種土地利用計画との整合性を申し上げております。

先ほど申し上げて、今岡議員がご質問されたことに関しては、地域の土地利用、あるいは市の土地利用については、これは農業者だけではなく、例えば農業者以外だけでもなく、その地域全体で考えていただくことがまず重要という趣旨で先ほど申し上げたものでございます。

例えば、今回、農振農用地の除外がかなった、逆の意味から少し説明をさせていただきますと、具体的な土地利用計画と申しますのは、例えばですが、大型商業施設の建設であるとか、先ほど都市計画法第29条の開発案件に該当するようなものというものは、まさにそのようなものだというふうに思います。市の計画に整合するかというと、一番市の計画で最上位計画は総合計画ですので、今年度から始まった総合計画の土地利用形成方針の土地利用の内容にまず整合しているかどうか。それから、最近建設部が策定をいたしました立地適正化計画には、例えば都市機能誘導区域というような区域もございますので、都市的な土地利用を図ろうと思えば、その区域に入っているかどうか。具体的に申し上げますと、そのような内容になるのかなというふうに思っております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

いろいろと法律であるとか、開発案件に関する話なんかも出てきたんですが、もう少し具体的な例ですね、つまり何をつくればいいのかとか、どういうものだったら可能性があるのかということが相互でイメージできながら話し合いができたらいいのかなというのと、最後もう一点、今、これまでの質問で、地区の方は農業を非常に苦しい中でやっていただいて、十分に農業ができていっているわけではないというような認識だと聞かせていただいたんですが、報告会の中で出たのが、そうは言っても、ばりばり農業をやるわけじゃないけれども、周りの方たちに迷惑をかけないように、自分のところの土地は畑をやったり、土地は自分たちの責任できちっと整理をしているけれども、これが除外とか、計画の進行に対して、農業できておるやん、ちゃんとやっていけるやんというような視点で、むしろあだとなっていないかという懸念なんかもいただいたんですが、そのあたり、その地域の方々の善意というか、心意気というものがどう映っているのかについてお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

2点質問をいただきました。1点目のその具体的な話ということですが、今、私が今岡議員の質問をお聞きしておると、何かその農振農用地の除外のための動きが逆のような気がします。といいますのは、本来的にいえば、能褒野地区の土地利用をどうしようかということをおもては農業者も地域の方全体で話し合っていた結果、こういう土地利用になったから農振農用地の除外が必要だというのが本筋だと思います。失礼ですが、今のお話を聞いていると、農振農用地を除外するためにはどういふものが、目的と手段が逆になっておるような気がして、失礼ですが、申し上げました。

それから、今、いわゆる農地の適正管理があだとなっていないかというご趣旨だと思いますが、いわゆる農地をきっちり保全管理していただくことは、その前に土地利用上の制約から農用

地の区域からの除外ができないもので、保全管理などをしていただいていることが除外ができないという理由になっているものではないというふうに理解はしております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

西口部長からも謝っていただきながらご答弁もいただきまして、ここで終わる話だけでもないと思いますので、また折を見て、いろいろと展開をしていければなというふうに思いました。まずは、そもそものその根本的な考え方について、市は、市長はどのように思われていますかということを中心に質問を展開いたしました。

では、次のテーマに移っていきたいと思うんですが、先に学童のほうに行きたいと思います。

昼生小学校に新設される放課後児童クラブについて、公設でこれは建てていただけるということだったんですが、市長にお伺いしたいんですけれども、そもそもその市長がおっしゃられる方針と違う建て方になってしまったわけなんですけど、公設で建てられたこの昼生小学校の放課後児童クラブ、市長にとっては不本意なものなんですか、お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

全く不本意ということではございませんですし、市長が思っている方針と全く違う建て方とおっしゃられましたが、私どもとしましては、従来から申し上げてまいりましたけれども、それぞれの小学校区の地域の実情や特性を勘案し、公共施設の利用など公的関与を行いながら、必要に応じて民間力を活用しながら行っていきたいという、この基本方針は全然一緒でございまして、今もそうですし、したがいまして、不本意という、そんなことは一切考えておりません。よかったというふうに思っております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、今、つくられるという放課後児童クラブについてなんですけれども、多分センター長のほうになってくると思うんですが、ここまでかかった時間、問題が発生してからかかった、ここに至るまでの時間というのがあると思うんですが、この長さについてどういうふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（西川憲行君）

伊藤子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

今回の放課後児童クラブの整備ですけれども、平成27年8月に昼生地区まちづくり協議会と放課後児童クラブ運営委員会との連盟で、子供が生活する場としてふさわしい専用施設の設置のご要望をいただいたところです。その後、市としましては、亀山市子ども・子育て支援事業計画の考え方に基づき、当該小学校周辺に放課後児童クラブとして活用可能な公共施設や民間施設がないかなどを調査しますとともに、運営委員会の皆さんと施設の修繕や別の場所への移転など、何度も協議

を重ねました結果、小学校敷地内への整備を決定し、このたび当初予算に必要経費を計上させていただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

27年の8月に要望書が出てからというふうにおっしゃられたんですが、それより以前に、例えば平成25年とか26年ですね、平たく言うと私がここに出てくる前からそういった議事録が散見されるんですけども、問題の発生というのはそこからカウントされているのかということと、あともう一点、こういう要望書を出さないと学童に関する問題というのは進まないんでしょうか、2点お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

基本的には、放課後児童クラブの充実、あるいはそれぞれ小学校区におけます課題、特徴、こういうものを、当然、当該関係者の皆さんとはさまざまなご意見を頂戴したり、あるいは協議をしたり、その上で今日の亀山市の全体として19の放課後児童クラブが運営されておりますが、この運営につながっておるということでご理解いただきたいと思えます。

要望書が出なければやらへんのかということではありますが、当然さまざまなケースがありますけれども、基本的には関係者の皆さんとの協議を重ねながら、一番適切な方策として計画に位置づけて、進めてきておるということでございます。

さらには、子ども・子育て会議等々を通じまして、支援事業計画の中に少し、中期的にしっかり位置づけて展開をしていく、そういうことが大事であろうかと思いますし、一方で、私、就任のときには市内4つでございまして、5つ目がちょうど就任して、その週末にこの昼生の放課後児童クラブへ開設で寄せていただいたという経過があります。それは平成21年の2月でございました。そこからここへ至りますまでにさまざまな、運営委員会の皆さんもご努力をいただいたり、地域の皆さんもサポートいただいたり、私どももさまざまな協議を重ねながらここへ至っておるところでございまして、今回、国・県の交付金の手当、支援もいただいて、このような形に実現したという経過でございます。

繰り返しますが、さまざまな要望書があろうがなかろうが、当然課題をしっかり見詰めて、また関係者と協議をさせていただいて、しっかり前へ進めていくということが基本的な姿勢であります。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

では、次のテーマに移っていきたいと思えます。

市内小・中学校の空調整備についてというところなんですけど、私たちは市政報告会のほかに会報を出したりとか、フェイスブックページで市政に関する課題に関して意見を募集していたりするんですけども、まず、大きなテーマとして捉えているのが市内小・中学校への空調整備というところなんですけど、まず私、多分本会議で空調について聞くのって初めてかもしれないんですけど、こ

の特別教室に空調設備が設置されないということを聞いたときに、全ての普通教室に空調整備すると発表されて、ああよかったよかったと思っておったら、特別教室には、理科室やら、図工室やら、そういうところにはありませんでしたというようになってんまつがわかってすごく驚いた記憶があるんですけども、これ、全ての普通教室に空調整備と言われたときに、ただしというような形で、実態はこうなるみたいな言及というのはされていたんですかね、あらかじめ。まずはお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

普通教室の空調機整備事業につきましては、第2次亀山市総合計画前期基本計画第1次実施計画の事業として位置づけをしております、本年度から3年計画により進めているところでございます。

この事業につきましては、平成29年度の当初予算を公表しました際にご説明を申し上げておりますけれども、その際には特別教室に関する考え方につきましては触れていないところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

つまり、特別教室に関する情報に関して伏せられたという認識でいいのでしょうか。

○議長（西川憲行君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

伏せられたということではございませんでして、その時点では特別教室に関する考え方については整理をしていなかったということでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

2項目めに移っていきたいと思うんですが、川崎小学校の理科室に空調設備が必要でない理由はというところなんですが、川崎小学校は今、改築していただいていると思うんですけども、私たちのホームページのほうに、市民の方から、むしろその普通教室では、もちろん極端な意見も、極端といえば極端かもしれないんですけども、むしろその普通教室、涼しいとか暑いとかというレベルじゃなくて、実験をする学習環境の標準装備としてこういった空調、温度管理というのは必要なんじゃないか、むしろ理科室に優先すべきなんじゃないかというような意見もあったんですが、ちなみにこの学校の空調機、特に特別教室に関する設置基準なんかもしかしたらあるかもしれないんですが、そのあたりを含めて考え方をお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

文部科学省の基準というものでありますけれども、空調機設置を必要とする教室を定めた設置基準というものはございません。学校の環境に係る基準といたしまして、学校保健安全法第6条の規定によります学校環境衛生基準というのを定めておりまして、その中で教室の温度につきましては10度以上30度以下であることが望ましいとされておるところでございます。

それと、理科室の考え方でございますけれども、学校におけます理科の授業でございますけれども、全て理科室で行っているわけではございませんでして、理科室のその使用頻度につきましては、学年が上がっていくごとに高くなっていくということでございます。小学校1・2年生では理科の授業というものはございませんし、3年生は実験を行うという授業はほとんどございませんことから、理科室の使用頻度は低いというような状況でございます。小学校の4年生から6年生につきましては、平均いたしまして30%程度の理科室の使用率になっておるといような現状でございます。中学校におきましても、単元というものによりまして差はございますけれども、実験等で理科室を使用するのは全授業の半数程度という現状というところでございます。

また、理科室におけます授業環境を鑑みした場合に、小・中学校で行います実験内容で室温の影響を受けて確かめようとしている結果が変わるほどのことはないものと思われるところでございます。

このようなことから、理科室につきまして、特段優先して設置することは現時点で想定してないということでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

最後のほうの答弁の、小・中学校では室温によって実験の結果が変わるほどの内容をやってないからというような部分が少し気になりましたけれども、次に移りたいと思います。

市内小・中学校の空調設備の整備状況の差異についてなんですけれども、資料として各小・中学校への設置状況を見せていただいたんですけれども、普通教室に必ず整備していきますよということで整備していただいたんですが、特別教室というところで、多分、この問題ってどこの学校にもつけないか、もしくは全部つけるかということしか解決策はないんじゃないか、差が埋まることってないんじゃないかなと思うんですけれども、この特別教室の中で差が生まれることについて、どういうふうに考えていらっしゃるかお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

これまで共通して整備をしてきておりますのは、パソコン教室及び図書室でございますけれども、それ以外の特別教室の空調機の設置状況につきましては、音楽室につきましては、市町合併前の旧関町におきまして、小学校2校の音楽室には設置しております。また、亀山中学校及び関中学校におきましては、校舎の改築時に旧校舎に設置をしておりました空調機、そのうち使用可能なものを有効活用とすることで移設をしておるといこともございます。さらに亀山中学校におきましては、音楽室以外に理科室にも移設をしておるところでございます。

そのほか、これまでのさまざまな経緯から学校間で、議員ご指摘のとおり、差は生じてございますけれども、現在の整備計画により音楽室へ設置を行うことで、学校間の格差につきましては一定

の解消が図れるものと考えておるところでございます。

残る特別教室につきましては、早期に整備ができることが望ましいとは考えておりますけれども、まず、現在の計画を着実に進めたいと考えておりますので、全てを解消するということにつきましては次の段階になろうかと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

特別教室も含めた整備についての考え方なんですけれども、1点、教育委員会とこうして議会で質問をやったりやりとりを展開させていただく中で、教育委員会のほうから予算というものが限られているからこういうふうに絞っていかうというような考え方があったりすると思うんですけれども、教育委員会って子供たちのためにやりたいことは全部やりたい、できたら希望するものを全部突っ込んで、判断はお金を握っている市長部局のほうでしていただければいいかなというふうに思ったりもするんですけれども、そのあたり、市長部局と教育委員会の立ち位置といいますか、あり方について市長にお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

独立した行政委員会組織でありますし、また教育の現場を網羅し、そしてその方針と現状の施策の推進に努力をいただいております教育委員会としてのさまざまな優先すべき事業、あるいは全ての学校施設の、いわゆるハード、ソフトもあろうかと思いますが、ハードの解消だけでも膨大なニーズを抱えておるところであります。それをいかに優先順位をつけて解消していくのか、教育委員会の中でも当然整理をいただくことが必要であろうと思っておりますし、私どもとしても教育の充実のための予算措置につきましては、限られた財源の中でありまして、しっかりと展望とか、いわゆるプライオリティーを、優先順位をしっかりと整理した上で、必要なものから順に対応していくということになります。

学校の組織、あるいはPTAの皆さん、保護者の皆さん、さまざまご要望を、教育委員会当局はもちろんでありますが、私どもにも頂戴をいたしており、また、この議会の教育民生委員会を通じたさまざまご提言もいただいております。確かに全てを一括で課題解消できれば、これはすばらしいことであろうと思っておりますが、その財源、マンパワー、あるいは少し中・長期になるもの、短期のもの、こういうものをしっかりと整理をして進めていくということが大事であろうというふうに、市長部局としてはそのように思っておるところであります。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

少し見解が違うところもあるのかなということも含めて、次に進みたいと思います。

城東地区コミュニティセンターについてなんです、前回の議会でも質問させていただきました施設、古い、地域の住民の方は使わないようにと言われ別の建物に移ったという、その移って下さいよと言われた前の建物についてなんですけれども、この施設の取り壊し費用、来年度予算、つ

まりこの予算に計上されたのかということなのですが、計上したのか、していないのかというところ、もしされていないのであれば、前回の定例会でご答弁いただいたとき、この予算で盛り込むつもりで答弁いただいていたのか、その2点お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

坂口市民文化部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

旧城東地区コミュニティセンターの解体に関する経費につきましては、平成30年度予算には計上をさせていただいていないところでございます。

前回、12月議会におきまして答弁をさせていただいた折としましては、当時といたしましてはあくまで未定でございまして、今後、市として決定を行っていくという思いの中で答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

予算申請というのは、地域づくり支援室のほうからしていただいたのか、そもそもしていないのか、予算を組まれる段階で、ある意味カットされたのか、そのあたりお伺いできますか。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

解体費に関する予算につきましては、担当部署より協議の場にのせるという意味合いから予算要求として計上をさせていただきました。結果として30年度予算では解体予算を計上しないということになったところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ちょっとわかりにくかったですけれども、つまり、前回からこの議論をしているんですけども、もうこの施設は危ないです、使うのはやめてくださいということで別の施設に移りました。でも、使うのをやめてくださいと言われた施設がそのまま取り壊されず残っているんですけど、これ、早く壊したほうがいいよねという議論なんですけど、部署のほうからもそうしたほうがいいと思って予算を申請したけどはねられるというのは、これはどういうことなんですかね、もう一度お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

旧の城東地区コミュニティセンターにつきましては、平成28年に耐震調査を実施いたしまして、阪神・淡路大震災規模の大地震が発生した場合には崩壊のおそれがあるということから、まずは施設を利用されている方の安全を確保するというので、昨年1月から使用を停止させていただきました、そして7月からは新たな施設を借り受け、地区コミュニティセンターとして利用をしていた

だくこととしまして、利用者の安全確保に努めさせていただいたところでございます。

そのような中、利用を停止しました旧城東地区コミュニティセンターの建物につきましては、施錠を行いまして、一般の市民の方が入らないような管理を行った上、解体に向けた検討を行ってまいりましたが、建物に石綿含有仕上げ塗りが使用されているということが判明いたしました。石綿含有仕上げ塗りにつきましては、平成28年に初めてその除去技術につきましての指針が示されたばかりでございまして、現時点での除去技術につきましては、相当の経費が必要となっているところでございます。石綿含有仕上げ塗りにつきましては、建物が建った状態で使用している段階におきましては石綿が飛散する危険性は小さいものでありまして、また今後、現在よりも相当低い経費で処理できる技術が開拓されるということも期待されるところでございます。

このようなことから、引き続き解体時期についての検討を行っていくこととしたところでございまして、新たな石綿除去処理方法の開発状況や、当該土地の今後の活用方針の検討状況などを勘案しながら解体時期を決定してまいりたいと考えているところでございます。この間につきましては、一般市民の皆さんがこの施設に立ち入らないよう、安全に配慮した管理を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

市民の方の安全を守るために使用停止をして、出てもらった建物ですよね。だから壊さなきゃいけないですよねという観点で質問を展開しているんですけども、そのアスベストを除去する技術が安くなるまで待つという答弁が返ってきていると思うんですけど、これはどういうことなんですかということと、もう一点、2項目めに入るんですが、まちづくり協議会の催しや活動について、移動した先でのコミュニティセンターでこれまでどおり活動というのはできているのでしょうか。減ってしまった行事とか活動というのはないのか、その2点お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

旧の城東地区コミュニティセンターにつきましては、大地震が発生した場合には崩壊のおそれがあるということで、できるだけ早期に取り壊すのが望ましいものではあると思いますが、今回、阪神・淡路大震災のような大地震が発生した場合ということと、もう一つは、この施設としましては、現時点としては使用を停止しているという施設でございます。市内におきましては、こういった旧の城東地区コミュニティセンターのように、昭和56年以前の旧耐震の基準で建築されて耐震補強をされていない建物というのは、住居であったり、店舗であったり、事務所であったり、多く存在しているところでございます。当然、必ず早急に壊さざるを得ないというものではないかと思いますが、やはり早く壊したほうがいいのではございますけれども、まずは施錠をするなりして安全を確保した上で、もう一方としまして、解体費につきましても、やはり公費をもって解体するところでございまして、この適正な費用での解体を行うということも、やはりまたこちらにも必要なことであろうと思いますので、使用されていない建物でございますので、安全を確保した管理を行った上、できるだけ早く解体を検討していきたいと、そういうところでございます。

それからもう一つは、使用の状況でございますけれども、今の場所と前の場所と活動が変わったことがないのかということでございますけれども、城東地区まちづくり協議会の行事といたしましては、まちづくり協議会の活動拠点が今の場所になりまして、従来からの3世代交流野外活動、地区文化祭、健康講演、防犯懇談会などが行われてきたところでございます。

一方で、敬老会、芸能祭は、平成29年9月17日に開催する予定でございましたが、台風18号の影響により中止されたと伺っております。また、3世代交流もちつき大会は、これまで年末に開催されておりましたが、現在の城東地区コミュニティセンターの施設になって、まちづくり協議会のほうでご議論をいただいた結果中止をされたと伺っております。

また、そのほかサークル活動につきましては、センターが今の場所に移動の当初、他の施設で行われたものもあったようでございますが、現在は今の施設で行われるなど、徐々に利用がふえてきていると伺っているところでございます。

○議長（西川憲行君）

1番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時58分 休憩）

（午後 2時09分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 高島 真議員。

○3番（高島 真君登壇）

通告に従いまして、質問させていただきます。緑風会の高島でございます。

1番目に、リニア中央新幹線亀山駅の誘致の状況についてということでお伺いをさせていただきます。

市長は、施政及び予算編成方針の中でもリニアが来るということを想定して、来るべき時期に備え、リニア新幹線に向かっていくんだという決意を聞かせていただきました。

積み立てといいますが、基金のことについては予算決算委員会でさせていただこうと思っておりますけれども、今、周りでささやかれているわけです、リニアが来るんだ、亀山に来るんだ、来てほしいなという声も多々聞かれます。それについて、僕たちには見えない部分、国とか県とかといろいろな折衝も出てきておると思うんですけれども、市長もいろいろ見た感じ、聞いた感じ、国と折衝した感じの状況について、一遍リニアはどうなっているんだということをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（西川憲行君）

3番 高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

それでは、私のほうからご答弁をさせていただきます。

まず、リニアの全体的な整備状況をお話しさせていただいた後に、今、高島議員おっしゃられた、

少し国・県の今の近況というか、そのあたりも含めてご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、リニア中央新幹線の整備につきましては、2027年に先行開業を目指す東京一名古屋間におきまして、2014年2月に工事着工がなされ、現在ではターミナル駅となる品川駅、名古屋駅の地下工事や、南アルプスを初めとする山々を貫くトンネル工事、トンネル内の換気や異常時の避難等に使用する非常口の工事が各地で行われているところでございます。

また、名古屋以西におきましては、名古屋—大阪間の整備につきましては、事業主体であるJR東海の経営体力回復後に工事を開始し、2045年に開業する予定となっておりますが、全線開業の最大8年間前倒しの国の方針を受けまして、独立行政法人鉄道建設運輸施設整備支援機構を通じて、昨年7月までに総額3兆円の財政支援が行われてきたというのが現在の状況でございます。

こうしたことを受けまして、市民会議を通じてさまざまな取り組みをいたしてまいりましたが、特に関係機関と連携して、県の期成同盟会を通じ、整備促進の活動をするほか、昨年10月には知事と市長の1対1対談におきまして、リニア早期実現に向けた連携をテーマとし、三重—奈良ルートや三重県停車駅設置への要望活動を積極的に展開していくことや、県が参画する他府県との関係会議などの情報共有など、これまで以上に連携を図っていくことを確認したところでございます。

また、市の取り組みといたしましては、今年度、環境影響評価の調査費用を予算化していただきまして、現在、そういった調査のほうを鋭意進めておるところで、もうしばらくすると結果が出てまいるといふ、そのような状況になっております。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

ご答弁いただきまして、リニアは市長としても念願の駅なんだろうなということがあります。

それと、リニアの調査とさっき言われましたけれども、それ何の内容か、今後の活用としてはどうなっていくんだろうなということがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

本年度実施をしておりますリニア中央新幹線市内停車駅設置開業による影響把握調査につきましては、市内停車駅が設置開業した際の市内の経済、人口動向、また本市を中心とした広域的範囲においてどのような影響があるかについて調査を実施しているものでございます。

このような影響調査につきましては、過去に平成6年度と8年度に同様の調査がそれぞれ実施をしておるところでございますが、その後は実施しておらず、このたび国の方針を受けまして、名古屋—大阪間の開業が最大で8年間前倒しになる可能性が生じたことから、本年度調査を実施しているものでございます。

今回の調査結果につきましては、駅の概略位置が公表される環境影響評価の開始が、最短で四、五年後と予測され、夢から現実への新たなステージに入ってきた中で、市民も含めたオール亀山で共通認識を持ち、機運醸成につながるツールとして、概要版の作成やリニア亀山市民会議の会報誌との連携も図りながら十分に活用してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

そのリニアの調査の内容とかいろいろでき上がってきましたら、いろいろと発表していただきたいと思います。私は、一市民としては、そういうのは全然わかりませんので、唯一わかっておったのは、看板が新しくなったのでやる気かなと思っておったぐらいですので、よろしく願いをいたします。

続きまして2番目の項目で、関西本線及び紀勢本線の複線電化についてをご質問させていただきます。

ずっと私、リニアも夢から現実へということで訴えてまいりました。その次に、亀山駅前開発とか、いろいろ駅に関する事、鉄道に関する事というのは、今後亀山にもたらず経済とか発展について、すごい力になっていくと思います。それに、いろいろ聞いておりますと、沿線自治体というのがあって、それでいろいろ市長たちは話し合われていると思いますけれども、亀山といたしましては、ほかの自治体とはちょっと意味合いが違うのかなと。リニアは来る、駅前開発していく、そしていろいろな面で、紀勢本線に至っては始発の起点であるとか、西と東の分かれ目の地点であるということをいろいろ考えても、亀山はほかの通過していく自治体とは違って、力を入れてこのリニア、それと亀山駅の開発とかいろいろ見ていっても、この複線電化というのは急務じゃないのかなと。

市長、そのような場合にどういう活動を行っているのか、もっともっと要望していったって普通じゃないのかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

関西本線、紀勢本線の複線電化につきましても、リニアの駅誘致とあわせて、私どもは市民会議で長年にわたって強く要望をいたしてまいったところでございます。

県の期成同盟会もございまして、その中でしっかりと展開をいたしてまいります。そういう結果で複線電化を継続的に今後も要望していくことには変わりはありませんが、今日までのこの活動を通じまして、例えば、ご案内のように、JR当局にもリニアとあわせ強い要望をいたしてまいりましたICカードの乗車券の利用可能エリアを亀山駅まで、来年の春にJR東海のほうで決定をいただいて、整備をいただくということが決定をいたしました。この利便性が向上するということでは、関西本線利用者の皆様にとりましても非常に大きなことであろうというふうに考えておるところであります。

少し長期で、リニアの停車駅の誘致というか、決定は当然であります。この駅がもたらすさまざまな効果、今、議員がご指摘いただいたような、他所とはまた違った意味合いを三重県の場合は、本市の場合は持つておるといふふうに私どもも認識をいたしておるところであります。JR東海、西日本、両者に対しましても、今後も力強く要望をいたしてまいりたいと思っておりますし、関係機関とさらに連携を強めていこうという確認をしながら展開をいたしてまいりたいと思っておりますので、どうぞ議会の皆様方にも格別の、引き続いてのご支援をよろしくお願い申し上げる次第であります。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

確かに、私も寝て覚めたら複線電化になっておるなんて思っていないので、市長の粘り強いあれでやっていってもらわんと立ち行かんようになってくるのかな。リニアだけ来ても、駅前開発だけしても、そこが、そのICカードというのは、今はどこでも普通なんですよ、びっぴっぴっぴと行くのはどこでも。それを今さらというのがあるんですけども、いかんせん、その辺も総合的にやっていってもらわんと立ち行かんのじゃないのかなと思って質問させていただきました。よろしくお願いいたします。

次に、亀山山系の代表的な山々を結ぶ観光の話をさせていただきます。

市長が、これも施政方針の中で観光資源の創出につきましては、鈴鹿山系のすばらしさを広く理解していただき、貴重な観光資源として次世代へ継続するため、鈴鹿山系の山々を結ぶトレイルルートの開発や利用者への発信を市民団体と協働して取り組んでいかれるということをご発信されました。

これ、最初は何のことなのかなと思ってまして、これは私が生まれる前、昭和39年、鈴鹿セブンマウンテンという事業がありまして、僕ら中学校のときもトライをさせていただきました。それと昨日、市長が中学校の卒業式で、亀山の偉大な登山家である尾崎さんのことも触れられて、そういう面ではよかったのかなと思います。

これが昭和39年からセブンマウンテンというのを行って、藤原岳、竜ヶ岳、釈迦ヶ岳、御在所岳、雨乞岳、鎌ヶ岳、入道ヶ岳の間、34年間、三重県山岳連盟がそのサポートに回ってやられたということを調べてきまして、そうしたら亀山もそういうので亀山7座という事業をするのかな、これと似たようなものなのかなと思いますけれども、その辺の亀山7座トレイルという事業は一体どのようなものなのか、ご質問をさせていただきます。

○議長（西川憲行君）

久野関支所長。

○関支所長（久野友彦君登壇）

亀山7座トレイル事業の内容を説明させていただきます。

まずトレイルとは、いわゆる登山道の意味合い的な解釈をお願いしていただきますのと、亀山市域における一部布引山地を含む鈴鹿山脈は、仙ヶ岳、野登山などの標高700メートル級の山々が連なっており、雄大な展望や爽快な岩歩きなど、トレッキングの醍醐味を多くの方に提供するトレイル、いわゆる登山道があります。また、石水溪の山々においては、亀山市出身の世界的なアルピニストであります故尾崎隆氏を育んだことで知られております。

この鈴鹿山脈のすばらしさを広く理解してもらい、貴重な観光資源として次世代へ継続するため、登山道の維持管理とともに、代表的な7つの山々、具体的には野登山、仙ヶ岳、臼杵ヶ岳、四方草山、三子山、高畑山、錫杖ヶ岳を亀山7座とし、それら7座を結ぶトレイルルートの開発、そのほか登山者への育成啓発、故尾崎隆氏の功績の発信など、鈴鹿高校山岳スキー部などの市民団体と協働して取り組む内容で、これらを亀山7座トレイル事業として進めていきたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

ありがとうございます。

先ほど言いましたセブンマウンテンと一緒にような事業なのかなと思いますけれども、セブンマウンテンを34年間続けたという事業でございますので、その辺のところではちょっと聞いていこうかなと思います。

亀山市の観光といえば、私は、合併後は関宿やと、第一に関宿が観光なのかなと思っておりました。それから伝統的建造物群保存地区として貴重な観光資源だったということも間違いのない事実で、今でもそれが存在しているというところです。

実際に、それ以外というとなかなか人も集まらないのかなというのも実際肌で感じている、私思っているんですけども、それからこの7座というのをやっけていこうかなというのは、僕はすばらしいことだと思います。

その中で協力していただける鈴鹿高校山岳スキー部でしたかね、スキー部の若い力に期待していただければいいのありますし、三重県山岳連盟のほうにも一遍声をかけてもらうたらええのかなというのも私は思います。

そこで聞きたいのは、亀山には関宿とかいろいろ、その観光資源があって、この山に目をつけていくというのは、背景としてどういう背景があってその山にたどり着いたのかなというのをちょっと教えていただきたいんですけども、お願いします。

○議長（西川憲行君）

久野関支所長。

○関支所長（久野友彦君登壇）

登山道につきましては、従前から維持補修活動団体に対しまして、登山道維持修繕管理活動補助金を交付し、活動を支援してまいりました。しかし、本年度に入りまして、錫杖ヶ岳登山道の活動団体が解散されたほか、仙ヶ岳付近の登山道で活動する石水溪観光協会からも、団体の高齢化、活動人数の減少により活動継続を危惧する相談がございました。

このような背景から、新たな協力団体と連携しながら持続的な活動を維持していく新たな仕組みづくりについて、協働事業提案制度を活用し、協力団体を呼びかけましたところ、鈴鹿山脈でクラブ活動をする登山の専門的知識を持つ鈴鹿高校山岳スキー部、団体事務局として石水溪キャンプ場施設の指定管理者である亀山市地域社会振興会の協力を得られましたことから、平成30年度より石水溪観光協会と連携する新たな活動団体を形成して活動を行っていくものでございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

私の地元、石水溪の観光協会、いろいろございますけれども、今後は同様に、先ほど言われました高齢化の問題とか、担い手不足とか、いろいろあるかもしれません。その中で、このように持続できる体制づくりを考えて、行政として課題を捉えて求められていくのかなと、いかに持続していくのかなというのが問題になってくるのかなと思います。ぜひともこの、関宿を脅かすぐらいの観光になってほしいなど、この山がなっていけばいいなと私は思っております。成功事例としての評価を受けることを期待していきます。

市としては、どれぐらいの応援とか、どうやってそういうのをしていくのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

久野関支所長。

○関支所長（久野友彦君登壇）

新年度から始めさせていただきます亀山7座トレイル事業の市の役割といたしましては、今申しました観光資源である登山道を自分たちの財産として守り育てていく活動、つまり登山道という観光資源を里子のように育てていただくアダプトプログラムによる無償のボランティア活動団体への支援を考えておるものでございます。

このために必要な要綱を制定した後、市といたしましては団体と活動協定を締結し、ボランティア保険の加入、必要な原材料、消耗品などを提供して支援していくもので、従来の登山道維持管理活動補助金については廃止するものといたします。

また、それに加えまして、故尾崎隆氏の功績発信につきましても、ご遺族から故人の登山関係の遺品を寄贈いただけるとの意向をいただいております、遺品を通して故人の生涯を記録するため、歴史博物館において調査保存を実施し、その成果も発信してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

里親制度というボランティア制度ということを確認させていただきました。市民の汗に対して支援していくということ、それも形が変わればということが出てきますので、状況に対応していてももらいたいと思います。

それと、先ほど関支所長が述べられました尾崎隆さんの功績というのは、私も本当に正直な話、知らなかったところがありまして、それをひもといていくうちに、これは大変な人がおったんやな亀山にと思うところもありますので、それもやっていくというので、同時にやっていてもらいたいと思います。

何度も言いますように、セブンマウンテン事業というのは34年間続いた事業ですので、この亀山7座トレイル事業というのも継続的に、いろんな面で市民をバックアップしながら行政としてやっていてもらいたいと思いますので、この意気込みはもう聞かせていただきましたので、今後の発展に期待していききたいと思います。

次、最後の質問に移らせていただきますけれども、運転免許証の自主返納制度についてでございます。

高齢者の運転状況についてですが、この運転免許証自主返納制度というのは、今取り沙汰されておりまして、加齢に伴う身体機能や判断能力の低下によってもう運転できませんよと、ちょっと怖いですがかいうのがある人に、警察として早いところ返してもらうたら、自主返納のカードを身分証明書としてやっていきますということについて、警察のほうでも推進しておる話なんですけれども、高齢者ドライバーの交通事故が年々増加しております。

そこで、初めに三重県下と亀山市の高齢者の運転免許証の自主返納の状況についてお伺いさせて

いただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

坂口市民文化部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

65歳以上の高齢者の運転免許証の自主返納者数の状況でございますが、まず三重県全体といたしましては、平成28年には3,095名、平成29年には6,262名が自主返納され、また亀山警察署管内におきましては、平成28年に61名、平成29年にはその2.6倍となる162名が自主返納されたところでございます。なお、この数字には運転免許証の更新時に更新をされなかったという方の数は含んでいないものでございます。

三重県、亀山市とも65歳以上の全免許証所有者のおよそ2%の方が平成29年中に自主返納されたところでございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

これ、更新しなかった人じゃなくて自主返納したという人の数で、倍々にふえていっているのかなと思っています。

僕は明瞭に言いたいのは、これを返しても社会整備が整っていなかったら、バスとか乗り合いタクシーとかいろいろあると、今後は出てくるとは思いますけれども、それがなかったらだめなわけで、メリットとしても優遇はいろいろあると思う。結局は、自主返納するって、その自主返納カードをもらうということは、基本的にはただじゃないわけで、1枚1,000円ぐらいかかってきておると思うんですけれども、いろいろなメリットは、三重交通とかあると思いますけれども、そのメリットを、優遇制度として自主返納の優遇制度がわかる範囲でお答えをください。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

県や各市の運転免許証自主返納による優遇制度につきましては、具体的に実施されております制度といたしまして、まず三重県では運転免許証自主返納サポート三重という仕組みを立ち上げ、県ホームページ内で運転免許証を自主返納された方等に対する民間事業者等の優遇措置を募集し、それを公表し、運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを進めております。

公表されている優遇措置といたしましては、例えば三重交通グループや三岐バスを利用する際、運賃の支払い時に免許証を自主返納したことがわかる運転経歴証明書を提示いたしますと、普通運賃が半額になるものや、鈴鹿さつき温泉や大山田温泉のさるびの等の施設を利用する際、こちらも運転経歴証明書を提示すると入浴料金が割引になるといったものがございます。

また、各市におきましては、優遇制度を実施している市、そうでない市、現在検討している市などさまざまでございますが、具体的に実施している市としましては、例えばコミュニティバスの割引制度や運転経歴証明書発行手数料の補助といったものがあるところでございます。

○議長（西川憲行君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

運転免許証を自主返納されますと、いわゆる移動困難者ということになりますので、それを補うものが公共交通ということで、公共交通の観点から少し優遇制度を、先ほどの坂口部長とダブる部分が少しございますが、お許しをいただきたいと思えます。

現在、三重交通の営業路線、市内で申し上げますと亀山国府線、それから亀山関工業団地線、及び営業路線とサービス水準を同じくする廃止代替路線、亀山棕本線、亀山みずほ台線においては、先ほど坂口部長が申し上げた普通運賃が半額になる運転免許証返納割引と、それから有効期間中、三重交通グループの路線バスが乗り放題となる運転免許返納割引定期乗車券「セーフティーパス」がございます。

一方、市内のコミュニティバスにつきましては、1乗車が100円ということもございますので、現時点では優遇制度はございませんが、今後、料金体系を見直す際には運転免許証自主返納者等に対する優遇制度も念頭に置きながら改定していく必要があるというふうに考えております。

また、本年10月に予定しております乗合タクシー制度そのものにつきましては、以前から説明を申し上げておりますように、この運転免許証返納者対策がその主な理由でございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

基本的にバスが半額になったりとかいろいろあるわけでございますので、まずそのバスが半額になるよりも、その本数をふやしてくれという、安心して運転免許証を返せるような亀山市のまちづくりをしていただきたいということと、それと細かい話なんですけれども、手数料が1,000円かかるということも、ある程度補助対象として、一度そちらのほうで練っていただきたいと申し上げながら、質問のほうを終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

3番 高島 真議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時37分 休憩）

（午後 2時47分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。

今回、地域公共交通についてということと子育てをめぐる環境についてということの大きく2点上げさせていただいております、まず地域公共交通についてという項目から入らせていただきます。

まずこの中で、1つ目としまして、乗合タクシーのあり方についてということで通告させていただいております。

まず、乗合タクシーという制度ですね、これがまず、高齢者福祉とか障がい者福祉であるとかの福祉政策であるのか、あるいはこの地域公共交通という言葉が出ていますけれども、この地域の交通政策という産業的な政策であるのか、この辺、特に総合政策というような立場からは一体どうなのか、一体どっちなのか、その点について見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

11番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

この乗合タクシーが公共交通施策であるのか、福祉施策であるのかというお尋ねだと思いますが、まず前提としては、大きくは公共交通施策であるということでございます。当然、昨年10月の亀山市地域公共交通計画にもしっかりと位置づけをさせていただきました。ただ、その地域公共交通計画を議論する中で、今後の公共交通施策については福祉的な側面も考慮する必要があるという意味合いにおいては、福祉的な側面もあるというふうに理解をしておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

福祉的な側面もあるけれども、公共交通政策であるという答弁がありました。

公共交通政策というふうなことではあるんですけども、福祉政策の側面もあるということでもありますけれども、ただ、この福祉政策という側面もあるという意味では、今、コミュニティー系バスも、これも全部福祉的な要素もありまして、そういう意味では地域公共交通、やはり公共交通政策、福祉政策ではないというような話なんだと思います。位置づけ的には。

ただ、そうしますと、たしかこの説明があった全員協議会の場で、これはたしか宮崎議員から指摘があったと思いますけれども、この乗合タクシーという制度、これは高齢者だけじゃなくて、例えば中学生とか、[※]——人からも乗れるようにすべきじゃないのかという質問があったと思いますけれども、これに対しては、ちょっとそういうのは目指さないんだということではありましたけれども、この点についてはどうなのでしょう。公共交通政策であるんだったら、当然そういったことも考えなければならぬのではないのかと思いますけれども、もう一度見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

以前から申し上げておりますように、乗合タクシー制度を導入に至った背景につきましては、バス路線再編による交通不便地域解消の限界、それから、先ほど来から出ております高齢の運転免許証返納者の増加、そしてタクシー料金助成事業による対応の限界など、さまざまあったわけでございます。

こうした課題を踏まえまして、市民の身近な交通手段を確保するため、先ほども申し上げましたように福祉施策との整合を図り、市民の移動事情に効率よく対応できる新たな交通手段として乗合タクシー制度の導入を予定しているところでございます。

※削除あり。236ページに発言の取り消し許可あり

年齢制限があるのはどうしてかというお尋ねですが、この利用者の年齢については、全年齢を対象にするのではなく、先ほど申し上げた課題の対象となってくる、例えば75歳以上の方、例えば65歳以上75歳未満ではあるけれども、4輪運転免許証を持たない方、先ほど来からお話に出ております免許証を自主返納された方、心身の理由で4輪運転免許証を取得できない、あるいは運転できないといった方の、高齢者を中心とした移動困難者を対象としたというものでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

先ほどの私の質問自体は、公共交通というのであれば全市民を対象にしたものでなければならぬのではないかという旨ではあったんですけども、もともとの目的が高齢者とか、障がい者の方々、こういった方をどうするのかというところから入っていくので、そういったことを考えると、全市民ではなくて、やはりそういった方々を対象にしたものになってくるというような話ではあったと思うんですけども、ただこれ、最初の説明のころ、こんなもの産業建設委員会でもむことじゃないやろう、教民やろうかという意見も議員さんの中から上がっていましたが、やっぱり全くそのとおりでと思うんですね、それは。これ、いろいろ聞いていますと、やはり公共交通政策とか言われましたけれども、これはやはり福祉政策も十分絡んでいますよ、これ。そういう意味では、福祉であり公共交通政策であるんやったら、これはどっちかといったら総合政策です。やっぱり企画部門が本来持たなあかんかもわからん。そんな中で、やはり仕切るのは企画であって、実態をいろいろと運行するのは福祉であり、環境産業であるというような、こういうことはあり得ると思うんですけども、その辺の整理が全くできていない状況でこれを進めようとしている。やはりそれが一番問題だと私は思います。

こういう話になったときに、西口部長が、たしか公共交通としての乗合タクシーというので、やはりさまざまな公共交通で補完し合うというふうな言葉を言われました。私は全くそのとおりでと思うんですけども、そういう意味ではですよ、もちろん公共交通という側面はあるんですけども、これはやはり福祉部門も含めた検討という意味では、この市の体制というか、検討する部署というのを、環境産業部だけではなくて、もう少し総合的に企画が受け持ったりとか、そういうことを考えていかなあかんのじゃないかと思うんですけども、その辺どうでしょうか。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

この公共交通に関しましては、乗合タクシー制度の制度設計も含めて、ある段階として市内部で検討する場面がございます。バス等検討委員会、バス等というふうに名前はなっておりますが、全ての公共交通施策を検討する場がございます。これについてはほぼ全ての部長級職員が参画しておりますので、当然私も、それから健康福祉部長も、企画総務部長も、財務部長も全て参画、その他市民文化部長も、ほぼ全て参画しておるような状況でございますので、そのような場で、今議員がおっしゃった議論はできるものというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

そういう場で、さまざまな部門の部長の見解は得ることができると、こういうことではあるんですけども、ただ、やはり公共交通というのは、まずは全市民を対象にしたものでなければならないと思いますし、その上で、もしそれに対して福祉政策というのを絡めるのであれば、まず地域公共交通というそれを確立した上で、その上で福祉部門として何ができるのかというのを考えなければならないものやと思います。

ちょっと私、先日というか、大分前ですけど、東京の都バスに乗る機会がありまして、東京の都バス、たしかこれ200円で乗れるんですかね。その200円で乗れるんですけども、200円で十分安いとは思うんですけども、これ、一般の方も200円でたしか乗れるのかな。これに対して、高齢者に関しては無料になると、こういうことやったんですね。もちろんその福祉的な側面もある公共交通ではあるんですけども、まずは西口部長はいろんな補完し合う手段というのを言われましたけれども、例えば今のバスであるとか、従来のタクシーであるとか、この乗合タクシーであるとか、あとは当然民間の鉄道であるとか、こういったさまざまな交通がありますけれども、これに対して、これを十分整理する。そんな中で乗合タクシーもやはり整理して、その中で福祉政策としては従来のタクシー券の助成であるとか、あとタクシーじゃなくて、私は乗合タクシーのほうがいいというんやったら、その乗合タクシーの料金をさらに手厚いものにする。櫻井議員がちょっと言われていましたけれども、500円タクシーというのを目指したらどうだと。一般の方々の、市が示したあの体系でいいと思いますけれども、やはりもっとそれが切実に必要な方というのがいらっしゃるんやったら、ワンコインで乗れるような乗合タクシーにするとか。ただタクシーが要らない、私はバスでいいんやという方は無料のバス券を出すとか、同じタクシーの無料券ということじゃなくて、やはりきちっと公共交通というのを市が準備するなり、整理するなりして、その上で福祉政策として一定の無料券を選択させるような、そういうふうなことが本来じゃないのかなとは思うんですけども、そういった検討をされるとか、導入されるとかいう考えはどうなんでしょうか。その点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今、市内のコミュニティバス路線につきましては、高齢者に対する優遇措置はございませんが、障がい者に対する優遇措置はございます。

先ほども高島議員の一般質問に運転免許証自主返納の関係で答弁申し上げたように、今、コミュニティバス路線は原則として、一部例外もございますが、1乗車100円になっております。大体全経費の100円が七、八%だったと記憶しておりますので、残る九十二、三%は全て市が負担をさせていただいております。そのような状況の中で、この利用料金が適正かという話もありますので、今後、当然、先ほど申し上げたバス等検討委員会、それから最終的には法定の機関である公共交通会議で議論をしていく必要がありますが、その際には当然高齢者、それから運転免許証自主返納者も含めた高齢者の優遇措置をどう考えていくかというような検討が必要かというふうには考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろなやり方というのが多分出てくるし、乗合タクシーの制度設計自体もされてはいますけれども、やはり実施に至るとなったときには、ちょっとどうなるんやろうなという部分もあるとは思いますが。

私個人としては、乗合タクシーの可能性は、やっぱり十分感じておるところではあるんですけども、ただ、それを福祉政策として完全に絡めてしまうところに話のややこしさが出てきているように思います。この辺はもうちょっと整理していただくべきやと思いますので、そういった検討の中で考えていっていただきたいと思います。

そんな中で、2番目の自主運行バスへの支援策についてという項目に移らせていただきますけれども、今、関の南部地区のまちづくり協議会で自主運行バスの検討がなされています。まちづくり協議会の中でバスの運行のために実際考えていく、検討していくための協議会を設立しまして、その上で検討が重ねられて、一定の制度設計がなされた状態であるんですけども、これらについて、一体どういうふうに今後支援を考えておられるのか、まずその点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

昨年10月に策定をいたしました新しい地域公共交通計画におきまして、関南部地区につきましては関係地域まちづくり協議会等と協議を行い、地域ニーズ等を把握し、地域が主体となった独自のバス運行導入を進めますというふうに記載がされております。まずは地域が独自バスの導入に向けた全体的な合意形成を図っていただくことが重要かというふうに思いますが、さらに独自バス導入に向けましては、費用の面であるとか、運行形態であるとか、さらには事故が発生した場合の責任の所在等いろいろクリアすべき課題があろうかと思えます。このようなさまざまな課題を一つ一つ丁寧に議論して、解決した上で進めていく必要があるというようなことでございますので、そのような議論に地元からの要請がございましたら、市も参画いたしたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろとお答えいただきました。

これに関しましては、市長のキラリまちづくりトークでしたかね、関の南部地区でやられたときに、市長からも同様の答弁がありましたけれども、そのときよりはもうちょっと踏み込んだ形になっているのかなというふうには思います。

西口部長が先ほどおっしゃったように、やはりさまざまな課題があると思えます。かなりまちづくり協議会のほうでも検討が進められて、先進地視察も行われていますし、あと、当然専門部会での検討も行われて、かなり具体的なことまで含めてシミュレーションみたいなことも行われてということがなされていますけれども、ただ、確かに行政として、先ほど指摘されたような諸課題、そういったことも必要やと思いますので、やはり地域に入ってという話になってくると思うんですけ

れども、やはり地域としての要請というのは以前よりもしておりますので、これは年度もかわってくるころですので、またこれからぜひお願いしたいと思います。もちろん財政支援策というのが、これは一つの大きなポイントにもなってくると思うんですけども、その辺も地域との協議の後に出てくるものなのかなというふうに思いますけれども、そんな中で、坂口部長が先日の質疑の中で、まちづくり協議会のことで、やはり地域の課題を地域で解決して、それに対して行政も支援をするという話でありました。まさにこれはまちづくり協議会がバス運行というものに対して、まず地域の課題を地域で解決しようということ立ち上がってきた話です。地域予算とか、そんな話もいろいろとありますけれども、こういった意味で、まず公共交通政策として、そういった財政支援をしていくのかとか、あるいはまち協への支援としてそういったことも考えていくのかとか、いろいろなことも考えていかなければならないのではないのかと思いますけれども、その辺、どういふような支援策が考えられるのか、今の時点での市長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

過去にも、例えば坂下地区のコミュニティーにおきまして、あるいは北東エリアでの自主運行バスが検討された時期もございました。今、部長が答弁をいただいたような、これを地域が主体で運営をしていくと、その持続性の問題でありますとか、あるいはマンパワーの問題であるとか、それを地域で手当てをしていくわけですが、費用の面、それから運行の形態、事故等に関するさまざまな責任の所在の問題、あるいは運輸省等々の許認可の問題とか、さまざまなクリアをしなければならない問題が、当然抱えております。実現までには本当に多方面から慎重な議論の積み重ね、あるいは、ある一定のそれを継続して進めていくという、本当にコンセンサスや、決意や、これがやはり主体がどうなるかは別にしまして必要になってこようかと思っております。

私どもといたしましては、そういう課題が丁寧にクリアできるような、今、関南部のまちづくり協議会の中でそういう動きが始まっておるといふふうにしっかり聞かせていただいておりますので、そういう課題解消に向けた地域での協議がしっかり前へ進んでいけるような、その側面的なサポートをしっかりしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

現時点でどういう形態になるのか、あるいは地方、中・小都市は共通する課題でございます。いろんな先進事例もございますので、そういう情報収集も含めて、私どもはまたしっかり努力をいたしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

非常に綿にくるんだような感じではあったんですけど、この支援策として補助金を出すのかどうかというその辺の話をお聞きしようと思ったんですけども、その辺で、先ほど一つ一つの課題を丁寧にという言葉がありましたけれども、そういったことがクリアされた後、そういった補助金等をする考えはあるのか、その点をもう一度聞かせていただきたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

その財政支援のあり方がどうなのか、あるいは行政としての支援の仕方が何なのか、今の現時点で申し上げられることは、そういう協議をしっかりと前へ進められるような支援をしていくということなのですが、きょうこの時点で亀山市としての自主運行バスに対します明快な、クリアする個々の運行形態や地域のコンセンサスの問題もありますので、きょうのこの時点でその財政支援のレベルはどうかとか、支援内容が何なのかというのを整理し切っておるわけではございません。したがって、この自主運行バスが亀山市内で、今回、過去にもそういう議論がありましたけれども、現実に至らなかった。それは先ほど申し上げたような、さまざまなクリアをしなければならない問題がやっぱり存在をいたしてあり……。

（「出すのか出さんのか言うたらええのや、ごちゃごちゃ言うたらんと」の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

丁寧に答えさせていただいているつもりではありますが、きょうの時点で財政支援をどのレベルでどのようにするのかということは、整理がなされていないものであります。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

財政支援をどうするかとまでは、現時点ではということでありましたけれども、このまま言っておっても平行線ではあると思いますけれども、どちらにしても、これはまちづくり協議会というものをつなぐから進展させたのは、私は櫻井市長やと思っております。これがどうだったのかという議論もありますけれども、私はやはり、この亀山市において、多分これは私は地域内分権ということやと思っておりますけれども、地域自治とかですね。この概念をまず導入した市長の中で、その最たるものだと思うんです、一つのこういったお金が伴う事業であります。これをやはり具現化しようとするこういった動きに対して、やはり何らかの措置が必要なんじゃないのかというふうに思いますもので、現時点ではということでしたけれども、これからその協議をしていただく中で、ぜひ前向きにやっていただきたいということを申し上げまして、次に参ります。

次、子育てをめぐる環境についてということで、通告をさせていただいております。

まず1番目の放課後児童クラブについてなんですけれども、朝から新議員とか、今岡議員とかもおっしゃっていました。ほかの議員さんも触れられていたかなというふうに思うんですけれども、まず今回、ちょっと資料でお配りさせてもらってはおりますけれども、昨年5月1日に、子ども家庭室と、あと亀山市の学童保育の連絡協議会の連名で、市内の保育園・幼稚園とかに配付をお願いしたアンケートがあるんですけれども、これをちょっと手に入れましてというか、いただきまして、とにかく今後の放課後児童クラブの利用の希望の状況とかを調べるのに、こういった調査を行ったということでもあります。

まず、このアンケートをされて、この調査をされて、この調査から市としてどのような傾向を捉えているのか、その点をまず確認させていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

放課後児童クラブの利用ニーズアンケートにつきまして、先ほど議員のほうからお話ありましたように、市内の公立・私立の保育所、幼稚園及び認定こども園の3歳以上の児童を対象に実施しております。

29年度につきまして1,188名から回答を得たところでありますが、放課後児童クラブの利用ニーズアンケート調査結果からは、規模の大きな小学校を中心に利用ニーズの増加の傾向にあると考えております。

今後の見込みについてなんですけれども、放課後児童クラブの利用につきましては、就労を希望されます家庭の増加等から、利用を希望されます家庭の増加はしばらくの間続くものと見込んでいるところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それで、その中で、先ほど言いましたこの調査なんですけれども、回収率のデータもちょっとお配りはさせていただいております。全般的に90%台、70%台とかいうのもありますけれども、全般的に非常に高い回収率なんだなというふうに思いますけれども、現在そういった保育園・幼稚園とかに行っていらっしゃるご家庭の意向は、結構反映されているのかなというふうに思います。

これ、その学童保育所の連絡協議会のほうからいただいた資料ではあるんですけれども、このアンケートを集計して、今、既に児童クラブに入所されてみえる児童の方が、その次の年、さらに次の年どうなるかというのを、卒業される方を引いて、それをプラスしたもの。まずは来年という意味では、在籍されている人数は100%にして、ただ、卒業される方は減らしまして、あとこのアンケート調査で利用したいんだという方を100%算入して、利用する可能性があるんだという方は、そのうちの70%の数を算入するような形で、そういうやり方で30年度から32年度まで、3カ年にわたって予測を立てられて、その予測を立てられたデータも皆さんにお配りはしてあるんですけれども、その、いわゆる利用見込みという話ですね。それによると、先ほど大規模校を中心に増加の傾向があるというふうに言われました。大規模校に限らず、やはり全体的に定員を少しずつつオーバーしていく傾向にありまして、30年度に関しては100%プラスアルファで、プラスアルファの部分はちょっとした財源措置で何とか解消できる部分があるらしいんですけれども、31年度になると、この数が150%とか160%という数字も出てきまして、32年度の見込みでは180%ぐらいになる児童クラブもある。具体的に名前を出させていただきますと、亀山西小学校区であるとか亀山東小学校区、亀山南小学校区、こういったところがかかなり180%とかに2年後には近づくような、そんな話が見込みとして出ております。

こういったこの傾向につきまして、市として一体どのような対処をされるお考えなのか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

放課後児童クラブにつきましては、待機児童を発生させないことに優先して取り組んできたところで、今後についても同様の考え方でございます。

30年度につきましては、放課後児童クラブにおきます待機児童は、利用ニーズはあったんですけど、先ほど議員おっしゃっていただいたように、見込みとして実際と違うところもありまして、待機児童は発生しないものと見込んでおりますが、31年度以降につきましては、過去の実績や今年度の調査結果、それからまた30年度も実施を予定しております利用ニーズのアンケート調査結果を踏まえまして、希望する全ての児童が放課後児童クラブを利用できますように準備してまいりたいと考えております。

次の年に待機児童の発生が見込まれます場合には、それぞれの小学校区の地域の実情や特性等を勘案し、公共施設の利用など公的関与を積極的に行い、必要に応じて民間力を活用し、なるべく早い時期に希望をする全ての児童が放課後児童クラブを利用できますよう準備することで、保護者の皆様方に安心していただけますように努めていきたいと考えております。

また、放課後児童クラブの整備もそうなんですけれども、放課後児童の子供のあり方につきましては、子ども・子育て会議等におきましてご意見をいただきますとともに、長期休暇子どもの居場所事業を引き続き実施していきますことで、夏休み等の長期休暇におけます子供の安全な居場所を確保しますとともに、保護者の皆様が安心して就労できる環境を整備してまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろとちょっと確認したい項目があるんですけども、先ほどの答弁に対して。そんな中で、まずやはり一つは施設整備ですね。施設整備において、公共施設、現在あるものの活用みたいなことも言われましたけれども、まずそういった公共施設を使って、この辺が解消される見込みがあるのかどうか、一体そういった、余っているという言い方はおかしいのかもしれませんが、放課後児童クラブが利用できるような公共施設がある、そういう見込みがあるのか、その点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

その件に関しましては、それぞれ、先ほどから何度もお話しさせていただいているんですけども、それぞれの小学校区の実情や特性等が違うということで、それに合うような形だと思っております。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

地域の特性や事情に合わせて、それはすごく結構なことだと思います。ただ、そうしますと、公共施設のある地域もそれはあるでしょう。そういったところだったら、それはそこを利用させてもらおうと、利用するという、そんな話になるのかもしれませんが、そういうのがない地域もありますよね、きっと。そういった地域に関しては一体どうされるのか。それこそ新しい、今回も昼生のほうで整備してもらおうようなんですけれども、放課後児童クラブの施設整備を新規に行う、こうい

った考えも含めて、そういった対処を行うということによろしいでしょうか。

○議長（西川憲行君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

また繰り返しになるんですけれども、それぞれの状況は違いますので、それぞれ小学校区の運営委員さんと協議もしながら、いろんな方法を考えていきたいと考えているところです。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

施設整備に関しては、もうセンター長のレベルでは答えられないのかなというふうに思いますので、この辺ちょっと市長にもお聞きしたいんですけれども、たしか、私もちょっと傍聴させてもらったときになるほどと思ったんですけれども、議会の総務委員会での指定管理のあり方という懇談会の中で、この児童クラブですかね、そこの施設管理の指定管理についての意見交換会の中で、今は国が800万、県が800万、市も800万出してもらったら2,400万ぐらいである程度の整備ができるんやという話がありまして、ただ、今、市が出してくれるのは500万プラス何かで50万、全部で550万ぐらいなんやという、もうちょっと出してもらえやんのやろうかなというような話もありました。

今、いろいろとお聞きしていると、この放課後児童クラブに関する補助というのは、結構いろいろと国も県も考えてきてもらうておるみたいなんですけれども、そんな中で、あと定住対策ということを今市が言われていて、これは本当に櫻井市長が率先してやってもらうておることやと思いますけれども、やはり若い方、子育て世代に入ってきてもらうという意味では、やはりこういった施設整備も新規に考えていってもらわないとあかんと違うのかなと思うんですけれども、その辺、当然県なり国なりの補助という、そういうふうな措置もある中で、もう少しこの新規整備というのを考えていただいたほうがいいのではないのか、ぜひいくべきではないのかと思いますけれども、その点についての市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

放課後児童クラブの整備については、基本方針は先ほど申し上げたとおりなんですけど、やっぱり亀山市がこの短いスパンの中で、放課後児童クラブがそれぞれ小学校区の実情に応じて19カ所の運営がなされておるといのが、ほんの数年の間にここまでふえてきたのは、本当に多くの方々の英知とか、いろんな要件が機能してきた、それに尽きると、本当に感謝したいというふうに思っております。

おっしゃるように、このスピードでニーズはたくさん今後もふえていくと思います。8年前には放課後児童クラブの利用者は二百数十名でございまして、現在600名に近い数でございまして、これがまだ伸びる可能性があるという中で、私どもとしても今後につきまして、先ほどセンター長が申しましたけれども、さまざまな地域の実情や、従来からも、例えば神辺やなぎっ子でありますとか、従来その地域が使っていた集会所を放課後児童クラブに活用していただくですとか、さまざま

な工夫もしながら今日展開をしてきたところでございます。

今後におきまして、おっしゃられる意味の新たに設置をとという意味合いは、工夫をしながらそういうのを充実していけということだというふうに理解をさせていただきますが、今後におきましても、それぞれの実情に応じて適切に判断をしてまいりたいと思いますし、支援をしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

そういうふうな雰囲気もおわせながらという玉虫色のご回答だったのかなというふうに勝手に解釈しておきますけれども、ただ、やはりこれは市長が中心になって進めている定住対策とか、そういうことを考えると、やはりまず、センター長もおっしゃっていましたが、就労支援という意味でも、やはりここで安心して子供を預けて仕事ができるという環境を整えておくのは非常に重要なことかと私は思います。ただ、もちろんお考えもいろいろあって、私は仕事をやめてでも子供を育てたいんやという方も、それはいらっしゃるでしょうし、ただ、少なくともここまで利用見込みがふえてきたということ、この実態は、やはり時代がそういったものを求めているということ、これは間違いないと思います。

ちょっと古い、個人的な話ではあるんですけども、もう引退されましたけど、引退された竹井道男さんが井田川小学校区の学童を整備されるときに、その辺主張されて実現に至ったけれども、最初、余り利用者がなくて、無駄やったんじゃないかということ言われたことがあった。でも、それがしばらくしたらだんだん利用者がふえてきて定員が足らんようになった。なくてはならないものになってきた。当面要るか要らんかとかじゃなくて、何年か先を見越して本当に要るか要らんかというのをやはり考えなきゃいけないんだよというふうに私に言われたことがあります。朝、まさに服部議員のほうからも、親御さんにとっては切実な問題で、2年後、3年後に新しいのができるで、それまで待っておってというのは、これはもう成立しないことでもあります。これは保育園・幼稚園でありましたけれども、この放課後児童クラブに関してもそうだと思います。そういう意味では、やはりこういった状況に、新しいものを建てればええというものでもないですけど、先ほどセンター長おっしゃっていたように、本当に待機児童を出さないという、このことが一番大事だと思いますので、その点しっかり、この結果とかに基づいてきちっと対処していただきたいということを申し上げまして、次の項目、コミュニティ・スクールについてに移らせていただきます。

このコミュニティ・スクールに関しましては、現況報告の中でも、以前からコミュニティ・スクール、いろんな市内の学校でも徐々に導入されてきてまして、現況報告でも触れられてはおりましたけれども、今の市内のコミュニティ・スクールの状況がどんな感じであるのか、そしてまた、全国的にはこのコミュニティ・スクールをめぐる動きというのがどうなっているのか、こういったことを市としてどういうふうな感じで捉えているのか、この点をまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

まず、全国的にということになるかと思いますが、平成29年4月1日に地方教育行政の

組織及び運営に関する法律の一部改正が行われまして、コミュニティ・スクールを教育委員会の所管に属する学校ごとに設置することが努力義務化されたということがまずございます。これまでは指定することができるというようなことでございましたけれども、これが置くように努めるものとするというようなことで、全国的に、国としても拡大していくという方向であるということがございます。

その中で、学校運営協議会の役割というのは、学校の運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関として見直しも図られたところであります。

これに伴いまして、亀山市教育委員会といたしましても、昨年8月に亀山市学校運営協議会規則の一部を改正いたしまして、また地域の子供たちを育むために、学校・家庭・地域が一層の連携・協働を図れるよう市内全ての学校への設置に向けた取り組みを進めておるところでございます。

現在、亀山市では加太、川崎、昼生、この3小学校には学校運営協議会が設置されておりまして、コミュニティ・スクールとして活動をしていただいております。また、30年度につきましては、野登、白川、神辺、この3小学校が新たにコミュニティ・スクールとなります。さらには平成31年度の設置に向けまして、亀山南小学校、関小学校、関中学校の3校がその準備に入ることとなっております。加えまして、残る小・中学校5校ということになりますけれども、これにつきましてもコミュニティ・スクール設置に向けまして検討を進めていく予定としてございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろと説明をいただきましたけれども、先ほどの答弁の中で、やはり法の改正によって努力義務化されたという、これは非常に大きなことなんだろうなというふうに思います。私も市内の状況とか、そういうふうなものを事細かに見ているわけではないんですけれども、私もたまたまおとしPTAにちょっと活動を一緒にさせてもらったことがありまして、役員をさせてもらったことがありましたんですけれども、やはりそのときに、関小学校でありましたけれども、やはりPTAの役というものに対して人手不足であるというのが非常に感じられました。とにかくなり手がおらん、そんな感じでありました。

一方で、昔から、昔と言ったらあれですかね、亀山市は以前より地域の子供は地域で育てるということでは言われていました。まさにこういったことを補完する意味では、親だけではなくて、地域の方々もそういったPTAなり何なりというのに関与してもらおうということも、これからも考えていかなあかんのかなというふうに考えていたところでもあったんですけれども、まさしくそういった実情に即して国も法改正をしてきたのかなというふうには思うんですけれども、この中で土曜授業というのを行われましたけれども、まずその土曜を休みにするという話は、あれは単に子供を休ませるということだけではなくて、もともと土曜日は地域でいろんな活動をするために、そこで学校ではなくて地域を舞台にして子供を教育するというのが趣旨だったとも聞いております。

それで、今、よくマスコミに言われていますけれども、部活動をめぐる問題、部活動も顧問の先生の負担軽減とかもあると思いますけれども、この辺をもうちょっと緩和していかなあかんという話になってきて、まさに地域の方々の力をかりなければならないというか、地域の方々と一緒に教育をしていくということが好ましい、それがふさわしいという世の中になってきたのかなというふ

うに思っております。

そんな中で、やはり関小学校区というの也被われまし、もう一つ私も感じていたのは、小学校区ではなくて、やはり中学校という単位でもこのコミュニティ・スクールというのは導入の価値があるんじゃないのかなと思っていましたので、そういったことを市としても取り組まれるというのは、非常にこれは大きなことなのかなと思います。

もちろん、これは努力義務、やはり強制であってはならないとは思いますが、その地域の自主性とか、そういったことも含めてやっていっていただきたいというふうに思っていますので、ちょっといろいろと最後に言いましたけれども、コミュニティ・スクールに関しては、やはりこれは非常に今後、日本にとって必要なことだと私は思っていますので、ぜひ、無理のない程度にと申したらあれですけど、地域に無理を強いないように、地域と対話を重ねながら導入していただきたいということを申し上げて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

11番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定をしておりました通告による議員の質問は終了しました。

次に、お諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、12日にお願いしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

週明けの12日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時35分 散会）

平成30年3月12日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

平成30年3月12日（月）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	福沢美由紀君	8番	森美和子君
9番	鈴木達夫君	10番	岡本公秀君
11番	伊藤彦太郎君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	宮崎哲二君	財務部参事	落合浩君
市民文化部参事	深水隆司君	健康福祉部参事	水谷和久君
建設部参事	亀淵輝男君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長兼 消防署参事	平松敏幸君
地域医療統括官	伊藤誠一君	医療センター 事務局長兼 地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君

●事務局職員

事務局 長	草 川 博 昭	書	記	水 越 いづみ	
書	記	高 野 利 人	書	記	村 主 健太郎

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（西川憲行君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

日程に先立ちお諮りします。

11番 伊藤彦太郎議員から、9日の一般質問において不適切な発言があったとの理由により、その一部を取り消したいとの申し出がありましたので、会議規則第63条の規定により取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

伊藤彦太郎議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定しました。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

15番 前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

おはようございます。

それでは、通告に従い順次質問させていただきます。

勇政の前田 稔でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず一番最初に亀山駅周辺整備事業についてということで質問をさせていただきたいと思えます。

まず6項目ぐらい質問はあるんですけども、まず初めに現在の状況、組合成立の条件ということで1つずつ確認をしていきたいというふうに思えます。

その提出されました資料によりますと、亀山駅周辺の2ブロック地区には、9世帯、20人という、人口。それから、土地の所有者が17人、借地権者が5人、全部で22人ということと、あと市役所がそこに権利者ということで入ってくるということですけども、まず現在その組合が成立されていないんですけども、権利者の合意が前提であるというふうに聞いておりますが、現時点でその合意は得られているのかどうかを確認したいと思えます。

○議長（西川憲行君）

15番 前田 稔議員の質問に対する答弁を求めます。

亀淵建設部参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

おはようございます。

2ブロックで進められます第一種市街地再開発事業の実施は、長年の権利関係者による議論を経て、市による公共的機能の導入などの支援を受けられるのであれば採算性を確保できるとの判断から2ブロックの権利関係者が決意され、今年度より着手したものでございます。

再開発事業による全員同意につきましては、準備会における十分な議論が今なされておりまして、今現在としては全員合意はございませんが、権利変換までには合意が図られるものと考えております。

市としては準備会が進める合意形成において、十分に支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

全員の合意は得られていないということなんですね。

これは全員の合意がなければ進めないという、組合成立ができないというふうにも聞いていますし、その事業自体が進められないというふうにも聞いていますけれども、その辺のところの確認をしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

組合施行によります市街地再開発事業における組合員といたしまして合意があるかという、全員合意がないと進められないのではないかということでございますが、3分の2以上の同意で法的には進められるものというふうに認識しておりますが、今回、権利変換等までに全員同意をいただける旨の打ち合わせといたしますか、今協議をしておるところでございまして、そのように進めていきたいというふうに考えておりますので、今年度、今現在進めております都市計画決定等を順次進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今、3分の2以上とかそういう話も出ましたけれども、もう一回確認しますが、その全員合意が得られなければ進めないということで確認したいんですけども、もう一度そのところ。得られるように進めていくというだけで、得られなかった場合、どうするのかということを確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

先ほども申し上げましたけれども、全員同意につきましては議案質疑の中で服部議員のご質問にもお答えさせていただきましたけれども、基本的には権利変換の時点で全員合意を図ればそこまでの段階は進められるのかなあというふうに思っております、今現在、同意がなければどうなるんだということでございますけれども、やはり同意がなければ工事着手についてはなかなか難しいんでないかなというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

全員の合意がなければ工事着手は難しいということを確認させていただきました。

それでは、今のその土地所有者、借地権者以外に組合員になれる場合はあるのかどうか、その点を確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

組合施行によります市街地再開事業における組合員は、都市再開発法により、施行地区内の宅地について所有権または借地権を有する全ての者を組合員とするとされております。2ブロックの権利関係者により組合は設立されます。

また、事業に新たに参加するのに必要な資力と信用を有する者で、かつ組合員の3分の2以上の同意を得て参加が認められた者は、参加組合員として事業の施行者である組合の組合員となって事業に参加し、組合員に関する一般的規定を全て適用されるとされておまして、市も組合員の一人となる予定でございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

組合員の3分の2以上で賛成が得られれば、ほかの民間のそういう業者でも組合員としてなることができるということですね。

それでは、きょうは12日なんですけれども、あす、予定表を見ていますと、都市計画審議会が開かれますけれども、ここではこの亀山駅周辺整備事業についての多分何かあるんじゃないかと思うんですけれども、今後のその都市計画決定の流れについてお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

今回の第一種市街地再開発事業等の都市計画決定につきましては、都市計画法第19条1項に基づきまして、県の承認を受けて市が決定することになります。都市計画の内容といたしましては、法の定めによりまして、名称や面積、区域、規模等を定めることになります。

昨年来から7月と8月に計画案の市民説明会を開催いたしまして、9月から2月までは関係機関との協議を行っておりました。本年2月23日から3月8日までの間、計画案の縦覧を行いまして、議員のご指摘のとおり、3月13日、あすでございますけれども、市の都市計画審議会を開催いた

しまして、三重県へ協議を申し出まして、3月末ごろに決定告示を予定しておるような状況でございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

すごいスケジュールですよ。間髪入れずにもうすぐここで、これ、答申をされるんですよ。それを県に答申して、それで認められれば都市計画決定されていくということなんです、ちょっと聞き逃したかもしれませんが、都市計画決定されるのはいつになりますか。再度、もう一回。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

遅くとも3月末になると思っております。正確な日時については協議等もございますので、申し上げられませんけれども、3月末を予定しております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、都市計画決定がされてから再開発組合が設立になるというふうに思うんですけれども、それをすると3月末以降に再開発組合が設立されるということによろしいですか。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

組合設立の時期でございますが、準備会が実施します市街地再開発事業について、市は年度内での都市計画決定に向けて、先ほども申し上げましたが、手続を進めておりますが、都市計画決定を受けて準備会が現在実施中の東畑建築設計事務所を主とするJVによる委託業務によりまして、組合設立に必要な申請書類等を作成しており、夏ごろまでには組合設立及び事業計画の認可が受けられる見込みであると聞いております。

市としては、準備会が進める第一種市街地再開発事業の進捗に向けてさまざまな支援を行っていきたく存じます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

順調にいけば夏ごろには再開発組合が設立できるということですが、この都市計画決定というのは建物とか、それから道路、市道もそうですね、含めてなんですけれども、市は、最初にも話しましたが、全員の合意がなければ進めていけないというふうに言いますが、この都市計画決定をされるといろいろな制限が出てくると思うんですけれども、例えば、この前、服部議員の質問にもありましたけれども、反対者がいても、これ、法的に権利者の3分の2以上あれば成立すると、事業を進められるということだと思っておりますけれども、そこをちょっと確認したいと思います。権利者の3分の2と、それにもほかにあるのかどうか確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

組合員の同意につきましては3分の2以上の土地所有者、先ほども申しあげましたけれども、土地所有者及び借地権者のそれぞれ3分の2以上の同意で法的には進められるというふうになっておりますので、そのようなものでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

3分の2というのは、地権者の同意で組合の設立認可が受けられると。もう一つ、面積とかいう、そういう要件はないですか。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

ちょっとつけ加えさせていただきますけれども、その3分の2につきましては、同意者の人数と面積、それぞれ該当することとなっております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

人数だけではなく、その所有者の面積の3分の2というのも含まれるということですね。それを確認させていただきました。

最終的にこれが都市計画決定されると、反対者がいた場合、時間はかかると思いますけれども、行政代執行、強制執行ができると思いますけれども、そこについてもちょっと確認をしたいと思えます。そこまで組合はするのかどうか。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

都市計画決定を行いますと、都市計画法に基づく事業認可または承認を受けることができ、同法の規定により土地収用法による事業認定とみなされます。これが強制執行という意味だと思いますけれども、事業認定は土地収用法では強制収用の規定もございしますが、基本はあくまで十分権利者と協議を行っていくものというふうに私どもは考えております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

地権者と十分協議を行っていく。反対されている方にその協議を行っていくのはどこになるんですか。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

今回の都市計画の決定の部分につきましては、当然組合の部分もございますし、市が大きく関与する部分もございます。そういう状況でございますので、当然組合と市で協議を進めてまいりたいというふうに考えおります。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

そうすると、組合と市で、市も組合員ですから同じだと思うんですけども、これに関して、例えばコンサルやゼネコンがそういう働きかけをしていくということはないですか。ありましたか。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

コンサルにつきましては、駅前のまちづくり協議会の担当しておりますコンサルもございまして、そういう中で同意の関係で準備会とともに動いておる部分もございますので、そういうところでそういう申し入れ等があったというふうには確認しております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

組合が設立されていないけれども、コンサルはそういう動きをしておったということを確認させていただきました。

それでは、次に権利変換についてお聞きしたいと思います。

この権利変換というのは、ちょっと私、よくわからないんですけども、最初のころには等価交換という話をちょっと耳にしました。それとよく似たことではないのかと思うんですけども、この権利変換というのはどういうものなのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

権利変換とはということでございますけれども、権利変換とは、市街地再開発事業におけます権利変換でございまして、権利者の従前の権利を新たに建築されます施設、建築物に関する権利に一括して変換するもので、権利変換の手法は権利者の意向や権利変換後の権利の取り扱い等によりさまざまな手法がございますが、亀山駅周辺地区2ブロックにおきましては、権利者等全員が権利変換内容について同意いただけるよう進められるものと考えております。

一方で、権利変換を希望せず、金銭の給付や自己所有物の移転等により地区外への転出を希望される方は、事業計画の認可公告後30日以内に地区外へ転出等の申し出を行うことができるものとなっております。

本事業における権利変換に当たっては、事業に対する収入を国及び市の補助金や負担金に加え、保留床の処分等により賄うこととされておりまして、保留床処分を適切に行うことが重要というふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

土地所有者の土地でその保留床、売った分で保留床を買うことができるということですが、今聞きましたら、別に組合員にならない人、そういう人は土地代と立ち退き料とかそういう補償代をもらってよそへ住むこともできるという、自由ということですね。

そういう人が、例えば大きな土地を持っておる人が出ていってしまうと、これ、組合が成立しなくなるように思うんですけれども、そういうことはないんですかね。そうなった場合、どうされるんですかね。小さな50坪ぐらいの方やと、多分坪が十五、六万かそれぐらいになるんだらうで800万としても、あと補償費か何かで1,000万ぐらいになるんかわかりませんが、仮によ。でも、600坪とか700坪を持っておられる方はもう1億とかぐらいになってきますよね。そういう方々が出ていってしまうということになると、これは成り立たないんじゃないかなと思うんですけれども、そういうこと、でも自由ですから、これ。強制ではないんですね。出ていくのは自由ということなんで、そういう場合はどうなるんですかね。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

大きな土地所有者が組合から金銭的な精算で出られる場合はどうなるんだということですが、今のところ、2ブロックにおきましては大きな土地の所有者の方については、代表等にも聞いていただいておりまして、そのような状況にはないというふうに考えておりますけれども、もしそういう場合があったらということですが、非常に事業としては権利変換がうまくいけばよろしいですけれども、なかなかそこについては難しい面も出てくるかなあというふうには考えております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

強制ではないので出ていく可能性もあるということで、非常に難しいかなあということです。

あと、その逆に本当に少ない50坪とかぐらいの、先ほど言いましたけど、そういう方がその1つの保留床を買うとなると、当初3,000万というふうに聞いていました。3,000万というのはどれぐらいの面積なのかちょっとわかりませんが、例えば2LDKとかそんなかなあと思うんですけれども、それですと、あと2,000万ぐらい足りないから追い金をせんらんということで、ここへ入りたくてもそこまで借金をしてまでというふうに思う方も出てくると思うんですけれども、その保留床の面積に応じたような、そういう権利変換したその個々のお金でその保留床を買うことができるのかどうか。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

小さい地権者の方等で、マンションといいますか住居分を購入できるのかというふうなお話で

ございますけれども、まだ正式にはこの建物の状況も決定しておりませんので、今からいろいろな組み立てをしていく段階でございまして、当然先ほど申し上げましたように、当初言わせていただきましたように3,000万円ぐらいというふうなお話も出てございまして、それでは3LDKとかそういう部分になるんですけれども、おひとり住まいの方かそういう方ですと、当然1DKとかそういう部分でよければ、その辺のところでは面積としては調整しながら金額も調整しながら住むこともできるかなあというふうには考えております。

ただ、当然のことながら追い金が必要場面も、今おっしゃられるようにありますので、そういうのについてはそこでのご自身のご判断に委ねたいなあというふうには思っております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

そうすると、基本3LDKだけれども、2LDKとか1LDKのそういう物件も出てくるということですね。

それでは、その保留床の内訳なんですけれども、この資料によりますと18億7,000万、そのうちの13億円分が市が負担するということですね。残りの5億7,000万がその保留床になるんだと思うんですが、その地権者の内訳の額はどれぐらいになるんですか。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

今回の再開発ビルといいますか建物につきましては、昨年からお示しさせていただいておりますとおり、概算で保留床処分18億7,000万と想定してございまして、そのうち13億円を公共的機能を導入として市が保留床の購入として考えているような状況でございまして、まだ残り5億7,000万について、従来から申し上げますとおり、住居部分が3億円、テナント等が2億7,000万円と想定してございまして、保留床の8割強を占める公共機能を導入するという再開発となっております。

地元の方がどのように内訳として持たれるんだということでございますけれども、従来から申し上げますように、まだ正式な基本的なプランも決まっておられませんし、その状況によりまして、そういうふうな場面で決まっていくかなというふうには思っております。

また今現在、以前から計画してございます部分につきましては、20戸の住居に対して10戸を地元の方が住まれると。10戸を販売すると。テナントにつきましては、従来から4ないし5、6の店舗を置くというふうな計画でございましたけれども、それにつきましても当然今の準備会の会員の方におかれましては店舗もいただきたいという方もお見えになりますので、その部分では店舗もある程度地元の方で所有される場面もあるのかなあというふうには考えております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

そうすると、店舗も大きな地主の方がその分権利変換という形で所有することができる。それでも売れなかったときはどうするんですか。何か補償があるんですか。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

保留床が売れなかった場合、どうなるんだということでございますけれども、保留床の処分につきましては、住居棟を除く再開発ビルの保留床の8割強の床を13億円で市が購入する予定でございます。また、テナント等の保留床につきましても、事前に売却先のリサーチを行い、保留床処分が確実にできるよう組合において事業が進められるものと考えております。

市街地再開発事業における保留床処分は、事業の成立に大きな影響を与えるものでございますから、事業計画において保留床の規模を適正に設定するとともに、保留床処分における組合のリスクを最小限化させるため、建築工事等の施工業務とあわせて最終的に工事施工者みずからが保留床を取得するとする義務を負う特定業務代行等の制度の導入について検討するなど、事業の採算性確保に向けたさまざまな手法を組合とともに考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

その建設業者ですか。特定業務代行、もし売れなかった場合はここが補償するというような答弁やったと思うんですけど、それでよろしいですか。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

まずは、特定業務代行とは何かということをちょっとご説明させていただきます。

市街地再開発事業におきまして、組合の設立から事業の完了までの一定の業務を民間事業者に委託して実施する方式を業務代行方式といいます。この業務代行方式におきまして、保留床の処分について責任を持つことを条件に建築等の工事施工を含めて代行するものを特定業務代行といいます。

工事施工を含まない場合は、一般業務代行ということになります。

特定業務代行というのは、当然、もし売れなかった場合はその施工者等がこの万が一売れ残った保留床については買い取っていただけるというふうに思っておりますので、保留床が売れないということの心配はないかなというふうに、この方式でいけばないかなあというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

保留床が売れなかった場合は特定業務代行で業者がその販売をすると、責任を持つということを確認させていただきました。

もう一つ、補助金がまだ確定されていませんよね。これ、今回の資料にも出ていましたけど、補助金が思ったほど出なかった場合はどうなるのか。少なかった場合はどうなるのか。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

国の交付金が少ない場合、補助金でございますけれども、どうなるのかということでございますけれども、当然のことながら事業がその分、少ない分だけでできないということが発生いたしまして、そういうふうな事業が進まないということも発生します。ですので、工期的に延びていく可能性もございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

工期を延ばすということは一時的に停止するというふうに考えてよろしいですか。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

ちょっと言葉足らずで申しわけありません。

事業が停止するのではなくて、進捗が多少おくれることがあり得るかなあというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

多少おくれるのはいいけど、その多少おくれるというか補助金が足りない部分はどこがじゃあ負担するのかということなんですけど。足りない部分で、おくれるだけでは済まないと思うんですが、捻出するのか、それか何かもっとその物件を安価なものにしていくのかとか、どうするんですか。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

当然のことながら、補助金につきましてはとれるように努力はしてまいりますけれども、本当に少ない場合、どうなるんだということですけども、当然、先ほど言いましたように、スパンが多少延びることもございますし、事業の進捗と、また保留床、組合としてある程度負担せないかん部分がふえる可能性もございますので、それについては保留床のほうである程度調整をしていく部分もあるというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

補助金が少なかった場合は、組合が負担するということを確認させていただきました。

最後に、この今の話を聞いておると、絵に描いた餅で順調にいきそうな話ばかりやったんですけども、この経営が行き詰まった場合、それも含めてこの事業の責任の所在、これはどこがその責任の所在になるんですか。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

2ブロックを含む亀山駅周辺整備事業は市の事業となりますので、道路や駅前広場の事業主体は市となりますが、2ブロックにおける再開発ビルは組合施行による第一種市街地再開発事業として実施しますので、事業主体は再開発組合となります。市も組合員の立場から当然のことながら相応の責任があるものというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

事業の責任は再開発組合ということで確認をさせていただきました。そのほとんどが市が関与しているので、市にも責任があると。当然、その組合員の中に市が入りますからね。再開発組合ということですね。それを確認させていただきました。

話だけ聞いているだけでいい話ばかりなんですけど、そう簡単にはいかないと思いますね。まず反対される組合員も見えますし、そこら辺も慎重にやっぱりしていただきたいと思います。行政代執行とかすれば相当時間もかかりますんで、これについては質問を以上で終わります。

次に、空き家対策事業についてお聞きをしたいと思います。

昨年、条例を制定されたんですけれども、その後の空き家もひどい状況になっておるんですけど、私たちのところの地区にもあるんですけれども、一向に変化が見られないし、一体その条例は活用されておるのかどうか全然わからないので、その条例制定後の状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

空き家条例制定後の状況でございますが、今年度につきましては法務、不動産、建築など、各種専門家を含む空家等対策協議会を組織いたしまして、5月と8月に協議会を開催してございます。

その中で協議会における協議を経まして、周囲へ著しい悪影響のおそれがある法規定の特定空き家等を7件、それから特定空き家等の状態には至りませんが、特定空き家等への未然防止のために改善の必要があります管理不全状態の空き家等を14件認定いたしましたところでございます。

それぞれの空き家につきましては、認定後必要な注意、指導等を行いまして、現時点で特定空き家等につきましては7件のうち2件が既に解体をしていただいているところでございます。また、管理不全状態の空き家につきましては、14件のうち1件が解決済みということでございます。

それぞれ残りの空き家については、現在改善に向けて既にもう具体的に動いていただいているものもございまして、引き続き指導等を行っているというものもございまして。

そんなような状況でございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

会議もしていただいて、特定空き家が7件あって、そのうち2件が処分されたということです。それから改善しなければならぬ14件があって、1件がうまくいっているというふうな形なんですけど、なかなか応じてくれないところも、だから特定空き家で5件あるわけですよ。そういう

ところというのはどういう理由というか、なかなか応じられないのか、多分それは特定空き家にされたらそこに対して解体するように市として言っていると思うんですけども、その理由はどんな内訳がありますか。

○議長（西川憲行君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

済みません、個々細かい数字は持ち合わせていないのでお答えはできないんですけども、改善が進まない部分には相続の関係等でなかなか所有者の責任者が明確でないといった部分だとか、それから解体に係る費用が捻出できないといったようなこともあって、なかなか思うように進まないという部分も現在発生してございます。そういった部分については、引き続き改善に向けて指導等を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

わかりました。

これができてすぐに全部うまくいくというふうには思っていなかったですけども、やっぱり相続の関係、これは非常に難しいだろうと思いますし、金銭的な部分も、この2つ、やっぱり大きな課題やというふうに思うんですね。

これもなかなか最終的に行政代執行というのものもあるけれども、なかなかそこまでは踏み切れないだろうというふうに思いますんで、少しでもやっぱり何とかうまくいくような方策も含めて考えていただいて、その特定空き家の処分をうまく進めていっていただきたいというふうに思います。

それから次、新庁舎建設準備事業についてお伺いをしたいと思います。

新庁舎建設の基本構想についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

新庁舎の基本構想につきましては、庁内における部長級による検討委員会、課長級によるワーキンググループ等を設置し、基本的には庁内において職員が主体的に策定をしましてまいりたいと考えております。

その中で新庁舎に導入すべき必要な機能等の整理、延べ床面積の算定、建設候補地の状況や周辺の影響など専門的・技術的知見が必要となる事項につきましては、策定支援という形で一部業者の支援をいただいて進めていきたいと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

構想については職員で策定をしていくということですね。

当初、凍結される前は建設において特別な組織というか部署が設置されましたけれども、この設置の考えというのはないんですか。

○議長（西川憲行君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず平成30年度、来年度におきましては、総合政策部財務課契約管財グループが担当となって進めていきたいという形で、特別なプロジェクトをつくるという考えは持ち合わせていないところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

特別なグループをつくる考えはないと。今の現在の部署でやっていくということによろしいですね。

一番問題なのは、これ、いつごろ建つかわかりませんが、補助金というのはないですよ。基金が20億ですか。ちょっと間違っておたらごめんなさい。

当初、市長が就任されて凍結ということで、そこで、将来建てなければならないからということで基金は創出したらどうやということと言わせていただいて、それは今その形で20億ぐらいになったように思うんですけども、とても20億では建てられませんよね。50億とか、それからその土地とかそういうのも含めていったら70とか90とか、それぐらいの数字になってくるのではないかなあというふうに思いますけれども、建築資材も高騰してきている。何年後になるかわかりませんが、私はやっぱり合併特例債が使えなかったことが一番問題かなあというふうに思うんですよ。補助金が見つからない事業、これはやっぱり他の市では合併特例債を使って庁舎を建設されている。これ、補助金がない中でやと足らず前はどうしていくのかということなんですけれども、その辺の考えをお示し願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず平成30年度においては基本構想を策定して、平成31、32年度、2カ年ぐらいをかけて基本計画を策定していきたいと。その中で、基本計画の段階で場所を決めていく。構想を策定する段階で今後のロードマップ、何年度にどういうことをして、どういう事業費がかかるんだろうというふうな試算をしていくのか、その財源についても検討する必要があるんだろうというふうに思っています。

議員がおっしゃるように、庁舎については補助金等はございませんけれども、一般単独債は借りることができます。その中で、もしかしたら新たな何かその庁舎に特別なことをする場合は補助金がある場合もあるかもしれませんが、そういうことも検討しがてら今後進めていくべきなんだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ちょっと前に戻りますけれども、この新庁舎を建設するに当たって、凍結していたのを一時解除

して今回の総合計画で盛り込まれてきたんですけれども、その凍結を解除した、そして建てることになったその最大の理由って何でしたか。

○議長（西川憲行君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず今回の総合計画を策定する段階で、年々増加する行政事務の多様化や事務所や会議室のスペースが確保できていないとか、来訪者の駐車場の問題、西庁舎のアクセスなどバリアフリーの問題、設備の老朽化の問題、行政機能の分散化の問題などを鑑みて、第2次総合計画の策定時にこれまでの一時凍結を解除し、新庁舎建設に向けて都市機能、防災などを含めた多面的な検討を行うとしたところで、それに至ったのは熊本地震の震度7の地震が2回続けて起こったことが大きな要因だろうというふうに考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

一番大きなのは最後に言ったことじゃないかなと思うんですよね。熊本の地震やったと思うんですけど、そこがやっぱり一番大きな問題やったんと違うかなあと思うんですけど、そうじゃなかったですかね。私はそういうふうに認識しておるんですが、やっぱり一番問題なのは、合併特例債を使わなかったことが、市長は就任当初から、将来に負担を残したくないというのが口ぐせでしたね。でも、私はこれ、庁舎建設に至るのにその合併特例債を使わないことがそれ以上に将来に負担を残すことになるのではないかなあというふうに私は思うんですけれども、その点についての市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

当時ご案内のように、世界的な経済不況、リーマンショックの直後ということでございました。当然、平成17年から続いておりました亀山市の一般交付税の不交付団体の流れというのは、4年目に入ろうとしておったところでありましてけれども、この潮目が変わっていく、それは地域の経済の転換点であったということと、実際、平成21年度の税収は146億でございましたが、23年には110億を切るところまで落ちていくという三十数億があ瞬間に変わるということと、もう一つは右肩で将来のさまざまな事業を展開しておりましたが、当時公債費は年間二十一、二億でございましたが、これが数年後には約30億近くまで伸びると、こういう予測を中期財政見通しの中でしてまいりました。

したがって、そういう中で平成26年度までに、その合併特例債を活用期限の26年度までに市の庁舎を建設することは、他のさまざまな生活に関連する施策、あるいは将来のために必要な施策に影響があるということで、これはその時期を将来的にということでも一時凍結を判断させて、あわせて大型事業につきましては南部の公園でありますとか、あるいは現忍山大橋のコスト縮減等々もあわせて当時判断をさせていただいたものでございます。

したがいまして、合併特例債を庁舎に入れるのか他の施策に入れるのか、これはトータルとしてどこへ入れるかという話でありますので、今おっしゃられるように、この判断は、庁舎が平成26年度までに建設はできませんでしたが、そういう財政状況の中で、ハード・ソフトを含めて亀山市のその施策の中身につきましては、一定の市民の皆さんの暮らしとか将来にかかわるさまざまなハード・ソフトの事業が展開できたものというふうに考えておるところであります。

そこはそのような判断を当時させていただいたものであります。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

もう質問の時間がなくなりましたので、これで終わります。

○議長（西川憲行君）

15番 前田 稔議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時56分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 鈴木達夫議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

鈴木達夫です。

7度目の3・11を昨日迎えました。

先週木曜日かと思います。TBS系で、私も以前所属していた会派の中で、岩手県釜石市の宝来館の岩崎さんというおかみさんの地域再生に向けた活躍が報道されていました。ご自身、津波で九死に一生を得た後、復興・復旧に向けて大変苦勞された中であっても、どうか釜石を元気に、東北を元気にということで、ラグビーのワールドカップ誘致を専らにさせていただきました。テレビでは、進んでいるスタジアムを前に復興への道のりを熱く語っていただきました。

その訪問のときに、帰りにその岩崎昭子さんは、実はワールドカップ誘致とあわせてブドウの木を植えて、開催の折にはこのブドウでワインをつくって乾杯をしたいんだということを言われていました。

私はそのテレビを見た後、非常にブドウのことが気になりまして電話をさせていただきました。そうすると、当初、猿とか鹿に非常に荒らされちゃったけれども、今は地域の皆さんの応援でどうにかワインで乾杯できるという、非常にホットな話題をいただきました。

この岩崎さん、いろんなところにご講演、体験発表をされています。最近の体験発表の冒頭を読ませていただきます。

三陸地震と南海地震は、どちらかが発生すると10年以内にはもう一方が発生していることは過去の歴史が物語っています。東日本大震災から7年目を迎えた今、近い将来発生する可能性の高い南海トラフにおいて、大切な命を守る行動や防災に対して地域の皆さんと一緒に考える機会とさせ

ていただきますというものです。

亀山市議会3月議会、城東コミュニティ取り壊しの件に対して、阪神・淡路地震クラスの地震が来れば崩壊するかもしれないという答弁、そして防災に関する緊急総合伝達システム、これは前期基本計画内にはどうにか発表したいみたいな本当に悠長なことを言っているの。とても耳に入れたくない答弁を聞かされた思いでいっぱいでございます。ホットな話題とブルーな気持ちが混在する3・11を迎えたような気がします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

教育行政についてということなんです。

教育民生委員会を離れましたので、久しぶりに教育行政、テーマは2つです。

就学困難者に対する対応について、そして今盛んに言われています学校における働き方、教職員の働き方改革についてを大きなテーマに上げさせていただきます。

冒頭、多分ことしの2月の初めだったと思います。東京の銀座の小学校でアルマーニの制服が8万円ということが物議を醸すという大きな話題になりました。

アルマーニ、アルマーニと、僕もわたせい、しまむら派ですんで、どんなのか想像がつかないんですけども、まず教育長、冒頭、このアルマーニ8万円の報を受けまして、どんな感想を持ったか聞かせていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

9番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

おはようございます。

アルマーニの所見はということですが、東京銀座の公立小学校が高級ブランドが監修する制服を標準服として採用することの報道に対する感想についてでございますが、銀座という土地柄を感じる一方で、保護者負担を考慮したとき、公立小学校としては高額であるとのイメージは否めないと存じます。本市としてはとても考えられにくい案件だったと認識しております。

一方で、当該小学校の児童に嫌がらせがあるとのニュースもございますので、過熱報道の影響が子供たちに及んでいる状況は憂慮すべきだと感じておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

少し高いという印象とあわせて、そのことをもって子供の環境みたいなものを答弁いただいたということはありがたいなあという思いをしました。

それじゃあ、ちょっと画像を出していただけますか。

ちょっと見にくいんですけど、皆さんのお手元には資料がございます。

これは市内3中学校の制服等の価格の一覧でございます。制服については、上着1着とズボン、スカートの夏用と冬用を買いそろえた場合の比較を書かせていただきました。

亀山中学校では男女ともブレザータイプ、中部中学校と関中学校は、男子は標準学生服、女子はそれぞれ各校のオリジナルの制服でございます。

中部中学校と関中学校の男子においては、全国的に流通している標準学生服の購入先は、原則自由となっていると聞いていますが、ともに学校の指定店で買いそろえた場合に、最もスタンダードの価格を記載しました。また、関中学校の女子なんですけれども、年間の販売数が約20着ということで少々高い価格になっております。男女とも、今全国平均が3万2,000円から3万3,000円の中では少し高目の購入という印象を私は持ちます。

そこで、昨年11月末に公正取引委員会が制服の取引に関する調査、あるいは提言を行いました。内容的には、安価で良質な制服を買えるように対応しなさいというものなんですけれども、この公正取引委員会の調査と提言に対して、教育委員会は何らかの対応、校長会なり、あるいは教育委員会で議論したことがあるか確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

議員からご指摘いただきました平成29年11月に公正取引委員会から示されております公立中学校における制服の取引実態に関する調査についてでありますけれども、これにつきましては新聞報道等でも承知をしておるところでございます。現時点まで公正取引委員会並びに文部科学省等からは、その調査結果に伴いまして、周知等を含めた通知は届いていないというところでございます。

したがいまして、教育委員会として議題や協議事項には上げていないというところがございます。

なお、昨年12月の校長会におきまして、その新聞記事を引用する中で公正取引委員会の調査結果の概要を示しまして情報提供を行いました。また、その内容に留意するように依頼をしたところでございます。

また、別途制服を初めとします中学校就学時の保護者負担等、何が必要かというような価格も含めて、その実態を調査したというところがございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

新聞に基づきまして、ちょっと2つ質問したいと思います。

新聞によりますと、メーカー指定の割合が21.3%、そのうち多くの学校が1社に限定されていると。メーカー、指定業者なのかな。亀山市はいかがかということと、指定販売店を定期的に見直していない学校が83.6%、亀山市はいかがかと質問したいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

まず市内3中学校の制服でございますけれども、議員からお示しいただきましたとおり、三者三様ではございまして、それぞれ特色ある教育を展開します学校独自の考え方によりまして、各校で機能面とか価格面をそのバランスを考慮して選定されているというふうに認識をさせていただきます。

亀山中学校におきましては平成13年度に現在のブレザータイプに変更されたという以外は、3中学校ともにデザイン等の特段の変更はこれまで行われていないという中で、男子のまず制服につ

きましては、中部中学校と関中学校は黒の詰め襟の標準学生服となっております、メーカーの指定、また販売店ともに指定はないというところでございます。一方、亀山中学校の男子並びに3中学校の女子の制服につきましては、市内または県内の販売店が指定されておまして、メーカーについても販売店を通じて発注をされるという状況でございます。

次に、指定販売店の定期的な見直しということでもございましたけれども、これにつきましては制服の購入、また補修とかそういう対応における利便性から、これまでは行われていないというようなところもございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

細かいことは言いませんけれども、指定店はありながらも購入については自由、フリーというようなニュアンスの答弁かと思いますが、実態は購入先はほぼ限定されています。制服販売組合があったり、あるいは体操服の購入については、もう確実にこれは固定しているんです。細かいことを言いたくないんですけど、やっぱり公取の提案は、学校は、あるいは教育委員会は、制服メーカー、指定店を選定する際にコンペや入札を導入して、とにかくもう少し安く、安価に保護者の負担が下がるように努力しなさいというものです。少し見直しを図る時期が来たのかなあという思いを伝えたいと思います。

制服だけでなく、ウインドブレーカーだ、ジャージだとか、上靴、サンダル、それから自転車通学の人には自転車は買わにゃいかんし、かばんは買わなければいけない、教材、修学旅行の積み立てもしにゃいけない、これ、本当に一体幾らになるのか僕も積算できないんですけど、やっぱりアルマーニの制服が8万円で驚いているような場合、びっくりしている場合ではないなあというような思いがしました。

この質問は次項の就学困難者への対応についてつなげるために用意したんですけども、いわゆる言ってみれば、この就学費を負担する保護者、あるいは関係する教育委員会の経費、これをどういように削減していくかという意味合いで展開をしていきたいんですけども、昨今、野菜の高騰が異常に続いているんです。この前も、僕もマックスバリュへ行きまして、このぐらいの大根が298円、非常に高いなあという思いがしました。2年前に鈴鹿市が野菜の高騰等に関連しまして、数日間給食をやめようとした経緯がございます。そんなところを見ますと、今の野菜の高騰が保護者の負担、あるいは教育委員会の負担増、値上げとかそこまで逼迫しているかどうか、ちょっと状況をお聞かせください。

○議長（西川憲行君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

野菜価格の高騰ということでもありますけれども、昨年度でありますけれども、その高騰によりまして給食会計、少し影響がございまして、牛肉を豚肉にとか、豚肉を鳥肉に変更したとか、また野菜もネギとかホウレンソウとかタマネギが高騰していましたので、価格の安定したニンジンとかもやしに変更したりしてメニューを工夫して乗り切ったというところでもございまして、本年度につきましては、学期ごとに各校の給食会計の状況を確認する中では、これまで野菜の高騰が給食会計に

影響しているという状況は現在まではございません。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

幸いに影響していないと、メニュー等を工夫して対応してきたという答弁でした。

給食の関連ですが、今回の教育行政一般方針の中に、給食費の公会計化に向けた研究をするということがございます。

その後、私、この公会計化とは何かなどというのでいろいろ調べたら、後でやる働き方改革の中で、中央教育審議会が基本的に学校が担うべき業務ではないというものの一つに、この学校徴収金、給食あたりの徴収、管理は教育委員会、あるいは市長部局がやりなさいと。そういう意味合いで、この公会計化の研究と、教育長、報告があったのか、あるいは私はもう一歩進んで、給食の材料費の購入先とかそういうことも含めた、いわゆるそれをもって父兄あるいは行政の負担を少なくする。そういう研究もしていくんだと、そんな読み取り方もしたんですが、私のこの読み取り方というのは正しいかどうか答弁願います。

○議長（西川憲行君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

給食費の公会計化につきましては、教職員の働き方改革に端を発しております。

昨年12月に文部科学省が取りまとめました学校における働き方改革に関する緊急対策におきましては、学校における業務改善の一つとして、給食費を初めとした学校徴収金の徴収、管理を学校以外が担うべき業務と位置づけ、学校にかわって地方公共団体が担うよう給食費の公会計化が促されております。

このような現状を踏まえ、教育委員会といたしましても、今後給食費の公会計化の研究を進めようとしておるところでございます。

また、その過程におきまして、公会計のもとでの学校給食用食材の調達のある方につきましても研究すべきことと認識しております。良質で安全・安心な地場産物等の食材を安定的に調達することに加えまして、食材の価格についても適正かつより安価なものを定期的に調達することを念頭に、給食費の公会計化とあわせて食材発注方法についても研究していくことで、保護者負担の軽減にもつながる可能性があるものと考えております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

学校徴収金を学校がやらずに行政がやる、教育委員会がやるということとあわせて、給食の材料の調達のある方、方法も研究していくということで理解をさせていただきます。

それでは、今たまたま制服と給食の問題を取り上げましたが、そのほかにも親の経費負担、あるいは行政の経費負担につながる業務等々、あるいは現在努力している負担軽減に向けたさまざまなこと、これからのこと、課題、どう認識しているか答弁を願います。

○議長（西川憲行君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

給食費の公会計化とあわせまして食材発注方法についても研究していくと申しましたが、そのほかに、例えばこれまでから修学旅行においては旅行会社のプレゼンによる価格も重視した選定を導入しております。また、教材作成におきましては、既成のものを購入するだけでなく、市内共通教材を教育委員会で一括自作して各校に提供するなど、いずれにいたしましても保護者負担軽減という目で学校現場を見直していくことは今後も必要と思っております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

修学旅行も非常に多額のお金を要します。研究されたということです。自作の教材を使っているという報告を受けました。ありがとうございます。

それでは、次の就学困難者への対応ということなんです。

福沢議員の質疑にもございました。今、平均的な所得の半分にも満たない保護者、ご父兄の方が全体で13.9%、7人に1人がそういう環境に置かれているということでございます。

初めに確認ですが、要保護児童あるいは準要の保護児童が今市内にどれぐらい見えるのか、あるいはそれに対応する予算を示していただきたいと思います。それから、予算の関連ですけれども、ここ1年、その支給の方法をさまざまに工夫されているやに聞いておりますが、それもあわせてご答弁いただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

まず、本市の就学援助を少しご紹介させていただきたいと思いますが、就学援助とは就学援助費交付要綱に基づきまして、経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対しまして、学用品費、学校給食費、宿泊研修や修学旅行費などの費用の一部を援助させていただくものでございます。

それで、認定基準につきましては、世帯の所得が生活保護基準に対しまして1.5倍未満という方に対して認定を行っておりますので、また援助額についても国の補助限度額どおりに支給しているということで、県下他市と比較いたしましても高い水準で支援をさせていただいておると考えてございます。

本年度の就学援助の状況でございますが、平成30年2月末現在の受給者数及び受給率ということになりますけれども、小学校が190人で全体の6.59%、中学校は95人で全体の7.19%、小・中学校を合わせますと285人、全体で6.78%の児童・生徒に対して就学援助を行っております。

次に、予算ということでございましたけれども、平成30年度の当初予算といたしまして、小学校は1,420万円、中学校は1,020万円を計上してございます。

それと、新入学の学用品費につきまして、平成29年度から支給時期を従来の7月支給から4月支給へ前倒しのほうをさせていただきました。さらにこの平成30年4月に入学される児童・生徒

からは、入学前のこの3月に支給をするということに変更させていただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

支給の前倒しを敢行していただいたということです。

今、お金のことを言いましたけど、お金以外のソフト面での対応、あるいはサポート体制はどうなっているのか、あるいは新年度からの展開はどうかという質問をします。

○議長（西川憲行君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

現在、生活困窮者自立支援法に基づきました学習支援事業でございますが、平成27年度より実施をしております、家庭生活が困窮していたり、家庭での学習環境が厳しかったりする生徒の基礎学力の定着や生徒の意思に沿った進学を支援していくというために、教員免許を持った方が中心となりまして基礎学習の予習・復習、テスト対策、宿題、進路に向けた学習の支援を行っております、新年度におきましても引き続き実施をいたします。

なお、学校現場におきましては、ふだんから日常生活の中で、児童・生徒の様子に十分注意を払うとともに家庭訪問などを通して、保護者の状況や家庭環境の把握に努めておるところでございます。必要に応じてスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの活用、あるいは児童相談所など関係機関との連携も図りまして、さらに就学援助申請の働きかけ、紹介もしながら児童・生徒や家庭への支援を行っているところでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

お金の面、お金以外の面、一定の支援をしているという実態を聞かせていただきました。

次に、来年度予算の中で福祉部門が子供の貧困の実態調査をすると、280万ぐらい予算が入っているんですけども、通告の後で、この内閣府がやる地域子供の未来応援交付金の資料を読ませていただきました。これを読ませていただくと、基づくると、想像すると、委託業者を介しながらアンケートをつくって、送付して、返ってきたアンケートを分析して実態把握をした後で、今後の就学困難者への施策の対応、貧困の連鎖を防止していくんだと、そういう流れで間違いないのか、福祉担当、お願いします。

○議長（西川憲行君）

水谷健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（水谷和久君登壇）

子供の貧困に関する実態調査につきましては、就学前、小学生、中学生を持つ保護者や、現在児童扶養手当の支援を利用されている方の保護者に対するアンケート調査に加えまして、教育、福祉、地域の関係者へのヒアリング調査もあわせて実施いたし、内閣府の交付金、地域子供の未来応援交付金を活用しまして実施いたすものでございます。

これらの調査結果を基礎資料としまして、子供の貧困に対する施策を立案することとしておりま

して、本市が新年度から策定に取り組む次期の子ども・子育て支援事業計画において施策の柱の一つとして子供の貧困を位置づけてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

関係者へのヒアリングもありながらも、私はアンケートによる調査・分析は限界があるのではないかという視点で質問をしたいと思います。福沢議員の質問の中で、市長、いわゆる見えにくい実態、隠れた実態を把握したいんだという表現をされました。この調査の中で、アンケートの設問、どんな設問をイメージしているか、あるいはまだその会議が開かれていないとしたら、内閣府が出した例でもいいですので、お示しをいただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

水谷参事。

○健康福祉部参事（水谷和久君登壇）

アンケートの調査項目でございますけれども、内閣府が具体的な事例として示しております貧困の状況にある子供や家庭の支援ニーズの所在を把握するための項目、2点目に自治体で実施している施策の認知度、利用度、利用の意向に関する項目、以上2点を抽出しまして設定しようと考えております。具体的には、世帯の構成、およその世帯の収入、子供の進学に当たりましての学力や金銭的な不安に関する項目、また生活面では、親子の会話、食事、誰と食事をするかなどの生活に関する項目を検討しておるところでございます。

これらの項目をクロス集計できるよう工夫しながら今後設問を設定してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

私もこの内閣府の事例集等を見させていただきました。3つ感想を持ちました。

1つ目は、その項目なんですね。登校状況、勉強時間、理解度、起床・就寝時間、テレビ・ネットの利用時間、親子の会話の時間、悩み事、自己肯定感等々、これらは特に各種学力調査等の分析の中で、一定の傾向あるいは分析がもう出ているんじゃないかという思いが1つ。

2つ目は、水谷参事、言っただけじゃなかったんですけど、びっくりする項目があるんです、これ。1つは養育する親の収入、学歴、支払いの延滞状況、各種貸付金等々、これはやるかやらないかは別ですよ。ただ、私、心配しているのは、果たしてこういう設問をして、どれだけの方がアンケートにお答えをしていただけるか、非常にこれは回答率、本当に50%あるのというような思いがしてなりません。その意味で、この回答率をもって、あるいはこのデータを分析して、その後の施策構築が果たして精度の高い政策決定に結びつくかという、非常にこれ、心配しているということが2つ目。

それから3つ目は、全国の先進事例とか各種教育関係の調査研究、あるいはいろんな本が出ています。ネットを見ても、この貧困調査、子供の貧困の連鎖、ずらっとあるんです。私はこれで一定の、もちろん細かい亀山市の実態の調査を要らないよということを言っているんじゃないです。

1つちょっと余談ですけど、お茶の仕事をしていたときに、特に樹齢の長い木にクワシロカイガラムシというのがつくんです。それを調査しなさいということで、鹿児島島の枕崎の試験場、指宿の試験場、静岡の国立試験場、県立試験場、狭山の試験場、三重県もみんなクワシロカイガラムシの研究をするんですね。それで出た結果、通気性のいい環境でお茶を育てなさいとか、あるいは葉っぱの葉皮、裏の気孔を開かせるような施肥体系にしなさいとか、そういうことなんです。どこの試験場も本当に金太郎あめみたいにどこを切っても同じなんです、答えは。その対策、通気性のいい気孔を開かせる対策というものはなかなか出てこない。私はこんな事例につながらないかという、非常に危惧をしています。

もう一度確認をしたいと思います。

関係者へのヒアリングとは別に、これはあくまでもアンケートによる実態把握をするのか、あるいはそれによって見えにくい実態、隠れた実態が把握できるのか確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

水谷参事。

○健康福祉部参事（水谷和久君登壇）

私ども福祉事務所では生活保護の現在受給されている方への支援、それから先ほどのご質問でありました就学援助の家庭の実態というはおおむねつかんではおるところでございますけれども、それとまた先進事例の中で子ども食堂とか居場所づくりなどに関する先進的な事例とか、先ほどおっしゃいました学校基本調査とか、ある程度の実態はつかんでおるところでございますけれども、亀山市独自の傾向といいますと、それを全国と比べてどんなようなものなのかというのを今回まず押さえていきたいというようなことを思っておるところでございます。

それから、アンケートの項目につきましては、先ほど内閣府の示された項目全てを調査するものではございません。私どもの中で検討しながら項目を今後設定していきたいというふうに考えております。

また、アンケートの回収率につきましては、対象者の方に園とか学校とかを通じて直接配付を考えております。回収に当たっても封印していただいて直接回収を考えておりますことから、回答率を高めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。

直接回収、これは別に福祉のこの案件だけでなく、これから市が行うさまざまなアンケートも非常に有効な手段だと感じましたので、企画総務部長、お願いしますね、こういうこともね。

もうあれですんで、確認だけさせてください。教育長、確認します。

調査がどうあれ、分析がどうあれ、親の状況がどうあれ、法で定めている、法というのは学校教育法第19条、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。どんな結果であれ、これはしっかり担保するというのを、当然でございますが、しっかりと答弁でいただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

新年度、健康福祉部の貧困にかかわる調査の結果も一定共有させていただきながら、必要な施策等を教育委員会といたしましても講じてまいりたいと存じます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

これはしっかり担保すると確約をいただきました。

次に、市長に確認をしたいと思います。

この貧困の連鎖に関しましては、総合計画あるいは福祉部門においてもしっかりと主要施策の一つとして位置づけをしていただいた。私はこれは評価をさせていただきますが、この貧困の連鎖というのが、親の経済状況により子供の学力や生活の質にかかわりを持つだけでなく、そのような環境で育った子供さんが残念ながら親と同じような経済状況に陥ってしまう。例えば生活保護を受給されている方の約3割が、子供さんが大きくなったらまた受給されるというのが現実だそうでございます。

私は、この亀山においてはこの貧困の連鎖を食いとめる、亀山はそういう連鎖はごくごくまれなまちだと、そんなまちにさせていただきたいと思います。それには相当な覚悟と準備をして当たらないとなかなか進んでいかない、実態として。例えばこれ、例に挙げて失礼なんですけれども、まち・ひと・しごと、いわゆる総合戦略の中で、亀山市は学生奨学金返還支援事業を立ち上げました。かなりのエネルギーを使って立案をしていただいた。議会にも投げかけていただいて議会も議会の返答を出した。しかし、これがいわゆる補助金がなくなったということですね。もうこれ、やめた、ストップしている。そんな中途半端な取り組みでこの貧困の連鎖は、僕はそんな気持ちで当たったらとても進んでいかない思いがありますが、市長のお気持ちといいますか覚悟を聞かせていただきたい。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご指摘のような、亀山は亀山の行政や地域社会全体の力をもってぜひそうはならないための環境をつくらうということで、教育委員会あるいは行政当局、それから地域のさまざまな皆さんの英知でこれが動いてきておるところでございます。

今回、この実態調査は基礎資料として、そして次の、福沢さんにもお答えをいたしました。亀山市の次期の子ども・子育て支援事業計画の中でしっかり施策としては位置づけてまいりますが、これはしっかりやっていくんですが、議員がおっしゃるように、地域社会全体、あるいは意識、文化、これもひっくるめてやっぱり変わっていかなくては、充実をさせていかなくてはならないという、そういう思いを持って臨んでまいりたいと思っております。

くしくも一昨日、地域福祉講演会で豊中社協の勝部麗子氏がご講演をいただきました。その思いも共通するところであろうと思いますが、私どもは、この子供の貧困の連鎖を断ち切れるような地域社会をみんなの力でつくり上げていく、行政はその責務をしっかり果たしてまいりたいというふ

うに考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

やはり行政の本気度といいますか、本気、本心、本腰を入れるこのやる気が、当然大きな障壁となるであろう個人情報の保護、これを乗り越えて信頼関係を生んで初めて、私は対応、対策の一步が踏み始めるんじゃないかなあ。

そして、今、文化というお言葉をいただきました。お金以外の大切な資本、例えば家庭文化とか学校あるいは学級文化といいますか、あるいは地域文化、いわゆる総じて文化資本をつくっていくという、私はこれ、壮大な挑戦だというように考えております。ぜひ、貧困の連鎖のないまち、亀山、それが一つの亀山モデルになることを期待して、この項を終えます、時間がありませんので。

働き方をやりたいと思うんですけども、ずうっと用意してきた質問の中で、今までの学校が行っていた、あるいはかかわりを持ってきた中で、学校以外が担うべき業務、あるいは必ずしも教師が担う必要のない業務、経費低減が可能な業務がしっかり区分けをされました。この中において、これへの対応をどうしたかということをお答え願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

答弁を求めます。

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

学校における働き方改革に関する緊急対策に係る通知の中に14項目が上げられておりまして、議員から少しご紹介いただいたとおりでございます、どのように対応したのかというような点でございます。

まず、必ずしも教師が担う必要がないという業務とされた部活動でございますけれども、顧問として実技指導だけでなく、大会、練習試合等の引率、会計業務を含めた部活動の管理運営に携わる部活動指導員、これを平成30年度より市独自で新たに配置する予定といたしまして予算も計上させていただいたところでございます。平日における部活動の指導のみならず、休日における指導、引率も想定した任用でございまして、教員免許状を持たれた方で部活動や学校教育に関する十分な理解のもとで学校現場での活躍を期待するものでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

時間配分が大失敗しましたので、ごめんなさい、またこれ、改めて働き方については、再度やらせていただきます。

空調の関係で質問も用意しましたが、2つお願いがございます、この項では。

文科省の望ましい温度が従来の10度から30度が17度から28度、54年ぶりに変更した。これはもう学校の空調は当たり前だよという時代だよという公の表現、あるいは伝達であったというふうに私は感じます。

そんな中、まだ小・中の特別教室が今の計画だとないということなんですけれども、ぜひこれ、

この夏、特別教室の温度調査してくださいよ。これ、法的にも学校へ環境衛生基準では年2回定期温度検査をしてくださいということになっているんです。これ、ぜひ温度検査をして、特別教室、議会に対してしっかり発表してください。

それからもう一つ、この項では、残した特別教室を仮に一度に設計して、あるいは整備した場合と、あるいは次に延ばして整備した場合のコストの差、どれぐらい違うか明確にさせていただきたいということでございます。

それと、教育功労者のことです。

簡単に、教育長、これ、ご提言されたということなんですけれども、教育功労者への表彰、どんな思いでこの制度を立ち上げようとしたか答弁をお願いします。

○議長（西川憲行君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

文部科学省が国民の教育・文化に対する関心と理解を深め、その充実・振興を図ることを目的に、毎年文化の日、11月3日を中心に教育・文化週間と定め、全国的に教育・文化に関する行事等を集中的に実施するとして、全国の県・市町教育委員会、学校、その他の教育関係機関等に協力要請を行っています。

そのような中で、亀山市教育委員会といたしましてもこの教育・文化週間の趣旨にのっとり、教育・学術・文化等の振興に貢献された方を教育功労者として表彰する制度を設け、本市における教育・文化等のさらなる充実・振興を推進してまいりたいとの考えによるものでございます。

また、今回この制度導入に当たりまして、私の思いでございますが、これまで学校でのボランティア等に長年にわたり活動していただいた方や、青少年の健全育成に尽力された方が多数お見えてございます。今日の亀山市の教育行政は、そのような方々の努力と活動に支えられてきた部分も大きいものと認識しているところでございます。

そのようなことから、私は教育長就任以降、地道に教育のために活動・努力をされた方々に対し、教育委員会として感謝の意を表する機会を設けたいと強く感じておりました。

そういったことから表彰制度を創設することといたしたところでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

9番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時55分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 前田耕一議員。

○13番（前田耕一君登壇）

前田耕一でございます。

3月議会最後の質問者になりましたと同時に、平成29年度の本会議の最後の質問者になりますけれども、簡単な質問をさせていただきますので、簡潔に、簡単・明瞭な答弁をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

きょう、私は平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催についてということで、平成30年度というのは、あとしばらくで年度が変わりますけれども、ことしの全国高校総合体育大会、一般的にはインターハイという言葉で言われておりますけど、その大会の開催について確認したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

このインターハイというのは、全日制の高等学校の生徒のスポーツの祭典というように私は理解しているんですけれども、具体的な内容について、どんなものかご答弁いただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

13番 前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

嶋村文化振興局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

全国高等学校総合体育大会は、インターハイとも呼ばれる高校生最大のスポーツの祭典でございます。

大会の歩みでございますけれども、全国高等学校体育連盟がそれまで各競技団体が開催していた全国高等学校選手権大会などを昭和38年に全国高等学校総合体育大会として統合し、開催したものでございます。新潟県で第1回の大会が開催されて以降、各都道府県で持ち回りの開催を原則として、平成22年度の沖縄大会で全国を一巡いたしました。平成23年度からは全国を9つのブロックに分け、ブロックごとの輪番による広域開催となっております。

全国高等学校総合体育大会の開催目的でございますけれども、高等学校教育の一環として高校生に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することにございます。

平成30年度は、三重県を幹事県とした東海ブロックでの開催となりまして、平成30年7月26日木曜日から8月20日月曜日の間に29競技、32種目の競技種目別大会が行われます。三重県では当市を含みます7市1町で15種目の開催となっており、サッカー、ウエートリフティング、陸上競技やバレーボールなどが行われる予定となっております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。

このインターハイ、ことしは三重県を中心に東海ブロックで開催ということを説明いただきました。

この大会、大体高校生ですから、夏休み、あるいはほかの高校生の大会なんかも冬休みを利用するとかというふうに長期の休みを利用して開催しているのが現実だと思うんですけれども、インタ

ーハイ、言ってみれば夏の大会になると思いますけれども、県内では7市1町で15種目ということを確認させてもらっております。

それ以外に東海4県では、例えば愛知県あるいは岐阜県、静岡県、それから和歌山県というように、会場位置を分散して開催していると思うんですけれども、主催につきましては、高体連とか、それから関係県、それから県の教育委員会、それから種目別の大会の会場の市町村とか、あるいは教育委員会が主催だというように確認させてもらいました。そして、主管になりますと高体連の、高体連といいますけれども、高等学校体育連盟の各専門部、例えばサッカー専門部とか柔道専門部とかいうのがあるわけですが、その専門部のほうと、それから開催県の高体連、それから競技団体が負担をするというように確認させてもらいました。

そんな大会になるわけでございますけれども、亀山市では具体的にどんな大会が行われるかというのを、ここで説明していただきたいんですけれども、はっきり申しまして、笑い話になるかわかりませんが、亀山で何があるんやということをいまだにおっしゃってみえる市民は当然ですけれども、某議員なんかもそうやっておっしゃっておりました。ということは、いかに周知が足りないかということになってくると思うんですけれども、その辺のことを含めて、亀山市でどんな競技がどうやって行われるかということを説明いただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

亀山市の開催種目でございますけれども、ウエートリフティング競技大会を予定しているところでございます。

ウエートリフティング競技大会につきましては、本年8月2日に文化会館を会場に開会式を行います。翌3日から6日まで、西野公園体育館におきまして競技を行うという予定にしております。

ウエートリフティング競技はご存知のとおり、バーベルを両手で頭上に持ち上げ、その重量を競う競技でございますが、選手を9つの体重階級別に分けまして、バーベルをスナッチ、それとクリーン・アンド・ジャークという2つの方法で持ち上げて、その合計最高重量記録で順位を決定するというものでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

亀山市でウエートリフティングが開催されるということでございますけれども、先ほど局長のほうからも三重県では県内7市1町で15種目の競技が開催されるということを確認させていただきました。

私、このインターハイというのは、正式かどうかわかりませんが、国民体育大会のプレ大会と言ってもいいぐらいの大会ではないかなという感じを受けているんですけれども、今回、インターハイでは県内7市1町で15種目と。その中の1市でウエートリフティングが開催されるということでございますね。

ところが、国民体育大会は正式競技は県内18市町で37競技が行われるということになっております。このウエートリフティングの開催を亀山が受けた経緯、なぜ亀山市になったのかというこ

とを確認させてください。

過去の昭和50年、前回の国体では、亀山市はたしかウエートの会場になっておりますけれども、ほかの競技を見ましても、その国体のときに開催した競技がある市町もあるんですけれども、今回18市町のうち7市1町がインターハイの競技会場として決めたと。これは亀山市が手を挙げたのか、競技団体が手を挙げたのか、県のほうから指示が来たのかも含めて、その経緯をちょっと確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

ウエートリフティング競技を亀山市で開催することになりました経緯でございます。

まず議員もご指摘のとおり、第76回の国民体育大会が平成33年に三重県で開催されるということについても1つ大きな項目でございまして、その中でブロック開催の中でも三重県が15の競技を担当するというふうな状況になっているということにつきましては、議員のご指摘のとおりでございます。

平成26年6月に三重県が各市町に15種目の開催意向調査を実施されております。当市としましては、既に開催希望調書を提出しておりました第76回の国民体育大会の運営ノウハウをそのまま大会運営に活用できるということもございまして、地元にもウエートリフティングの有力校であります亀山高校があること。また、それによりまして大会運営などの協力が得られやすい状況があると。三重県高等学校体育連盟ウエートリフティング専門部から亀山市での開催希望があったことからなど、そうしたことがございまして、同年8月でございますけれども、三重県が全国高体連東海4県の決定通知書を受領した中で、東海ブロックの開催種目として決定がなされたものでございます。

平成27年3月、競技会場となる市町として当市が内定を受けておまして、同年5月には平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県準備委員会第1回総会において、当市でのウエートリフティング競技大会の開催が決定となったというところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

亀山市でインターハイのウエートリフティングを開催するという事は、私自身は決して否定はしていないんですけれども、このウエートリフティングというのは、スポーツ競技の中では決してメジャーじゃないですね。マイナーな競技でありますから、県内を見ましても活発に高校生なんか、あるいは社会人も含めて競技活動をしている地域となりますと、一番最初に浮かぶのは四日市中央工業とか四日市工業が非常に強い選手も輩出しておりますし、妥当であればその辺になるんじゃないかなあと思っておりましたけれども、次になるとやっぱり亀山かなあ。亀山では過去にはメキシコオリンピックでの銀メダリストもおりますし、12月の議会のとくに国体に絡んでちょっと話もさせてもらいましたけれども、この行政のOBでインターハイで優勝したとか、一時的でありますけれども、ジュニアの世界記録を持っていたとかいうような選手もおりますし、ここ数年でもそれこそ全国でトップクラスの選手も輩出しておりますので、四日市がだめであれば亀山に来るのも

いたし方ないかなあと、やむを得んかなあとは思っていたんですけども、問題は競技施設の問題ですね。亀山、県内でナンバー2の地域とというのは、競技施設、果たして何があるかといったら、何もないんですね。五、六年になりますかね、全国高校女子ウエートリフティング大会というのが亀山で開催されました。全国の高校生女子のウエートの大会なんですけれども、競技器具、機器、道具は全くなかったんで、他県の某高校からお借りして、それをトラックでこちらへ運んで設営してというようなこともやったと思うんですけども、そのレベルのところなのになぜやるのかなあ、したいけれどもちょっと競技をするには施設が不十分だなという形で、私、思っていたんですけども、このウエートリフティング、昨年の大会を見ますと、全国の147校から約440名の選手が開催地へ来訪して競技に取り組んでいただいたということで、非常に亀山市がおもてなし、集客するといえばおいしい大会かなという気がしないこともないんですね。会場1会場あればいいわけですから、ぜひ大会を成功裏におさめていただきたいんですけども、いろいろと不安な面も準備も含めてありますので、続いてその件についてちょっと確認したいと思います。

まず、開催に向けての準備状況。

私が把握している部分では、29年7月に準備委員会設立発起人会があった以降、準備委員会が設けられて現在に至っておると思うんですけども、これは国体のための準備委員会であって、ウエートリフティングのための準備委員会ではないんじゃないかと思っているんですけども、この辺、そのインターハイについての準備の委員会とか組織はどんなふう動いているのか、その辺について確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

大会開催に向けての準備状況でございますけれども、まず競技場の関係でございますけれども、平成27年5月に競技大会の開催の決定がなされ、県や三重県高等学校体育連盟ウエートリフティングの専門部と連携しながら、平成28年10月に全国高等学校体育連盟ウエートリフティング専門部の競技会場視察を受けております。

平成29年6月1日に亀山市実行委員会、これは全国高等学校総合体育大会に係る亀山市の実行委員会でございます。実行委員会を設立し、第1回総会を開催いたしました。また、実行委員会より付託された専門的な事項を調査審議するため、総務・広報、競技・式典、宿泊・衛生・輸送・警備の3つの専門委員会を置きまして、10月30日と平成30年2月5日の2回専門委員会を開催いたしましたところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

直近では2月5日に専門委員会を開催されて、着々と準備を進めているということでございますけれども、と申しましても、大会はあと4カ月少々で開催されます。本当に時間があるのかなあ、準備は十分いけるのかなあという心配も私はしております。

そこで、この専門委員会ですべて具体的に準備のどの程度まで詰っていったかとかいうことも含めて、段階を追ってちょっと説明をいただきたいんですけども。

まず競技に関しては、これは種目団体が準備をやれると思いますのでそんな心配することはないと思うんですけれども、例えば会場設営とか機器の準備とか、そんなも含めて、今どんな段階になっているのか、そんなところについて確認をしたいと思いますので、答弁をよろしくお願いします。

○議長（西川憲行君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

競技の具体につきましては、今年度から三重県のほうからも担当職員の派遣を受けている中で、具体的な準備を進めているところでございます。

具体的な専門委員会の中での議論というところでございますけれども、専門委員会につきましては、亀山市実行委員会会則第13条に、本会に専門的な事項を調査審議するため専門委員会を置くというふうに定めているところでございまして、専門的で実務的な方を専門委員として委嘱し、実行委員会から付託された専門的な事項の調査審議をして、その決定した結果を実行委員会のほうに報告をするものでございます。

2月5日に開催しました各専門委員会においては、売店等の運営要領や協賛取り扱い要領などといった大会運営にかかわる例規を審議いたしました。これは4月開催予定の総会で報告することとなっております。

また、競技・式典専門委員会では、実際に大会運営に大きくかかわるウエートリフティング競技関係団体、市内高等学校などを中心とした組織構成でありますので、大会運営に必要な主な業務の内容を確認したところでございます。

大会開催まで半年を切っておりますので、今後は本市開催のインターハイが選手や監督などの記憶に残るすばらしい大会となりますよう、より実務的な内容を協議し、全会が一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

専門委員会のほうで、今後いろいろ検討して準備を進めていくということでございますけれども、私も専門委員会の名簿をちょっと参考にいただきまして見ておりますと、大体団体のトップとか、あるいは行政の管理職クラスとかいう名前は網羅しておりますし、それから商工会議所とかいろいろなメンバーが名簿に上がっておりますけれども、実際にこの大会運営に対してどのぐらいの補助員とか協力員も含めて想定しているのか、そんなところが具体的に話が進んだ部分というのはございますでしょうか。

○議長（西川憲行君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

大会開催に関しては、各競技団体等からの審判員でありますとか役員等も含めて多数の方が来られることになっておりますが、これらについては各競技団体のほうに人選も含めてお願いをするということになるかというふうに思っております。

受け入れ側でございます私どもの市のほうでは、特にこれが高校生の大会であるということもございまして、近隣の高校、亀山高校を中心にウエートリフティング競技を実際に行われている高校などを含めて400名程度の高校生の補助員としての参画を準備しているところでございます。

また、これ以外になかなか県内で多くの競技種目が行われているという状況の中では、高校生自体の数もなかなか大変なところがございますので、それ以外のところについては地域の体育協会でありますとか、さまざまな関係機関の協力をいただきながら必要な人員を確保し、大会を速やかに運営できるよう体制を整えていきたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

高校生の大会ですから、当然高校生が中心にスタッフは動員して運営していくということでございますけれども、亀山市で開催されるということを重く受けとめてほしいんですね。亀山市は何ができるんか、何をやるんかということは非常に重要やと思うんですよ。

たまたま、平成13年ですから17年前の全国スポレク祭の綱引き競技が亀山市でございました。そのときの実行委員会のちょっと資料が自宅にございまして、それを引っ張り出して見ていたんですけれども、事細かに計画、いわゆる運営について明記してございました。中には、環境美化とかこの辺は一般的にありますけれども、お花係とか、何をされるんか、ちょっと私、記憶にないんですけれども、というような細かいところから物産とか、それから役員の接待とか、それも含めて相当細かく役割分担を上げて実行委員会で打ち合わせをしてみえと。約3カ月前ですわ、それが。

ということはもう1カ月もすれば、その3カ月前がこのインターハイも来ると思うんですけれども、そんなところについて市内の、内容についてというより、市として何をできるかということをやっぱり重きを置いて対応してほしい部分も非常に多いんですね。

私の過去の経験といたらちょっと語弊がありますけれども、私も市のスポーツの関係で恐らく全国40都道府県ぐらいはあちこちの大会へ出向いていろいろ見てきておるんですけれども、競技そのものにつきましては、そこで試合が終われば終わりですわ、大体。ところが、その地域の、例えば婦人会とか老人会とか、あるいは子供さんたちとかのおもてなしというんですか、それから接待なんかというのは物すごく印象に残っているんですね。

ですから、そういうことについて、行政としてどうやって計画して、企画して対応していけるかどうか、これは非常に大事かと思うんですよ。

実際のところ、私らも過去大会にエントリーしたり、あるいは役員として行った場合でも、一般的には温泉があったらいいなあとか、観光地であったらいいなあというようなこれはもう一般的なことで、当然印象に残っておりますけれども、何にもないところがあるんですね、行っても。亀山よりひどいという語弊がありますけれども、亀山よりもっと静かで山の中とか田舎というところでも開催したことがありますけれども、そこへ行くと、やっぱり物すごく接待してくれるんですね、その地元の方たちが。それは嫌でも印象に残ってしまうということがありますので、ぜひそういうことも考えて、専門委員会の中で協議してほしいなあとか、かように思っております。

そんな中で、亀山市シティプロモーション戦略というのが設けてもらってございますけれども、この中で亀山市の印象、認知度については、亀山は全国で382位とかというような数字も出ており

ますし、それから情報接触度も311位とか、それからイメージに関する現状では、無回答というのが76%だとか出ております。

これを見ますと、私自身はこんなもんかなあとと思いますけれども、人口5万のまちとしてはね。

しかし、この表から見ますと、四日市、鈴鹿市、津や伊賀なんかよりも低いというような表現で明記されますので、十分かなと思っっているんですけども、行政としてはもっとイメージアップせないかんということだと思っんですけども、そういうことで多分このプロモーションの中で多くの人から訪れてみたい、住んでみたい、住み続けたいと選ばれるまちを目指さなければなりませんというような言葉を使っています。そしてその中に、確立した都市イメージを市内外のターゲットに向けて効果的に伝えていく魅力的な情報の発信が必要というようなことを表現してあると思っんですよ。

ですから、やっぱりこういう場を使って、いかに他県から亀山市へお越しいただく方に情報を発信していくかということは大事なことやと思っんですね。

少なくとも先ほど申しましたように200近い高校、440人近い生徒が来るわけですから、この人たちが、あるいはそれに付随して監督、コーチ、あるいは視察で見える方も見えますし、それから応援に見える方も見えますし、本当にたくさんの方が亀山市へお越しいただくと思っます。その方が競技だけ見て、さあ、終わった、帰ろうかじゃなしに、いかに亀山市に少しでも残っていただいて、関宿へ行くなり、あるいは亀山市内の観光施設、あるいは歴史的な施設を歩いてもらうということは非常に重要なことだと思っんですよ。

だから、シティプロモーション戦略としていろいろ計画を上げてもらってありますけれども、上げるだけでなしに、いかに行動を起こすかというのは非常に大事だと思っますね。

ここにおったら来てくれるわけですのでね。都会やとかに行って、いろいろ戦略を発信するとかいうことも必要ないわけですから、その辺のところをどういようなお考えを持って、この機会を絶好の機会と捉えて対応するお気持ちがあるんかどうか。当然この戦略は企画ですから、企画のほうでご答弁がありましたら。

○議長（西川憲行君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

全国高等学校総合体育大会におきましては、議員がおっしゃるように、全国から競技に参加する高校生を初め関係者等、多くの来訪者が見込まれますことから、市といたしましては、まずは気持ちよく競技に取り組み、お越しいただいた方全ての方が快適に滞在していただくことが大変重要であるというふうを考えているところでございます。

その上で、私、スポレク祭のことも経験をしておりますが、おもてなしの心、これが必要であるというふうを考えておまして、本市が持つ地域資源など情報発信、例えば関宿を訪れていただきますとか、亀山茶、ローソク、こういったものを知っていただく機会としてしっかりとシティプロモーションができればというふうと考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

方法は何ぼでもあると思いますので、ぜひその辺のところ、ちょっと工夫を凝らして対応をお願いしたいと。

ほかの地域を見ましても、案外ないのは地元の映像紹介とか、ロビーなんかで何ぼでもできるような動画とかも利用して、亀山なんか、関宿とかヤマトタケルとかいろいろ紹介できる動画はあると思いますので、そういうのを常に放映するとかいうこともできると思いますし、それから確かに亀山というと亀山茶、それからローソク、一般的ですけれども、じゃあそれはどうやって活用するかといったら、そこまでは考えが及んでいないと思うんですけども、それ以外に例えば関宿であれば、私自身はシャトルバスでも出してあいた時間を利用しての関宿を散策してもらうような方法をとるとか、そういうこともやっぱり考えていくべきじゃないかなあと。確かに経費的には、あるいは人的にはスタッフは要ると思いますけれども、それぐらいの努力をして、あくまでも亀山市へお越しいただいた方が、亀山はいいところやなあ、いいまちだったなあと思って帰っていただくということは大事だと思うんですよ。そして幸いなことに、今回、高校生の大会ですから、多分この中の半分以上の選手は国体の各県の代表としてまた亀山へお越しいただく可能性は非常に大きいです。ですからそういうことも含めて、やっぱりいかにイメージを頭の中へたたき込んで帰ってもらうかということをぜひ工夫して対応してほしいと思いますので、考えていきますだけじゃなしに、早速対応していただきたいと思います。

難しいことは、4月から組織が変わる中でどう対応していくかというのは難しい部分もあろうかと思いますが、その辺をうまく対応を考えていただいて、マイナスにならない方向でぜひ亀山市のためのイメージアップになるような行動を、施策をつくってほしいと、かように思いますので、よろしくお願いします。

最後になりますけれども、開催に向けての広報とか啓発活動について確認したいと思いますが、今、亀山市としてどんな方法で、これ、今回確認したいのは、市内向けにどのような広報啓発活動を行ってみえるかということを確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

これまでの市内向けのこの大会開催に向けての広報啓発というところでございますけれども、庁舎へのポスター等の掲示でありますとか、会場であります西野公園体育館に横断幕やのぼり旗を掲出し、大会開催のPRをしてまいりました。

また、広報紙面のみならず行政放送を活用し、亀山高校ウエートリフティング部の様子などを織りまぜ、競技や大会について紹介をしているところでございます。

今後の予定でございますけれども、ご指摘のとおり、市民により競技をよく知っていただくということが非常に大事でございますことから、3月31日でございますけれども、3月31日土曜日に西野公園体育館で開催PRイベントを行う予定をしております。

内容といたしましては、リオデジャネイロオリンピック女子53キログラム級で6位入賞を果たされましたテレビ番組などにもよく出演されておられますけれども、八木かなえ選手や現役の日本記録保持者でございます山本俊樹選手、持田竜之輔選手をお招きして、トークショーや実際の競技の実演、バーベルに触れてもらう体験などを行う予定をいたしております。

大会まで半年を切っておりますので、市民へ向けての積極的な広報活動を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

3月31日にイベントを行われるということを今お聞きしましたけれども、正式な内容を果たして市民の皆さん何名ぐらいがご存じかなあと。問題はそこなんですよ。多分、この庁舎における市職員も含めて果たしてどうでしょうか。私も正式にチラシとかポスターとかも含めて見たことがないです。口頭では聞いています。八木さんが来るよと。ああ、あの子やなあというようなことでは大体イメージはしますけれども、ほとんどの方は知らないんじゃないですか。ということは、先ほど某議員がと私言いましたけれども、亀山で何があるのやと思っている議員もいるんですよ、まだ。ということは亀山でウェートリフティングのインターハイが開催されるということを知らない人が多いということは、やっぱり広報、周知がまだ十分でないということは、もう目に見えていますわね。

ですから、自治会とかコミュニティも含めて、チラシとかポスターをどんどん作成して張り出してとか、こういう対応をやっぱりやっていかないと理解してもらえないですよ。ごく一部の人間が結局、言ってみれば西野公園のあの一面で何か高校生がようけ集まって大会をしていたよという程度で終わってしまうと。最近はウェートリフティングという言葉も使っていますけれども、何か重量挙げをやっておったよというような感じになってしもうて、昔のままで。ということになりかねないと思いますので、もっと全市的にあらゆる方法をとって対応してほしいと、かように思います。

それから、これは別に自治会とかコミュニティとか連絡協議会だけじゃなしに、学校、これ、小・中学校の夏休みですから、学校単位で例えば応援とか見学というわけにいかないかわかりませんが、小・中学生に対してももっとこんな大会、亀山であるんやよと。重たいこんなバーベルをお兄さんたちが頭の上に上げるんよということで、デモンストレーションなんかも何らかの機会を持って学校でやってもらってもいいんじゃないかと思うんですよ。

確かに体育館とかそんな設備がないですから、グラウンドでもできますわ。高校生なんかにもお願いして、挙げてみて子供たちに体験させてみるとかやっていけば、十分、わあ、こんなことをやっているんやなあ、この人ら小さい体の人がこんな重たいものを上げるんやなあということも理解してもらって、重量挙げに対して、ウェートリフティングに対してのまた興味も示してくれる可能性もあるかと思うんですけれども、そういうことをやっていくこともある程度工夫していかなだめだと思うんですよ。メジャーな競技だったらよろしいですわ、そんなんせんでも。マイナーな競技である以上は、やっぱりあらゆる手段を講じて周知活動をやっていく必要があるんじゃないかと思えますけれども、教育長、通告していませんけれども、何かその辺、お考えがありましたら、申しわけございませんが。

○議長（西川憲行君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

またスポーツ担当部局とも協議いたしまして、機会があれば検討してまいりたいと思います。

私もこの会議の副会長ですので、検討させていただきます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

この周知とかPRの方法としては、他市を見ますと結構先行している市町もあるんですね。カウントダウンボードを掲示してみたりとか、庁舎とかちょっとした場所で横断幕とか懸垂幕を出すとかが、やっているところもあるんですね、PRイベントなんかも含めて。ウエートリフティングで簡単にPRイベントというのはできないかと思えますけれども、先ほど局長がおっしゃいましたような、3月31日のイベントなんかをやるのであれば、当然市内の興味ある方がひょっとして見えるかわかりませんし、徹底的に広報して、50人でも100人でも多くの方が足を運んでもらえればいいんじゃないかと思えますので、ぜひそのPRにつきましては徹底的に対応していただきたいと思えます。

亀山を見ていますと、小さいA4サイズぐらいの何かポスターとかチラシを張ったりして、ちまちまやっておるような気がしてならないんですよ。大きなポスターなんかを張って対応すればいいじゃないですか。それから、のぼり旗とか、これも一部は来ていますね、県から。亀山市で何もつくっていないと思うんですよ、まだ。そんなのをつくったりして、あちこちで立ててみれば結構皆さんからの反応もあって、変わったイメージが出るんじゃないかと思えますので、ぜひそんなところも含めて対応をお願いしたいと思えます。

あと、細かい点でいろいろとまた質問したいこともあったんですけども、余りごたごたしゃべってもあきませんので、改めてまた後で個人的に嶋村局長に確認させていただいて、ぜひ対応について見直してほしい部分、あるいは再度協議してほしい部分も含めてお願いしていきたいと思えますので、ぜひそんなところをお願いしたいと思えます。

ちょっと時間が余りましたがけれども終わります。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

13番 前田耕一議員の質問は終わりました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので、関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次に、お諮りします。

あす13日から26日までの14日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

あす13日から26日までの14日間は休会することに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの27日は午後2時から会議を開き、付託議案の審査を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 1時41分 散会）

平成30年3月27日

亀山市議会定例会会議録（第6号）

●議事日程（第6号）

平成30年3月27日（火）午後2時 開議

- 第 1 議案第 1号 亀山市病院事業基金条例の制定について
- 第 2 議案第 2号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 3号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 4号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 5号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 第 6 議案第 6号 亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正について
- 第 7 議案第 7号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第 8 議案第 8号 亀山市基金条例の一部改正について
- 第 9 議案第 9号 亀山市運動施設等条例の一部改正について
- 第 10 議案第 10号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第 11 議案第 11号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 12 議案第 12号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 13 議案第 13号 亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第 14 議案第 14号 亀山市都市公園条例の一部改正について
- 第 15 議案第 15号 亀山市水道事業給水条例及び亀山市公共下水道条例の一部改正について
- 第 16 議案第 16号 亀山市立医療センター使用料及び手数料条例の一部改正について
- 第 17 議案第 17号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 第 18 議案第 18号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第 19 議案第 19号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について
- 第 20 議案第 20号 平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 21 議案第 21号 平成29年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 22 議案第 22号 平成29年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第 23 議案第 23号 平成29年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 24 議案第 24号 平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第4号）について
- 第 25 議案第 25号 平成30年度亀山市一般会計予算について
- 第 26 議案第 26号 平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 27 議案第 27号 平成30年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 第 28 議案第 28号 平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 29 議案第 29号 平成30年度亀山市水道事業会計予算について
- 第 30 議案第 30号 平成30年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 第 31 議案第 31号 平成30年度亀山市公共下水道事業会計予算について
- 第 32 議案第 32号 平成30年度亀山市病院事業会計予算について

- 第 33 議案第34号 市道路線の認定について
- 第 34 議案第35号 市道路線の変更について
- 第 35 議案第36号 市道路線の変更について
- 第 36 議案第37号 市道路線の廃止について
- 第 37 議案第38号 専決処分した事件の承認について
- 第 38 議案第33号 損害賠償の額を決めることについて
- 第 39 委員会提出議案第1号 亀山市議会基本条例の一部改正について
- 第 40 委員会提出議案第2号 亀山市議会委員会条例の一部改正について
- 第 41 議員提出議案第1号 核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書の提出について
- 第 42 議案第39号 亀山市副市長の選任同意について
- 第 43 議案第40号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
- 第 44 議案第41号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1 番	今 岡 翔 平 君	2 番	西 川 憲 行 君
3 番	高 島 真 君	4 番	新 秀 隆 君
5 番	尾 崎 邦 洋 君	6 番	中 崎 孝 彦 君
7 番	福 沢 美由紀 君	8 番	森 美和子 君
9 番	鈴 木 達 夫 君	10 番	岡 本 公 秀 君
11 番	伊 藤 彦太郎 君	12 番	宮 崎 勝 郎 君
13 番	前 田 耕 一 君	14 番	中 村 嘉 孝 君
15 番	前 田 稔 君	16 番	服 部 孝 規 君
17 番	小 坂 直 親 君	18 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長 櫻 井 義 之 君	副 市 長 広 森 繁 君
企画総務部長 山 本 伸 治 君	財 務 部 長 上 田 寿 男 君
市民文化部長 坂 口 一 郎 君	健康福祉部長 佐久間 利 夫 君
環境産業部長 西 口 昌 利 君	建 設 部 長 松 本 昭 一 君
危機管理局長 井 分 信 次 君	文化振興局長 嶋 村 明 彦 君
関 支 所 長 久 野 友 彦 君	子 ども 総 合 セ ン タ ー 長 伊 藤 早 苗 君

上下水道局長	宮崎哲二君	財務部参事	落合浩君
市民文化部参事	深水隆司君	健康福祉部参事	水谷和久君
建設部参事	亀淵輝男君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長兼 消防署参事	平松敏幸君
地域医療統括官	伊藤誠一君	医療センター 事務局長兼 地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君
選挙管理委員会 事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局長	草川博昭	議事調査室長	渡邊靖文
書記	水越いづみ	書記	高野利人
書記	大田より子		

●会議の次第

(午後 2時00分 開議)

○議長(西川憲行君)

こんにちは。これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号により取り進めます。

それでは、去る7日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第1号から日程第37、議案第38号までの37件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第 2号	亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 3号	亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 4号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	否 決

議案第 5号	亀山市職員給与条例の一部改正について	原案可決
議案第 6号	亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正について	原案可決
議案第 7号	亀山市手数料条例の一部改正について	原案可決
議案第18号	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	原案可決
議案第33号	損害賠償の額を決めることについて	原案可決

平成30年3月16日

総務委員会委員長 鈴木 達 夫

亀山市議会議長 西 川 憲 行 様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第 1号	亀山市病院事業基金条例の制定について	原案可決
議案第 8号	亀山市基金条例の一部改正について	原案可決
議案第 9号	亀山市運動施設等条例の一部改正について	原案可決
議案第10号	亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第11号	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
議案第12号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
議案第13号	亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第16号	亀山市立医療センター使用料及び手数料条例の一部改正について	原案可決

平成30年3月15日

教育民生委員会委員長 尾 崎 邦 洋

亀山市議会議長 西 川 憲 行 様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第14号	亀山市都市公園条例の一部改正について	原案可決
議案第15号	亀山市水道事業給水条例及び亀山市公共下水道条例の一部改正について	原案可決
議案第17号	亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第34号	市道路線の認定について	原案可決
議案第35号	市道路線の変更について	原案可決
議案第36号	市道路線の変更について	原案可決
議案第37号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第38号	専決処分した事件の承認について	承認

平成30年3月14日

産業建設委員会委員長 伊藤彦太郎

亀山市議会議長 西川憲行様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第19号	平成29年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について	原案可決
議案第20号	平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第21号	平成29年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第22号	平成29年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第23号	平成29年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第24号	平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第4号）について	原案可決
議案第25号	平成30年度亀山市一般会計予算について	原案可決

議案第26号	平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決
議案第27号	平成30年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について	原案可決
議案第28号	平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について	原案可決
議案第29号	平成30年度亀山市水道事業会計予算について	原案可決
議案第30号	平成30年度亀山市工業用水道事業会計予算について	原案可決
議案第31号	平成30年度亀山市公共下水道事業会計予算について	原案可決
議案第32号	平成30年度亀山市病院事業会計予算について	原案可決

平成30年3月23日

予算決算委員会委員長 中村嘉孝

亀山市議会議長 西川憲行様

○議長（西川憲行君）

初めに、鈴木達夫総務委員会委員長。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る7日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、16日に委員会を開催しました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第2号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、平成29年8月の人事院勧告に鑑みた国の一般職の任期付職員の給与改定の取り扱い及び市の一般職の職員の給与に関する規定に準じ、市の一般職の任期付職員の給料表の改定等を行うため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、任期付職員の採用について質疑があり、これについては、平成28年度に特定業務等従事任期付職員の短時間勤務職員として、行政不服審査法に基づく審理手続を行うため審理員を1名採用したが、審理員による審理を必要とする審査請求が現在はないので採用はしていない。今後の採用については、審査請求等の内容を見きわめて対応していくとの答弁でありました。

次に、任期付職員の職務級等について質疑があり、これについては、特定任期付職員は1号給から7号給、特定業務等従事任期付職員は、1級から8級で、業務の内容や年齢、経験年数によりそれぞれ決定するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第3号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第4号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正についての2議案については、関連があることから一括して審査を行いました。これらの議案については、市民の意思を十分に反

映させるため、市議会議員に支給する議員報酬及び期末手当の額及び市長、副市長に支給する給与の額について、特別職報酬等審議会に諮問し、その答申を受けたことから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、条例改定の趣旨に市民の意思が十分に反映させるためとあるが、どのように反映させたのかとの質疑があり、これについては、市民の代表である特別職報酬等審議会で内容を検討していただいたことで市民の意思が反映されたと認識しているとの答弁でありました。

次に、前回は特別職報酬等審議会から特別職の給料の5%減額について答申があったが、なぜ今回はないのかとの質疑があり、これについては、今回は条例上の給料月額について諮問したためである。

また、今回の5%減額については、市長の政治的判断で決められたことであり、引き続き減額はしていくとの答弁でありました。

次に討論では、議案第3号及び議案第4号について、特別職報酬等審議会の答申と運用の実態が違うとの理由から反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、議案第3号については賛成者多数で原案のとおり可決し、議案第4号については賛成者少数で否決することに決定しました。

次に、議案第5号亀山市職員給与条例の一部改正については、平成29年8月の人事院勧告において55歳を超える職員の給与の減額支給の措置が廃止されたことから国の一般職に属する職員の給与改定の取り扱いに準じ、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、1.5%の減額措置を廃止した場合の人件費への影響額について質疑があり、これについては、55歳以上の職員73人分で約700万、7級から8級になる職員を5人と想定すると約160万、合わせて860万円ふえる試算となるとの答弁でありました。

次に、将来的に職員の給与を減額することはないのかとの質疑があり、これについては、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準拠しているが、現状、職員の給与を下げることは想定していないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第6号亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正については、国家公務員退職手当法が改正されたことから市の一般職の職員の退職手当についても国に準じた取り扱いとするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、途中退職者にも調整率は適用されるのかとの質疑があり、これについては、途中退職者も含め全退職者に適用されるとの答弁でありました。

次に、これまでの調整率の改正の経緯について質疑があり、これについては、平成24年度まで100分の104であったところが、平成25年度に100分の98、平成26年度に100分の92、平成27年度以降は100分の87に引き下げているとの答弁でありました。

次に、人事院勧告に準拠してこれ以上退職金を引き下げる必要はないのではないのかとの質疑があり、これについては、人事院勧告は官民比較の中で調整する制度であることから、準拠しながら対応すべきであると考えているとの答弁でありました。

次に、討論では、平成25年度以降人事院勧告に基づき退職金は十分引き下げられており、さらに引き下げが行われれば優秀な職員が確保できないとの理由から反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。次に、議案第7号亀山市手数料条例の一部改正については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、平成30年4月1日から消防法の規定に基づく危険物関係手数料の額が引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第18号亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額について所要の改正を行うとともに、本条例が引用している消防法が改められたことにより条項の整理を行うものです。

審査の過程では、配偶者加算が減額されているが、減額しない自治体があった場合はどうなるのかとの質疑があり、これについては、国の政令に基づき各市町に支払われるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（西川憲行君）

次に、尾崎邦洋教育民生委員会委員長。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る7日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、15日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第1号亀山市病院事業基金条例の制定については、基金を設置し、寄附があった場合における寄附金を積み立てるため、条例を制定するものです。

審査の過程では、寄附者の意向について質疑があり、これについては、病院の施設整備に活用してほしいという意向であったとの答弁でありました。

次に、寄附金はある程度早目に活用して、その結果を出すべきではないかとの質疑があり、これについては、基金に積み立てることは、今後の用途を明確にするもので決算時に報告することになるとの答弁でありました。

次に、寄附金の取り扱いについて、どこで議論したのかとの質疑があり、これについては、部長職以上の管理会議で検討したとの答弁でありました。

次に討論では、積極的に市民に寄附を求めるものではないということが、基金を設置することで市民に伝わらないのではないか。また、基金の目的がはっきりしない中で寄附を基金に積み立てて運用することは問題があるとの理由から反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第8号亀山市基金条例の一部改正については、文化振興を推進するための資金を積み立てる文化振興基金を設置するとともに、公共施設等基金については、全額を取り崩し現在は積み立てを行っていないことから、当該基金を廃止するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、なぜ寄附をいただいてすぐに対応できなかったのかとの質疑があり、これについては、寄附の時期が平成28年度末であったことから、一旦平成29年度に繰り越し有効な活用

方法や基金のあり方などについて検討していたためとの答弁でありました。

次に、一旦繰り越して一般財源化したものを基金に積むことに問題はないのかとの質疑があり、これについては、特に財政上問題ないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第9号亀山市運動施設等条例の一部改正については、西野公園体育館空調設備工事が完了することに伴い、当該空調設備の利用料金の額の範囲を新たに定めるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、新たに定める利用料金は適正であるのかとの質疑があり、これについては、市で定める受益者負担の適正化に関する基準に基づいて算定を行ったもので、県内でも低いほうであり適切であると考えているとの答弁でありました。

次に、使用方法等について質疑があり、これについては、利用者にとって使い勝手がよくなるよう指定管理者と協議していきたいと考えているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第10号亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正については、子育て支援の充実を図ることを目的に、未就学児童が市内の保険医療機関で医療を受けた場合における福祉医療費について、窓口無料化を実施するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第11号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第12号亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、国民健康保険法が改正され、国民健康保険制度が都道府県単位化に移行することから、地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、窓口対応を含め市民への影響はないのかとの質疑があり、これについては従来と全く変わりはないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第13号亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、住所地特例の見直しが行われることに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、改正内容について質疑があり、これについては、亀山市の国民健康保険で住所地特例を受けている方がその住所地で後期高齢者医療制度に移行する場合にのみ住所地特例が引き継がれるものであるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第16号亀山市立医療センター使用料及び手数料条例の一部改正については、地域包括ケア病床の個室の使用料を減額し、患者及びその家族の負担を軽減することで個室の稼働率を高

め、地域包括ケア病床のより一層効率的な運用を目指すとともに特別室は廃止するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、個室の使用料を減額しても経営上問題はないのか。また、今の病床数が必要なのかとの質疑があり、これについては、現在、個室は空室が出ている状況のため、使用料を減額してでも個室を利用していただければと考えている。また、病床数については、検討の結果、個室を希望される方もいるだろうと3室を設置しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（西川憲行君）

次に、伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る7日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、14日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第14号亀山市都市公園条例の一部改正については、都市公園法施行令が改正され、市が設置する都市公園の運動施設率の上限について施行令で定める基準を参酌して条例を定めることとされたため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、現在、西野公園の運動施設率は45.15%だが、上限を100分の50とした場合、今後の改修で上限を超えるようなことはないのかとの質疑があり、これについては、バリアフリー化改修などやむを得ない理由があればそのときに決めていく。また、新しく整備する場合は、当然上限を念頭に置いて計画するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第15号亀山市水道事業給水条例及び亀山市公共下水道条例の一部改正については、市の水道料金及び公共下水道の使用料についてクレジット収納による徴収を開始するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、クレジット収納について、口径が13ミリと20ミリの使用者を対象にしていることを条例に規定する必要はなかったのかとの質疑があり、これについては、あくまでも徴収方法の改正であることから規定していないが、今後ホームページ等で周知していくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第17号亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正については、新たに第7負担区を定めたことから、当該負担区における受益者負担金の単位負担金額について定めるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、条例改正の必要性について質疑があり、これについては、従来から事業認可拡大のたびに新たな負担区を設け、その単位負担金額を定めてきており、今後も同様に行っていくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第34号市道路線の認定については、国道の区域変更に伴い、市道として存置する必要のある板屋北在家線の路線の認定について、また議案第35号及び議案第36号の市道路線の変更については、国道の市道移管に伴う板屋乗入線、板屋浄泉寺線の路線の変更について、議会の議決を求めるもので、これらの3議案は関連があることから一括して審査を行いました。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、国道25号の市道板屋北在家線への路線認定と、市道北在家板屋線（イシバシ道路）の整備について質疑があり、これについては、県は市道北在家板屋線（イシバシ道路）を国道25号として認定して整備工事を行い、供用を開始した時点で、現在の国道25号を市に引き渡すことになる。将来、現在の国道25号の引き渡しを受ける約束としての路線の認定の議決を求めるものであるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第37号市道路線の廃止については、県道との重複認定解消のための板屋1号線の路線の廃止について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、市道路線を廃止する理由について質疑があり、これについては、板屋1号線の区間は県道関大山田線としても認定され、実質県が管理をしている状況であることから、今回市道路線を廃止する処理を行うものであるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第38号専決処分した事件の承認については、訴えの変更について、平成30年1月25日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので議事に報告し、承認を求めるものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（西川憲行君）

次に、中村嘉孝予算決算委員会委員長。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る7日の本会議で当委員会に付託のありました議案第19号から議案第24号までの平成29年度各会計補正予算6議案及び議案第25号から議案第32号までの平成30年度各会計予算8議案の審査に当たるため、22日、23日の2日間にわたり委員会を開催いたしました。

まず、議案第25号平成30年度亀山市一般会計予算について、議案第26号平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について、議案第27号平成30年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について、議案第28号平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第29号平成30年度亀山市水道事業会計予算について、議案第30号平成30年度亀山市工業用水道事業会計予算について、議案第31号平成30年度亀山市公共下水道事業会計予算について及び議案第32号平成30年度亀山市病院事業会計予算についての8議案について審査を行いました。

中でも、議案第25号のうち亀山駅周辺整備事業に関しては、当初予算の中でも特に重要であり

新たな資料も提出されたことから、別途、質疑の時間を設け審査を行いました。

その結果、議案第25号については、亀山駅周辺整備事業において現在、準備会が業務委託をしている基本設計や資金計画等ができ上がって初めて事業の成否を含めより正確な金額が把握できることや、現時点では再開発に対する関係者全員の同意が得られていない状況であるとの理由から、歳出において当該事業に係る予算9億7,000万円を全額減額するとともに、歳入においてその財源である国庫支出金、市債及び財政調整基金を同額減額する修正案が提出されました。

その後、修正案について質疑があり、採決の結果、修正案については賛成者少数で否決し、原案については賛成者多数で可決することに決定しました。

次に、議案第26号及び議案第27号については、反対討論があり、採決の結果、いずれも賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第28号から議案第32号までの5議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

なお、委員会で出されました意見として、1つ、委員会の審査過程において出された意見を真摯に受けとめ第2次総合計画、前期基本計画に位置づけた施策の具現化に向け計画的、効率的な予算執行に取り組まれない。

なお、亀山駅周辺整備事業については、再開発に対する関係者全員の同意を取りつけた上で事業を推進されるとともに、現在準備会で業務委託されている基本設計が完了した時点で当初予算に対して基本設計に基づく予算措置を講じられたい。

1つ、第2次総合計画を推進していくに当たり、財源の裏づけとなる長期財政見通し（平成29年度から平成37年度）が示されたが、公共施設等総合管理計画に基づく事業や後期基本計画に位置づけられる施策・事業等が不透明な中で、今後ますます厳しい財政状況が見込まれることから、各種事業については、行財政改革の視点からさらなる経費の縮減に努めるとともに、費用対効果を十分見きわめ事業の見直しも含め検討されたい。

1つ、平成30年2月、亀山市基金活用指針が改定されたが、引き続き各種基金についてはその効果を十分検証し適切な運用を図られたい。

また、リニア中央新幹線亀山駅整備基金や庁舎建設基金など、計画的な積み立てを行うものについては、目標額についても十分精査されたい。

1つ、基金残高がわずかである国民健康保険給付費等支払い準備基金については、来年度国民健康保険制度が都道府県単位化されても、その必要性がなくなるわけではなく、これまでも再三指摘しているが、国民健康保険事業を安定的に運営できるよう適切な予算措置を講じられたい。

以上の4点を申し添えたところであります。

次に、議案第19号平成29年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について、議案第20号平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第21号平成29年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第22号平成29年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第23号平成29年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について及び議案第24号平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第4号）についての6議案については、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会にそれぞれ審査を分担したことから、審査の経過内容について各分科会長から報告を受けました。

その結果、議案第19号平成29年度亀山市一般会計補正予算（第7号）については、採決の結果、やむを得ない補正と認め、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第20号から議案第24号までの5議案については、採決の結果、いずれもやむを得ない補正と認め、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（西川憲行君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第1号から議案第32号まで及び議案第34号から議案第38号までの37件について討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、議案第25号平成30年度亀山市一般会計予算について、議案第26号平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について及び議案第27号平成30年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算についての3議案に、反対の立場で討論します。

まず、一般会計です。

代表質問で、市が最優先でやるべき市民の命と暮らしを守る施策が十分なのかを細かくいただきました。防災、子供の貧困、生活保護、子供施策、高齢者施策、地域公共交通、農業など、市民にとって切実な施策が十分でないことが明らかになりました。

一方、亀山駅周辺整備事業に9億7,000万円が計上されましたが、審議を通じて、1つは、今、作成中の基本計画や基本設計をつくって見ないと事業が成り立つのかどうか、事業の成否がわからないということでもあります。

2つ目に、区域内の権利者全員の再開発への合意が得られておらず、全員合意を前提としている再開発組合の設立の見通しがいいことです。

3つ目に、来年度予算案は昨年末に準備会が実施したプロポーザル前の計画案に基づくものですが、現在作成されている基本計画や基本設計はプロポーザルでの提案に基づくもので、市の答弁でも前とは全く性格が異なるものだというぐらい変わっています。当然昨年実施したように、市民への説明会や意見を聞く場を設け、基本計画や基本設計に反映させるべきです。これについて櫻井市長は、このことの必要性を否定されませんでした。予算案が大きく変更となることや、年度内に執行できず翌年度に繰り越されなければならない事態も十分に想定できるのです。

以上のような予算案が可決されても、到底事業に着手できる状況にありません。市は、基本計画や基本設計ができ、組合が設立される予定の夏ごろまでは予算の執行はできないと答弁されました。議会として、執行できる見通しのない予算案を認めるわけにはいきません。さらに野村布気線や和

賀白川線などの幹線道路事業は、多額の予算がかかってもきっちりと予算計上しています。

今回の予算案は、事業の見通しやその効果に問題のある大規模事業は優先し、命と暮らしを守る施策は後回しの予算案と言わざるを得ません。

また、こうした仕事をする職員体制も大きな問題を抱えています。県内各市でトップの非正規職員率は相変わらずであり、特に正規、非正規が同じ仕事をする職場での非正規職員が4割近くを占めるという異常さです。こうした市の施策の大きな方向性や、異常な職員体制が反対の第一の理由です。

次に個別の予算です。

亀山駅誘致の費用と効果も全く不明なのに、リニア基金には5,000万円もの積み増しをしています。

一方、完全給食とすることが決まったのに、検討するだけという中学校給食や、待機児童がゼロにならない保育園の実態があるのに、民間任せにして老朽化した公立保育園の建てかえの計画はありません。

また、昼生小学校区でやっと公設の学童保育所の予算が計上されましたが、他の民設の学童保育所の公設での建てかえは計画されていません。

さらに、地域の要望や需要も少ないのに進められている和賀白川線の延伸事業など、問題のある予算が含まれていることが反対の第2の理由です。

以上のとおり、大規模事業優先で、市民の命と暮らしを守り、切実な要求に十分応えておらず、問題のある個別予算を含むこの議案には反対するものです。

次に、国民健康保険です。

今回の予算は、国が進めてきた国保の県単位化の初年度のものであります。保険者の支援ばかりがクローズアップされ、国保の加入者の多くが低所得であること、保険税が所得に占める割合が高いこと、保険税が高過ぎること等、そもそもの課題は何ら解決されていません。6年間に限り激変緩和措置がなされますが、あくまでも激変を緩和する、すなわち保険税は確実に上がるということが前提であり、全国の市町村がやむなく行っている法定外繰り入れ分をカバーできない余りにも少ない国庫負担であります。医療の環境も、状況も、税率も、税額も違う県内各市町村を統一していくという方向性は、余りにも乱暴であると言わざるを得ません。県単位化の制度に反対してきた立場として賛成できないというのが1つ目の理由です。

2つ目としては、負担の限界を超えている保険税の引き下げが行われなかったことです。

3つ目としては、財政調整の意味でも、必要性を認めているのに基金の積み立てのための予算措置がされなかったことであります。

以上、3点の理由により反対するものであります。

最後に、後期高齢者医療制度です。

私たちは年齢で区分するというこの医療制度の廃止を求める立場であるため、この予算には反対するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（西川憲行君）

16番 服部孝規議員の討論は終わりました。

次に、8番 森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

公明党を代表して、議案第25号平成30年度亀山市一般会計予算について及び議案第26号平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場で討論します。

まず、一般会計予算についてですが、今回の予算には、私ども公明党が以前より求めてきました未就学児童の医療費の窓口無料化、産後鬱対策など、妊娠期から子育て期までの途切れのない支援を行う子育て世代包括支援事業など、新たな子育て支援施策が計上されております。子育て世代の悩みに寄り添う支援を望みます。

また、コミュニティソーシャルワーカーを社会福祉協議会に配置するための予算は、地域包括ケアをさらに進化させ、地域共生社会の実現に向けた課題解決を図るために大いに期待できる予算となっています。段階策として、新たに中学校3年生のピロリ菌検査費、後期高齢者医療保険者への1日人間ドックの定員が15名から30名に増員されるなど、予防の観点から、また病気に対する早期発見の観点から市民の健康づくりに寄与するものと考えます。ピロリ菌検査に関しては、私ども公明党も推進してきましたので評価するものです。

防災関連では、木造住宅耐震補強事業費が含まれ、南海トラフ地震が予想される中、市民の命を守るために必要な予算となっています。

教育費では、毎年計上されている個の学び支援事業費によって課題を抱える子供たちの支援がなされていますが、平成30年度から新たにスタートする亀山市障がい児福祉計画に医療児ケア対策が明記され、日常で医療が必要な子供の支援として、新年度より小学校に看護師が配置されます。非常に大事な予算となっています。

また、コンビニ収納やクレジット収納の予算など、市民の利便性や事務効率の簡素化など、行財政改革大綱に沿った予算が計上されております。

予算決算委員会で修正案が出された亀山駅周辺整備事業費9億7,098万円に関しては、基本設計ができ上がる8月ごろまで執行見込みがないことから、その後に補正計上するべきであるとの意見がありましたが、国の交付金を申請するために必要となる経費であり、交付金なしでは事業が成り立ちませんので賛成するものです。大きな事業費となりますことから、しっかりと地元と調整をされ、事業を前に進めていただきたいと思います。

予算全体の執行に当たっても、執行部の皆様には市民サービスの質を低下させることなく業務の効率化、経費削減など、行財政改革を進めるよう意見をつけ加えさせていただきます。

次に、議案第26号平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算についてですが、国民健康保険事業は新年度から県に一元化されることになっています。この制度改正は財政を安定させ、持続可能な医療保険制度を構築させるものと理解しています。そのための追加の公費負担もされ、さらに激変緩和措置もされています。国保は、国民皆保険制度の一環として被保険者の疾病、負傷、出産等に関して必要な事業であります。そして何よりも被保険者の健康を推進していくための制度であります。

今回の予算には、特定健診費用委託料や健康づくり事業が含まれており、中でも1日人間ドックの定員を100名から200名に増員され、指定医療機関外で1日人間ドックを受けた場合の補助も計上されています。

また、国保の特徴として被保険者の大半を高齢者が占めていますが、低所得者への配慮もなされています。

今回答弁の中で、今後事業運営上、保険税の見直しが必要になっていくことが示されました。値上げをすることは市民に負担を強いることではありますが、適正な時期に議論をしていかないと、さらに増につながりかねません。国の激変緩和も6年間と聞いています。新年度も税の公平性の観点からの収納率の向上、市民の健康を増進していく取り組みをさらに進め、低所得者への配慮を求め、この議案には賛成するものです。

議員各位の賛同を求め、討論といたします。

○議長（西川憲行君）

8番 森 美和子議員の討論は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

議長のお許しを得ましたので、議案第6号亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正について及び議案第25号平成30年度亀山市一般会計予算について、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、議案第6号ですけれども、退職金手当の支給における減額の一部改正についてですけれども、当亀山市においては、平成25年度から3年間、人事院勧告に基づき現行の100分の87の制度でとり行っております。

再度このたび上程されました議案は、人事院勧告により3.3%の減額をとすることは、やはり今の社会情勢によりますと、今後優秀な市職員を求めるとにおいて、やはり将来の憂いなく退職金制度を現状のまま100分の87で堅持するのが妥当だと私は思っております。

その中で、今回さらに金額にしまして部長級で80万、課長級・室長級で70万という減額を今回上程されています。そのことについて、市職員に臨む学生らの希望が途絶えるのではないかとという危惧を持っております。また、現業職の職員も今現在の制度を維持することによって市民サービスに従事していただけるのではないかとという思いでおります。

よって、この議案については反対をしたいと思っております。

次に、議案第25号の一般会計でございます。

先ほども共産党の服部議員がおっしゃったように、私ども勇政においても、この一部駅前整備の議案については修正案を出させていただきました。修正案で予算決算委員会では修正案が否決されましたけれども、さきの予算決算委員会の集中審査の折にも、市長にこの駅前整備についての姿勢をただしました。あくまでもこれは組合施行でありますけれども、やはり予算に関してはどのようになっているかということについて尋ねましたところ、まず議会と行政は、二元代表制のもとにこの予算を認めることによって議会にも責務があるということについてで、大変私は危惧しております。といいますのも、この8月に駅前が発注しました基本設計ができた後に、やはりこの予算を組むべきであると。また、組合員の負担金の増額が予想されるこの本予算については、到底認めるわけにはいきません。

また、その他の項ですけれども、乗合タクシー制度でございます。

現在の乗合タクシー制度、10月1日の施行を目指した予算化がされております。現在、乗合タ

クシーの協力会社は2社と聞いております。この乗合タクシー制度を施行するには、市内業者最低3社の必要があるかと思えます。そのことにつきましても市長にただしましたところ、市長は、担当部局に任せっきりで市長自体の施策じゃないと。市長の施策でない予算が、このたび計上をされております。そういうようなものには、私は賛成することはできません。

どうか議員各位のご賛同を賜りますようによろしくお願いいたしまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（西川憲行君）

18番 櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

次に、1番 今岡翔平議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

議長のお許しをいただきましたので、議案第1号亀山市病院事業基金条例の制定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

本条例は、亀山市立医療センターにいただいた寄附の使い道を明確化するために基金を設置するという趣旨のものでありましたが、会派内では大きく2つの意見が出ました。1つは、市の一般会計から病院事業会計に繰り入れをしている実態がある中で、病院が寄附を受け取ってしまうことがよいのかどうかという意見、もう一方は、せっかく基金を設置するのであれば、これを病院事業の赤字解消につながるよう募集や運用面で積極的に活用すべきというような意見でした。

議案質疑や委員会の議論を通じ条例の制定意義や基金の活用方針についてただしましたが、いずれの意見についても明確な回答を得られませんでした。

そもそも亀山市が寄附を受け取ることで、結局は赤字補填分、必要支出分で寄附が相殺されること、また使い道の明確化は、基金の設置でなくてもほかにきちんと寄附者に伝える方法があること、さらに基金への積み立てへの過程で、いただいたご寄附を速やかに活用できず、時間がかかることが寄附をされた方の意向に沿うものか疑問が残ること、以上の理由により本条例の制定は必要のないものであります。

よって、亀山市病院事業基金条例の制定に反対いたします。

以上、議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（西川憲行君）

1番 今岡翔平議員の討論は終わりました。

次に、7番 福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党を代表して、議案第1号亀山市病院事業基金条例の制定について、議案第3号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第4号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について、議案第6号亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正についての4議案に、反対の立場で討論します。

まず、病院の基金条例の制定です。

公立病院は、災害時も市民のために働き、亀山市の場合は、お祭りなどのイベント時にも市民の命と健康を守るために出て来ていますし、地域医療の頼りになる支えともなっています。そんな市立医療センターについて、市民一人一人が自分たちの病院と親身に感じて、よりよい病院にして

いくことは大切なことですし、否定するものではありません。

しかし、公立の病院という場所は、言うまでもなく誰にも等しく医療や看護等のケアを提供する命の現場です。そのために個人の方から、特に患者さんやその家族からはお礼など一切もらわないというのが通常です。今回、市民の方からご寄附をいただいたことをきっかけに、基金を設置するということです。今後、さらなる寄附を募るものではないとのご答弁でしたが、基金という受け皿をつくることにより、そのつもりがなくても、さらなる寄附を募るというアピールをしてしまうことは否めません。

以上の理由により、基金の設置は適切でないと考え反対するものです。

次に、議員と市長及び副市長の期末手当を0.1カ月引き上げる2つの条例の一部改正です。

今回の一部改正は、去年の人事院勧告で職員の勤勉手当が0.1カ月引き上げられたことに準じて、議員と市長及び副市長、教育長、病院事業管理者の期末手当を0.1カ月引き上げるというものです。今回、第三者機関である特別職報酬等審議会に諮問をし、答申を得たことは評価します。

しかし、職員と違い特別職は、人事院勧告に準じなければならない法的な規定はありません。そもそも人事院勧告は、憲法28条で、全ての勤労者に保障された労働基本権が争議権の禁止など不当にも制約されている中で、その代償措置として、国家公務員の給与を民間と比較した上で勧告するものであり、独自に決めることのできる特別職が準ずる必要のないものです。同時に、去年の人事院勧告による職員の0.1カ月の引き上げは勤勉手当であり、特別職にはない手当の引き上げです。

以上のとおりこの議案には反対いたします。

最後に、職員の退職手当の引き下げです。

国家公務員と亀山市職員とは、組織、機構が全く違い、職員数や年齢構成も全く違います。

辞職した佐川前理財局局長の退職金が5,000万円と報道されたように、同じ公務員であるというだけで比較することに無理があるのです。

また、退職金の引き下げは公務員労働者の老後の生活に大きな影響を与え、こうした引き下げがさらなる民間労働者の退職金の引き下げに連動するという引き下げの悪循環をもたらし、景気回復や地域経済に大きな悪影響をもたらします。長年にわたり市政に貢献されてきた職員の退職手当の引き下げをするこの議案には反対するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（西川憲行君）

7番 福沢美由紀議員の討論は終わりました。

次に、17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それでは、議案第3号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第4号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

これら2つの議案は、平成29年8月の人事院勧告に鑑み、国家公務員の給与改定の取り扱いに準じ市職員の給与を平成29年12月に改正したことから、市議会議員及び市長、副市長、教育長、病院事務管理者の期末手当も支給月額を0.1月引き上げようとするもので、関連がある議案であ

ります。これまで人事院勧告を受けてのこのような期末手当の条例改正の提案はありましたが、その都度議会からは市民の意思を反映させたものとするため、期末手当も特別職報酬等審議会に諮問するよう意見が出されておりました。

今回ようやく特別職報酬等審議会の条例を改正され、期末手当まで審議会の審議対象としましたが、今回の審議会への諮問内容を見ますと、議員及び市長を初めとする特別職の報酬及び給料の本俸とそれぞれの期末手当の支給月額について諮問し、それぞれ答申を受けております。特別職については、実際に支給される給料は本俸から5%減額されており、これまで特別職報酬等審議会に諮問する場合には、本俸と5%減額後の額の両方を諮問し、それぞれ適当であるとの答申を受けておりましたが、今回は5%減額の諮問はされておられません。なぜ今回は諮問しなかったのか、今回の条例改正は、期末手当の支給月額を改正するものであります。特に、特別職の期末手当を計算する際の基準となる給料の額は5%減額後の額であることから、なおさら5%減額後の給料の額も諮問すべきであると考えます。

総務委員会においても、特別職の5%の削減についてしましたが、市長は自身の政治判断と、まことに都合のいい答弁をされました。政治的判断をしようとするならば、審議会に民意を問う必要はないと私は思いますが、市長は過去から5%の減額について諮問されており、今回の答弁と、これまでの諮問の内容には矛盾があり、大変疑問に思うところであります。

以上のことから、今回は特別職報酬等審議会に対する諮問の内容に不備があり、本来必要な特別職の5%削減後の額についての答申が得られていない状況であるにもかかわらず、この答申を根拠として条例改正に提案されていることは問題であることから、この議案に対して反対するものであります。

議員各位のご賛同を求め、討論いたします。

○議長（西川憲行君）

17番 小坂直親議員の討論は終わりました。

以上で通告による討論を終結し、議案第1号から議案第32号まで及び議案第34号から議案第38号までの37件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それではまず、討論のありました議案第1号亀山市病院事業基金条例の制定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第1号亀山市病院事業基金条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第3号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立少数であります。

したがって、議案第3号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、否決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第4号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、否決でありますので、原案について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立少数であります。

したがって、議案第4号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正については、否決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第6号亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第6号亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第25号平成30年度亀山市一般会計予算について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第25号平成30年度亀山市一般会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第26号平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第26号平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第27号平成30年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第27号平成30年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外のうち、議案第19号平成29年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第19号平成29年度亀山市一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外のうち、議案第2号、議案第5号、議案第7号から議案第18号まで、議案第20号から議案第24号まで、議案第28号から議案第32号まで及び議案第34

号から議案第38号までの29件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものとしております。

本各案を、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第2号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

議案第5号 亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第7号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第8号 亀山市基金条例の一部改正について

議案第9号 亀山市運動施設等条例の一部改正について

議案第10号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第11号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第12号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第13号 亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第14号 亀山市都市公園条例の一部改正について

議案第15号 亀山市水道事業給水条例及び亀山市公共下水道条例の一部改正について

議案第16号 亀山市立医療センター使用料及び手数料条例の一部改正について

議案第17号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

議案第18号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第20号 平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第21号 平成29年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第22号 平成29年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第23号 平成29年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第24号 平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第4号）について

議案第28号 平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について

議案第29号 平成30年度亀山市水道事業会計予算について

議案第30号 平成30年度亀山市工業用水道事業会計予算について

議案第31号 平成30年度亀山市公共下水道事業会計予算について

議案第32号 平成30年度亀山市病院事業会計予算について

議案第34号 市道路線の認定について

議案第35号 市道路線の変更について

議案第36号 市道路線の変更について

議案第37号 市道路線の廃止について

議案第38号 専決処分した事件の承認について

は、いずれも原案のとおり可決及び承認することに決定しました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午後 3時14分 休憩)

(午後 3時25分 再開)

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、去る7日の本会議におきまして、総務委員会にその審査を付託しました日程第38、議案第33号を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、高島 真議員の退席を求めます。

(3番 高島 真君 退場)

○議長（西川憲行君）

総務委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

鈴木達夫総務委員会委員長。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告します。

去る7日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、16日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第33号損害賠償の額を定めることについては、庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、レンタカー代と代車代が含まれているがどう違うのかとの質疑があり、これについては、レンタカーは一定期間以上は継続して使用できないと伺っており、5月20日から10月17日まではレンタカーで対応し、10月28日から11月30日までは修理工場の代車で対応したためであるとの答弁でありました。

次に、損害賠償額が50万円以下の専決処分の議案であっても、代車やレンタカーを使うことができるのかとの質疑があり、これについては、修理に時間を要して、他の車がない場合は市有物件共済会から代車代、レンタカー代は法的に認められているので、そういった請求があれば対応できると考えているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告とします。

○議長（西川憲行君）

総務委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西川憲行君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第33号について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第33号損害賠償の額を定めることについて、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第33号損害賠償の額を定めることについて、原案のとおり可決することに決定しました。

(3番 高島 真君 入場・復席)

○議長（西川憲行君）

次に、日程第39、委員会提出議案第1号及び日程第40、委員会提出議案第2号の2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

櫻井清蔵議会運営委員会委員長。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ただいま上程いただきました委員会提出議案第1号及び第2号につきましては、議会運営委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私から提案理由の説明をいたします。

まず初めに、委員会提出議案第1号亀山市議会基本条例の一部改正についてでございますが、亀山市議会基本条例では、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件として、亀山市総合計画条例に規定する基本計画の策定、変更または廃止を規定していますが、このたび数ある分野の分野別計画の中から新たに議会の議決事件に加えるべき計画について、議会改革推進会議及び議会改革推進会議検討部会での検討を重ねてきました。

その結果、市の基本構想及び都市計画の方針に則して策定される都市マスタープランは特に重要な計画であることから、その策定、変更、または廃止について、議会の議決事件とするため、所要の改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、都市計画法第18条の2第1項の規定により定める都市計画に関する基本的な方針（都市マスタープラン）の策定、変更（軽微なものを除く）または廃止を議会の議決事件に追加いたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

続きまして、委員会提出議案第2号亀山市議会委員会条例の一部改正についてでございますが、平成30年4月1日実施の組織・機構改革に伴い、常任委員会の所管を改めるとともに、議会運営と条例の規定の整合を図るため、所要の改正を行うものです。

改正の内容としましては、まず第2条第2項に規定する常任委員会の所管について改正をいたします。

改正する箇所は、総務委員会については、総合政策部の所管に関する事、防災安全課の所管に

関すること、会計課の所管に関すること、消防本部及び消防署の所管に関することとし、その他の所管については現行どおりとします。

次に、教育民生委員会については、生活文化部の所管に関することとし、その他の所管については現行どおりとします。

次に、産業建設委員会については、産業建設部の所管に関すること、上下水道部の所管に関することとし、その他の所管については現行どおりとします。

次に、同じく第2条第2項に規定する予算決算委員会の所管として、亀山市総合計画条例に規定する基本構想及び基本計画の議案に関することを明記いたします。

次に、第5条について、任期満了前に委員が改選された場合の任期起算の規定を削除いたします。

次に、第14条について、地方自治法の改正により常任委員会の複数所属は可能となり、常任委員の辞任が可能となっていることから、常任委員の辞任について規定します。

なお、施行日は平成30年4月1日とします。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜るようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本各案について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。

なお、委員会提出議案第1号及び委員会提出議案第2号の2件については、会議規則第36条第2項の規定により、常任委員会への付託はしないこととします。

次に、本各案について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、委員会提出議案第1号及び委員会提出議案第2号の2件について、起立により採決を行います。

まず、委員会提出議案第1号亀山市議会基本条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第1号亀山市議会基本条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第2号亀山市議会委員会条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第2号亀山市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり

可決することに決定しました。

次に、日程第41、議員提出議案第1号を議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ただいま上程をいただきました議員提出議案第1号核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書。

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから70年以上経過した昨年7月、ついに「核兵器禁止条約」が122カ国の賛成多数により採択されました。

この条約では、核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、あらゆる活動を禁止するとともに、核兵器は破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法などに反するものであると断罪し、今や不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

これは、被爆者とともに我々国民が長年にわたり切望し続けてきた核兵器完全廃絶につながる画期的なことでもあります。

また、9月から始まった国連総会では、核兵器禁止条約を「歴史的な成果」と位置づけ、多数の非核保有国が禁止条約を支持し、「核兵器のない世界」へさらなる行動を始めたことは重要であります。中でも、加盟国の3分の2近くの賛成で採択された決議「多国間核軍縮交渉の前進」は、全ての国が核兵器禁止条約に署名し、批准することを国連決議として初めて加盟国に呼びかけました。

条約によって、核兵器を違法化し、禁止する国際的な規範が打ち立てられたことで、核軍縮の議論に新たな変化が生まれてきています。

こうした中、唯一の被爆国であるにもかかわらず、政府が条約の交渉にさえ参加しない態度をとり続けていることは、今なお苦しんでいる広島・長崎の被爆者の願いに背を向けるものであります。

核兵器禁止条約の批准を求める声は、政治的立場を超えて広がっており、今こそ核の傘から脱却し、核兵器の禁止と廃絶を求める世界の流れと連帯することが求められています。

よって、恒久平和を強く願い、「非核平和都市宣言」を議決している亀山市議会としては、政府が早期に核兵器禁止条約を批准されますよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川憲行君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議員提出議案第1号について質疑を行います。

通告に従い、発言を許します。

8番 森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

それでは、議員提出議案第1号核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書の提出について質疑をさせていただきます。

条約締結によって核保有国と非保有国との間に現在、溝ができております。その対話、協議を促すべく、唯一の被爆国として国が果たす役割をこの意見書の中に明記する必要があるのではないかと思いますが、明記されないのはなぜなのかお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

8番 森 美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

森議員の質疑にお答えをいたします。

日本国政府が果たすべき役割、私はまず被爆国の政府として、この核兵器禁止条約を批准すること、このことがまず日本国政府がやるべきことであるというふうに思います。それをした上で、言われるような核保有国と非核保有国との間の問題、これはやっていかなきゃならないというふうに思います。

まずは、日本がみずから態度表明をする。このことが批准をするという意味で大事ではないかというふうに考え提案をさせていただきました。

○議長（西川憲行君）

8番 森 美和子議員の質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑を終結します。

お諮りします。

議員提出議案第1号については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

議員提出議案第1号は常任委員会への付託を省略することに決定しました。

会議の途中ですが、5分間休憩します。

（午後 3時43分 休憩）

（午後 3時48分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議員提出議案第1号について討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

8番 森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

公明党を代表して、核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書に、賛成の立場で討論します。

昨年7月に国連で採択された核兵器禁止条約は、核兵器を違法化する初めての規範であり、核兵器のない世界への大きな一歩であることは間違いありません。

ただし、質疑でも申しましたが、条約締結に核保有国が入っておらず、さらに非保有国との間に

溝ができていても事実です。本来は、核保有国と非保有国とで議論をしていくことが必要であります。こうした意味において、公明党が強く提案した賢人会議が昨年11月に開催されました。核保有国と非保有国の有識者が議論する場として、広島で開催されたことは大きな意義を感じます。

意見書にあるように、ただ条約を批准することだけでは表現としてはわかりやすいのですが、現実的なものになりません。唯一の被爆国として仲立ちをしていく中で、保有国と非保有国との議論が進んでいくことが、真の核兵器禁止に向けた流れになっていくものと考えます。

以上のように、公明党としての運動論、進め方について少々述べさせていただきましたが、今回の意見書の考え方には賛成します。

議員各位の賛同を求め、討論いたします。

○議長（西川憲行君）

8番 森 美和子議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議員提出議案第1号核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議員提出議案第1号核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時50分 休憩）

（午後 4時00分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第42、議案第39号から日程第44、議案第41号までの3件を一括議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第39号亀山市副市長の選任同意についてでございますが、亀山市副市長の広森 繁氏は、平成30年3月31日をもって任期満了となりますので、後任者の選任について、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

後任者といたしましては、現在、本市の環境産業部長であります西口昌利氏が適任であると存じますので、その選任同意についてお願いするものでございます。

なお、任期は平成30年4月1日から4年間でございます。

続きまして、議案第40号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の多田照和氏は、平成30年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めます。

なお、任期は平成30年7月1日から3年間でございます。

次に、議案第41号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の内山玉雄氏は、平成30年3月31日をもって任期満了となりますので、後任の委員として亀山市太森町349番地にお住まいの宮崎 司氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めます。

なお、任期は平成30年7月1日から3年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川憲行君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより本各案について質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

ただいま上程いただきました議案第39号亀山市副市長の選任同意について、お伺いをさせていただきます。

今回出されております選任者につきましては、何ら申し上げるべきことはございませんし、反対する意思もないんですけど、それまでの市長のその過程、選任同意に至るまでの副市長の人事の判断、そしてその時期、そして選任同意の考え方についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

17番 小坂直親議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、副市長の選任同意についての考え方ということでありますが、ご案内のように、地方自治法によりまして、副市長の任期が4年間と定められております。

今回、この年度末をもちましてこの4年間の任期満了を迎えますので、後任者として最適の人物として西口氏を選任をし、議会の同意を求めます。

それから、その判断の時期ということでございましたが、当然この人事案件につきましては、この議会運営委員会等々で慣例もございまして、お伝えしてまいりましたが、この定例会最終日の追加議案という形で提案をさせていただきます。

したがって、その議会の手続も含めまして、私自身として適切な時期にその判断をさせていただきます。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

その適切な時期というのが問題なんですよ。優柔不断な市長の判断が今までどうしてもわかりにくいところは、総合的に判断とか、適切な時期にとというのは、市長の得意とするところなんです。

一応、今回その自治法の逐条解説によると、選任については議会の選任同意なんですけど、退任については失職なのか、退職申し出なのか、住民の監査請求なのか、市長による解職なのか、この4つが自治法の逐条解説に書いてあるわけなんですけど、副市長の職務としては、市長の補佐とか、市長の命を受けて政策、企画をつかさどるとか、職員の担当事務監督、市長の職務の代理、市長から委任を受けた業務と、ここいらが副市長の職務になっておるんですけど、ここいらが欠いた結果なのか、そこらがどんな判断をされたのかということなんです。

前回は曖昧な時期に、曖昧なことで行って、前の副市長についても2月3月のごたごたの、急遽1期で終わっていると。そのときは県職を退職されてからの再任ということなんですけど、今回は現職中1年を残してまで、退職させてまで任命しておきながら任期満了だからと。今後は次の任命者についても1年残して退職されて4年ということですけど、これは市長は3期務めたときは、田中市長から小坂副市長がされて、それで2月に急遽県からの退職やということで。全てが1期1期なんですね、それが。それは最初から副市長選任のときに1期と申し上げておったのか、なかったのか。結果として1期だったのか、その辺は、それでないと、再任される方も困ると思います。適切な時期と言われたけど、私が聞くところによると、議会の代表者会議が13日ですよ。議長に申し入れしたのは3月11日だと思うんですよ。それ以前に後任者の了解をとって、そして前任者の、あなたは任期まででやめてくださいということを上上げたのか、申し上げていないのか、それはもう本人が任期満了でやめないかんもんだと思っておるのか、その辺のところは非常に曖昧であったということのために、全体の人事そのものも難しい状況になったんだろうと思うんですけど、市長が、今度も4年間ですよということなんですけど、あなたの任期は3期13年で、あと3年なんですよ、任期は。だけど、今度の4年間は保障することはできないですよ。あなたがもう一遍市長に出るというならまた話は別かわかんけど、あなたの次の4年間に対しては3年しか権限はないんですよ。だから今までの前回の今の副市長と、それから前回の副市長と任期がおのずと違うと思うんですよ。その辺からも含めても、次から次へかえていくことについて、その時期を前々回、前回の場合はもう少し早い時期やったけど、こんな3月に混乱することはなかったと思います、内示が出るまでは。もう少し本人の了解をいつとって、それで次の方にいつ了解をとって本人の退任するのはいつ、適当な時期ではわかりません。いつ本人に了解をとって、次の選任同意の方の了解をとったのかということを知りたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まずこれはご案内のように、その地方自治法、たしか163条だったと思いますが、副知事並びに副市長の任期については4年間と定められております。

したがいまして、これはその任期途中で何かあったということではなくて、任期満了、この時点をもって一つの区切りということで、これはご案内のとおりでございます。

あわせて今、その人事にかかわります非常にデリケートな案件でございますので、これも釈迦に

説法でございますが、いわゆる過程の詳細につきましてここで申し上げることは控えさせていただきます。と思っております。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

釈迦に説法と言われても、相手も人間ですよ。蛇の生殺しで、どうしていいのか自分の進退も任期満了でという思いもありながら、何ら欠点もない、支障もない、皆さんおおよその方は、何ら欠点もなければ不祥事がなければ再任されることもあり得るんだろうなという思いもあった人もあろうかと思えます。

前回はそうです。前回は、いつに言われていつ言われたか知らんけど、安田氏が急遽やめることになったということなんですけど、本人もかなりお怒りのところもあったみたいですよ、不本意なところもあったみたいですよ。そんなことを、また同じようなことを繰り返すのかというと、これは市長の日ごろからの曖昧な態度、曖昧な判断、そして都合が悪いと総合的判断だけでは、今後、次に選ばれる方も本当に気の毒だと思うんですよ。4年間ですよと今言うけれど、あんたのあと4年間はないんですよ。あと3年であんたの任期は、公約では3期12年で、3年で切れるんですよ。また再任して選挙して勝つという自信があんのやったら結構やけど、そんなことにはならないですよ。だから、市長がかわれば当然進退伺を出さんならんという、そんなことをあんたが自信持って言えることじゃないと思うんですよ。そのことを含めて、その人事案件については、ほかの案件についても2期70歳を超えない範囲内ということなんですけど、今度の場合は、かつかつ1人の方はあれですけど、そこらを含めて、何ら支障もない、市政に対してマイナスでないプラスであったという方を退職させてまで選任しておきながら、はい、そうですかということをやめることについては、いささか市長の人間性を私は疑わざるを得ない。実のない人事であったということだけを申し上げて終わります。

○議長（西川憲行君）

17番 小坂直親議員の質疑は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

議案第39号の亀山市副市長の選任同意について質疑をさせていただきますけれども、先ほど小坂議員とも重複するけれども、同じような思いなんですけど、私も。ほんまに今の件、副市長は何か、これ地方自治法何とかかんとか言うて、任期は4年というような話やけれども、私はこの間の前安田副市長も同じようなことで、この場で質問させていただきました。これ手元に議事録持っておるんですけどね、あんたの答弁を。そのときに市長にいろいろ尋ねさせてもろうた中で、副市長の任期は4年間で、その都度さまざまな判断して、あるべき姿を判断して組織づくりうんちくと言うていただきますけれども、外部登用して前回安田君が副市長になったと。そのときに、今回の現副市長さんはこういうような理由でしたな。「新年度市制10周年の節目に当たるという局面でございます。次なる、また新たなステージを切り開いていかなくはなりません。その意味から、市政の一層の進展を図るという意味から内部登用を図るべきであると、そのような判断をいたしましたものでございます」という形で私に答えてもろてあるんですわ。

そしてまたこれ、今も小坂議員も言われたように、市長任期あと3年足らずですよ。そして、いみじくも市制15周年記念というのを控えておると。その中で、今回選任を求められておる西口君が、適当、不適當というのは、私はよう言いまへんけれども、長いこと彼の役所人生を私も見ていますから。ただ広森副市長も、私もこれ亀山市と関町が合併してから久しく総務部長として、現職のときに職員全体を統括した中での職務をしてみえて、それでいみじくも安田副市長のかわりに内部登用という形で副市長をやられたと。なぜそこで、任期4年で副市長はかえていってもいいのやという意味合いのものでは私はないと思うけれども、市長としては。それは任期4年ごとに副市長をかえていかんと、あなたの市政がうまいこといのか。いっていなかったのか。前任者の小坂副市長が1年間、次に県の福祉部長をやった安田君は4年間、今回広森元総務部長が4年間、そしてまた今度新しい副市長を設けると。私は、行政、亀山市民5万人の長たる者のすべき人事ではないと私は思っておる。

はっきり広森副市長目の前において、何があかんねんって私は聞きたいんです、広森副市長の。何が櫻井市長として不都合があったんか。それを明らかにしてもらわんことには、後任者も気の毒やと思う。その思いを語っていただけませんか、市長。そうせんことには、4年ごとに副市長がこうやって、あなたがこれで在任これ今3期目の1年10カ月過ぎた中で、わずか9年足らずで、10年も満たん間に4人目でっせ。それで、市政、市民の市長に対する信頼、それが私は損なわれると思っておる。特に、市職員の統制、それもできない。それで、今年は特にあなたがその組織改編で職員のマネジメント能力というんですかな、それを高めるために部室制から部課、グループ制という組織改編をされた。その中で、この副市長人事はこういうふうにと出てきたと。

まず1点、現職副市長が何かあなたの不都合があったんか、なかったんか、そこから一遍答えてください。

○議長（西川憲行君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず先ほども申し上げましたが、少し誤解があるとあきませんので申し上げますが、この最初の小坂副市長につきましては、ちょうど選任同意をいただいて、その1年目でございましたけれども、健康上の理由からご退任をいただいたという形でございます。

また、前回、それから今回と、繰り返しになりますけれども、副市長の任期は4年間という区切りの中で、その任期を全ういただいております。その段階で2期8年をお願いするとか、3期12年をお願いするとか、そういうことを申し上げることではございません。あくまでその任期の中でご努力をいただいておりますのでございます。それはご案内のとおりでございますけれども、またその現副市長につきまして、何があかんかったかというご質問でございましたが、広森副市長は、長年のキャリア、識見をもちましてこの4年間、市政の進展、それから公共の福祉の向上に最大限の努力をいただいております。このことは議員各位もご案内のとおりでございます、私どももそのように強く敬意と感謝を持つものでございます。

したがって、先ほど申し上げましたけれども、いずれにいたしましても今回4年間の任期満了をもちまして、そして次の後任者につきまして最適任である西口氏を選任し、議会の同意をお願い

いしておるものでございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや僕は、西口君のことについては何も言うてまへんやんか。今、市長の今の答弁によると、今、広森現副市長は何の遜色もないということですよ。

確かに市長及び市議会議員は、4年ごとに選挙というのがあります。それは、市民の皆さん方から結局、市議会議員として認めてやろうやないかということで、お互いに市長も1票を投じてもらうて、そして市長の席から議員の席を市民の皆さんからいただいておるわけですよ。

だけど副市長になると、それではないわけですよ、任期4年1期でというのは。市長が今答弁された内容を聞かせてもらおうと、何の遜色もなかったんですよ。それは何か健康上で都合が悪いとか、ご家庭の間でいろんな問題があるというんやったら、それは考慮の一つに入るやろうと。だけど、今の市長の答弁からいくと、ただ任期満了というだけの話ですよ。何にもそれでこの4年間何の遜色もなしに副市長としての職務を果たしてくれたという評価をもってみえるんですよ。その評価をもってみえるんですよ、再度それを聞きたいですよ、その評価を。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど申し上げましたように、広森副市長は、この間市政の進展に格別の尽力をいただいて本当に努力をいただいたと、このように評価いたしております。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、今度部課制に移行する中で、やっぱりその部課制を協議したあなたの職務を代行できる副市長を中心に部課組織の再編を検討してきたと思うんですよ。その副市長を任期満了と切って切ることについては、この部課グループ制というのはうまく運営できるのかという懸念を私は持っておるんですけども、そういうような懸念は市長は持ってみえませんか。私の立場やったら、やはりこの部課制に移行した中での、再編をやった中での、やっぱり全職員の統率、市長が全部統率することはできんと思います。対外的にいろんなところへ行ってもらわんならんで。だけど市長が留守のときに、副市長として職務を果たすのに、部課制移行中でのやっぱり必要な人材ではないかと私は思うけれども、それにはちょっとでもお考えになったことはありませんかな。いかがですか。

俗に、わしもよう引用するんですけども、組織を守るためには、やっぱりいろんなことをせなあかんですよ。やっぱり人材というのは、組織の長がきちっと全体を見た中で、各部局を見た中で、ある程度統率、管理、監督、叱咤激励、それを育てて組織というのが動く。その組織の上にいるのは市民なんです。あなたのその思いだけで、やっぱり市民をきちっと見据えた中の人事をやっていただくのがあなたの職権やと思う。議会には人事の職権はありません。その点について一つ言いますけれども、要は朝のドラマでやっていますけれども、おてんちゃんというのをやっているんだ

けど、これ、よそで言うたんです、私ほかの場所で。始末・才覚・算用とあるんですけども、これが一つの組織を動かす一つのあれです。だけど一番大事なのは、それを総括して一番は人材というのがあるんですよ。人材を育成するためには、今言うた始末・才覚・算用という一つのものをやった中で、その人材を育成していくと。

だから、あなたおっしゃっている1期4年で任期が来たで副市長をかえるというような人事は、僕はもつてのほかやと思う、あなたの考え方は。

今、小坂さんも言われたように、今回も1年残して退職してもろうて、副市長に、このような議案に上がってきておると。西口君にはご苦労さんやと思うておる、こういうような議案出てきた中で。もう一遍だけ聞かせてください。こんなことをやっておつて、市民はなるほどなと思うてみえるのかどうか。

あと、あなたはもう3年しかないんやで、4期目はないと私は思っておるけど、私は。あなたの公約からいくとね。それで、やっぱり安田君でもそうですよ。彼も63ですよ。広森君は今63やと思うけれども、今人生65まで一つの世の中の流れはなっておるんですよ。そういうことを思われやんだんか。やっぱりあと3年いて継続してもろうておれば、今の副市長も65超えはと思う。それからまた第二の人生を歩いていくと。それだけぐらいのやっぱり器量がないとは思わかんと思うけど、そんな器量を持ち合わせてござらんのかな、ちょっと聞きたい、あんたに。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

器量があるかないかは、もう皆さんのご判断にお任せしますが、さっき、くしくもおっしゃられましたように、今の亀山市の市政の運営、あるいは行政を回していくという中におきまして、今回の任期満了に伴う人事案件につきましては、当然市長の権限と責任におきましてその判断をさせていただいたものでございます。この点は従来からもそうでございますし、その責務の中で一番最適な政策判断をさせていただいておるものでございまして、これは釈迦に説法だと思いますけれども、深いご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

人事案件は私の職権やから、私の好きなようにするというお考えやったらやむを得んすわな、それ以上私は言えませんがね。

この場をおかりして、広森副市長には本当に長年ご苦労さんでございました。本当に私も合併してから十四、五年ご一緒させてもろうたんですけども、ご苦労さんでございましたということをつけ加えさせてもらって、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第39号から議案第41号までの3件については、会議規則

第36条第3項の規定により常任委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

議案第39号から議案第41号までの3件については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

会議の途中ですが、5分間休憩します。

(午後 4時31分 休憩)

(午後 4時38分 再開)

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第39号から議案第41号までの3件について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、議案第39号から議案第41号までの3件について、起立により採決を行います。

まず、議案第39号亀山市副市長の選任同意について、起立により採決を行います。

本案について原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第39号亀山市副市長の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第40号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第40号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第41号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第41号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

以上で今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西川憲行君)

ご異議なしと認めます。

平成30年3月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。

(午後 4時40分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年3月27日

議 長 西 川 憲 行

1 番 今 岡 翔 平

11 番 伊 藤 彦 太 郎